

平成 21 年 6 月 12 日

独立行政法人国際協力機構

債券内容説明書（案）について

第2回国際協力機構債券の起債において、当機構が作成致しました「債券内容説明書（案）（平成21年6月1日現在）」（以下「債券内容説明書」という。）について、下記のとおりと致します。

記

1. 債券内容説明書1ページから5ページの「第一部 証券情報」については、別紙をご覧ください。
2. 債券内容説明書46ページから48ページの「3. 事業等のリスク」中の各項における将来に関する事項は、本日（平成21年6月12日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

以上

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行債券

銘柄	第2回国際協力機構債券	債券の総額	金30,000百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金30,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成21年6月12日
発行価格	額面100円につき 金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
利率	年2.341%	払込期日	平成21年6月19日
利払日	毎年6月20日 及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	平成41年6月20日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <p>1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成21年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半か半分を支払う。</p> <p>2. 平成21年6月20日の分につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。</p> <p>3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第2項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成41年6月20日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「改正JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	
取得格付	取得格付:	AAA	
	格付機関:	株式会社格付投資情報センター	
	取得月日:	平成21年6月12日	
	取得格付:	AA	
	格付機関:	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス	
	取得月日:	平成21年6月12日	

1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。
2. 募集の受託会社
 - (1) 改正 JICA 法第32条第8項に基づく受託会社は、東京都所在の株式会社みずほコーポレート銀行とする。
 - (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
 - (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。
 - (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。
 - (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成21年6月12日付第2回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
 - (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
3. 期限の利益の喪失事由
 本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
 - (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から5営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。
 - (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
 - (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
4. 期限の利益喪失の公告
 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第5項(2)に定める方法により公告する。
5. 公告の方法
 - (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に関係する事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 - (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
6. 債券原簿の公示
 当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。
 - ① 当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき
 - ② 当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき
 - ③ 当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき

<p>摘 要</p>	<p>7. 発行要項の変更</p> <p>(1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>8. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 債権者集会は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(3) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は発行要項の定め違反するとき</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき</p> <p>④決議が本債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第5項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手続に要する合理的な費用は当機構の負担とする。</p> <p>9. 元利金の支払</p> <p>本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。なお、当機構は、改正 JICA 法第 32 条第 9 項及び業務規程等に従って、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。</p> <p>10. 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券に関する事務」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>11. 発行代理人及び支払代理人</p> <p>別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社みずほコーポレート銀行においてこれを取り扱う。</p>
------------	---

2. 債券の引受け及び債券に関する事務

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件 1. 引受人は、本債券の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は総額 11,500 万円とする。
	日興シティグループ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号	15,000 百万円	
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	15,000	
	計	—	30,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号		

3. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
30,000 百万円	120 百万円	29,880 百万円

(2) 手取金の使途

上記差引手取概算額 29,880 百万円は、全額を改正 JICA 法第 13 条第 2 項に定める有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当致します。

債券内容説明書（案）

平成 21 年 6 月 1 日現在

第 2 回国際協力機構債券

独立行政法人国際協力機構

1. 本債券内容説明書（以下、「本説明書」といいます。）において記載する「第2回国際協力機構債券（以下、「本債券」といいます。）」は、「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成18年法律第100号）施行後の独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第32条に基づき、外務大臣及び財務大臣の認可を受けた国際協力機構債券の発行に係る基本方針に則って、独立行政法人国際協力機構（以下、「当機構」といいます。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第3条第2項の規定が適用されることから、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は行われておらず、本債券及び本説明書に対しては、同法第2章の規定は適用されません。また、当機構及び平成20年10月1日に廃止される以前の旧国際協力銀行（以下、「旧JBIC」といいます。）が作成する財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明は求められておりません。
4. 当機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第37条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成15年外務省令第22号）等に基づき作成しております。
また、旧JBICの財務諸表を記載しておりますが、これは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第42条の規定による廃止前の国際協力銀行法（以下「旧JBIC法」といいます。）第40条第1項の規定に基づき、旧JBIC法、関連政省令及び告示、並びに財政制度審議会公企業会計小委員会（現；財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会）が定めた「特殊法人等会計処理基準」に依拠して半期及び事業年度ごとに作成しています。また、上記財務諸表に加え、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」に準拠して作成し、金融商品取引法第193条の2第1項所定の監査証明に準ずる監査法人による監査証明を受けた財務諸表を、本説明書において併記しています。

本説明書に関する連絡先

東京都渋谷区代々木2-1-1 新宿マインズタワー
独立行政法人 国際協力機構
資金・管理部 市場資金課
電話番号 東京 03 (5352) 5344

目 次

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	2
1. 新規発行債券.....	2
2. 債券の引受け及び債券に関する事務.....	5
3. 新規発行による手取金の使途.....	5
第二部 発行者情報	6
第1 発行者の概況	7
1. 主要な経営指標等の推移.....	7
2. 沿革.....	9
3. 事業の内容.....	10
3-1. 当機構の概要.....	10
3-2. 当機構の業務内容.....	15
3-3. 当機構の財務.....	24
4. 関係会社の状況.....	29
4-1. 関連会社、関連公益法人等について.....	29
4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について.....	29
5. 職員の状況.....	31
第2 事業の状況	32
1. 業績等の概要.....	32
2. 対処すべき課題.....	40
3. 事業等のリスク.....	46
4. 財政状態及び経営成績の分析.....	49
4-1. 平成19年度財務諸表（概要）.....	49
4-2. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成19年度法定財務諸表（概要）.....	51
4-3. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成19年度民間財務諸表（概要）.....	54
4-4. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成20年度法定財務諸表（概要）.....	60
4-5. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成20年度民間財務諸表（概要）.....	63
4-6. 有償資金協力勘定開始貸借対照表について.....	69
4-7. 財政投融资事業に関する政策コスト分析について.....	70
5. 経営上の重要な契約等.....	71
第3 設備の状況	72
1. 設備投資等の概要.....	72
2. 主要な設備の状況（平成19年度末）.....	72
3. 設備の新設、除却等の計画.....	72
第4 発行者の状況	73
1. 資本金残高の推移.....	73
2. 役員の状況（平成21年5月1日現在）.....	74
3. コーポレート・ガバナンスの状況.....	76

第5 経理の状況	78
1. 当機構の財務諸表.....	78
1-1. 平成19事業年度財務諸表等.....	79
〔独立監査人の監査報告書〕	79
〔監事意見書〕	80
〔財務諸表〕	81
〔事業報告書〕	109
〔決算報告書〕	128
1-2. 平成18事業年度財務諸表等.....	129
〔独立監査人の監査報告書〕	129
〔監事意見書〕	130
〔財務諸表〕	131
〔事業報告書〕	157
〔決算報告書〕	166
2. 旧国際協力銀行法定財務諸表（特殊法人等会計処理基準準拠）	167
2-1. 平成20年度財務諸表.....	170
〔財務諸表〕	170
2-2. 平成19年度財務諸表.....	184
〔監事意見書〕	184
〔財務諸表〕	185
2-3. 参考情報.....	199
(1) 附属明細書（平成20年度）	199
(2) 附属明細書（平成19年度）	215
3. 旧国際協力銀行財務諸表（民間会計基準準拠）	231
3-1. 総括（平成20年度及び平成19年度）	232
〔独立監査人の監査報告書〕	232
〔財務諸表等〕	233
3-2. 国際金融等勘定（平成20年度及び平成19年度）	259
〔独立監査人の監査報告書〕	259
〔財務諸表等〕	260
3-3. 海外経済協力勘定（平成20年度及び平成19年度）	286
〔独立監査人の監査報告書〕	286
〔財務諸表等〕	287
第6 発行者の参考情報	306
1. 発行者の参考情報.....	306
2. 独立行政法人国際協力機構中期目標.....	307
3. 独立行政法人国際協力機構中期計画.....	315

注1：本説明書中の数値は特に他の記載がない限り、平成19年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）末現在のものです。

注2：本説明書中の数値は特に他の記載がない限り、当機構及び旧JBICの財務諸表作成のために、民間企業とは異なった会計処理を行ったものです。当該会計処理についての詳細は本説明書25ページをご参照ください。

注3：基本的に本説明書中の表は計数が四捨五入されているため、合計は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。

注4：本説明書内において融資・出資等に関する「承諾」とは、当機構又は旧JBICが融資・出資等について決定することを指しています。

注5：本説明書内の業務統計において用いている地域名内訳は、別途注記がない限り、次頁のとおりとなっています。

注6：本説明書内で用いている△はマイナスを表します。

注7：本説明書において、以下の用語は下記の意味を有します。

ODA	政府開発援助 (Official Development Assistance)
債務救済無償資金協力	重債務貧困国 (Heavily Indebted Poor Countries, 以下「HIPC」という。) 等、国際的に合意された枠組みに基づく債務救済の対象国の債務救済を行うことを目的として供与される無償資金協力。TDB無償とHIPC無償があったが、2002年12月10日の政府発表にて廃止が決定された。
TDB無償/TDB	<ol style="list-style-type: none"> 1. TDB無償とは、1978年に開催された国連貿易開発会議 (UNCTAD) の第9回貿易開発理事会 (Trade and Development Board, TDB) において、貧困開発途上国の債務負担の軽減を求める決議がなされたことを受けて、我が国が採用した債務救済方式。 2. 同方式では、債務国から円借款の返済を一旦は求めるものの、返済後に同額の無償資金を供与し、非軍事目的の財・サービスの輸入代金に充当する。 3. TDB無償の対象は、1989年度に「1987年度の交換公文締結分」まで拡大され、1998年10月の第2回アフリカ開発会議 (TICAD II) でアフリカの後発開発途上国 (Least Developing Country, 以下「LDC」という。) 諸国について「1997年度の交換公文締結分」まで拡大。
TDB対象債権	TDB無償の対象となる円借款債権。
HIPCs対象国	HIPCsとして認定された国。2008年末現在、IMF及び世界銀行によりアフリカを中心に41ヶ国がHIPCsとして認定されている。
HIPCsイニシアティブ	HIPCsの債務を持続可能な水準まで引き下げる国際的な債務救済措置イニシアティブで、1996年のリヨン・サミットで合意された。さらに1999年のケルン・サミットにおいて、HIPCsイニシアティブに関し、より手厚い債務救済を実施することが合意されたことを受けて、現在拡大HIPCsイニシアティブとも呼ばれている。
HIPCs無償	HIPCsイニシアティブが適用された場合に、債務救済の為に供与される債務救済無償資金協力。
DP/DP未達国 CP/CP到達国	<p>HIPCsの債務削減のための拡大HIPCsイニシアティブ適用に際しては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該HIPCの要請に応じて、第1ステージとしてIMF・世銀プログラムの実施状況をモニターし、 2. 第1ステージ終了時に同イニシアティブ適用の必要性について個々の国の状況に応じて判断した上で (決定時点: Decision Point, 「DP」)、 3. 第2ステージとして、一定の期間、当該国の貧困削減等に向けた取組を更にモニターし、 4. それを踏まえて同イニシアティブを実施する為の条件 (IMF・世銀プログラムの実施等) を満たしたと判断された時点 (完了時点: Completion Point, 「CP」) で債務削減が実施される。 <p>上記のプロセスにおいて、DPに到達していない段階の国をDP未達国、CPに到達した国をCP到達国と呼称。</p>

地域名	当該地域に含まれる国等
アジア	中国、韓国、モンゴル、ブルネイ、カンボジア、東チモール、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ、アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン
大洋州	オーストラリア、クック、フィジー、キリバス、マーシャル、ミクロネシア、ナウル、ニューージーランド、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、ニウエ
ヨーロッパ	アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マケドニア、セルビア、モンテネグロ、モルドバ、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、ウクライナ、トルコ、ベラルーシ、コソボ
中東	バーレーン、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、オマーン、パレスチナ、カタール、サウジアラビア、シリア、アラブ首長国連邦、イエメン、アルジェリア、エジプト、リビア、モロッコ、チュニジア、スーダン
アフリカ	アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、カーボベルデ、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セイシェル、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、トーゴ、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ、エリトリア
北米・中南米	アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、バリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、メキシコ、ウルグアイ、ベネズエラ

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行債券

銘柄	第2回国際協力機構債券	債券の総額	金●百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金●百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成●年●月●日
発行価格	額面100円につき 金●円●銭	申込証拠金	額面100円につき金●円●銭とし、 払込日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
利率	年●.●●%	払込期日	平成●年●月●日
利払日	毎年●月●日 及び●月●日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	平成●年●月●日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <p>1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成●年●月●日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年●月●日及び●月●日の2回に、各その日までの前半か年を支払う。</p> <p>2. 払込期日の翌日から平成●年●月●日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。</p> <p>3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第2項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成●年●月●日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「改正JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	
取得格付	取得格付:	AAA	
	格付機関:	株式会社格付投資情報センター	
	取得月日:	平成●年●月●日	
	取得格付:	AA	
	格付機関:	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス	
	取得月日:	平成●年●月●日	

1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。
2. 募集の受託会社
 - (1) 改正 JICA 法第32条第8項に基づく受託会社は、東京都所在の株式会社みずほコーポレート銀行とする。
 - (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
 - (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。
 - (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。
 - (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成●年●月●日付第2回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
 - (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
3. 期限の利益の喪失事由
 本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
 - (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から5営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。
 - (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
 - (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
4. 期限の利益喪失の公告
 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第5項(2)に定める方法により公告する。
5. 公告の方法
 - (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に関係する事項であつて、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 - (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
6. 債券原簿の公示
 当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。
 - ①当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき
 - ②当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき
 - ③当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき

<p>摘 要</p>	<p>7. 発行要項の変更</p> <p>(1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>8. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 債権者集会は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(3) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は発行要項の定め違反するとき</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき</p> <p>④決議が本債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第5項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手続に要する合理的な費用は当機構の負担とする。</p> <p>9. 元利金の支払</p> <p>本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。なお、当機構は、改正 JICA 法第 32 条第 9 項及び業務規程等に従って、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。</p> <p>10. 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券に関する事務」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>11. 発行代理人及び支払代理人</p> <p>別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社みずほコーポレート銀行においてこれを取り扱う。</p>
------------	---

2. 債券の引受け及び債券に関する事務

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額 百万円	引受けの条件
	日興シティグループ証券株式会社 野村証券株式会社 ●証券株式会社	東京都千代田区丸の一丁目5番1号 東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未 定	未 定
	計	—	●	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号		

3. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
●●●●●百万円	●●●●●百万円	●●●●●百万円

(2) 手取金の使途

上記差引手取概算額●●●百万円は、全額を改正 JICA 法第 13 条第 2 項に定める有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当致します。

第二部 発 行 者 情 報

第1 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

当機構は、平成20年10月1日に旧国際協力銀行（以下「旧JBIC」といいます。）の海外経済協力業務と、外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継致しました。

当機構の平成15年度から平成19年度までの経営成績は、以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

（単位：百万円）

決算年月	平成15年度 (注1)	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
経常収益	89,486	172,202	167,730	168,103	153,146
経常費用	89,159	171,482	166,834	162,212	157,900
経常利益又は経常損失(△) ※1	326	720	896	5,891	△4,754
臨時利益	1	1	1	1	7
臨時損失	0	83	41	99	16
当期総利益	327	637	855	5,793	39(注2)
資本金 ※2	88,508	88,508	88,508	88,508	83,333
純資産額 ※3	87,463	85,434	83,894	87,071	74,467
総資産額	113,277	110,389	113,543	112,648	106,753
業務活動によるキャッシュ・フロー	11,633	△250	5,224	2,156	1,316
投資活動によるキャッシュ・フロー	△25,881	△1,928	△1,780	△3,503	2,306
財務活動によるキャッシュ・フロー	△29	△48	△169	△252	△5,458
資金期末残高	5,626	3,504	6,862	5,192	3,162

(注1) 平成15年度は、平成15年10月1日から平成16年3月31日までの6ヶ月となっております。

(注2) 前中期目標期間繰越積立金取崩額として4,803百万円を計上後の金額であります。

(注3) 各計数には、平成20年10月1日付で旧JBICより承継した海外経済協力業務及び外務省より承継した無償資金協力業務は含まれておりません。

(指標等の説明)

※1 経常利益（又は経常損失）＝経常収益－経常費用

※2 資本金＝政府出資金

※3 純資産額＝自己資本＝政府出資金＋剰余金

参考として、平成20年10月1日付で当機構が承継した旧JBIC海外経済協力勘定の平成16年度から平成20年度の主要な経営指標等を以下に記載します。

海外経済協力勘定(旧国際協力銀行)

(単位：百万円)

決算年月	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (注2)
経常収益	695,949	687,991	680,017	676,528	517,459
当年度利益金	25,834	54,738	139,402	182,333	9,806
資本金	6,891,244	7,065,644	7,231,508	7,390,572	7,456,772
純資産合計(注1)	7,002,569	7,231,707	7,536,973	7,878,370	7,954,376
借入金残高	4,200,459	4,020,220	3,714,803	3,306,704	3,114,262
債券残高	25,000	10,000	-	-	-
総資産額	11,245,073	11,278,906	11,265,523	11,198,988	11,082,052
貸付金残高	11,340,485	11,428,913	11,378,616	11,387,131	11,268,382
出資金	155,060	152,798	139,940	134,602	134,843
純資産合計/総資産額(%) (注1)	62.27%	64.12%	66.90%	70.35%	71.78%
当年度利益金/純資産合計(%) (注1)	0.37%	0.76%	1.85%	2.31%	0.12%

(注1) 「純資産」について、平成19年度までは「資本」という呼称を用いておりました。

(注2) 平成20年度は、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの6ヶ月となっております。

2. 沿革

年 月	独立行政法人国際協力機構	旧国際協力銀行 海外経済協力業務
1954年10月	コロンボプラン加盟、日本の技術協力事業の開始	
1961年3月		海外経済協力基金（OECF）設立（日本輸出入銀行が運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継・設立）
1962年6月	海外技術協力事業団（OTCA）設立	
1963年7月	海外移住事業団（JEMIS）設立	
1965年4月	日本青年海外協力隊（JOCV）：現青年海外協力隊発足	
1966年3月		OECF 初の円借款供与（対韓国）
1974年8月	国際協力事業団（JICA）設立	
1987年9月	国際緊急援助隊発足	
1999年10月		日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合により、国際協力銀行（JBIC）設立
2003年10月	独立行政法人国際協力機構（JICA）発足	
2006年11月	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」公布	
2007年5月		円借款供与国数が100カ国到達
2007年6月	青年海外協力隊、派遣隊員が3万人突破	
2008年10月	10月1日付で旧国際協力銀行の海外経済協力業務と、外務省の無償資金協力業務を承継（新 JICA 発足）	10月1日付で廃止 （国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫、海外経済協力業務は当機構に承継）

3. 事業の内容

3-1. 当機構の概要

(1) 設立の経緯と業務の目的

当機構は、平成 13 年 12 月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」といいます。）及び独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号。以下「JICA 法」といいます。）の定めるところにより、平成 15 年 10 月 1 日に設立された独立行政法人です。

当機構は、平成 18 年 5 月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）及びこれに基づき平成 18 年 11 月に成立した「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 100 号。以下本法律施行後の JICA 法を「改正 JICA 法」といいます。）の定めるところにより、平成 20 年 10 月 1 日付で新たに旧 JBIC の円借款等海外経済協力業務（当機構では「有償資金協力業務」といいます。）及び外務省より無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継し、わが国の国際協力における総合的な援助機関として新たなスタートを切りました。

【参考】新 JICA スタートまでの経緯

平成 18 年 5 月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（行政改革推進法）成立
平成 18 年 11 月	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」成立
平成 20 年 10 月 1 日	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」施行 同日付で旧 JBIC の海外経済協力業務（当機構における有償資金協力業務）及び外務省より無償資金協力業務の一部を承継

当機構の目的としては、改正 JICA 法第 3 条において、「開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」といいます。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の推進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること」と定められております。

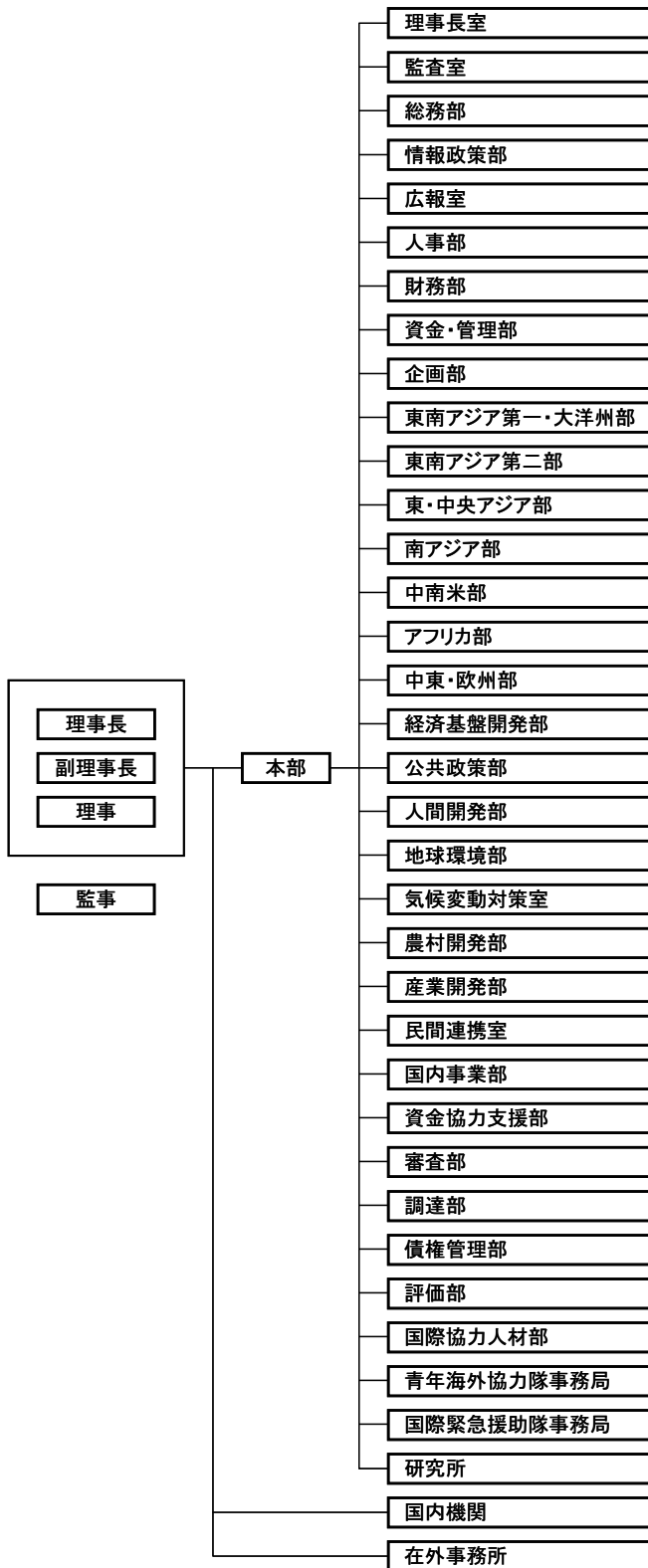
(2) 資本金の構成

当機構の資本金は日本政府が全額出資しています。

当機構は上述のとおり、平成 20 年 10 月 1 日に旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継いたしました。改正 JICA 法附則第 2 条第 7 項に基づき、当機構が旧 JBIC より承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から当機構に対し追加して出資されたものとされ、同条第 8 項に基づき、当該承継資産の価額は、平成 20 年 10 月 1 日現在における時価を基準として、平成 21 年 2 月 23 日に開催された資産評価委員会により決定されました。

平成 21 年 3 月 31 日現在、当機構の資本金は 7,474,189 百万円です。

(3) 組織図（平成 21 年 5 月 1 日現在）



(4) 日本政府との関係について

① 主務大臣について

改正 JICA 法第 43 条第 1 項により、当機構の主務大臣は次のとおりとされています。

- (ア) 管理業務に関する事項（次号に掲げるものを除く。）については、外務大臣
- (イ) 管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項については、外務大臣及び財務大臣
- (ウ) 管理業務以外の業務に関する事項については、外務大臣

主務大臣は、通則法に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可等を行います。

② 役員について

当機構の理事長及び監事は主務大臣が任命し（通則法第 20 条第 1 項及び第 2 項）、副理事長及び理事は理事長が任命します（同条第 3 項）。また、主務大臣又は理事長はそれぞれが任命した役員を解任することができます（通則法第 23 条）。

なお、理事長が副理事長及び理事を任命もしくは解任した時は、遅滞なく主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています（通則法第 20 条第 4 項及び第 23 条第 4 項）。

③ 中期目標・中期計画について

主務大臣は、3 年以上 5 年以下の期間において当機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」といいます。）を定め、これを当機構に指示するとともに公表しなければならないと定められております（通則法第 29 条）。当機構は指示を受けた当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」といいます。）を作成し、主務大臣の認可を受ける必要があります（通則法第 30 条）。また、主務大臣は、法律を施行するため必要があると認めるときは、当機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又は当機構の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができます（通則法第 64 条）。

④ 会計検査院による検査について

当機構に対しては会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 20 条、第 22 条第 5 号及び第 30 条の 3 に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。検査は毎月行われる書面検査と毎年 2 回行われる実地検査があり、検査結果は毎年 1 回会計検査院から国会に提出されます。また、議院等から国会法（昭和 22 年法律第 79 号）の規定により会計検査及びその報告の要請があった場合、当該要請にかかる事項につき会計検査院による検査が行われます。

⑤ 金融庁による検査について

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律（平成 14 年法律第 56 号）が平成 15 年 4 月 1 日に施行されたことを受け、平成 15 年度より主務大臣から検査権限の一部を委任されて、旧 JBIC に対し金融庁の検査が実施されており、当機構の有償資金協力業務についても引き続き検査対象となっています（改正 JICA 法第 39 条）。

⑥ 財務面での政府関与

(i) 予算制度

当機構では、改正 JICA 法第 17 条により、

(7)後述(4)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定

(以下「一般勘定」といいます。)

(4)有償資金協力業務に係る勘定（以下「有償資金協力勘定」といいます。)

に区分して経理を行うこととされています。一般勘定の主な収入である運営費交付金は、外務省 ODA 一般会計予算の一部として措置されます。また、有償資金協力勘定については、改正 JICA 法第 18 条及び第 21 条に基づき、旧 JBIC と同様、予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例によるとされ、有償資金協力業務に係る収入及び支出の予算は、政府関係機関予算として主務大臣を経由して財務大臣に提出、閣議決定後、内閣がこれを国会に提出、国会において議決されます。

(ii) 資金調達

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当機構に追加して出資することができます（改正 JICA 法第 5 条第 2 項）。

政府は、予算の範囲内において、当機構に対してその業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができます。（通則法第 46 条）。

当機構は、中期計画において設定する限度額の範囲内で、短期借入金をすることができます（通則法第 45 条）。

また当機構は、有償資金協力業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府から長期借入金をし、又は国際協力機構債券を発行することができます（改正 JICA 法第 32 条）。

(iii) 当機構の借入金及び債券発行の制限

当機構の有償資金協力勘定における借入金・債券発行に係る債務の合計額については法律上の上限があり（改正 JICA 法第 33 条）、旧 JBIC 海外経済協力勘定と同様、同勘定の資本金及び積立金の合計額の 3 倍に相当する額までとなっています。また、当機構は毎事業年度の債券発行にかかる基本方針を作成し、主務大臣の認可を受けなければなりません（改正 JICA 法第 32 条第 3 項）。

(iv) 財務諸表の作成及び監査について

当機構の一般勘定については、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています（通則法第 38 条）。また、有償資金協力勘定においては、旧 JBIC と同様、半期の財務諸表を作成し、当該半期経過後 2 月以内又は当該事業年度終了後 3 月以内に、主務大臣を経由して財務大臣に届け出なければならないとされています（改正 JICA 法第 28 条）。当機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査の他、会計監査人の監査を受けなければならないとされています（通則法第 39 条）。当該会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならない（通則法第 41 条）、主務大臣により選任されます（通則法第 40 条）。

(5) 民間金融機関との関係（有償資金協力業務）

有償資金協力業務においては、旧 JBIC と同様、一般の金融機関が行う資金の貸付け又は出資を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならず（改正 JICA 法第 14 条第 1 項）、一般の金融機関が通常の場合により資金の貸付け又は出資を行うことが困難と認められる場合（同条第 2 項）、及び開発事業に係る事業計画又は開発途上地域の経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合（同条第 3 項）に限り、必要な資金を貸し付け、または当該事業の遂行のため特に必要のあるときは出資できるとされています。

(6) 開発途上国政府、国際機関、市民社会との関係

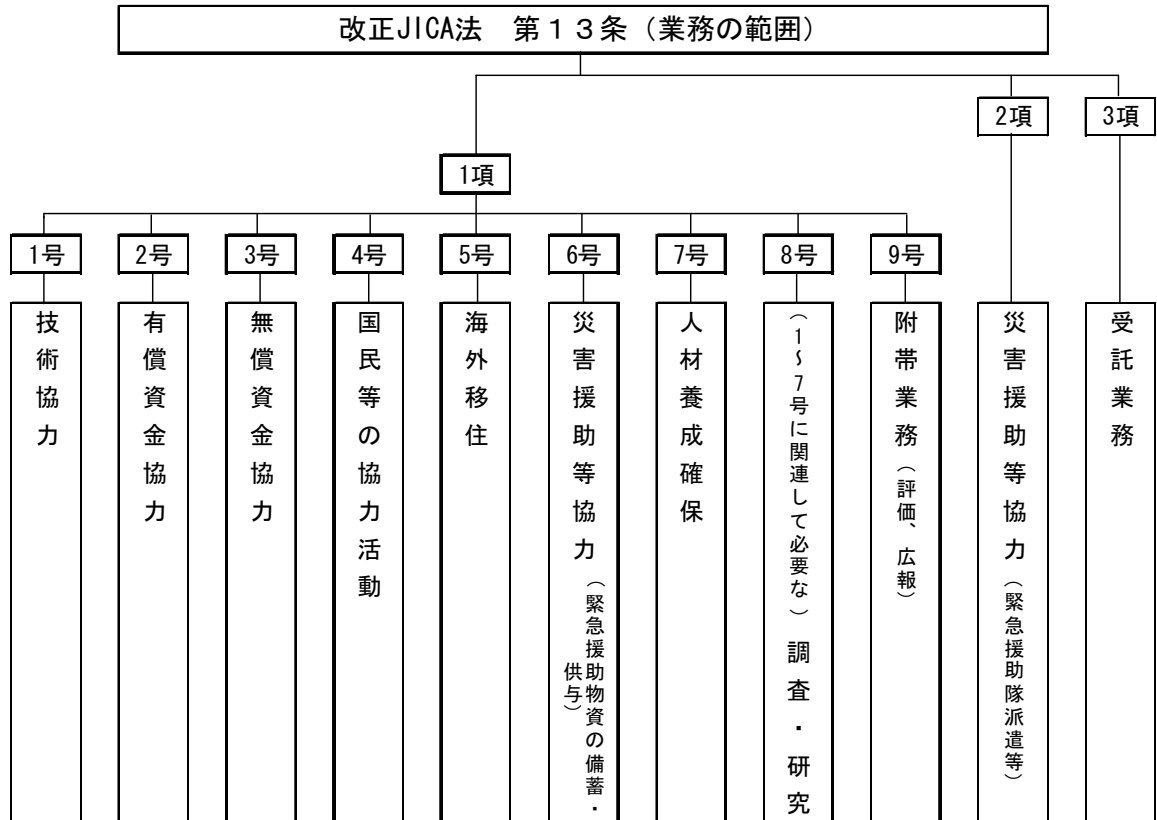
当機構は開発途上国政府・政府機関スタッフの研修招聘を通じた人的パイプの構築を行っており、また、海外の援助機関とも共同して援助方針の調整等を行い、開発途上国の開発計画づくりに協力しています。他ドナーとの関係も、国連機関（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連開発計画（UNDP）など）、国際開発金融機関（世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、アフリカ開発銀行（AfDB）など）、及び、二国間援助機関（米国国際開発庁（USAID）、英国国際開発省（DFID）、ドイツ復興金融公庫（KfW）など）との間で、トップマネジメント・レベル及びスタッフ・レベルの協議・相互訪問による緊密な意見交換やスタッフ相互派遣を行っています。こうした開発途上国政府やドナー間の協力関係の構築は、より効果的な開発援助の推進を可能にする点に意義があります。例えば、他ドナーとの協調融資や、相手国政府・ドナー間での調達・財務管理手続きの調和化などの取り組みは、開発事業の実施にあたっての調整コストを引き下げ、開発効果をより早く発現させることに繋がっています。

当機構は NGO、地方自治体との定期協議や開発の現場での協力を通じたパートナーシップの構築を推進しています。また、民間部門との連携を通じ、民間企業の海外直接投資、途上国産品の取引等の機会拡充や環境整備、CSR 関連活動等を支援することにより、開発途上国の発展に貢献することを目的として、民間部門の持つノウハウやネットワークと効果的に連携・協調が行えるよう、平成 20 年 10 月の新 JICA 発足を機に新たに民間連携室を設置しました。

3-2. 当機構の業務内容

(1) 業務の種類

当機構は、平成20年10月1日付で旧JBICの海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継しました。承継後の当機構の業務の範囲については、改正JICA法第13条に以下のように定められております。



① 技術協力

技術協力は、開発途上国の社会・経済の開発の担い手となる人材を育成するため、日本の技術や技能、知識を開発途上国に移転し、あるいは、その国の実情にあった適切な技術などの開発や改良を支援するとともに、技術水準の向上、制度や組織の確立や整備などに寄与することを目的としています。

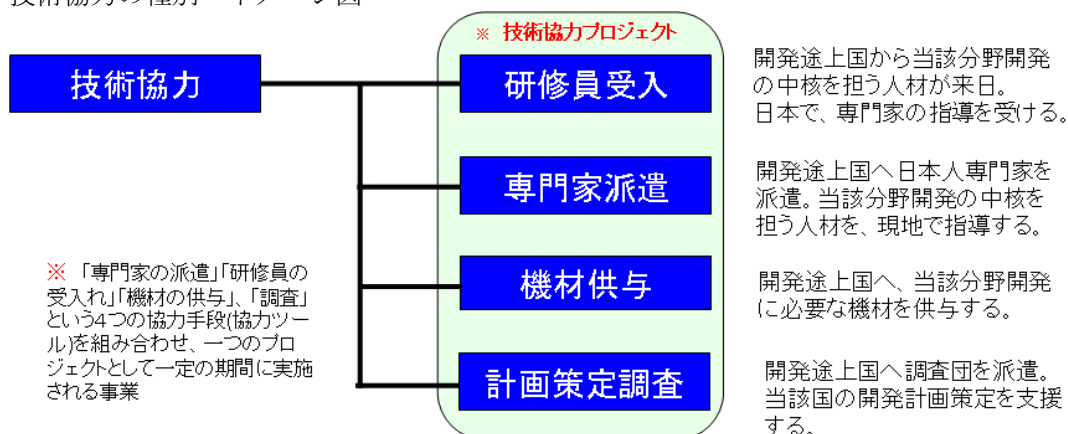
具体的には、開発途上国の技術者や行政官等に対する技術研修の実施、専門的な技術や知識をもつ専門家の派遣、都市や農業、運輸など各種の開発計画の作成や資源の開発などを支援する開発調査などがあります。

その協力分野は、保健・医療などの基礎生活分野から産業化に必要な技術分野にまでわたり、広範な分野で、日本の技術やノウハウを相手国の中堅クラスの人材など指導的役割を担う人々に伝え、技術やノウハウが相手国の人々に広く伝播することにより、国の発展に寄与することを期待しています。また技術協力は、“人と人との接触を通じて実現”され、人の往来が基本となる援助形態であるため、両国民レベルでの相互理解に大きな役割を果たしています。

当機構が行う技術協力には、「専門家の派遣」「研修員の受入れ」「機材の供与」等の手段（協力ツール）があり、これらを組み合わせ、一つのプロジェクトとして一定の期間に実施する「技術協力プロジェクト」の形態をとることが一般的です。

開発途上国のニーズは、農業や社会基盤の整備に加え、最近では HIV/エイズや SARS など感染症対策に対する支援、市場経済化や法整備に対する支援、アフガニスタンや東ティモールなどにみられる平和構築・復興支援など従来にも増して、多様化・多面化しています。当機構は、こうした国々からの要請に、よりの確かつ迅速に応えるとともに、それぞれの国情や開発課題に応じて、最も成果が見込まれる協力を計画・実施していくことが大切であると考えています。

技術協力の種別・イメージ図



② 有償資金協力

有償資金協力とは、低金利で返済期間の長い緩やかな条件（譲許的な条件）で、開発途上国に対して開発資金を貸付ける形態の援助のことを指し、わが国の場合、主に「円借款」と呼ばれる政府直接借款です。

開発途上国に対する援助を行うにあたっては、贈与（無償資金協力、技術協力）に加え、開発途上国に借款を供与し、返済義務を課すことによって、その国の自助努力を一層促すことができると考えられます。

長期的にみて途上国が経済的自立を達成し、また貧困削減を図っていくためには、恒常的で持続的な経済成長を可能とするような経済基盤、社会基盤の底上げが必要ですが、途上国においては、そうした基盤整備に必要な資金を市場メカニズムだけで調達することは困難であり、そこで緩やかな条件で供与する円借款の役割が発揮されます。

多くの開発途上国では、電力・ガス、運輸、通信などの経済社会基盤の整備が不十分です。また近年、貧困層の拡大に加え、HIV/エイズなどの感染症、大気や水の汚染、紛争・テロなどの地球的規模の問題が顕在化しています。このような問題に対処するため、国際社会では「ミレニアム開発目標（MDGs）」（※）を共通のゴールとし、各国がさまざまな施策を打ち出しています。円借款は、開発途上国に対して低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸し付けることにより、開発途上国の発展への取組みを支援します。

円借款の特徴として、資金の返済を求める円借款は、開発途上国に借入資金の効率的な利用と適切な事業監理を促し、開発途上国のオーナーシップを後押しすることが挙げられます。また、円借款は返済を前提とした資金援助であるため、日本にとっても財政負担が小さく、持続性のある支援手段です。

国際機関や先進国はミレニアム開発目標の達成に向け、さまざまな取組みを行って来ます。また、2003年8月に閣議決定された日本政府の「政府開発援助（ODA）大綱」において

も、ミレニアム開発目標を視野に入れた貧困削減や平和構築等を重点課題として挙げています。円借款は ODA 大綱を踏まえ、「貧困削減」、「平和の構築」、「地球規模問題への対応」に貢献する分野への支援を積極的に行っています。

円借款による支援地域は、日本と地理的・歴史的・経済的なつながりの強いアジア地域が中心となっていますが、アジア地域以外の国々のニーズも大きく、これまで合計 103 カ国に及ぶ幅広い国と地域を支援しています。

なお、当該業務はこれまで旧 JBIC が海外経済協力業務として行ってきましたが、平成 20 年 10 月より、当機構がこれを承継し、有償資金協力業務として実施しております。

※「ミレニアム開発目標 (MDGs)」：2000 年 9 月の国連ミレニアム・サミットにて採択された国連ミレニアム宣言と 1990 年代に採択されたさまざまな国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられたもの。貧困撲滅、普遍的初等教育の達成、環境の持続可能性の確保等 8 分野について 2015 年までに達成すべき目標を掲げています。

円借款供与条件表（平成 20 年 7 月 1 日以降に事前通報が行われる案件に適用）

気候変動対策円借款以外

所得段階	1人当たり GNI (平成 18 年)	条件	基準/ オプション	金利 (%)	償還 期間 (年)	うち据置 期間 (年)	調達条件	
LDC	うち貧困国	無利子近似		0.01	40	10	アンタイド	
		一般条件	基準	0.70	30	10	アンタイド	
			オプション 1	0.65	25	7		
			オプション 2	0.60	20	6		
	優先条件	オプション 3	0.55	15	5	アンタイド		
		基準	0.55	40	10			
		オプション 1	0.45	30	10			
	貧困国	US\$ 905 以下	一般条件	オプション 2	0.40	20	6	アンタイド
				オプション 3	0.30	15	5	
				基準	1.20	30	10	
オプション 1				0.90	25	7		
優先条件			オプション 2	0.75	20	6	アンタイド	
			オプション 3	0.65	15	5		
			基準	0.55	40	10		
			オプション 1	0.45	30	10		
STEP			オプション 2	0.40	20	6	アンタイド	
			オプション 3	0.30	15	5		
低所得国	US\$ 906 以上 US\$ 1,735 以下	STEP	基準	0.20	40	10	タイド	
			オプション	0.10	30	10		
			基準	1.40	30	10		
		一般条件	オプション 1	0.80	20	6	アンタイド	
			オプション 2	0.70	15	5		
			基準	0.65	40	10		
		優先条件	オプション 1	0.55	30	10	アンタイド	
			オプション 2	0.50	20	6		
			オプション 3	0.40	15	5		
			基準	0.20	40	10		
STEP	オプション	0.10	30	10	タイド			
	基準	1.40	25	7				
中所得国	US\$ 1,736 以上 US\$ 3,595 以下	一般条件	オプション 1	0.95	20	6	アンタイド	
			オプション 2	0.80	15	5		
			基準	0.65	40	10		
		優先条件	オプション 1	0.55	30	10	アンタイド	
			オプション 2	0.50	20	6		
			オプション 3	0.40	15	5		
			基準	0.20	40	10		
		STEP	オプション	0.10	30	10	タイド	
			基準	1.70	25	7		
		中進国	US\$ 3,596 以上 US\$ 6,275 以下	一般条件	オプション 1	1.60	20	6
基準	1.70				25	7		

		オプション2	1.50	15	5	アンタイド
		基準	1.20	25	7	
	優先条件	オプション1	1.00	20	6	
		オプション2	0.60	15	5	
コンサルティングサービス	コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。					
プログラム借款オプション	協調融資の場合は譲許性を確保しつつ、協調融資先の償還期間と同一にすることができる。また、IMFのプログラムが順調に進んでいる国及びIDAグラント供与国については、IMFの譲許性基準を満たすよう供与条件を変更する。					

気候変動対策円借款供与条件表

所得段階	1人当たりGNI (平成18年)	条件	基準/ オプション	金利 (%)	償還 期間 (年)	うち据置 期間 (年)	調達条件
	うち貧困国	無利子近似		0.01	40	10	アンタイド
LDC		アンタイド	基準	0.20	40	10	アンタイド
			オプション1	0.15	30	10	
			オプション2	0.10	20	6	
貧困国	US\$ 905 以下	アンタイド	基準	0.25	40	10	アンタイド
			オプション1	0.20	30	10	
			オプション2	0.15	20	6	
		STEP	基準	0.10	40	10	タイド
低所得国	US\$ 906 以上 US\$ 1,735 以下	アンタイド	基準	0.30	40	10	アンタイド
			オプション1	0.25	30	10	
			オプション2	0.20	20	6	
		STEP	基準	0.10	40	10	タイド
中所得国	US\$ 1,736 以上 US\$ 3,595 以下	アンタイド	基準	0.30	40	10	アンタイド
			オプション1	0.25	30	10	
			オプション2	0.20	20	6	
		STEP	基準	0.10	40	10	タイド
中進国	US\$ 3,596 以上 US\$ 6,275 以下	アンタイド	基準	0.60	40	10	アンタイド
			オプション1	0.50	30	10	
			オプション2	0.40	20	6	
		STEP	オプション3	0.30	15	5	
コンサルティングサービス	コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。						

STEP（本邦技術活用条件）は、OECDルール上タイド援助供与可能な条件とし、毎年1月15日に見直しを行う。オプション金利は、CL値が基準金利のCL値を上回らない金利とする。

EPSA ソブリン向け融資の場合には、国別カテゴリーに応じ、優先条件が適用される（※LDCかつ貧困国については、無利子近似が適用される。）

EPSA ノンソブリン向け融資のためのアフリカ開発銀行向けツーステップローンの供与条件は、0.55%、40年（10年）が適用される。

所得段階に関わらず、災害復旧に対する融資の供与条件は、0.01%、40年（10年）が適用される。

③ 無償資金協力

無償資金協力とは、被援助国（開発途上国）等に対し返済の義務を課さない資金協力であり、開発途上国の経済社会開発に資する計画に必要な資機材、設備および役務（技術および輸送等）を調達する資金を供与（贈与）するものです。収益性が低く途上国の自己資金や借入れ資金による対応が困難な、住民の生活水準向上に直結した公共的な案件を中心に、医療・保健衛生、水供給、初等・中等教育、農村・農業開発等の基礎生活分野等が主対象ですが、近年はこれらに加え、紛争予防、平和構築、地雷対策、テロ・海賊対策、防災・災害復興、環境等対象分野が多様化しています。このように幅広い分野において、迅速かつ機動的に支援を行いうる無償資金協力は、相手国に高く評価されている点から、外交的効果が極めて大きいといえます。

なお、これまで無償資金協力事業は、日本政府（外務省）が実施し、当機構は事業の実施促進を行ってききましたが、新 JICA 設立（2008 年 10 月）後は、当機構が一般無償資金協力等の実施主体として、調査の実施から実施監理、支払い業務までを一貫して担っています。

JICA が主体となり実施する無償資金協力は、一般プロジェクト無償、コミュニティ開発支援無償、防災・災害復興支援無償、環境プログラム無償、貧困削減戦略支援無償、人材育成研究支援無償、水産無償、文化無償（草の根文化無償を除く）、食糧援助、貧困農民支援です。テロ対策等治安無償（事前の調査及び実施の促進のみ当機構が担当）、ノン・プロジェクト無償、草の根・人間の安全保障無償、日本 NGO 支援無償、緊急無償、草の根文化無償は外務省が実施しています。

無償資金協力のうちもっとも大きな割合を占めるのが一般プロジェクト無償で、2009 年度予算では無償資金協力全体の約 40%を占めています。

④ ボランティア派遣

ボランティア事業はより住民に近く直接役立つ事業として受入国から高い評価を得ています。同時に国内でも ODA 予算に対する厳しい環境が続くなか、国民参加型国際協力の中核を担う事業として国民からの期待と評価が高まっています。

2008 年度は青年海外協力隊については、募集説明会に 1 万 2,663 人が参加し、3,814 人の応募者があり、1,402 人が合格しました。シニア海外ボランティアについては、募集説明会参加者が 5,135 人、応募者が 1,360 人、合格者は 363 人でした。

(i) 青年海外協力隊

青年海外協力隊事業は、開発途上国からの要請に対し、それらの国の経済・社会の発展に協力しようとする青年の活動を促進するものです。協力隊員は原則として開発途上国に 2 年間滞在し、受入国の人々と寝食をともにしながら協力活動を行います。

協力分野は、農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、スポーツの 7 分野、約 120 職種と多岐にわたり、2008 年度は 1,371 人を派遣し、1965 年の事業創設以来の累計派遣人数では、2007 年 6 月には 3 万人を超え、87 カ国に 3 万 2,742 人を派遣してきました。また、アフリカの食糧問題に対応するためにネリカ米の普及を行う協力隊員の要望を開拓し派遣しました。

(ii) シニア海外ボランティア

シニア海外ボランティア事業は、開発途上国への支援活動に興味をもつ中高年層の方々を対象としています。幅広い技術や豊かな職業経験をもつ 40 歳から 69 歳までの人材を募り、開発途上国からの要請に応じて派遣するもので、青年海外協力隊のシニア版といえる事業です。

協力分野は青年海外協力隊と同様多岐にわたり、2008 年度は 435 人を派遣し、1999 年度の事業創設以来、累計で 62 カ国に 3808 人を派遣してきました。また、前年度に引き続き

「団塊の世代」の活躍の場を提供できるよう、特に経済・貿易関連分野の要請開拓に加え、TICADIVの成功に向けた取り組みとして、商品開発・流通経路形成のためのシニア海外ボランティアの要望を開拓し派遣しました。

(iii) 日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティア

日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティアは、中南米地域の日系人社会からの要請に応じて派遣され、地域社会の発展に貢献する事業です。1985年の事業開始以来、累計では、10カ国に日系社会青年ボランティアは1,008人、日系社会シニア・ボランティア378人が派遣されました。2008年度は、日系社会青年ボランティア27人、日系社会シニア・ボランティア13人を派遣したのに加え、日本からブラジルへの移住から100年という節目の年を迎え、日系社会へのさらなる貢献や異文化共生を目指し、6人を日系社会現職教員特別参加制度により派遣しました。

⑤ 国際緊急援助

我が国は、地震や台風などの自然災害が多いため、これまでに豊富な経験と技術的なノウハウを蓄積してきました。こうした経験を途上国の災害救援に活かしたいとの思いから、1970年代後半に医療チームの派遣を中心とする国際緊急援助活動が始まりました。

1987年には「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（通称 JDR 法）の施行により、救助チーム、専門家チームが加わり、現在の国際緊急援助体制の基礎が完成しました。1992年には、「国際連合平和維持活動に対する協力に関する法律」（PKO 法）の制定にあわせて JDR 法も一部改正され、特に大規模な災害への自衛隊の派遣が可能になりました。同時に、PKO 法と JDR 法の対応範囲が整理され、紛争に起因する災害は PKO が、それ以外の災害（自然災害、ビル倒壊などの人為的災害）は、国際緊急援助隊が対応することで整理されました。

現在は、災害の種類や規模、被災国の要請に応じて、以下の4チームを単独ないしは複数組み合わせ派遣しています。（以下、本⑤において、数字はいずれも2009年5月時点、1987年「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」の公布・施行後の数字であります。）

(i) 救助チーム

被災地での被災者の捜索、発見、救出、応急処置、安全な場所への移送を主な任務としています。チームは、警察庁、消防庁、海上保安庁の救助隊員から構成され、政府の派遣決定から24時間以内に日本を出発することを目標としています。これまでに13回の派遣実績があります。

(ii) 医療チーム

医療チームは、被災者の診療または診療の補助を行い、必要に応じて疾病の感染予防や蔓延防止のための活動を行います。メンバーは、自発的な意志に基づいてあらかじめ登録された医師、看護師、薬剤師、調整員などから編成されます。政府の派遣決定から48時間以内に日本を出発することを目標としています。国際緊急援助隊の中で最も歴史が長く、これまで46チームが派遣されました。

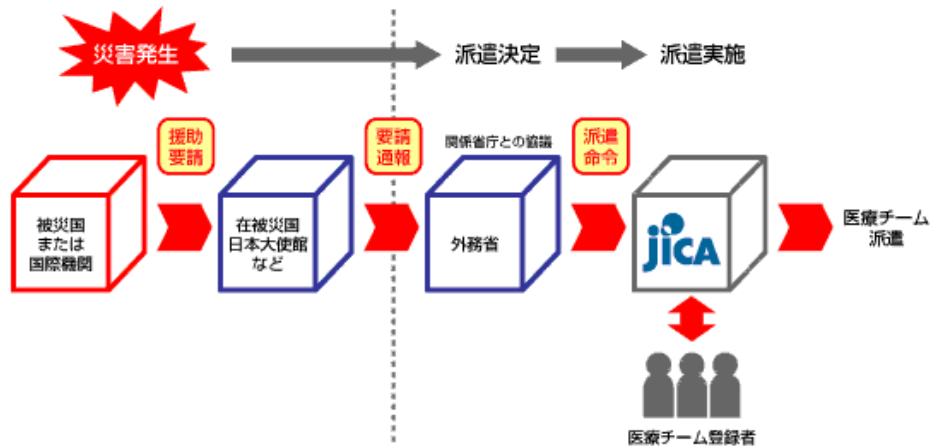
(iii) 専門家チーム

専門家チームは、災害に対する応急対策と復旧活動の指導を行います。たとえば、地震の被災国において建物の耐震性診断を行ったり、噴火の恐れがある火山を調査し、噴火予測や被害予測を行うなどの活動が含まれます。また、新しい感染症に対して、被害の拡大を食い止めるため助言を行うこともあります。チームは、災害の種類に応じて、関係省庁や地方自治体から推薦された技術者や研究者などで構成されており、これまでに30チームが派遣されています。

(iv) 自衛隊部隊

大規模な災害が発生し、特に必要があると認められるとき、自衛隊部隊を派遣します。自衛隊部隊は、緊急援助活動（医療・防疫）や船舶・航空機を用いた輸送活動を行います。これまでに8回派遣されました。

派遣のプロセス：医療チームの場合



⑥ 研究活動

平成20年10月の新JICAの発足にともない新たに設置された「JICA研究所」は、開発途上国が直面する開発課題の解決に向けて開発援助機関としての比較優位を活かした、政策志向の研究に重点を置いております。途上国政策担当者への発信や国際開発潮流への働きかけを強化するため、国内外のネットワークづくりによる研究交流を通じて、研究者と開発実務者の対話の場を創出すると同時に、国際的水準の研究の推進に努めております。こうした研究活動を通じて、途上国の開発課題の解決を支援する新JICAの事業戦略に貢献していくことを目指しております。

JICA研究所の重点研究領域は「平和と開発」「成長と貧困削減」「環境と開発／気候変動」「援助戦略」の四つです。

(2) 業務フロー

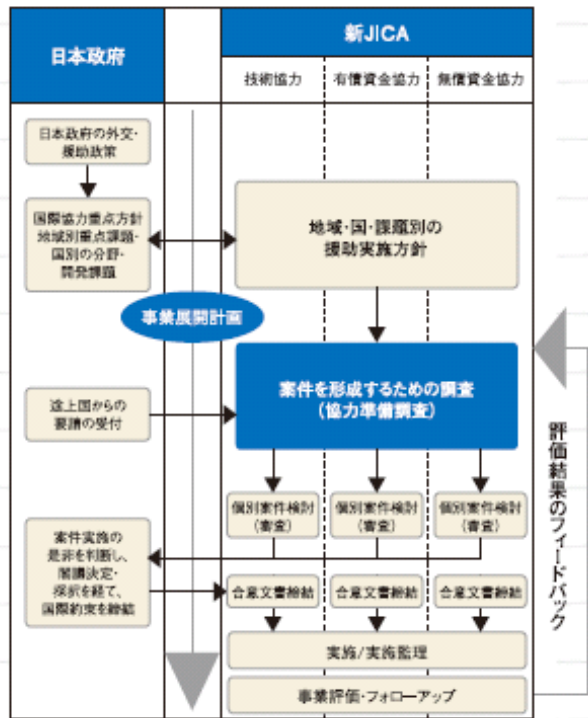
平成20年10月の再編後の新JICAは、技術協力、有償資金協力、無償資金協力というODAの3つの手法を一元的に実施する機関となったことから、政府が策定するODA戦略・政策に基づき、援助の手法の枠にとらわれない広い視野に立って支援案件をより効果的・効率的に形成・実施できるようになりました。

具体的には、被援助国政府から正式な支援の要請を受ける前の段階で相手国のニーズに応じて随時機動的に実施できる「協力準備調査」を導入することで、案件形成から事業実施に至るまでの期間を大幅に短縮することが可能となり、かつ、被援助国・日本などにとって計画的・戦略的な支援の準備・実施が図られることとなります。

また、新JICAの在外事務所は、被援助国にとって、日本のODAの総合的な窓口として機能することとなり、「援助のワンストップ・サービス」が実現することとなります。

さらに、民間部門の持つノウハウやネットワークと効果的に連携・協調できるよう「民間連携室」を設置するとともに、援助機関やNGOなど多様な国際協力の担い手との連携も強化して参ります。

◎新JICAの業務の流れ



3-3. 当機構の財務

(1) 経理の特徴

① 区分経理

当機構は、改正 JICA 法第 17 条により、
(ア)後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（「一般勘定」）、
(イ)有償資金協力業務に係る勘定（「有償資金協力勘定」）
に区分して経理を行っております。

② 会計処理基準

当機構の財務諸表は、通則法第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しております。

また、平成 20 年 10 月 1 日付で当機構が承継した旧 JBIC における海外経済協力勘定（有償資金協力勘定）の会計処理については、旧 JBIC 法、関連政省令及び告示、並びに特殊法人等会計処理基準（昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会（現；財政制度等審議会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会）報告）に基づいて行っています。また、旧 JBIC は平成 12 年度以降（平成 13 年度上期を除く）、民間金融機関の会計基準に準じた財務諸表を作成し監査法人の監査を受けておりました。旧 JBIC の民間財務諸表及び監査法人の監査報告書は本説明書 231 ページから 305 ページに添付しています。

③ 財務諸表の作成

当機構の一般勘定は通則法第 38 条により、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に外務大臣に提出するとともに官報に公告することとされております。また、有償資金協力勘定については、当機構は改正 JICA 法第 28 条に基づき、旧 JBIC と同様、半期ごとに財務諸表を作成して財務大臣に届け出るとともに官報に公告することとされております。毎年度の財務諸表は決算報告書とともに内閣に提出され、会計検査院の検査を経て国会に提出されます。

(参 考)

(i) JICA (有償資金協力勘定) 財務諸表 (独法会計基準)、旧 JBIC 民間財務諸表の会計基準、
旧 JBIC 法定財務諸表の会計基準の主な相違

	JICA (有償資金協力勘定) 財務諸表 (独法会計基準)	旧 JBIC (海外経済協力勘定) 民間財務諸表 (民間会計基準)	旧 JBIC (海外経済協力勘定) 法定財務諸表 (特殊法人等会計処理基準)
利益処分	・国際協力機構法にて、有償資金協力勘定は利益金の全てを準備金とする旨規定。	・国際協力銀行法及び政令にて、経協勘定は利益金の全てを積立金とする旨規定。	・国際協力銀行法及び政令にて、経協勘定は利益金の全てを積立金とする旨規定。
貸倒引当金及び投資損失引当金	・金融検査マニュアルに基づき、貸付資産等の自己査定を行い、正常先・要注意先・要管理先に区分された債務者への債権に対しては、予想損失率に基づく一般引当を計上。 ・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に区分された債務者への債権に対しては、資産分類等に応じた個別引当金の計上または直接償却を実施。 ・出資金についてはⅢ分類となった資産について投資損失引当金を計上、Ⅳ分類となった資産については直接償却を実施。	・金融検査マニュアルに基づき、貸付資産等の自己査定を行い、正常先・要注意先・要管理先に区分された債務者への債権に対しては、予想損失率に基づく一般引当を計上。 ・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に区分された債務者への債権に対しては、資産分類等に応じた個別引当金の計上または直接償却を実施。 ・有価証券についてはⅢ分類となった資産について投資損失引当金を計上、Ⅳ分類となった資産については直接償却を実施。	・財務省告示に規定された上限内にて引当を計上。(経協勘定) ・円借款は、期末貸付残高の0.1/1000を計上。 ・また、HIPC対象国のうち平成15年3月末時点でDP未到達国向け債権につき、全額計上。 ・海外投融資は貸付については期末貸付残高の30/1000を計上。うち出資金については、出資法人の未処理損失を、出資割合見合いで計上。
退職給付引当金及び賞与引当金	・退職給付債務から年金資産の時価評価額を控除し計上。 ・翌期支給見込み賞与のうち、当会計期間に発生した賞与額を計上。	・退職給付債務から年金資産の時価評価額を控除し計上。 ・翌期支給見込み賞与のうち、当会計期間に発生した賞与額を計上。	・計上せず。
出資	・「関係会社株式」、「投資有価証券」に計上。 ・資産自己査定結果に応じ、投資損失引当金を計上、または償却を実施。	・株式会社、投資事業有限責任組合等向け出資は「有価証券」(時価のない有価証券)、その他向け出資は「その他資産」に計上。 ・資産自己査定結果に応じ、投資損失引当金を計上、または償却を実施。	・出資金として計上。
キャッシュフロー計算書	・期中の資金の動きを、営業活動・投資活動・財務活動の各セグメント別に示すもの。	・期中の資金の動きを、営業活動・投資活動・財務活動の各セグメント別に示すもの。	・作成せず。

(ii) 旧 JBIC 民間財務諸表上と法定財務諸表上での総資産と純資産合計の差異

総資産と純資産合計の差異（海外経済協力勘定、平成 20 年 9 月末）

（単位：億円）

	民間①	法定②	①－②
総資産	109,764	110,821	△1,056
純資産合計	78,416	79,544	△1,127
うち資本金	74,568	74,568	-
うち利益剰余金（注 1）	3,849	4,976	△1,127
純資産合計／総資産	71.4%	71.8%	△0.3%

（注 1）法定財務諸表では積立金・当年度利益金の合計額です。

民間準拠財務諸表の利益剰余金は法定財務諸表の金額を下回っておりますが、これは、民間準拠財務諸表においては金融検査マニュアルに基づく資産自己査定を踏まえた貸倒引当金の計上／貸出金の償却を行っていることが主因です。また、平成 14 年 12 月 10 日付政府発表「債務救済方式の見直しについて」のとおり、債務救済の手法が従来の政府による債務救済無償資金協力で代えて、対象円借款債権の放棄を実施する方法に変更されることとなりました。平成 14 年度の民間準拠財務諸表にはこの変更に伴う対象債権の償却及び個別貸倒引当金の積み増しにより 8,164 億円（海外経済協力勘定分）の特別損失が計上されました。一方、法定財務諸表においては、貸倒引当金計上の根拠となる財務省告示が改正されたことに伴い平成 14 年度以降、所要の引当（特定海外債権引当勘定）を行いました。

④旧 JBIC からの資産及び負債の承継について

当機構は、平成 20 年 10 月 1 日に旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継いたしました。

改正 JICA 法附則第 2 条第 7 項において、当機構が旧 JBIC の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（旧 JBIC 法第 44 条第 2 項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を控除した金額とし、同条第 3 項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を加算した金額。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から当機構に対し追加して出資されたものとするものと規定されており、同条第 8 項に基づき、当該承継資産の価額は、平成 20 年 10 月 1 日現在における時価を基準として、平成 21 年 2 月 23 日に開催された資産評価委員会により決定されました。

同委員会を受け確定した当機構有償資金協力勘定開始貸借対照表については、69 ページをご参照下さい。

(2) 利益金処分及び損失金処理の特徴

① 一般勘定

一般勘定の利益金は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額を積立金として整理しなければならないとされています。ただし同条第 3 項において、残余の額の全部又は一部を主務大臣の承認を受けて剰余金の使途に充てることができることとされています。また、中期計画の最終年度においては、改正 JICA 法第 31 条第 1 項に基づき、積立金金額のうち外務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る業務の財源に充てることができることとされており、残余があるときは改正 JICA 法第 31 条第 3 項の規定により国庫納付します。

② 有償資金協力勘定

有償資金協力勘定の利益金は改正 JICA 法第 31 条第 5 項の規定により、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、準備金として同勘定の資本金額と同額になるまで積み立てなければならないとされています。積立金額が資本金額と同額に達し、利益金に残余がある場合には同法第 31 条第 8 項の規定により国庫納付します。なお、損失金相当額は同法第 31 条第 6 項の規定により、準備金より取り崩します。

旧 JBIC 海外経済協力勘定の利益金の積立金（JICA 有償資金協力勘定における準備金に相当）繰入額と国庫納付額

(単位：百万円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利益金	25,834	54,738	139,402	182,333	9,806
(積立金積立額)	(注1) 25,834	(注1) 54,738	(注1) 139,402	(注1) 182,333	(注2) 9,806
(国庫納付額)	0	0	0	0	0

(注1) 平成 19 年度までの利益金は、旧 JBIC 法第 44 条第 2 項の規定により、海外経済協力勘定積立金として積み立てられています。

(注2) 平成 20 年度(平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日まで)の利益金は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 100 号)附則第 2 条第 6 項及び同法附則第 11 条の規定による改正前の旧 JBIC 法第 44 条第 2 項の規定により、海外経済協力勘定積立金として積み立てられています。

(3) 資金調達概要

① 一般勘定の資金調達

一般勘定の事業・経費を賄う主要な収入源は政府からの運営費交付金です。支出予算は収入予算の範囲内で組み立てられており、借入は行っていません。

一般勘定の運営費交付金については、中期計画期間において大枠が決定し、毎年度の国の予算において、各年度分の運営費交付金額が決定されます。

② 有償資金協力勘定の資金調達

有償資金協力勘定は財政融資資金借入金、財投機関債の発行及び政府出資金を主な資金調達手段としています。

(i) 財政融資資金借入金

平成 21 年度における財政融資資金の借入条件は以下のとおりです。

金利種別	借入期間、返済方法等	借入金利	資金用途
固定	15 年（据置 3 年後元金均等償還）	借入平均期間に応じた国債流通利回りベース	有償資金協力業務
固定	25 年（据置 5 年後元金均等償還、借入上限 2,000 億円）		

(ii) 財投機関債

旧 JBIC の海外経済協力勘定ではこれまで財投機関債による資金調達を行っておりませんでした。当機構が同勘定を承継し一元的な援助実施機関として新たに発足したことから、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価に晒されることを通じ、運営効率化のインセンティブを高める」という財政投融資制度改革の趣旨を踏まえ、当機構自身の信用力に依拠した資金調達として、平成 20 年 12 月 19 日に第 1 回国際協力機構債券総額 300 億円を発行いたしました。

当機構が国際協力機構債券により調達する資金は、有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当致します。

(iii) 政府追加出資金

譲許的な条件で融資を行う有償資金協力業務の実施に必要な政府からの追加出資金を一般会計から受け入れており、旧 JBIC の前身であった海外経済協力基金（OECF）の設立後昭和 35 年度から昭和 37 年度、昭和 40 年度から平成 20 年度までの毎年度に追加出資受入実績があります。

(iv) 交付金

政府は予算の範囲内で、当機構に対して業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することが出来ます（本説明書 13 ページご参照）。旧 JBIC の海外経済協力勘定において、平成 15 年度以降、「債務救済方式の見直し」の実施のため、財政基盤安定の観点より交付金が計上されています。

(v) 短期借入金等

当機構の短期資金繰上、必要な場合は民間金融機関からの短期借入による資金調達を行うことが可能です。

なお、有償資金協力勘定（旧 JBIC 海外経済協力勘定）の過年度の実績及び平成 21 年度予算は以下のとおりです。

（単位：億円）

	平成 18 年度実績	平成 19 年度実績	平成 20 年度実績	平成 21 年度 当初予算	平成 21 年度 補正予算
財政融資資金借入金	3,346	1,016	1,098	3,056	4,056
政府一般会計からの出資金	1,659	1,591	1,495	1,273	1,273
回収金等によるその他自己資金等	1,063	4,232	4,552	3,871	3,931
合計	6,068	6,839	7,145	8,200	9,260

4. 関係会社の状況

4-1. 関連会社、関連公益法人等について

人的関係等により当機構の関連公益法人等に該当する法人については、本説明書 105～108 ページをご参照下さい。

なお、旧 JBIC については、旧国際協力銀行法施行規則（平成 11 年大蔵省令第 43 号）第 2 条第 5 号に規定する子会社・関連会社を有しておりませんでした。

4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について

(1) 有償資金協力業務における出資業務

当機構が行う有償資金協力業務には、我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすることが含まれます（改正 JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号ロ）。なお、新規出資は特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、平成 14 年度以降は平成 13 年度末までに承諾済の案件又はそれらと継続的な性格を有する案件に限ることとされています。

(2) 【参考】旧国際協力銀行法施行規則第 2 条及び第 3 条によって旧 JBIC に開示が義務付けられていた出資比率が 100 分の 20 以上の資金供給業務としての出資先（平成 20 年 9 月末現在）

名称	事業内容	出資目的	出資根拠	平成 20 年 9 月末 出資残高 (円)	当初 出資年月日	出資比率 (%)
日本ウジミナス㈱	ミナス・ジェライス州における製鉄事業 (年産約 480 万トﾝ)	製鉄事業の事業資金	旧 JBIC 法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	11,550,400,000	1967 年 4 月 3 日	38.4
日本アサハンアルミニウム㈱	北スマトラにおけるアサハン川の水力資源を活用した発電事業及びその電力によるアルミ製錬(年産約 22 万 5 千トﾝ)	アルミニウム製錬事業の事業資金	旧 JBIC 法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	49,992,500,000	1975 年 12 月 27 日	50.0
日本シンガポール石油化学㈱	メルバウ島におけるエチレン等石油化学製品の製造(エチレン年産約 100 万トﾝ等)	石油化学製品事業資金	旧 JBIC 法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	4,775,400,000	1977 年 8 月 22 日	20.0
日本アマゾンアルミニウム㈱	アマゾン地域におけるアルミナ生産(年産約 440 万トﾝ)及びアルミ製錬(年産約 45 万トﾝ)	アルミナ及びアルミ製錬事業資金	旧 JBIC 法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	25,760,000,000	1978 年 8 月 29 日	44.9
日本・サウジアラビアメタノール㈱	アルジュベール工業地帯におけるメタノールの製造(年産約 300 万トﾝ)	メタノール製造事業資金	旧 JBIC 法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	693,000,000	1979 年 12 月 17 日	30.0
サウディ石油化学㈱	アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造(ポリエチレン年産約 75 万トﾝ、エチレングリコール年産約 135 万トﾝ)	エチレングリコール等石油化学製品の製造事業資金	旧 JBIC 法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	21,075,000,000	1981 年 6 月 17 日	37.1

名称	事業内容	出資目的	出資根拠	平成20年9月末 出資残高 (円)	当初 出資年月日	出資比率 (%)
カフコジャパン投資㈱	チッタゴン市における尿素（年産約60万ト）及びアンモニア（年産約50万ト）の製造	尿素及びアンモニア製造事業資金	旧JBIC法第1条及び第23条第2項第2号	2,330,300,000	1990年7月27日	46.4
大連工業団地投資㈱	大連市経済技術開発区において、工業団地（217ha）の造成・分譲・管理を行う	工業団地造成資金	旧JBIC法第1条及び第23条第2項第2号	650,000,000	1992年10月30日	40.6
メキシコ環境基金	メキシコにおいて、民間による小規模の環境関連事業の育成を支援するため、投資組合方式で同事業創業のための資金を出資によって支援するもの	環境関連事業への投融資事業資金	旧JBIC法第1条及び第23条第2項第2号	727,789,080	1993年9月17日	28.6
スマトラパルプ㈱	南スマトラ・ピリンビン地区において、アカシアの植林木を原料とするパルプ工場を建設、年間約45万トのパルプを生産する	パルプ生産事業資金	旧JBIC法第1条及び第23条第2項第2号	5,701,600,000	1995年4月21日	42.7
地方企業育成基金	インド地方中堅企業の育成を支援するため、IFC、ADB等と合同で信託基金を設立し、投資を行うもの	地方企業育成基金の設立資金	旧JBIC法第1条及び第23条第2項第2号	471,606,250	1996年4月12日	22.7
タイリカバリーファンド	タイ国の中小・中堅企業の再建・育成を促進しようとするもの	中小・中堅企業の再建・育成資金	旧JBIC法第1条及び第23条第2項第2号	101,113,677	2001年7月13日	25.0
国際連合大学信託基金	国際連合大学に設けられる信託基金を通じて、開発途上国から日本への私費留学生に対する支援を行うもの	開発途上国から日本への私費留学生に対する貸与資金原資	旧JBIC法第1条及び第23条第2項第2号	151,430,000	2003年8月19日	100.0

5. 職員の状況

	平成 19 年度末	平成 20 年度末
常勤職員数	1,326 名	1,664 名

(注) 平成 20 年 10 月 1 日付で新たに旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省より無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継したことに伴い、平成 19 年度末と比較し、338 名増加しております。

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

(1) 平成19年度の事業概況（旧JBIC海外経済協力業務を除く）

本(1)の記述には、平成20年10月1日付で承継した、旧JBICの海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務に関する計数は含まれておりません。

① 総括

日本の2007年（暦年）におけるODA実績（東欧、卒業国、EBRDを含む）は、総額136億9173万ドルです。このうち技術協力は、26億3516万ドルと、日本のODA全体の19.2%を占め、また、この技術協力のうち、当機構の実績は12億8651万ドルと、技術協力全体の48.8%を占めました。なお、対前年で比較した場合、技術協力全体では5.9%減、うち当機構の事業は4.8%減となっています。

日本のODA実績とJICA事業

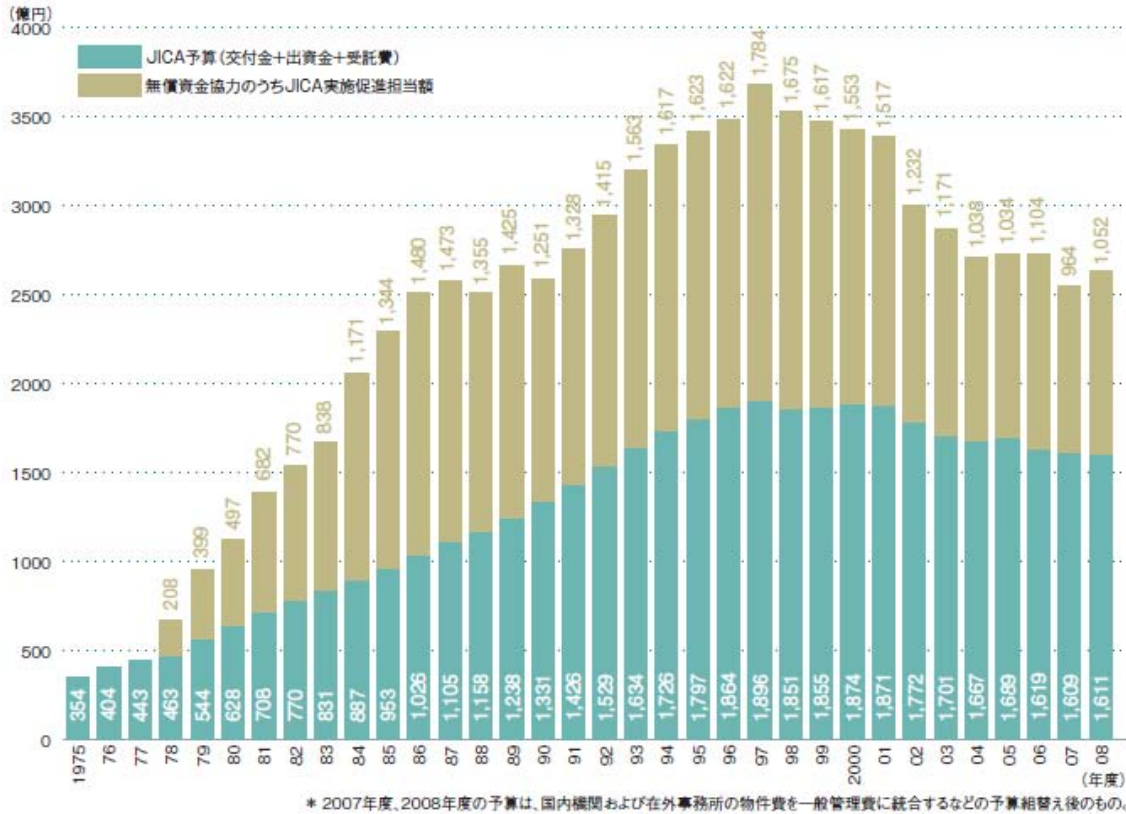
項目	年(暦年)	2007年	2006年
政府開発援助		13,691	11,795
技術協力経費(ODAに占める割合)		2,635 (19.2%)	2,800 (23.7%)
うちJICA実績(技術協力経費に占める割合)		1,287 (48.8%)	1,352 (48.3%)
JICA 技術協力 経費内訳	研修員	174	202
	専門家	173	248
	調査団	206	268
	協力隊	133	132
	機材供与	53	51
	その他のボランティア	47	44
	その他	501	408

* 東欧向け、卒業国向けの援助実績を含む。

* 2007年の日本の実績は暫定値。2007年DAC指定レート:1ドル=117.8円(暫定)。

平成19年度の当機構の当初予算額は約1609億円で、対前年度比は0.6%減でした。内訳は、交付金が約1556億円、受託費約29億円などでした。また、日本が実施する無償資金協力の外務省予算1623億円のうち、当機構が実施促進を担当した無償資金協力の供与額は964億円（59.3%）でした。

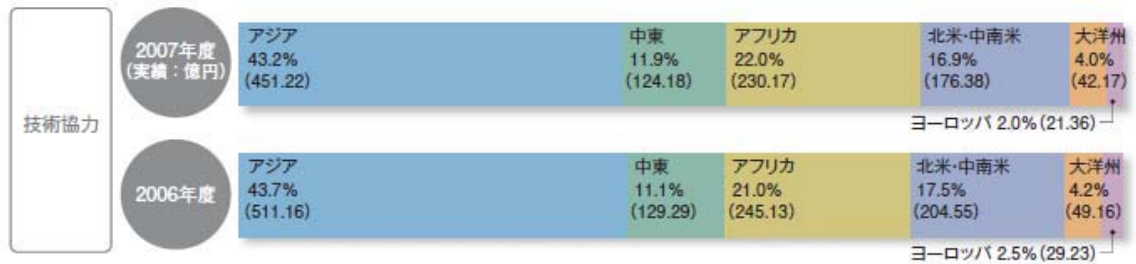
JICA 予算の推移



② 地域別の経費実績構成比

平成19年度に当機構が実施した技術協力について、その経費実績を地域別に見ると、アジア地域が43.2%、中東地域が11.9%、アフリカ地域が22.0%、北米・中南米地域が16.9%、大洋州地域が4.0%、ヨーロッパ地域が2.0%でした。

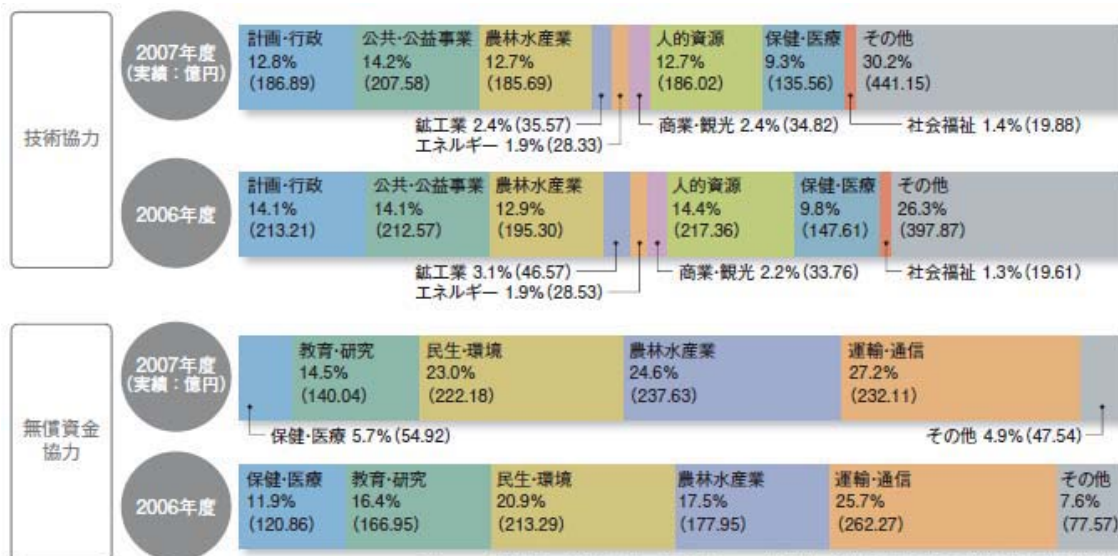
地域別経費実績構成比



③ 分野別の経費実績構成比

平成 19 年度に当機構が実施した技術協力について、その経費実績を分野別に見ると、計画・行政が 12.8%、公共・公益事業が 14.2%、農林水産業が 12.7%、鉱工業が 2.4%、エネルギーが 1.9%、商業・観光が 2.4%、人的資源が 12.7%、保健・医療が 9.3%、社会福祉が 1.4%などでした。また、無償資金協力については、当機構担当分のうち、民生・環境が 23.0%、運輸・通信が 27.2%、保健・医療が 5.7%、農林水産業が 24.6%、教育・研究が 14.5%などでした。

分野別経費実績構成比



* 2006, 2007年度のJICA担当分(一般無償のうち一般プロジェクト、水産無償、食糧援助、貧困農民支援などの供与実績額)。
 * JICAは本実績の無償援助の基本設計調査業務と実施促進業務を担当。

④ 形態別の人数実績と推移

平成 19 年度の当機構の事業の人数実績を形態別に見ると、研修員受入（新規）が 2 万 1280 人、専門家派遣（新規）が 4940 人、調査団派遣（新規）が 6104 人、青年海外協力隊派遣（新規）が 1482 人、その他ボランティア派遣（新規）が 410 人でした。

形態別人数実績の推移



*1…1954～2007年度累計 *2…1957～2007年度累計 *3…1955～2007年度累計 *4…1965～2007年度累計

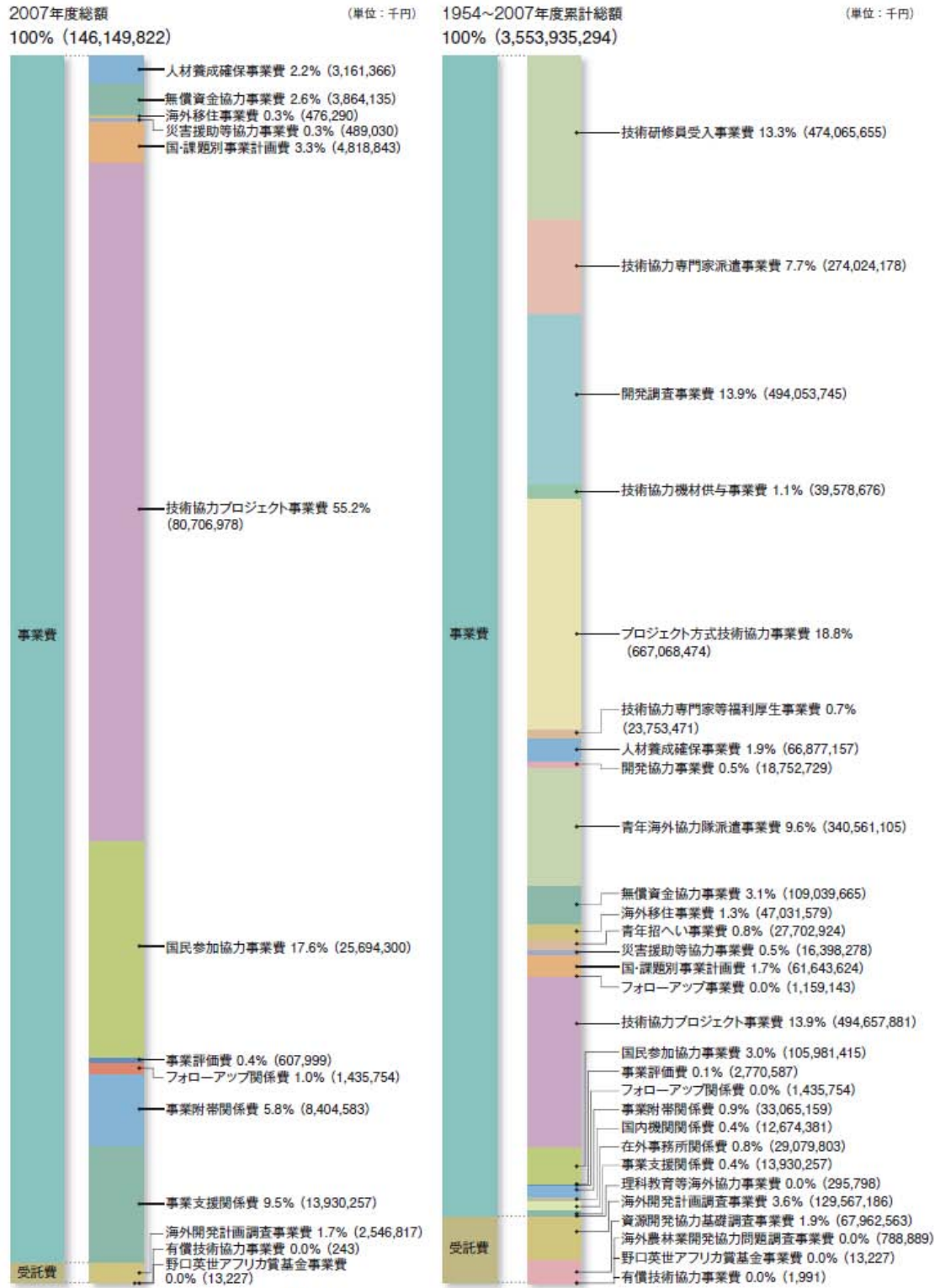
*5…1999～2007年度累計(内訳は、シニア海外ボランティア、日系社会シニア・ボランティア、国連ボランティア、日系社会青年ボランティア。これらは1998年度までは、他の形態の実績として集計されている)

・移住者送出国は1995年度で終了。1952～1995年度の累計は73,437人である。

⑤ 事業別の経費実績構成比

平成 19 年度の当機構の事業の経費実績を事業別に見ると、技術協力プロジェクト事業費が 807 億円と最大で、次いで国民参加協力事業費、事業支援関係費などでした。また、1954 年度から 2007 年度までの累計の経費実績は、次頁の図表のとおりです。

事業別経費実績と構成比（2007年度及び1954～2007年度累計）



* 技術研修員受入事業費には、青年招へい受入の経費を含む。

* 技術協力プロジェクト事業費には、従来の技術協力専門家の派遣、技術協力機材の供与、フォローアップの実施および在外研修の実施(1999年度から)に必要な経費を含む。

(2) 平成 19 年度の事業概況 (旧 JBIC 海外経済協力業務)

参考として、旧 JBIC の海外経済協力業務の平成 19 年度の業績を以下に記載します。

① 総括

旧 JBIC の海外経済協力業務の平成 19 年度出融資承諾額は、前年度比 18.0%増の 9,012 億円となりました。

② 国際公約達成に向けた取組み

国際公約の達成に向けた政府の円借款積極活用方針に沿って、前年度比 18.0%増の承諾 (9,012 億円) を行いました。初の円借款供与となったブータン、サモア、イラク、カーボベルデを含め承諾先は 19 カ国 (前年度に同じ) となりました。アフリカ向けの円借款としては同地域への ODA 促進の一環として 2005 年に発表された「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアチブ (EPSA)」に基づき、平成 19 年度にはウガンダとカーボベルデに対する円借款融資がアフリカ開発銀行 (AfDB) との協調融資により実現しました。また、「気候変動対策円借款」が創設され、各国の地球温暖化対策プログラムの実施等のために特別金利で 5,000 億円程度の資金供給が可能となりました。

③ 大型都市インフラ案件の増加・環境案件は全体の 4 割程度

部門別では、タイ「バンコク大量輸送網整備事業 (パープルライン) (I)」(624 億円) などの大型都市インフラ案件の増加により、運輸 (38.8%) が第一位となりました。各案件に含まれる環境改善に貢献する部分の合計は、全体の 39.4%となりました。

④ 政策制度支援の強化

インドネシア、カンボジア、タンザニアなど 6 件、523 億円の政策制度支援型借款を供与 (前年度 5 件 286 億円) し、国際的ドナーと協調しつつ、借入国の政策運営やガバナンスの改善等に向けた支援を積極的に推進しました。

金融目的別・地域別承諾額推移

(単位：百万円、%)

	平成 17 年度			平成 18 年度			平成 19 年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
円借款	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アジア	39	475,384	83	61	644,023	84	40	625,925	69
大洋州	-	-	-	-	-	-	1	4,598	1
ヨーロッパ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中東	-	-	-	-	-	-	8	182,680	20
アフリカ	8	50,694	9	14	102,188	13	8	68,653	8
北米	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中南米	3	43,760	8	1	5,972	1	1	19,371	2
国際機関等	-	-	-	1	11,500	2	-	-	-
合計	50	569,838	100	77	763,683	100	58	901,227	100
海外投融资	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出資	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) 本表で用いている地域名内訳は次のとおりとなっています。

地 域 名		当 該 地 域 に 含 ま れ る 国 等
ア ジ ア	東アジア	中華人民共和国、ホンコン（香港）特別行政区、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国、マカオ（澳門）特別行政区、モンゴル国、台湾（タイワン）
	東南アジア	ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、東ティモール民主共和国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国
	南アジア	アフガニスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、インド、モルディブ共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、スリランカ民主社会主義共和国
	中央アジア ・コーカサス	アルメニア共和国、アゼルバイジャン共和国、グルジア、カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、ウズベキスタン共和国
大 洋 州	—	オーストラリア連邦、クック諸島、フィジー諸島共和国、キリバス共和国、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、ナウル共和国、ニューカレドニア、ニュージーランド、北マリアナ諸島、パラオ共和国、パプアニューギニア、サモア独立国、ソロモン諸島、トンガ王国、ツバル、バヌアツ共和国
ヨ ー ロ ッ パ	中東欧・ロシア	アルバニア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア共和国、クロアチア共和国、チェコ共和国、エストニア共和国、ハンガリー共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、セルビア・モンテネグロ、モルドバ共和国、ポーランド共和国、ルーマニア、ロシア連邦、スロバキア共和国、スロベニア共和国、ウクライナ
	西ヨーロッパ	アンドラ公国、オーストリア共和国、ベルギー王国、チャネル諸島、キプロス共和国、デンマーク王国、フィンランド共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、グレートブリテン・北部アイルランド連合王国（英国）、ギリシャ共和国、アイスランド共和国、アイルランド、イタリア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルグ大公国、マルタ共和国、モナコ公国、オランダ王国、ノルウェー王国、ポルトガル共和国、サンマリノ共和国、スペイン、スウェーデン王国、スイス連邦
中 東	—	バーレーン国、イラン・イスラム共和国、イラク共和国、イスラエル国、ヨルダン・ハシミテ王国、クウェート国、レバノン共和国、オマーン国、西岸・ガザ（パレスチナ自治区）、カタール国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、トルコ共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国

アフリカ	サハラ以北	アルジェリア民主人民共和国、エジプト・アラブ共和国、大リビア・アラブ社会主義人民ジャマール・ヒリーヤ国、モロッコ王国、チュニジア共和国
	サハラ以南	アンゴラ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、カメルーン共和国、カーボベルデ共和国、中央アフリカ共和国、チャド共和国、コモロ連合、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コートジボワール共和国、ジブチ共和国、赤道ギニア共和国、エチオピア連邦民主共和国、ガボン共和国、ガンビア共和国、ガーナ共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、レソト王国、リベリア共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ナイジェリア連邦共和国、ルワンダ共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、セネガル共和国、セーシェル共和国、シエラレオネ共和国、ソマリア民主共和国、南アフリカ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、タンザニア連合共和国、トーゴ共和国、ウガンダ共和国、ザンビア共和国、ジンバブエ共和国、エリトリア国
北米	—	カナダ、アメリカ合衆国（米国）
中南米	—	アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティル、アルゼンチン共和国、バハマ国、バルバドス、ベリーズ、バミューダ島、ボリビア共和国、ブラジル連邦共和国、英領バージン諸島、ケイマン諸島、チリ共和国、コロンビア共和国、コスタリカ共和国、キューバ共和国、ドミニカ国、ドミニカ共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、グレナダ、グアテマラ共和国、フランス領ギアナ、ガイアナ協同共和国、ハイチ共和国、ホンジュラス共和国、ジャマイカ、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、ペルー共和国、プエルトリコ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン諸島、スリナム共和国、トリニダード・トバゴ共和国、メキシコ合衆国、米領バージン諸島、ウルグアイ東方共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国

2. 対処すべき課題

(1) 新 JICA のビジョン・使命・戦略・活動指針

平成 20 年 10 月に再編された後の新 JICA では、これまで別々の機関が実施していた技術協力、有償資金協力、無償資金協力という 3 つの援助手法を一体的に運用することになり、開発途上国の人々のニーズにより応じた質の高い国際協力を実現することが求められています。

新 JICA は、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」(Inclusive and Dynamic Development) という新しいビジョンを掲げ、このビジョンを実現するため、①気候変動や水、食糧、感染症の問題などグローバル化に伴う課題への対応、②公正な成長と貧困削減、③途上国政府の政策・制度などガバナンスの改善、④人間の安全保障の実現、といった 4 つの使命を果たすこととしています。

上記のビジョンの実現・使命の遂行に向け、新 JICA では以下の「戦略」「活動指針」を定めました。

戦略 1 包括的な支援

新 JICA は、技術協力・有償資金協力・無償資金協力という 3 つの援助手法を一体的に運用して、途上国の政策・制度の改善、人材育成と能力開発、インフラ整備を、有機的に組み合わせた総合的な支援を行います。また、複数の国にまたがる地域横断的な課題や、複数の分野にまたがる課題に、多様な援助手法と拡大した事業規模を生かして取り組みます。こうした包括的な支援を通じて、質と規模の両面で、より開発効果の高い国際協力を追求します。

戦略 2 連続的な支援

新 JICA は、多様な援助手法を組み合わせ、武力紛争や災害の予防から、発生後の緊急支援、早期の復興に向けた支援、そして中長期的な開発支援まで、継ぎ目のない連続的な支援を展開します。

また、開発途上国には、貧困層が多数を占める最貧国から、成長の軌道に乗りつつも格差拡大に悩む中進国まで、発展段階の異なる国があります。新 JICA は各国の発展段階に合わせた適切な支援を行うとともに、将来にわたって持続的に発展していけるよう長期的な視点で連続した支援を展開します。

戦略 3 開発パートナーシップの推進

新 JICA は開発途上国の最良のパートナーとなることを目指し、「現場」を重視して変化するニーズを的確に把握し、「成果」を重視して迅速かつ効果的に相手国の自助努力を後押しします。また、地方自治体、大学、NGO、民間企業などとの連携や、青年海外協力隊・シニア海外ボランティアなどへの参加を促進します。さらに、国際協力のプレーヤーが増加し、途上国への支援が多様化している国際社会において、長年にわたる経験を持つ世界最大規模の援助機関としての責任を果たすべく、国際機関やほかの援助機関との連携を推進し、開発協力の枠組みづくりを主導します。

戦略 4 研究機能と対外発信の強化

開発途上国の開発課題をめぐる国際潮流は、グローバル化の進展や国際協力の新たなアクターの台頭などの状況の中で、大きく変化しています。新 JICA は「JICA 研究所」を設立し、事業の現場で得てきた知見を生かしつつ、内外の学識者との幅広い連携を図り、日本のみならず世界の国際協力に新しい知的価値を提供し、新たな開発潮流を主導すべ

く、研究機能と発信力を強化します。また、地域担当部や課題担当部でも援助実務を踏まえた調査・研究を積極的に展開します。

活動指針 1 統合効果の発揮

多様な援助手法を有機的に組み合わせることにより、「援助の迅速な実施 (Speed-up)」「援助効果の拡大 (Scale-up)」「援助の普及・展開 (Spread-out)」という統合効果を発揮します。

活動指針 2 現場主義を通じて複雑・困難な課題に機動的に対応

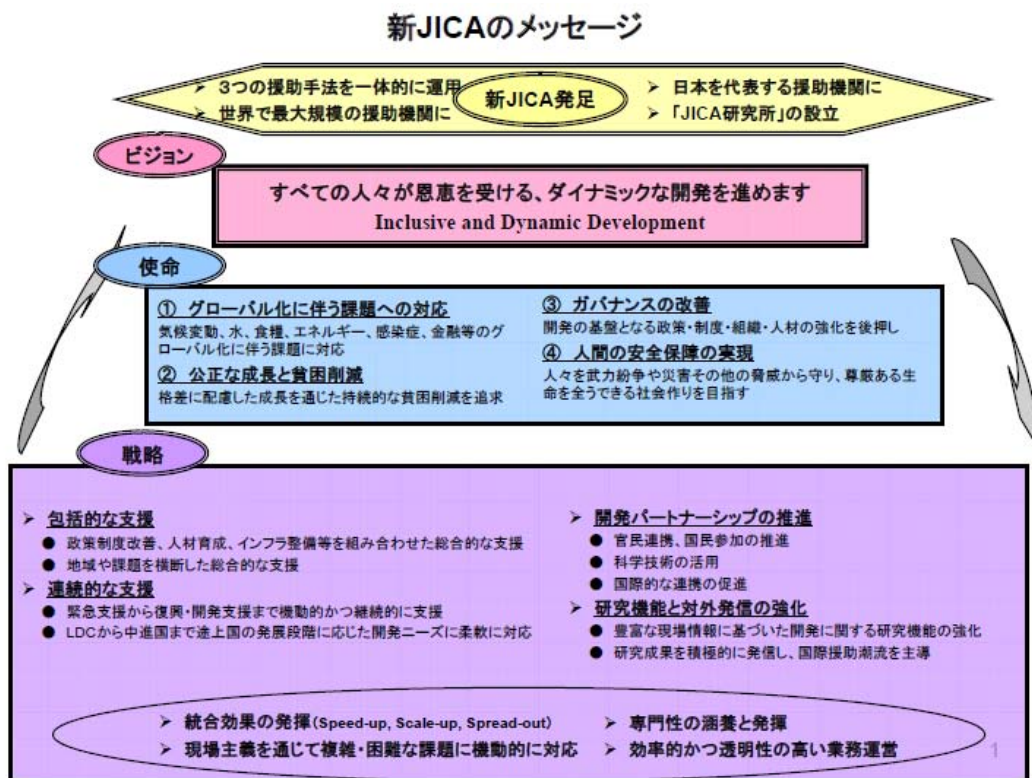
開発途上国の人々の目線でニーズを的確に把握し、現場中心の事業展開を図ることによって、複雑・困難な開発課題に機動的に対応します。

活動指針 3 専門性の涵養と発揮

国際協力の専門集団として、現場から得られた経験や知見を生かした専門性と発信力を発揮して、多様な開発課題に迅速かつ的確に対応します。

活動指針 4 効率的かつ透明性の高い業務運営

効率的で透明性の高い業務の運営と評価を通じて、不断の自己革新と合理化に取り組み、説明責任を果たします。



(2) ODA に関する政策目標・国際公約の遂行

当機構では、技術協力、有償資金協力（円借款）、無償資金協力の援助手法を一元的に担う総合的な政府開発援助（ODA）の実施機関として、官邸に設置されている海外経済協力会議及び外務省を中心として企画・立案される ODA を機動的かつ迅速に実施するよう努め、日本政府が掲げている ODA に関する国際公約の達成に向けて取り組んでいきます。

【参考】日本の ODA 増額に関する国際公約

● 日本の政府開発援助増額に関する国際公約

「100億ドル積み増し」国際公約												
表明年	国際公約	支援額	支援期間	対象年	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
2005 7	【G8グレンイーグルズ・サミット】 「今後5年間(2005～2009年)のODA事業量について、2004年実績(89億ドル)をベースとする額と比較して、100億ドルの積み増しを目指す」	100億ドルの積み増し	5年間	2005～2009								

「100億ドル積み増し」国際公約の中でその他の国際公約を実現していく

その他の主な国際公約												
表明年	国際公約	支援額	支援期間	対象年	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
2005 4	【アジア・アフリカ首脳会議】 「今後3年間(2005～2007年)でアフリカ向けODAを倍増し、引き続きその中心を贈与とする考え」	16.8億ドル(2007年実績)	3年間	2005～2007								
2005 4	【アジア・アフリカ首脳会議】 「防災・災害復興対策については、アジア・アフリカ地域を中心として今後5年間(2005～2009年)で25億ドル以上の支援を行う」	25億ドル以上	5年間	2005～2009								
2005 6	【「保健と開発」に関するイニシアティブ】 「保健分野のMDGs達成に寄与するため、乳幼児医療の充実や、感染症対策のため、5年間(2005～2009年度)で50億ドルをめどとする包括的な協力を行う」	50億ドル	5年間	2005～2009								
2005 6	【九州・沖縄サミット、世界基金構想5周年特別シンポジウム】 「『世界エイズ・結核・マラリア対策基金』への拠出を増額し、当面5億ドルの拠出を行う」	5億ドル	当面	2006～								
2005 12	【WTO香港閣僚会議(「開発イニシアティブ」)】 「今後3年間(2006～2008年)に、貿易・生産・流通インフラ関連分野で、合計100億ドルの資金協力を行う」	100億ドル	3年間	2006～2008								

(出典：外務省 政府開発援助（ODA）白書 2007年版)

【参考】第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）横浜行動計画（平成20年5月30日）

前文（抜粋）

5. TICAD プロセスの中心に位置する日本政府は、対アフリカ政府開発援助（ODA）を2012年までに倍増することを表明し、日本政府としての強固なコミットメントを示すイニシアティブをとった。これは、上述の優先事項に沿った目標が達成できるような支援の効果的な実施に寄与するものである。日本政府はまた、2008年から2012年にかけて、日本の民間セクターからアフリカへの直接投資を倍増させるためにあらゆる政策手段を積極的に動員するように努力を払う意向である。

【参考】「クールアース・パートナーシップ」資金メカニズム（平成 20 年 1 月）

5年間で、累計1兆2,500億円程度（概ね100億ドル程度）の資金供給を可能とする資金メカニズムの運用を2008年から開始する。

1. 「適応」策・クリーンエネルギーアクセス支援：2,500億円程度（概ね20億ドル程度）

(1) 気候変動の影響に特に脆弱な開発途上国のうち、温室効果ガスの排出抑制と経済成長の両立について政策協議を経た国に対し、その需要に応じ、我が国の無償資金協力、技術協力等、あるいは国連開発計画（UNDP）等国際機関を通じ、2008年から概ね5年間で累計2,500億円程度の支援を行う。

(2) 具体的には、気候変動対応のための森林保全、防災等のプロジェクトや防災・適応計画立案に対する技術支援、クリーンエネルギーによる電化等の村落開発支援、干ばつ・洪水等の災害対策支援等を行う。

2. 「緩和」策支援：1兆円程度（概ね80億ドル程度）

(1) 省エネ等温室効果ガスの削減に真摯に取り組もうとしているが、資金や技術が伴わず、実行に移せない開発途上国のうち、温室効果ガスの排出抑制と経済成長の両立について政策協議を経た国のプロジェクト等に対し、資金面・技術面の支援を行う。

(2) 具体的には、

「気候変動対策円借款」を創設し、各国の地球温暖化対策プログラムの実施等のために特別金利で5,000億円程度の資金供給を可能とする。

途上国における温室効果ガス削減のプロジェクトに対し、国際協力銀行（JBIC）による出資・保証、貿易保険及び補助金等合わせて、民間資金も呼び込み、5年間で最大5,000億円程度の資金供給を可能とする。

また、多国間の新基金の創設については、米国、英国とともに創設することを目指し、他のドナーにも参加を呼びかける。

（出典：外務省ホームページ）

【参考】ロンドン・サミット（第2回金融・世界経済に関する首脳会合、平成21年4月）におけるアジア向け ODA の拡充に関する政府声明

アジア向け ODA の拡充

世界経済成長のためには、アジアが「開かれた成長センター」として貢献することが鍵

我が国は、アジア諸国が金融危機の影響に迅速に対応し、
成長力強化と内需拡大を進めていくことを支援

「緊急財政支援円借款」の活用

（アジア向け最大3000億円規模）

国際開発金融機関による開発援助のための財政支援と連携して、必要な経済政策の実施に要する資金の供給支援を機動的に行う。

環境・インフラ事業に対する支援

経済成長と環境保全の両立を促進する支援として、環境・インフラ事業において我が国の優れた技術やノウハウを活用した援助を迅速に行う

最大2兆円（約200億ドル）規模のODAを供与

（1月のダボスにて表明したアジアに対する貢献策（1兆5000億円）を拡充）

（出典：外務省ホームページ）

(3) 独立行政法人整理合理化計画

平成 19 年 7 月、政府の「経済財政改革の基本方針 2007」において、101 の全独立行政法人について抜本的な見直しを行い、年内に「独立行政法人整理合理化計画」を策定することが決定されました。

当機構に関しては、同年 9 月から 11 月にかけて、行政減量・効率化有識者会議、官民競争入札等監理委員会、経済財政諮問会議に設置された独立行政法人の資産債務改革に関するワーキンググループによるヒアリングが行われ、市場化テスト（民間競争）の導入や保有資産の処分、統合に際しての組織面、業務面での一体化などについて議論がなされ、これら各種会議における議論、指摘を踏まえ、同年 12 月 24 日に、横断的な見直し事項及び当機構を含む個別法人の組織・業務に関する見直し事項をとりまとめた「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定されました。同計画の決定を受け、当機構は、機構にかかる個別の見直し事項については、平成 19 年 4 月 1 日から 5 年間（～平成 24 年 3 月 31 日）の第 2 期中期計画の下でそれぞれ具体的に取り組むものとして整理しました。また、横断的な見直し事項についても、中期計画の達成に向けた取組の一環として着実に実行し、その結果については毎事業年度の業務実績の報告に含めることにしています。

【独立行政法人整理合理化計画：国際協力機構にかかる見直し事項】

国際協力機構	事務及び事業の見直し
	<p>【海外移住に対する援助、指導等業務】</p> <p>○海外移住資料館の管理・運營業務について、我が国政府による移住者・日系人支援事業に関する調査及び知識の普及の拠点としての位置付けに留意し、そのために必要な業務遂行能力を勘案しつつ、民間競争入札を平成 21 年度から実施する。</p> <p>【国民等の協力活動の促進及び助長業務】</p> <p>○国際協力人材センターの業務について、平成 20 年度に実施する企画競争入札による民間委託の状況も踏まえ、平成 21 年度から民間競争入札を実施する。</p>
	組織の見直し
	<p>【支部・事業所等】</p> <p>○東京国際センター八王子別館については、平成 19 年度中に処分についての結論を出す。</p> <p>○海外の 19 事務所について、平成 20 年 10 月の国際協力銀行の一部との統合に際して一本化して効率的な運営体制を実現する。</p> <p>○ボリビア国農業総合試験場・パラグアイ国農業総合試験場について、平成 22 年 3 月に相手国側に譲渡する計画に沿って着実に調整を進める。</p> <p>○広尾センター、箱根研修所の立地や保有形態の在り方について、事業の目的、資産の有効活用に向けた取組、利用状況、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。</p>
	効率化・自律化
<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○国際協力銀行の一部との統合を機に、業務面の一体化、組織面の一体化、人事・給与制度の一本化を進めつつ、組織・業務の効率化を図る。</p> <p>【自己収入の増加】</p> <p>○他機関が招へいた研修員の受入れなど、国内機関の宿泊施設の有効利用を</p>	

	<p>促進し、自己収入の増加を図る。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○平成 23 年度末までに、保養所を売却する。</p> <p>○平成 23 年度末までに、職員住宅の一部を処分する。</p>
--	--

同計画の決定を受け、当機構は、当機構にかかる個別の見直し事項については、第 2 期中期計画の下でそれぞれ具体的に取り組むものとして整理しています。また、横断的な見直し事項についても、中期計画の達成に向けた取組の一環として着実に実行し、その結果については毎事業年度の業務実績の報告（「随意契約見直し計画」の実施状況等）に含めることにしています。

(4) ディスクロージャー

当機構では、当機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応するよう努めています。また、国際協力の理解と参加を促進するために、当機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図っています。

(5) 環境ガイドライン

従来、当機構においては「JICA 環境社会配慮ガイドライン」を、旧 JBIC においては「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」をそれぞれ制定・公表し、事業を通じて相手国政府に対して適切な環境社会配慮の実施を促しています。

平成 20 年 10 月の新 JICA の発足に伴い、当機構と旧 JBIC の環境社会配慮ガイドラインについても各援助手法の特性を踏まえつつ透明性を確保しながら体系の一本化を進めるべく、新 JICA の環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会を立ち上げて検討を進めています。また、ガイドラインのドラフト作成後、パブリック・コメント募集、パブリック・コンサルテーションの開催を行うべく、準備を進めているところです。

3. 事業等のリスク

当機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。以下の各項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は平成21年6月1日現在において判断したものであります。当機構では、当機構の業務に付随する直接的・間接的なさまざまなリスクが存在することを認識し、このようなリスクの把握、分析及び管理を以下に示すとおり積極的に進めていく方針です。

(1) 有償資金協力勘定に特有なリスク

① 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化等により債権の回収が不可能または困難になり損失を被るリスクです。融資を中心とする有償資金協力業務では本質的なものです。有償資金協力業務が行っている海外経済協力のための金融はその性格上、外国政府・政府機関向けのものが大宗を占めることから、与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスク（外国政府等与信に伴うリスク）の占める割合が大きいことが特徴となっています。

当機構では公的機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局やIMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、ソヴリンリスクを評価しています。

また、当機構の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものです。この国際収支支援の中で、債務国はIMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

(i) 信用格付

当機構では、信用格付を制度化しており、原則としてすべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク計量化にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすものです。信用格付は当機構のリスクプロファイルを踏まえて適時見直しを行っています。

(ii) 資産自己査定

一般に日本の民間金融機関では金融庁の金融検査マニュアルに沿って資産自己査定を行うこととしていますが、当機構においても金融検査マニュアルを参照し、当機構の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう監査法人と協議しながら資産自己査定を行っています。資産自己査定にあたっては、与信担当部門による第一次査定、審査管理部門による第二次査定、及び監査部門による監査という体制をとっています。資産自己査定の結果については、当機構における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当機構の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しています。

(iii) 信用リスク計量化

当機構では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化にも取り組んでいます。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクを伴った融資が大宗という民間金融機関には例を見ない当機構のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当機構独自の信用リスク計量化パラメータを適用のうえ、信用リスク量の計測を行っています。

② 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利等の変動により保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクです。このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、有償資金協力業務においては貸付期間が最長で40年に及ぶという融資の長期性に伴う金利リスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることにより金利リスク吸収力を高めています。

なお、有償資金協力業務においては外貨貸付金残高はなく、為替変動リスクは存在しません。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは当機構の信用力の低下による資金調達力の低下、資産・負債の期間不一致による資金ギャップの発生により、資金繰りが困難となる資金繰りリスク及び市場混乱等により市場において適正な価格での取引が困難となり損失を被る市場流動性リスクです。

(資金繰りリスク)

当機構は預金受入を実施していないこと、資金調達は長期政府借入、債券が中心であり償還期日・償還額がほぼ確定していること、融資は長期貸付であり、償還期日・償還額がほぼ確定していること等から、預金受入や短期貸付の多い民間金融機関と比べ資金収支に関する不確定要素は限定的と考えられます。

(市場流動性リスク)

市場の混乱等により、当機構の資金調達が困難となる若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合、当機構の資金調達費用が増加する可能性があります。

(2) 一般勘定・有償資金協力勘定に共通するリスク

① オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当機構においてはオペレーショナルリスクは事務にかかわること、システムにかかわること、内外の不正等により発生するものとしています。

当機構では、事務にかかわるリスクの軽減のために、事務手続きにおけるプロセスチェックの徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実、機械化・システム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めているほか、理事長直属の内部検査担当部門として他部門から独立した監査室が、本部、国内機関、在外事務所の監査を実施しています。また、システムにかかわるリスクについては、当機構においては、情報システムへの依存度が高まる中、外国政府等との情報交換を通じた業務の円滑な遂行の観点からも、内部における情報管理に関する役職員の意識向上、外部からのネットワークを経由した当機構の情報システムへの不正アクセスへの対応等、情報セキュリティに関するリスク管理を重視し、「情報

セキュリティポリシー」を策定するとともに、役員及び関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努めています。また、その他のリスクの顕在化の抑制のために、コンプライアンスの推進に努め、役職員のコンプライアンスへの意識の醸成に努めています。

② 日本政府の政策及び法令等の変更の可能性

当機構は、日本政府の政策を実現するために設立されている独立行政法人であり、日本政府の政策が当機構の業務、業績に影響を与える可能性があります。

また当機構は、改正 JICA 法をはじめとする法令による規制を受けていますが、将来、当機構の役割が大きく見直される可能性があります。

(3) 既発行済債券の連帯債務について

改正 JICA 法附則第 4 条において、当機構が旧 JBIC の義務を承継したときは、当該承継の時に発行されているすべての国際協力銀行債券に係る債務については、当機構及び株式会社日本政策金融公庫が連帯して弁済の責めに任ずると規定されております。

上記に基づき当機構が連帯債務を負う、株式会社日本政策金融公庫が承継した旧国際協力銀行債券の残高は以下のとおりです。(平成 21 年 3 月 31 日時点)

財投機関債	1,100,000,000,000 円
政府保証外債 (ユーロドル債)	4,900,000,000.00 ドル
(グローバルドル債)	3,500,000,000.00 ドル
(ユーロユーロ債)	1,250,000,000.00 ユーロ
(タイバーツ債)	3,000,000,000.00 バーツ

4. 財政状態及び経営成績の分析

4-1. 平成19年度財務諸表（概要）

(1) 概観

平成19年度の経常費用は157,900百万円と、前年度比4,312百万円減（2.7%減）となりました。技術協力プロジェクト関係費が前年度比4,585百万円減（5.4%減）となったことが主な要因であります。また、平成19年度の経常収益は153,146百万円と、前年度比14,958百万円減（8.9%減）となりました。これは、運営費交付金収益が前年度比13,731百万円減（8.5%減）となったことが主な要因であります。上記経常損益の状況に加えて臨時損益として固定資産売却損等16百万円、関係会社株式整理益等7百万円、前中期目標期間繰越積立金取崩額として4,803百万円をそれぞれ計上した結果、平成19年度の当期総利益は39百万円と、前年度比5,754百万円減（99.3%減）となりました。

(2) 損益計算書の概要

（単位：百万円）

	平成18年度	平成19年度	増△減 19年度－18年度
経常費用(A)	162,212	157,900	△ 4,312
業務費	152,110	144,835	△ 7,276
技術協力プロジェクト関係費	84,298	79,713	△ 4,585
国民参加型協力関係費	25,594	25,661	67
事業附帯関係費	8,671	8,113	△ 558
その他	33,548	31,348	△ 2,200
一般管理費	9,943	12,189	2,246
財務費用	38	840	801
その他	120	36	△ 84
経常収益(B)	168,103	153,146	△ 14,958
運営費交付金収益	161,854	148,122	△ 13,731
その他	6,250	5,023	△ 1,226
臨時利益(C)	1	7	6
臨時損失(D)	99	16	△ 83
前中期目標期間繰越積立金取崩額(E)	0	4,803	4,803
当期総利益(B-A+C-D+E)	5,793	39	△ 5,754

(3) 貸借対照表の概要

(単位：百万円)

		平成 18 年度	平成 19 年度	増 △ 減 19 年度－18 年度
資 産	流動資産	44,921	41,924	△ 2,997
	現金・預金等	41,292	37,362	△ 3,930
	その他	3,629	4,562	933
	固定資産	67,727	64,828	△ 2,898
	有形固定資産	58,786	57,342	△ 1,444
	無形固定資産	16	14	△ 2
	投資その他の資産	8,925	7,472	△ 1,453
	計	112,648	106,753	△ 5,895
負 債 ・ 資 本	流動負債	23,474	30,149	6,675
	未払金	22,143	21,508	△ 635
	その他	1,330	8,640	7,310
	固定負債	2,103	2,137	33
	資産見返負債	1,875	2,036	161
	その他	229	101	△ 128
	(負債計)	25,577	32,286	6,708
	資本金 (政府出資金)	88,508	83,333	△ 5,175
	資本剰余金	△ 9,050	△ 11,225	△ 2,175
	利益剰余金 (資本計)	7,613	2,359	△ 5,254
	計	87,071	74,467	△ 12,604
	計	112,648	106,753	△ 5,895

4-2. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成19年度法定財務諸表 （概要）

旧JBICは平成20年6月30日、旧JBIC法第40条に基づき平成19年度財務諸表（自平成19年4月1日～至平成20年3月31日）を官報に公告致しました。海外経済協力勘定の概要については以下のとおりとなっています。当該財務諸表は旧JBIC法、関連政省令及び告示、並びに「特殊法人等会計処理基準（昭和62年10月2日財政制度審議会公企業会計小委員会報告）」に基づいて作成されたものです。

（1）概観

平成19年度の当年度利益金は、海外経済協力勘定で1,823億円（前年同期比429億円増）となりました。

平成19年度末の海外経済協力勘定の総資産は11兆1,990億円（同665億円減）、負債計は3兆3,206億円（同4,079億円減）、資本計は7兆8,784億円（同3,414億円増）となりました。

（2）損益計算書の概要

（単位：億円）

		平成18年度	平成19年度	増△減 19年度－18年度
収 益	貸付金利息	2,404	2,319	△85
	受取配当金	71	151	79
	一般会計より受入	300	200	△100
	預け金利息	0	2	2
	受入手数料	6	7	1
	外国為替益	0	0	0
	出資金処分益	1	143	142
	その他	3	3	△0
	計	2,784	2,824	40
損 失	借入金利息	810	683	△126
	債券利息	2	-	△2
	支払雑利息	0	-	△0
	事務費	92	101	9
	動産不動産減価償却費	3	3	0
	支払手数料	40	42	1
	出資金処分損	46	-	△46
	貸付金償却	466	177	△289
	その他	6	0	△6
計	1,465	1,007	△458	
貸倒等引当金洗替前利益金		1,319	1,817	△498
貸倒等引当金戻入額		4,016	3,941	△175
貸倒等引当金繰入額		※1 3,941	※2 3,934	△6
貸倒等引当金洗替後利益金		1,394	1,823	△429

- ※1 貸倒引当金（告示 16 条 1 号）（円借款分） : 11
 貸倒引当金（告示 16 条 1 号）（海外投融資分） : 1
 特定海外債権引当勘定（告示 16 条 3 号） : 3,635
 出資損失引当金（告示 16 条 2 号） : 293
- ※2 貸倒引当金（告示 16 条 1 号）（円借款分） : 11
 貸倒引当金（告示 16 条 1 号）（海外投融資分） : 1
 特定海外債権引当勘定（告示 16 条 3 号） : 3,633
 出資損失引当金（告示 16 条 2 号） : 289

(3) 貸借対照表の概要

（単位：億円）

		平成 18 年度	平成 19 年度	増 △ 減 19 年度－18 年度
資 産	貸付金	113,786	113,871	85
	円借款	113,748	113,837	89
	海外投融資	38	34	△4
	出資金	1,399	1,346	△53
	現金預け金	680	15	△664
	未収収益	657	618	△39
	雑勘定	6	7	1
	動産不動産	68	67	△1
	繰延勘定	-	-	-
	貸倒等引当金	△ 3,941	△ 3,934	6
	計	112,655	111,990	△ 665
負 債 ・ 資 本	借入金	37,148	33,067	△ 4,081
	未払費用	136	136	△ 0
	雑勘定	1	3	2
	（負債計）	37,286	33,206	△ 4,079
	資本金	72,315	73,906	1,591
	積立金	1,661	3,055	1,394
	利益金	1,394	1,823	429
	（資本計）	75,370	78,784	3,414
計	112,655	111,990	△ 665	

(4) 財政状態

（単位：億円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	増 △ 減 19 年度－18 年度
総資産	112,655	111,990	△ 665
資本合計	75,370	78,784	3,414
資本合計/総資産	66.90%	70.35%	3.45%

(5) 延滞債権（注）について

（注） 弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高額。

財務諸表「重要な会計方針等 5. その他財務諸表作成のための重要な事項」に記載。

（海外経済協力勘定）

（単位：億円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	増 △ 減 19 年度－18 年度
延滞債権-①	3,347	3,353	6
貸付金残高-②	113,786	113,871	85
①／② (%)	2.94%	2.94%	0.00%

（注） 各年度末までにパリクラブにおいて返済繰延べ合意がなされていることから、延滞債権から除かれている債権金額は平成 18 年度末で 648 億円、平成 19 年度末で 2 億円です。また、我が国政府の決定により放棄されることが予定されていることから、延滞債権から除かれている債権金額は平成 18 年度末で 447 億円、平成 19 年度末で 480 億円です。

4-3. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成19年度民間財務諸表 （概要）

旧JBICは、平成20年3月期の財務諸表（民間会計基準準拠）を作成し、平成20年6月30日付で公表致しました。なお、今回発表した財務諸表については、その客観性を確保するため、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、自主的に新日本監査法人から監査証明を取得しています。

平成20年3月期財務諸表（民間会計基準準拠）に係る主要な指標は以下のとおりです。

（1）損益の状況

（単位：億円）

	平成20年3月期	平成19年3月期
業務粗利益	1,751	1,624
資金運用利益	1,788	1,657
役務取引等収益	△35	△33
その他業務利益	△2	0
営業経費	△102	△98
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）	1,649	1,526
一般貸倒引当金繰入額	-	-
臨時損益	142	△13
株式関係損益	140	△15
貸出金償却等	-	-
個別貸倒引当金繰入額	-	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
その他の臨時損益	2	1
経常利益	1,791	1,513
特別損益	315	530
うち交付金収入	200	300
うち償却債権取立益	0	8
うち貸倒引当金戻入益	115	223
当期純利益	2,107	2,043

(2) 資産、負債及び資本の状況

(単位：億円)

	平成 20 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
資産の部合計	110,478	110,858
現金預け金	19	683
有価証券	1,037	1,093
貸出金	109,628	109,403
その他資産	589	629
支払承諾見返	-	-
貸倒引当金	△876	△1,029
負債の部合計	33,277	37,354
債券	-	-
借入金	33,067	37,148
その他負債	141	141
支払承諾	-	-
純資産の部合計	77,201	73,504
資本金	73,906	72,315
利益剰余金	3,295	1,189
評価・換算差額等	-	-

(3) 貸出金の状況

当機構は、旧JBIC時の平成12年度より資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下、「金融検査マニュアル」といいます。）に基づく資産自己査定を実施しております。

当機構の特徴として途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構（旧JBICを含みます。）が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。（58ページの（注1））

なお、資産自己査定の結果については、以下に掲げるリスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権並びに貸倒引当金計上額を含めて、「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に準拠した監査法人による監査を受けております。

① リスク管理債権

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」といいます。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。（58ページの（注2））

(ii) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(iii) 3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

(iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、元本の返済猶予、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。（59ページの（注3））

（単位：百万円）

	海外経済協力勘定（旧国際協力銀行）		
	平成 17 年度末	平成 18 年度末	平成 19 年度末
破綻先債権	-	-	-
延滞債権	96,998	76,876	73,367
3カ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	184,691	185,191	139,647
合計 ①	281,689	262,068	213,015
貸付金残高合計 ②	10,943,642	10,940,343	10,962,845
①/② (%)	2.57%	2.40%	1.94%

② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況

下表は、資産自己査定結果を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」といいます。）による開示基準（金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

(ii) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

(iii) 要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要管理先に対する債権のうち、3カ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいいます。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3カ月以上延滞債権」を除く。）をいいます。）です。（59ページの（注3））

(iv) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要管理先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		海外経済協力勘定（旧国際協力銀行）		
		平成 17 年度末	平成 18 年度末	平成 19 年度末
貸出金等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
	危険債権	96,998	76,876	73,367
	要管理債権	184,691	185,191	139,647
	小計	281,689	262,068	213,015
	正常債権	10,729,856	10,739,666	10,807,306
貸倒引当金	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
	危険債権	79,638	54,028	50,319
	要管理債権	13,942	14,901	10,253
	小計	93,581	68,930	60,572
	要管理債権以外の債権に対する一般貸倒引当金	31,575	33,967	27,036
	特定海外債権引当金	—	—	—
	合計	125,156	102,897	87,609
担保・保証等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
	危険債権	—	—	—
	要管理債権	—	—	—
	小計	—	—	—
(保全率%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
	危険債権	79,638 (82.1)	54,028 (70.3)	50,319 (68.6)
	要管理債権	13,942 (7.6)	14,901 (8.1)	10,253 (7.3)
	小計	93,581 (33.2)	68,930 (26.3)	60,572 (28.4)

※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

(注1) 平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しています。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国です。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成20年3月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、海外経済協力勘定で96,645百万円となっております。本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、リスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権には含めておりません。

(注2) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによれば、外国の公的債務者に対する債権に関し、①期末以前3年間において、元本・利息等の支払がないこと、②期末以前3年間において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、③期末において、債務の履行期限の延長に関する契

約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示する旨規定されていますが、上記開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を、資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の開示においては、「延滞債権」に含めています。

(注3) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。旧JBICの外国政府等に対する債権のうち、平成20年3月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、海外経済協力勘定で1,228,905百万円となっています。債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上表に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、海外経済協力勘定で139,647百万円（うち繰延べ対象元本残高は63,663百万円）となっています。

4-4. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成 20 年度法定財務諸表 （概要）

当機構及び株式会社日本政策金融公庫（旧国際協力銀行）は、平成 20 年 12 月 26 日、平成 20 年度財務諸表（自平成 20 年 4 月 1 日～至平成 20 年 9 月 30 日）を官報に公告致しました。海外経済協力勘定の概要については以下のとおりとなっています。当該財務諸表は旧 JBIC 法、関連政省令及び告示、並びに「特殊法人等会計処理基準（昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会報告）」に基づいて作成されたものです。

（1）概観

平成 20 年 9 月期の当年度利益金は、98 億円（前年同期比 890 億円減）となりました。平成 20 年 9 月末の総資産は 11 兆 821 億円（前年度末比 1,169 億円減）、負債計は 3 兆 1,277 億円（同 1,929 億円減）、純資産計は 7 兆 9,544 億円（同 760 億円増）となりました。

（2）損益計算書の概要

		(単位:億円)			
		平成 19 年度 上期 ①	平成 19 年度 下期	平成 20 年 9 月期 ②	増 △ 減 ②-①
収 益	貸付金利息	1,170	1,149	1,123	△47
	受取配当金	53	97	43	△10
	一般会計より受入	100	100	68	△33
	預け金利息	2	1	1	△0
	受入雑利息	0	0	0	△0
	受入手数料	2	4	2	△0
	外国為替益	0	-	-	△0
	出資金処分益	143	-	-	△143
	その他	2	0	3	1
計		1,473	1,352	1,240	△233
損 失	借入金利息	327	356	289	△38
	事務費	48	53	60	12
	動産不動産減価償却費	2	2	2	△0
	支払手数料	10	32	17	7
	外国為替損	0	1	0	0
	貸付金償却	100	77	771	670
	その他	0	0	1	1
	計		488	520	1,139
貸倒等引当金洗替前利益金		985	832	101	△884
貸倒等引当金戻入額		3,941	3,937	3,934	△6
貸倒等引当金繰入額		※1 3,937	※2 3,934	※3 3,937	△0
貸倒等引当金洗替後利益金		989	835	98	△890

※1 貸倒引当金（告示 16 条 1 号）（円借款分） : 11

	貸倒引当金（告示 16 条 1 号）（海外投融資分）	:	1
	特定海外債権引当勘定（告示 16 条 3 号）	:	3,634
	出資損失引当金（告示 16 条 2 号）	:	291
※2	貸倒引当金（告示 16 条 1 号）（円借款分）	:	11
	貸倒引当金（告示 16 条 1 号）（海外投融資分）	:	1
	特定海外債権引当勘定（告示 16 条 3 号）	:	3,633
	出資損失引当金（告示 16 条 2 号）	:	289
※3	貸倒引当金（告示 16 条 1 号）（円借款分）	:	11
	貸倒引当金（告示 16 条 1 号）（海外投融資分）	:	1
	特定海外債権引当勘定（告示 16 条 3 号）	:	3,633
	出資損失引当金（告示 16 条 2 号）	:	292

(3) 貸借対照表の概要

(単位：億円)

		平成 19 年度 上期	平成 19 年度 下期 ①	平成 20 年 9 月期 ②	増 △ 減 ②-①
資 産	貸付金	112,976	113,871	112,684	△1,187
	円借款	112,940	113,837	112,652	△1,185
	海外投融資	36	34	32	△2
	出資金	1,352	1,346	1,348	2
	現金預け金	958	15	40	24
	未収収益	635	618	607	△10
	雑勘定	7	7	11	3
	動産不動産	67	67	68	1
	貸倒等引当金	△ 3,937	△ 3,934	△ 3,937	△3
	計	112,056	111,990	110,821	△1,169
負 債 ・ 純 資 産	借入金	35,519	33,067	31,143	△ 1,924
	未払費用	176	136	133	△ 3
	雑勘定	3	3	1	△2
	(負債計)	35,698	33,206	31,277	△ 1,929
	資本金	72,315	73,906	74,568	662
	積立金	3,055	3,055	4,878	1,823
	利益金	989	1,823	98	△1,725
	(純資産計) (注 1)	76,358	78,784	79,544	760
計	112,056	111,990	110,821	△1,169	

(注 1) 「純資産」について、平成 19 年度までは「資本」という呼称を用いておりました。

(4) 財政状態

(単位：億円)

	平成 19 年度 上期	平成 19 年度 下期 ①	平成 20 年 9 月期 ②	増 △ 減 ②-①
総資産	112,056	111,990	110,821	△1,169
純資産合計 (注 1)	76,358	78,784	79,544	760
純資産合計/総資産 (注 1)	68.14%	70.35%	71.78%	1.43%

(注 1) 「純資産」について、平成 19 年度までは「資本」という呼称を用いておりました。

(5) 延滞債権 (注) について

(注) 弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高額。

財務諸表「重要な会計方針等 5. その他財務諸表作成のための重要な事項」に記載。

(海外経済協力勘定)

(単位：億円)

	平成19年度 下期 ①	平成20年 9月期 ②	増△減 ②－①
延滞債権-①	3,353	3,294	△60
貸付金残高-②	113,871	112,684	△1,187
①／② (%)	2.94%	2.92%	△0.02%

(注) パリクラブにおいて返済繰延べ合意がなされていることから、延滞債権から除かれている債権金額は平成20年9月末で86億円です。また、我が国政府の決定により放棄されることが予定されていることから、延滞債権から除かれている債権金額は平成20年9月末で480億円です。

4-5. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成20年9月期民間財務諸表（概要）

当機構及び株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行は、旧国際協力銀行の最終年度（平成20年9月期）の財務諸表（民間会計基準準拠）を作成し、平成20年12月26日付で公表致しました。なお、今回発表した財務諸表については、その客観性を確保するため、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、自主的に新日本監査法人から監査証明を取得しています。

平成20年9月期財務諸表（民間会計基準準拠）に係る主要な指標は以下のとおりです。

(1) 損益の状況

（単位：億円）

	平成20年9月期	平成19年9月中間期
業務粗利益	862	890
資金運用利益	876	895
役務取引等収益	△13	△5
その他業務利益	0	0
営業経費	57	△46
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）	805	844
一般貸倒引当金繰入額	△319	-
臨時損益	△0	141
株式関係損益	-	140
貸出金償却等	-	-
個別貸倒引当金繰入額	-	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
その他の臨時損益	△0	0
経常利益	487	985
特別損益	67	184
交付金収入	68	100
貸倒引当金戻入益	-	84
その他の特別損益	△1	0
当期純利益	553	1,169

(2) 資産、負債及び純資産の状況

(単位：億円)

	平成 20 年 9 月期	平成 20 年 3 月期
資産の部合計	109,764	110,478
現金預け金	41	19
有価証券	1,036	1,037
貸出金	109,211	109,628
その他資産	585	589
支払承諾見返	-	-
貸倒引当金	△1,195	△876
負債の部合計	31,348	33,277
債券	-	-
借入金	31,143	33,067
その他負債	136	141
支払承諾	-	-
純資産の部合計	78,416	77,201
資本金	74,568	73,906
利益剰余金	3,849	3,295
評価・換算差額等	-	-

(3) 貸出金の状況

当機構は、旧JBIC時の平成12年度より資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下、「金融検査マニュアル」といいます。）に基づく資産自己査定を実施しております。

当機構の特徴として途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構（旧JBICを含みます。）が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。（67ページの（注1））

なお、資産自己査定の結果については、以下に掲げるリスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権並びに貸倒引当金計上額を含めて、「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に準拠した監査法人による監査を受けております。

① リスク管理債権

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」といいます。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。（68ページの（注2））

(ii) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(iii) 3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

(iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、元本の返済猶予、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。（68ページの（注3））

（単位：百万円）

	海外経済協力勘定（旧国際協力銀行）		
	平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年 9 月期
破綻先債権	-	-	-
延滞債権	76,876	73,367	73,367
3 カ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	185,191	139,647	668,789
合計 ①	262,068	213,015	742,156
貸付金残高合計 ②	10,940,343	10,962,845	10,921,146
①／②（％）	2.40%	1.94%	6.80%

② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況

下表は、資産自己査定結果を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」といいます。）による開示基準（金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

(ii) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

(iii) 要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要管理先に対する債権のうち、3カ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいいます。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3カ月以上延滞債権」を除く。）をいいます。）です。（68ページの（注3））

(iv) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要管理先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		海外経済協力勘定（旧国際協力銀行）		
		平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年 9 月期
貸出金等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
	危険債権	76,876	73,367	73,367
	要管理債権	185,191	139,647	668,789
	小計	262,068	213,015	742,156
	正常債権	10,739,666	10,807,306	10,235,375
貸倒引当金	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
	危険債権	54,028	50,319	50,319
	要管理債権	14,901	10,253	44,200
	小計	68,930	60,572	94,520
	要管理債権以外の債権に対する一般貸倒引当金	33,967	27,036	24,972
	特定海外債権引当金	—	—	—
	合計	102,897	87,609	119,492
担保・保証等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
	危険債権	—	—	—
	要管理債権	—	—	—
	小計	—	—	—
(保全率※)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
	危険債権	54,028 (70.3)	50,319 (68.6)	50,319 (68.6)
	要管理債権	14,901 (8.1)	10,253 (7.3)	44,200 (6.6)
	小計	68,930 (26.3)	60,572 (28.4)	94,520 (12.7)

※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

(注1) 平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しています。具体的には、被災国の期日おりの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国です。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成20年9月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、海外経済協力勘定で72,484百万円となっております。本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したに基づき貸

出条件の変更を行っていることも踏まえ、リスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権には含めておりません。

(注2) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによれば、外国の公的債務者に対する債権に関し、①期末以前3年間において、元本・利息等の支払がないこと、②期末以前3年間において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、③期末において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示する旨規定されていますが、上記開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を、資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の開示においては、「延滞債権」に含めています。

(注3) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。旧JBICの外国政府等に対する債権のうち、平成20年9月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、海外経済協力勘定で1,228,583百万円となっています。債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上表に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、海外経済協力勘定で668,789百万円（うち繰延べ対象元本残高は528,995百万円）となっています。

4-6. 有償資金協力勘定開始貸借対照表について

当機構は、平成 20 年 10 月 1 日に旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継いたしました。

改正 JICA 法附則第 2 条第 7 項において、当機構が旧 JBIC の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（旧 JBIC 法第 44 条第 2 項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を控除した金額とし、同条第 3 項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を加算した金額。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から当機構に対し追加して出資されたものとするものと規定されており、同条第 8 項に基づき、当該承継資産の価額は、平成 20 年 10 月 1 日現在における時価を基準として、平成 21 年 2 月 23 日に開催された資産評価委員会により決定されました。

同委員会を受け確定した当機構有償資金協力勘定開始貸借対照表は以下のとおりです。

有償資金協力勘定開始貸借対照表

(単位:円)

資 産 の 部		金 額	負 債 及 び 純 資 産 の 部		金 額
科 目			科 目		
流 動 資 産		10,767,530,220,678	流 動 負 債		410,714,659,836
現 金 及 び 預 金		4,067,729,264	1 年以内償還予定財政融資資金借入金		396,804,210,000
貸 付 金		10,847,779,238,478	未 払 金		90,870,754
貸 倒 引 当 金		△ 141,311,874,544	未 払 費 用		13,327,847,963
前 渡 金		255,325,420	リ ー ス 債 務		120,627,612
前 払 費 用		26,467,110	預 り 金		34,434,581
未 収 取 益		56,395,996,949	賞 与 引 当 金		257,056,857
未 収 貸 付 金 利 息		56,280,083,726	仮 受 金		79,612,069
未 収 コ ミ ッ ト メ ン ト チ ャ ー ジ		105,259,253	固 定 負 債		2,723,701,548,947
未 収 受 取 利 息		10,653,970	財 政 融 資 資 金 借 入 金		2,717,457,986,000
未 収 入 金		280,330,403	長 期 リ ー ス 債 務		298,646,502
算 定 割 当 量		37,007,598	退 職 給 付 引 当 金		5,944,916,445
固 定 資 産		172,055,240,839	(負 債 合 計)		3,134,416,208,783
有 形 固 定 資 産		17,423,261,104	資 本 金		7,307,565,785,510
建 物		2,521,910,384	政 府 出 資 金		7,307,565,785,510
構 築 物		55,951,427	利 益 剰 余 金		497,603,467,224
機 械 装 置		190,876,042	準 備 金		497,603,467,224
車 両 運 搬 具		137,918,863	(純 資 産 合 計)		7,805,169,252,734
工 具 器 具 備 品		531,085,953			
土 地		13,873,270,000			
建 設 仮 勘 定		112,248,435			
投 資 そ の 他 の 資 産		154,631,979,735			
投 資 有 価 証 券		1,154,481,939			
関 係 会 社 株 式		133,926,638,348			
破 産 債 権、再 生 債 権、更 生 債 権		75,156,018,602			
そ の 他 こ れ ら に 準 ず る 債 権					
貸 倒 引 当 金		△ 56,359,245,221			
長 期 前 払 費 用		6,992,459			
差 入 保 証 金		747,093,608			
資 産 合 計		10,939,585,461,517	負 債 ・ 純 資 産 合 計		10,939,585,461,517

4-7. 財政投融資事業に関する政策コスト分析について

(1) 財政投融資事業に関する政策コスト分析の概要

政策コスト分析とは財政投融資を活用している事業の実施に伴い、国（一般会計等）から将来にわたって投入される補助金等の額や、投入された出資金による利払軽減効果（国にとっての機会費用）などの額を財政融資対象の機関が試算したものです。

分析に当たっては、将来にわたる補助金等を現在の価値として評価した総額（割引現在価値額）を、一定の仮定を置いて試算しています。例えば、融資については、平成 21 年度以降新規融資を行わない、等の仮定を置いています。

政策コスト分析は、事業の実施による将来の国民負担がどの程度となるかを明らかにし、財政投融資の透明性を高めるとともに、事業実施主体が分析を通じて事業のあり方を見直す等の効果が期待されています。

なお、算出された政策コスト額は、既に投入された出資金等による機会費用などが含まれていますので、事業の遂行によって生じる将来の資金移転を伴う財政負担そのものを示すものではありません。

(2) 旧 JBIC の平成 20 年度政策コスト分析結果（平成 20 年 7 月 24 日公表）

当機構は、平成 20 年 10 月 1 日付で旧 JBIC の海外経済協力勘定を承継したことにより、新たに財政投融資の対象となった為、本説明書の作成日現在で当機構に関する政策コスト分析は実施されておられません。

参考迄に、旧 JBIC の海外経済協力勘定における平成 20 年度の政策コスト分析結果を以下に記載します。

	政策コスト	分析期間
旧国際協力銀行 (海外経済協力勘定)	5,194 億円	40 年間

上記の数字は、平成 18 年度末の出融資残高予定額 11 兆 5,186 億円に加え、平成 19・20 年度の出融資計画（1 兆 5,400 億円）に基づき出融資を実行した場合の全貸付金回収までの 40 年間を分析期間としています。

5. 経営上の重要な契約等

該当するものではありません。

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

平成19年度は合計で670百万円の設備等支出を行いました。また、平成19年度中に処分（売却及び除去）した設備等の平成18年度末帳簿価額合計は531百万円となっております。

なお、旧JBIC海外経済協力勘定においては、平成19年度は合計で252百万円の設備等支出を行っており、平成19年度中に処分（売却及び除去）した設備等の平成18年度末帳簿価額合計は50百万円となっております。

2. 主要な設備の状況（平成19年度末）

（単位：百万円）

内容	所在地	土地		建物	動産	一括償却資産	合計
		面積	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額
事務所・舎宅等	東京都新宿区他	342,588 m ²	19,749	44,674	4,504	0	68,927

3. 設備の新設、除却等の計画

当機構の主要な設備等への支出計画（注）は以下のとおりです。

（単位：百万円）

年度	対象	所在地	内容	予定額
平成20年度	事務所・舎宅等	名古屋市中村区他	新築・改修等	1,848
平成21年度	事務所・舎宅等	千代田区二番町他	新築・改修等	3,786

（注）平成20年度についても当初計画を記載しております。

第 4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構に対する政府からの出資金は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前年度比増減	年度末資本金残高	摘要
平成 15 年度末	88,508	88,508	政府（一般会計）からの出資
平成 16 年度末	—	88,508	—
平成 17 年度末	—	88,508	—
平成 18 年度末	—	88,508	—
平成 19 年度末	△5,175	83,333	国庫納付に伴う減少
平成 20 年度末	7,390,856	7,474,189	旧 JBIC より承継した有償資金協力勘定の資本金の額を含む。

上記の表において、平成 15 年度末から平成 19 年度末の金額には旧 JBIC より承継した有償資金協力勘定の資本金の額は含まれておりません。参考として、旧 JBIC の海外経済協力勘定の資本金の推移を記載します。

旧 JBIC 海外経済協力勘定

(単位：百万円)

	前年度比増減	年度末資本金残高	摘要
平成 15 年度末	200,300	6,704,644	政府（一般会計）からの出資
平成 16 年度末	186,600	6,891,244	政府（一般会計）からの出資
平成 17 年度末	174,400	7,065,644	政府（一般会計）からの出資
平成 18 年度末	165,864	7,231,508	政府（一般会計）からの出資
平成 19 年度末	159,064	7,390,572	政府（一般会計）からの出資

2. 役員 の 状 況 (平 成 21 年 5 月 1 日 現 在)

【役員 の 定 数】 理 事 長 1 人、 副 理 事 長 1 人、 理 事 8 人 以 内 及 び 監 事 3 人 以 内

【役員 の 任 期】 理 事 長 及 び 副 理 事 長 : 4 年、 理 事 及 び 監 事 : 2 年

【役員 の 氏 名、 役 職、 経 歴 等】

役職	氏名	就任日	経歴
理事長	緒方 貞子	平成15年10月1日 (再任)	昭和51年 国際連合日本政府代表部 公使 昭和55年 上智大学国際関係研究所 教授 昭和57年 国連人権委員会政府代表 平成3年 第8代 国連難民高等弁務官 (UNHCR) 平成15年 独立行政法人国際協力機構 理事長
副理事長	大島 賢三	平成19年10月1日	昭和42年 外務省入省 平成9年 経済協力局長 平成15年 特命全権大使 オーストラリア国駐節 平成16年 特命全権大使 国際連合日本政府代表部 常駐代表 平成19年 独立行政法人国際協力機構 副理事長
理事	黒木 雅文	平成18年5月8日 (再任)	昭和49年 外務省入省 平成5年 外務省経済協力局調査計画課長 平成13年 大臣官房審議官兼経済協力局 平成16年 在インドネシア日本国大使館 公使 平成18年 独立行政法人国際協力機構 理事
理事	金子 節志	平成17年4月1日 (再任)	昭和47年 海外技術協力事業団入団 平成12年 独立行政法人国際協力機構アジア第2部長 平成15年 独立行政法人国際協力機構 人事部長 平成17年 独立行政法人国際協力機構 退職 平成17年 独立行政法人国際協力機構 理事
理事	上田 善久	平成17年6月7日 (再任)	昭和49年 大蔵省入省 平成6年 国際金融局国際資本課長 平成12年 大臣官房審議官 (国際局担当) 平成13年 米州開発銀行理事 平成17年 独立行政法人国際協力機構 理事
理事	松本 有幸	平成18年1月26日 (再任)	昭和49年 農林省入省 平成7年 経済局国際部国際企画課長 平成15年 大臣官房総括審議官 平成16年 関東農政局長 平成18年 独立行政法人国際協力機構 理事
理事	永塚 誠一	平成19年10月1日	昭和55年 通商産業省入省 平成10年 貿易局貿易調査課長 平成15年 製造産業局自動車課長 平成17年 通商政策局通商交渉官 平成19年 独立行政法人国際協力機構 理事

理事	橋本 栄治	平成19年10月1日	昭和49年 海外技術協力事業団入団 平成13年 国際協力事業団アフリカ・中近東・欧州部長 平成15年 独立行政法人国際協力機構理事長室長 平成19年 独立行政法人国際協力機構退職 平成19年 独立行政法人国際協力機構 理事
理事	新井 泉	平成20年10月1日	昭和50年 海外経済協力基金採用 平成18年 アフリカ地域外事審議役 平成19年 開発金融研究所長 平成19年 国際協力銀行理事 平成20年 独立行政法人国際協力機構 理事
理事	恒川 恵市	平成20年10月1日	平成3年 東京大学教養学部教授 平成8年 東京大学大学院総合文化研究科教授 平成20年 政策研究大学院大学教授 平成20年 独立行政法人国際協力機構 顧問 平成20年 独立行政法人国際協力機構 理事
監事	金丸 守正	平成19年10月1日	昭和48年 海外技術協力事業団入団 平成16年 独立行政法人国際協力機構 アジア第一部長 平成17年 独立行政法人国際協力機構 人事部長 平成19年 独立行政法人国際協力機構退職 平成19年 独立行政法人国際協力機構 監事
監事	中澤 健	平成20年10月1日	平成15年 関東財務局東京財務事務所長 平成16年 理財局国有財産調整課長 平成17年 預金保険機構検査部長 平成19年 近畿財務局金融安定監理官 平成20年 独立行政法人国際協力機構 監事
監事	丸山 淳一	平成21年1月23日	昭和45年 会計検査院採用 平成8年 会計検査院事務総長官房審議官（第3局担当） 平成12年 会計検査院事務総長官房付 退職 平成13年 財団法人資源探査用観測システム研究開発 機構 監事 平成21年 独立行政法人国際協力機構 監事

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 法による規制

当機構の主務大臣（12 ページご参照）は、通則法に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可、財務諸表の承認等を行います。

また、当機構は通則法及び改正 JICA 法により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、主務大臣が選任する会計監査人の監査、会計検査院による検査、金融庁による検査（有償資金協力業務に限る。）を受けなければならないとされています。

詳細については「日本政府との関係について」（12 ページ）をご参照下さい。

(2) 業務運営の評価

当機構は、通則法第 32 条により、各事業年度における業務の実績について外部有識者から構成される外務省独立行政法人評価委員会（以下、独法評価委員会）の評価を受けています。これに先立ち、機構は中期計画（「中期計画」については 12 ページご参照）期間中の業務実績を毎年、機構内部の業績評価委員会で審議し、業績評価報告書としてとりまとめ、評価委員会へ提出しています。なお、独法評価委員会は総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」に評価結果を通知するとともに、必要があると認めるときは、機構に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができるかとされています。また、独法評価委員会の評価結果及び通知内容は公表されています。

(3) 内部管理等の体制

(理事会の運営)

当機構は理事長・副理事長・理事により構成される理事会において当機構の経営及び業務運営に係る重要な基本方針並びに重要な個別業務事項に係る審議を行います。

(監事監査)

監事は当機構の業務を監査します。監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができます。また、監事は業務を監査するため役員会に出席し意見を述べることができます。

(内部監査について)

当機構は、内部監査部門として理事長直属の監査部を設置しており、内部監査の独立性を確保しております。

(コンプライアンス態勢について)

当機構は、コンプライアンスに関する重要事項を検討するため、関係役員・部室長により構成されるコンプライアンス委員会を設置しており、本委員会において決定するコンプライアンス・プログラムに基づく各種取組みを通じて当機構役職員のコンプライアンス意識の醸成に努めております。

(役員報酬について)

当機構が平成 19 年度において役員に支払った報酬額は総額で 184,094 千円です。

(4) 統合的リスク管理について

一般に金融機関が業務を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク（金利リスク、為替リスク等）、流動性リスク、オペレーショナルリスク等のさまざまなリスクを伴います。当機構は政府機関として政策目的実現のための金融を業務としており、当機構業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関とは異なりますが、金融機関に準じた適切なリスク管理を行っていくことが必要であり、当機構でも内部的なリスク管理態勢の一層の整備を進めています。

具体的には、リスク管理を組織的に対処すべき経営課題と位置づけ、「統合的リスク管理規程」を策定しています。同規程の中では、当機構が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の健全性及び適切性の確保並びに適正な損益水準の確保を当機構のリスク管理の目的と定めています。また、統合的リスク管理及びカテゴリー別のリスク管理に関する重要事項の検討、審議を行うため、理事を委員長としたリスク管理委員会を設置しています。

当機構が業務運営上抱える個別のリスクのうち主要なものとその管理に対しては、46～48ページをご参照ください。

第5 経理の状況

当機構は平成20年10月1日に旧JBICの海外経済協力業務と、外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継した為、下記「1. 当機構の財務諸表」には、これら承継した業務に関する計数は含まれておりません。参考迄に、旧JBICの財務諸表（下記「2. 旧国際協力銀行法定財務諸表（特殊法人等会計処理基準準拠）」及び下記「3. 旧国際協力銀行財務諸表（民間会計基準準拠）」も併せて記載します。

1. 当機構の財務諸表

下記「1. 当機構の財務諸表」は、通則法第37条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成15年外務省令第22号）等に基づき作成しております。

（注）当機構は子会社を有していないことに鑑みて、連結財務諸表は作成しておりません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月19日

独立行政法人 国際協力機構

理事長 緒方貞子殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 樋澤克彦 
業務執行社員

指定社員 公認会計士 児玉卓也 
業務執行社員

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類(案)及び附属明細書(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)並びに関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人国際協力機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針の変更に記載されているとおり、機構は当事業年度より施設利用収入及び業務支援経費の計上方法を変更している。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成20年6月26日

独立行政法人国際協力機構
理事長 緒方 貞子 殿

独立行政法人国際協力機構

監事 船渡 享尚
監事 金丸 守正



平成19事業年度国際協力機構決算に関する監事意見書

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第2項の規定により、国際協力機構の平成19事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の決算について、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、同機構から必要な説明を聴取するとともに、会計監査人から監査結果の報告を受けるなどして監査を行った結果、独立行政法人通則法第38条第1項の規定により作成された財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書に関する意見を以下のとおり申し述べます。

意見

- 1 財務諸表は、関係の法律、政令、省令等に従い、国際協力機構の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- 2 決算報告書は、関係の法律、政令、省令等に従い、国際協力機構の予算執行状況を正しく示しているものと認める。

以上

〔財務諸表〕

貸借対照表
(平成20年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	41,924,323,835	I 流動負債	30,149,070,508
現金及び預金	37,362,258,112	運営費交付金債務	6,898,768,986
たな卸資産	529,628,561	預り寄附金	124,501,571
貯蔵品	522,812,127	未払金	21,508,261,460
畜類	6,816,434	未払費用	1,129,740,736
前渡金	2,506,512,847	リース債務	193,651,741
前払費用	157,884,682	預り金	294,116,014
未収収益	75,436,930	前受収益	30,000
未収入金	104,470,560		
開発投融資短期貸付金	1,021,218,670	II 固定負債	2,136,755,837
貸倒引当金	△ 7,094,468	資産見返負債	2,036,168,499
移住投融資短期貸付金	143,142,625	資産見返運営費交付金	1,957,571,121
貸倒引当金	△ 10,498,114	資産見返補助金等	78,597,378
短期入植地割賦元金	246,672	長期リース債務	100,565,588
貸倒引当金	△ 14,183	長期前受収益	21,750
積送物品	5,650,316		
仮払金	33,438,554	負債合計	32,285,826,345
立替金	2,042,071		
II 固定資産	64,828,258,770	I 資本金	83,332,866,850
1 有形固定資産	57,342,219,450	政府出資金	83,332,866,850
建物	43,200,210,425	II 資本剰余金	△ 11,225,025,211
減価償却累計額	△ 8,428,849,916	資本剰余金	△ 323,796,115
減損損失累計額	△ 580,935,598	損益外減価償却累計額	△ 10,313,421,043
構築物	1,473,218,572	損益外減損損失累計額	△ 587,808,053
減価償却累計額	△ 597,874,549		
減損損失累計額	△ 461,505	III 利益剰余金	2,358,914,621
機械装置	250,627,562	前中期目標期間繰越積立金	2,319,583,805
減価償却累計額	△ 171,573,299	当期未処分利益	39,330,816
車両運搬具	1,516,007,935	純資産合計	74,466,756,260
減価償却累計額	△ 769,455,497	負債純資産合計	106,752,582,605
工具器具備品	2,737,292,798		
減価償却累計額	△ 1,629,438,709		
土地	19,748,669,867		
減損損失累計額	△ 520,800		
建設仮勘定	595,302,164		
2 無形固定資産	13,639,118		
商標権	3,593,243		
電話加入権	6,299,300		
電気等供給施設利用権	3,746,575		
3 投資その他の資産	7,472,400,202		
投資有価証券	38,118		
開発投融資長期貸付金	4,453,816,109		
貸倒引当金	△ 50,990,733		
移住投融資長期貸付金	3,336,947,199		
貸倒引当金	△ 1,909,806,461		
長期入植地割賦元金	71,626,919		
貸倒引当金	△ 71,626,919		
長期前払費用	1,287,080		
差入保証金	1,641,108,890		
資産合計	106,752,582,605		
合 計	106,752,582,605	合 計	106,752,582,605

損益計算書
(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位：円)

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	157,899,702,010	経常収益	153,145,575,286
業務費	144,834,553,937	運営費交付金収益	148,122,292,107
国・課題別事業計画関係費	4,791,082,617	受託収入	2,562,664,566
技術協力プロジェクト関係費	79,712,767,511	開発投融资収入	140,340,440
無償資金協力関係費	3,416,812,405	入植地事業収入	10,896,494
国民参加型協力関係費	25,660,608,390	移住投融资収入	96,710,058
海外移住関係費	476,289,763	寄附金収益	96,675
災害援助等協力関係費	522,172,455	貸倒引当金戻入	677,977,523
人材養成確保関係費	3,153,486,724	資産見返運営費交付金戻入	395,438,994
フォローアップ関係費	1,438,463,295	資産見返補助金等戻入	19,560,026
事業評価関係費	600,223,076	財務収益	263,294,155
事業附帯関係費	8,112,804,085	受取利息	263,294,155
事業支援関係費	13,843,941,150	雑益	856,304,248
受託経費	2,560,286,883	臨時利益	6,716,918
寄附金事業費	96,675	固定資産売却益	1,162,020
減価償却費	545,518,908	関係会社株式整理益	5,554,898
一般管理費	12,189,153,303	前中期目標期間繰越積立金取崩額	4,802,873,091
財務費用	839,555,457		
支払利息	12,119,470		
外国為替差損	827,435,987		
雑損	36,439,313		
臨時損失	16,132,469		
固定資産除却損	5,684,171		
固定資産売却損	10,448,298		
当期総利益	39,330,816		
合 計	157,955,165,295	合 計	157,955,165,295

キャッシュ・フロー計算書
(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位：円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	事業支出	△ 138,766,928,984
	受託経費支出	△ 2,517,675,315
	人件費支出	△ 16,413,070,580
	その他の業務支出	△ 880,467,743
	運営費交付金収入	155,625,501,000
	受託収入	2,750,361,000
	貸付金利息収入	249,547,932
	入植地事業収入	24,657,890
	利息収入	10,917,004
	割賦元金	13,740,886
	寄附金収入	96,675
	その他の収入	1,649,028,133
	小計	1,721,050,008
	利息の受取額	258,982,473
	利息の支払額	△ 12,119,470
	国庫納付金の支払額	△ 652,291,667
	業務活動によるキャッシュ・フロー	1,315,621,344
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△ 1,555,069,585
	固定資産の売却による収入	57,980,791
	貸付金の回収による収入	1,854,360,417
	定期預金の払戻による収入	400,000,000
	譲渡性預金の払戻による収入	1,500,000,000
	関係会社清算による収入	49,000,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	2,306,271,623
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 282,727,487
	国庫納付金の支払額	△ 5,175,174,281
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,457,901,768
IV	資金に係る換算差額	△ 193,825,575
V	資金減少額	△ 2,029,834,376
VI	資金期首残高	5,192,092,488
VII	資金期末残高	3,162,258,112

利益の処分に関する書類

(単位：円)

I 当期未処分利益		39,330,816
当期総利益	39,330,816	
II 利益処分量		
積立金	<u>39,330,816</u>	<u>39,330,816</u>

行政サービス実施コスト計算書
 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位：円)

I 業務費用			
(1) 損益計算書上の費用			
業務費	144,834,553,937		
一般管理費	12,189,153,303		
財務費用	839,555,457		
雑損	36,439,313		
固定資産除却損	5,684,171		
固定資産売却損	10,448,298	157,915,834,479	
(2) (控除) 自己収入等			
受託収入	△ 2,562,664,566		
開発投融资収入	△ 140,340,440		
入植地事業収入	△ 10,896,494		
移住投融资収入	△ 96,710,058		
寄附金収益	△ 96,675		
貸倒引当金戻入	△ 677,977,523		
財務収益	△ 263,294,155		
雑益	△ 856,304,248		
固定資産売却益	△ 1,162,020		
関係会社株式整理益	△ 5,554,898	△ 4,615,001,077	
業務費用合計			153,300,833,402
II 損益外減価償却等相当額			
損益外減価償却相当額		2,056,358,146	
損益外固定資産除却相当額		13,562,360	2,069,920,506
III 損益外減損損失相当額			68,943,975
IV 引当外賞与見積額			△ 16,395,589
V 引当外退職給付増加見積額			△ 556,090,347
VI 機会費用			
政府出資等の機会費用			966,230,724
VII 行政サービス実施コスト			155,833,442,671

重要な会計方針

1 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。これは業務達成基準及び期間進行基準を採用することが業務の客観的な成果の評価に時間を要すること等の理由により困難であり、費用進行基準を採用する必要があるためです。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	1～39年
機械装置	1～20年
車両運搬具	1～6年
工具器具備品	1～18年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3 賞与支給に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与支給に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、会計基準第87に基づき計算された賞与支給に係る引当金の当期見積額を計上しております。

4 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金および年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

5 引当金等の計上根拠及び計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については延滞債権等への移行率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券（時価のないもの）

総平均法による原価法を採用しております。

7 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による低価法を採用しております。

8 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

9 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成20年3月末利回りを参考に1.275%で計算しております。

10 リース取引の処理方法

リース料総額が3百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が3百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

11 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

12 重要な会計方針の変更

(1) 会計処理の変更

従来、当機構内部からの研修員受入に係る「施設利用収入」及び「業務支援経費」について両建計上しておりましたが、当事業年度から相殺して表示する方法に変更しております。これによる損益に与える影響はありません。なお、前事業年度においては、当機構内部からの研修員受入に係る「施設利用収入」及び「業務支援経費」をそれぞれ1,714,178,662円計上しておりました。

(2) 独立行政法人会計基準

当事業年度から独立行政法人会計基準（「独立行政法人会計基準の改訂について」（独立行政法人会計基準研究会、財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 公企業会計小委員会 平成19年11月19日）及び「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A」（総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会 平成20年2月最終改訂）を適用しております。

独立行政法人会計基準の改訂にともなう重要な会計方針の変更と当該変更による財務諸表への影響は次のとおりであります。

① 引当外賞与見積額

当事業年度から財源措置が運営費交付金により行われるため引当金を計上していない賞与見積額を行政サービス実施コスト計算書に「引当外賞与見積額」として計上しております。これにより、前事業年度までの方法に比べて、行政サービス実施コストが16,395,589円減少しております。

② 資本及び純資産

当事業年度の資本については純資産として表示しております。これによる損益への影響はありません。

従来の資本の部の合計に相当する金額は74,466,756,260円であります。

13 表示方法の変更

当事業年度から損益計算書の科目の一部を組替えしております。これによる前事業年度の損益計算書への影響は次のとおりであります。

なお、下記には「12 重要な会計方針の変更」に記載されている会計処理の変更による影響額(1,714,178,662円)が含まれております。

	組替前	組替後	(単位：円) 差額
経常費用			
業務費			
技術協力プロジェクト関係費	84,297,866,175	82,922,352,554	1,375,513,621
フォローアップ関係費	0	1,671,751,254	△ 1,671,751,254
国民参加型協力関係費	25,593,830,863	24,720,769,896	873,060,967
国内機関関係費	4,080,819,562	0	4,080,819,562
在外事務所関係費	9,716,747,759	0	9,716,747,759
業務支援経費	2,527,180,881	0	2,527,180,881
事業支援関係費	0	13,798,422,615	△ 13,798,422,615
その他の業務費	25,894,004,411	25,894,004,411	0
一般管理費	9,943,283,178	11,332,253,437	△ 1,388,970,259
その他の経常費用	158,386,941	158,386,941	0
経常費用合計	162,212,119,770	160,497,941,108	1,714,178,662
経常収益			
施設利用収入	1,988,278,212	0	1,988,278,212
雑益	718,622,590	992,722,140	△ 274,099,550
その他の経常収益	165,396,409,187	165,396,409,187	0
経常収益合計	168,103,309,989	166,389,131,327	1,714,178,662
経常利益	5,891,190,219	5,891,190,219	0
臨時損失	98,833,403	98,833,403	0
臨時利益	714,238	714,238	0
当期純利益	5,793,071,054	5,793,071,054	0
当期総利益	5,793,071,054	5,793,071,054	0

注記事項

貸借対照表関係

1 運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額

26,378,838,361 円

(1) 退職給付債務及びその内訳

	平成 19 事業年度
(1) 退職給付債務	△40,326,626,191
(2) 年金資産	13,947,787,830
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	△26,378,838,361
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	0
(5) 未認識数理計算上の差異	0
(6) 未認識過去勤務債務(債務の減額)	0
(7) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)+(6)	△26,378,838,361
(8) 前払年金費用	0
(9) 退職給付引当金 (7)-(8)	△26,378,838,361

(2) 退職給付費用の内訳

	平成 19 事業年度
(1) 勤務費用	968,587,000
(2) 利息費用	537,171,020
(3) 期待運用収益	0
(4) 過去勤務債務の費用処理額	0
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	343,068,388
(6) その他(厚生年金基金加入者掛金)	△328,804,426

(3) 退職給付債務などの計算基礎

	平成 19 事業年度
(1) 割引率 退職年金	2.0%
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(3) 数理計算上の差異の処理年数	1
(4) その他(会計基準変更時差異の処理年数)	1

2 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額

877,136,387 円

3 固定資産減損関係

(1) 減損を認識した固定資産

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

以下の資産について減損を認識しております。

資産名称	用途	場所	種類	減損前 帳簿価額	当期損益外 減損額	当期末損益外 減損損失累計額
横須賀ハム 1002号	職員 住宅	神奈川県 横須賀市	建物	5,197,842	1,298,445	注1
横須賀ハム 1210号			神奈川県 横須賀市	建物	8,687,429	2,668,922
ライオンズマンション大道 505号		沖縄県 那覇市		土地	6,274,000	62,183
			建物	5,574,154	1,083,304	注1
甲南本山コーポラス 507号		兵庫県 神戸市	土地	3,898,000	378,750	注1
建物			2,383,875	1,559,625	1,559,625	
須磨一の谷 グリーンハイツG-305号	兵庫県 神戸市	建物	837,037	324,112	324,112	
土地		2,901,000	520,800	520,800		
電話 加入権	電話 加入権	東京都 渋谷区	電話 加入権	7,291,850	992,550	992,550
筑波国際センター 場外付属農場	研修 事業	茨城県 つくば市	建物	59,324,304	59,324,304	注1
			構築物	730,980	730,980	注1

注1 売却又は除却済みのため、当期末において減損損失累計額を計上しておりません。

イ 減損の認識に至った経緯

職員住宅5戸については、平成19年度から始まる中期目標期間における「中期計画」に基づき、平成19年度において使用しないという決定を行い、平成20年1月に売却の入札を実施しました。そのうち3戸（横須賀ハム2戸及びライオンズマンション大道）については平成20年1月に売却しました。上記以外の2戸（甲南本山コーポラス及び須磨一の谷グリーンハイツ）については、売却の入札が不調に終わったため、平成20年度以降に売却を予定しており、帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額し、当該減少額を損益外減損損失累計額として資本剰余金の控除項目として計上しております。

電話加入権については、休止回線が増加したため、帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額し、当該減少額を損益外減損損失累計額として資本剰余金の控除項目として計上しております。

筑波国際センター場外付属農場については、筑波国際センター場内に機能を移転の上、場外農場を使用しないという決定を行い、平成19年7月に除却したため、減損を認識しております。

※1 職員住宅の建物及び土地の回収可能サービス価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

※2 休止している電話加入権の回収可能サービス価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は相続税評価額に基づいて算出しております。

使用している電話加入権の回収可能サービス価額は、使用価値相当額により測定しており、使用価値相当額はNTTの公定価格に基づいて算出しております。

※3 筑波国際センター場外付属農場の回収可能サービス価額は使用価値相当額に基づき算出しております。

(2) 減損の兆候が認められた固定資産

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、種類、場所等の概要

以下の資産について減損の兆候があります。

資産名称	用途	場所	種類	帳簿価額
旧八王子国際センター	研修員宿泊施設	東京都八王子市	建物	0
			構築物	0
			土地	522,376,000
中部国際センター	研修員宿泊施設	愛知県名古屋市	建物	136,146,419
			構築物	1,921,664
			土地	452,715,000

イ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

旧八王子国際センターについては、全国内機関を対象とした「総合的あり方調査」の結果を踏まえ、平成16年度において使用しないという決定を行い、平成19年3月をもって閉鎖しました。平成18年度において建物及び構築物の帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額し、当該減少額を損益外減損損失累計額として資本剰余金の控除項目として計上しております。

中部国際センターについては、中部圏における研修事業、市民参加協力事業の拠点として整備するため、平成15年度から始まる中期目標期間における「中期計画」に建替えの計画が示されたため、使用しないという決定を行っております。

ウ 使用停止日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

資産名称	種類	使用停止日	使用停止日における帳簿価額	回収可能サービス価額（見込額）注2	減損額（見込額）
旧八王子国際センター	建物	平成19年3月	0	0	0
	構築物		0	0	0
	土地		522,376,000	522,376,000	0
中部国際センター	建物	平成20年度（予定）	119,117,923	119,117,923	0
	構築物		1,519,055	1,519,055	0
	土地		452,715,000	452,715,000	0

注2 回収可能サービス価額は、使用しなくなる日における帳簿価額を見込んでおります。

キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書における資金は、現金、普通預金、当座預金であります。

(1) 資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成 20 年 3 月 31 日現在)

現金及び預金	37,362,258,112 円
定期預金	△34,200,000,000 円
資金の期末残高	3,162,258,112 円

(2) 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品 79,543,699 円

行政サービス実施コスト計算書関係

公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

引当外退職給付増加見積額のうち 28,338,210 円は、出向職員（延べ 28 人）に係る退職給付引当金の当年度増加額を内規に基づき計上しております。

リース取引関係

ファイナンス・リース取引が当期の損益に与える影響額は、4,614,035 円であり、当該影響額を除いた当期総利益は 34,716,781 円であります。

持分法損益等

当機構には特定関連会社がないため、連結財務諸表を作成しておりません。

当機構の関連会社に係る持分法損益等はありません。また、関連会社であった日伯農業開発協力株式会社は、平成 17 年 10 月 20 日に解散決議を行い、平成 19 年 8 月 27 日に清算決了登記が終了しました。

重要な債務負担行為

該当事項はありません。

重要な後発事象

該当事項はありません。

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第86 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）及び減損損失の明細

【機構全体】

(単位：円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引期末 残高	備 考
						当期償却額	当期損失内	当期損失外			
有形固定資産 (償却費損益内)	建 物	456,103,923	115,484,097	0	571,588,020	102,681,486	33,261,445	0	0	468,906,534	
	構 築 物	13,573,350	0	0	13,573,350	2,767,819	1,034,476	0	0	10,805,531	
	機 械 装 置	52,215,731	5,815,388	2,683,896	55,347,223	11,624,401	5,590,513	0	0	43,722,822	
	車 両 運 搬 具	699,737,531	235,940,260	11,215,782	924,462,009	287,683,432	111,657,593	0	0	636,778,577	
	工 具 器 具 備 品	1,568,022,686	162,640,204	89,496,986	1,641,165,904	882,148,151	393,520,715	0	0	759,017,753	
	計	2,789,653,221	519,879,949	103,396,664	3,206,136,506	1,286,905,289	545,064,742	0	0	1,919,231,217	
有形固定資産 (償却費損益外)	建 物	42,544,811,281	256,603,567	172,792,443	42,628,622,405	8,326,168,430	1,733,634,649	580,935,598	0	66,258,712	33,721,518,377
	構 築 物	1,461,536,569	0	1,891,347	1,459,645,222	595,106,730	113,449,707	461,505	0	730,980	864,076,987
	機 械 装 置	202,134,267	0	6,853,928	195,280,339	159,948,898	12,658,233	0	0	35,331,441	
	車 両 運 搬 具	608,139,052	0	16,593,126	591,545,926	481,772,065	65,061,242	0	0	109,773,861	
	工 具 器 具 備 品	1,070,238,940	83,562,951	57,674,997	1,096,126,894	747,290,558	130,840,908	0	0	348,836,336	
	計	45,886,860,109	340,166,518	255,805,841	45,971,220,786	10,310,286,681	2,055,644,739	581,397,103	0	66,989,692	35,079,537,002
非償却資産	土 地	19,822,499,867	286,000	74,116,000	19,748,669,867	0	0	520,800	0	520,800	19,748,149,067
	建 設 仮 勘 定	71,795,735	526,131,429	2,625,000	595,302,164	0	0	0	0	595,302,164	
	計	19,894,295,602	526,417,429	76,741,000	20,343,972,031	0	0	520,800	0	520,800	20,343,451,231
有形固定資産合計	建 物	43,000,915,204	372,087,664	172,792,443	43,200,210,425	8,428,849,916	1,766,896,094	580,935,598	0	66,258,712	34,190,424,911
	構 築 物	1,475,109,919	0	1,891,347	1,473,218,572	597,874,549	114,484,183	461,505	0	730,980	874,882,518
	機 械 装 置	254,349,998	5,815,388	9,537,824	250,627,562	171,573,299	18,248,746	0	0	79,054,263	
	車 両 運 搬 具	1,307,876,583	235,940,260	27,808,908	1,516,007,935	769,455,497	176,718,835	0	0	746,552,438	
	工 具 器 具 備 品	2,638,261,626	246,203,155	147,171,983	2,737,292,798	1,629,438,709	524,361,623	0	0	1,107,854,089	
	土 地	19,822,499,867	286,000	74,116,000	19,748,669,867	0	0	520,800	0	520,800	19,748,149,067
	建 設 仮 勘 定	71,795,735	526,131,429	2,625,000	595,302,164	0	0	0	0	595,302,164	
	計	68,570,808,932	1,386,463,896	435,943,505	69,521,329,323	11,597,191,970	2,600,709,481	581,917,903	0	67,510,492	57,342,219,450
無形固定資産(償却費損益内)	商 標 権	4,292,550	218,923	0	4,511,473	1,620,952	454,166	0	0	2,890,521	
	計	4,292,550	218,923	0	4,511,473	1,620,952	454,166	0	0	2,890,521	
無形固定資産(償却費損益外)	商 標 権	1,139,550	0	0	1,139,550	436,828	113,955	0	0	702,722	
	電 話 加 入 権	12,189,450	0	0	12,189,450	0	0	5,890,150	0	992,550	6,299,300
	電 気 等 供 給 施 設 利 用 権	6,444,109	0	0	6,444,109	2,697,534	599,452	0	0	3,746,575	
	計	19,773,109	0	0	19,773,109	3,134,362	713,407	5,890,150	0	992,550	10,748,597
無形固定資産合計	商 標 権	5,432,100	218,923	0	5,651,023	2,057,780	568,121	0	0	3,593,243	
	電 話 加 入 権	12,189,450	0	0	12,189,450	0	0	5,890,150	0	992,550	6,299,300
	電 気 等 供 給 施 設 利 用 権	6,444,109	0	0	6,444,109	2,697,534	599,452	0	0	3,746,575	
	計	24,065,659	218,923	0	24,284,582	4,755,314	1,167,573	5,890,150	0	992,550	13,639,118
その他の資産	投 資 有 価 証 券	39,097	0	979	38,118	0	0	0	0	38,118	
	関 係 会 社 株 式	43,445,102	0	43,445,102	0	0	0	0	0	0	
	開 発 投 融 資 長 期 貸 付 金	5,614,824,779	0	1,161,008,670	4,453,816,109	0	0	0	0	4,453,816,109	
	貸 倒 引 当 金 (固 定)	△ 59,027,815	△ 50,990,733	△ 59,027,815	△ 50,990,733	0	0	0	0	△ 50,990,733	
	移 住 投 融 資 長 期 貸 付 金	4,601,577,783	7,342,335	1,271,972,919	3,336,947,199	0	0	0	0	3,336,947,199	
	貸 倒 引 当 金 (固 定)	△ 2,640,247,308	△ 1,909,806,461	△ 2,640,247,308	△ 1,909,806,461	0	0	0	0	△ 1,909,806,461	
	長 期 入 植 地 割 賦 元 金	98,643,727	0	27,016,808	71,626,919	0	0	0	0	71,626,919	
	貸 倒 引 当 金 (固 定)	△ 98,364,814	△ 71,626,919	△ 98,364,814	△ 71,626,919	0	0	0	0	△ 71,626,919	
	長 期 前 払 費 用	22,193,348	1,287,080	22,193,348	1,287,080	0	0	0	0	1,287,080	
	差 入 保 証 金	1,341,902,137	323,445,785	24,239,032	1,641,108,890	0	0	0	0	1,641,108,890	
	計	8,924,986,036	△ 1,700,348,913	△ 247,763,079	7,472,400,202	0	0	0	0	7,472,400,202	

(2) たな卸資産の明細

(単位：円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		
貯蔵品	670,302,061	166,914,801	4,448	314,397,373	11,810	522,812,127	
切手	1,060,345	1,312,259	2,320	1,441,086	0	933,838	
葉書	103,900	186,350	2,128	247,600	0	44,778	
印紙	42,520	111,757	0	106,115	0	48,162	
ガソリンチケット	10,115,324	19,233,532	0	23,581,212	0	5,767,644	
プリペイドカード	5,603,613	16,778,255	0	17,678,380	11,810	4,691,678	
回数券	518,916	528,254	0	845,672	0	201,498	
その他(金券類)	185,632	1,387,676	0	1,349,631	0	223,677	
備蓄物資	652,671,811	127,376,718	0	269,147,677	0	510,900,852	
英国(フランクフルト倉庫)	79,441,728	26,547,936	0	31,513,454	0	74,476,210	
シンガポール	140,184,891	53,320,027	0	56,797,439	0	136,707,479	
米国	105,328,581	45,745,755	0	61,126,531	0	89,947,805	
本部(成田倉庫)	289,080,332	1,763,000	0	108,578,792	0	182,264,540	
南アフリカ共和国	38,636,279	0	0	11,131,461	0	27,504,818	
畜類	8,406,276	237,554	2,351	0	1,829,747	6,816,434	
合 計	678,708,337	167,152,355	6,799	314,397,373	1,841,557	529,628,561	

(3) 有価証券の明細

投資その他の資産として計上された有価証券

(単位：円)

	種類及び銘柄	取得価額	時 価	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	その他有価証券評価差額	摘要
その他有価証券	電話債券	32,044	—	38,118	(979)	0	
	計	32,044	—	38,118	(979)	0	
貸借対照表計上額合計				38,118			

※当期費用に含まれた評価差額はすべて為替差損益であります。

(4) 貸付金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			回収額	その他		
その他の短期貸付金						
開発投融資貸付金	1,215,727,670	1,021,218,670	1,215,727,670	0	1,021,218,670	
移住投融資貸付金	98,816,813	169,226,643	89,234,126	35,666,705	143,142,625	
入植地割賦元金	558,871	296,558	558,871	49,886	246,672	
(小 計)	1,315,103,354	1,190,741,871	1,305,520,667	35,716,591	1,164,607,967	
その他の長期貸付金						
開発投融資貸付金	5,614,824,779	0	139,790,000	1,021,218,670	4,453,816,109	
移住投融資貸付金	4,601,577,783	7,342,335	384,302,578	887,670,341	3,336,947,199	
入植地割賦元金	98,643,727	0	13,182,015	13,834,793	71,626,919	
(小 計)	10,315,046,289	7,342,335	537,274,593	1,922,723,804	7,862,390,227	
合 計	11,630,149,643	1,198,084,206	1,842,795,260	1,958,440,395	9,026,998,194	

※当期減少その他は、長期から短期、短期から長期への振替、返済条件緩和措置及び期末為替換算によるものであります。

(5) 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位:円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘 要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
(開発投融資)							
開発投融資短期貸付金	1,215,727,670	△ 194,509,000	1,021,218,670	7,204,968	△ 110,500	7,094,468	
一般債権	1,215,727,670	△ 194,509,000	1,021,218,670	7,204,968	△ 110,500	7,094,468	貸付金の期末残高について以下のような債権保全をしている。 銀行保証 277,680,670円 連帯保証 366,538,000円 ブラジル連邦共和国政府への貸付 377,000,000円
貸倒懸念債権	0	0	0	0	0	0	
破産更生債権等	0	0	0	0	0	0	
開発投融資長期貸付金	5,614,824,779	△ 1,161,008,670	4,453,816,109	59,027,815	△ 8,037,082	50,990,733	
一般債権	5,614,824,779	△ 1,161,008,670	4,453,816,109	59,027,815	△ 8,037,082	50,990,733	貸付金の期末残高について以下のような債権保全をしている。 銀行保証 829,756,625円 連帯保証 793,535,000円 担保(国債)提供 3,900,000円 ブラジル連邦共和国政府への貸付 2,826,624,484円
貸倒懸念債権	0	0	0	0	0	0	
破産更生債権等	0	0	0	0	0	0	
(開発投融資計)	6,830,552,449	△ 1,355,517,670	5,475,034,779	66,232,783	△ 8,147,582	58,085,201	
(移住投融資)							
移住投融資短期貸付金	98,816,813	44,325,812	143,142,625	10,978,548	△ 480,434	10,498,114	
一般債権	98,816,813	44,325,812	143,142,625	10,978,548	△ 480,434	10,498,114	
貸倒懸念債権	0	0	0	0	0	0	
破産更生債権等	0	0	0	0	0	0	
移住投融資長期貸付金	4,601,577,783	△ 1,264,630,584	3,336,947,199	2,640,247,308	△ 730,440,847	1,909,806,461	
一般債権	2,206,469,203	△ 548,401,666	1,658,067,537	245,138,728	5,788,071	250,926,799	
貸倒懸念債権	635,260	117,424,142	118,059,402	635,260	117,424,142	118,059,402	
破産更生債権等	2,394,473,320	△ 833,653,060	1,560,820,260	2,394,473,320	△ 853,653,060	1,540,820,260	
(移住投融資計)	4,700,394,596	△ 1,220,304,772	3,480,089,824	2,651,225,856	△ 730,921,281	1,920,304,575	
(入植地割賦元金)							
短期入植地割賦元金	558,871	△ 312,199	246,672	33,253	△ 19,070	14,183	
一般債権	558,871	△ 312,199	246,672	33,253	△ 19,070	14,183	
貸倒懸念債権	0	0	0	0	0	0	
破産更生債権等	0	0	0	0	0	0	
長期入植地割賦元金	98,643,727	△ 27,016,808	71,626,919	98,364,814	△ 26,737,895	71,626,919	
一般債権	296,558	△ 296,558	0	17,645	△ 17,645	0	
貸倒懸念債権	0	0	0	0	0	0	
破産更生債権等	98,347,169	△ 26,720,250	71,626,919	98,347,169	△ 26,720,250	71,626,919	
(入植地割賦元金計)	99,202,598	△ 27,329,007	71,873,591	98,398,067	△ 26,756,965	71,641,102	
合 計	11,630,149,643	△ 2,603,151,449	9,026,998,194	2,815,856,706	△ 765,825,828	2,050,030,878	

※貸倒引当金の計上基準については重要な会計方針5に記載しております。

(6) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位：円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資 本 金	政府出資金	88,508,041,131	0	5,175,174,281	83,332,866,850	国庫納付に伴う減少
	計	88,508,041,131	0	5,175,174,281	83,332,866,850	
資 本 剰 余 金	資本剰余金					
	運営費交付金	68,702,812	54,762,500	4,314,328	119,150,984	差入保証金設定に伴う増加等
	基準第86特定資産	1,333,500	△ 122,494,000		△ 121,160,500	資産承継額修正に伴う減少
	損益外固定資産除売却差額	△ 77,158,154	△ 134,615,086	△ 3,601,611	△ 208,171,629	承継資産除売却に伴う増減
	リース契約	△ 93,342,267	△ 20,348,592		△ 113,690,859	リース契約終了に伴う増加
	前中期目標期間繰越積立金	0	75,889	0	75,889	商標権設定に伴う増加
	計	△ 100,464,109	△ 222,619,289	712,717	△ 323,796,115	
	損益外減価償却累計額	△ 8,365,403,932	△ 2,056,358,146	△ 108,341,035	△ 10,313,421,043	除却に伴う減少
	計	△ 8,365,403,932	△ 2,056,358,146	△ 108,341,035	△ 10,313,421,043	
	損益外減損損失累計額	△ 584,410,966	△ 68,943,975	△ 65,546,888	△ 587,808,053	固定資産の減損に伴う増加
	計	△ 584,410,966	△ 68,943,975	△ 65,546,888	△ 587,808,053	
	差 引 計	△ 9,050,279,007	△ 2,347,921,410	△ 173,175,206	△ 11,225,025,211	

(7) 積立金の明細及び目的積立金の取崩しの明細

1 積立金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
前中期目標期間繰越積立金	0	7,122,532,785	4,802,948,980	2,319,583,805	注1
通則法第44条第1項積立金	1,819,720,740	5,793,071,054	7,612,791,794	0	注2
合 計	1,819,720,740	12,915,603,839	12,415,740,774	2,319,583,805	

注1) 当期増加額は前中期目標期間から繰越の承認を受けた額であります。
当期減少額は2を参照。

注2) 当期増加額は、前中期目標期間最終年度の未処分利益5,793,071,054円であります。
当期減少額のうち7,122,532,785円は今中期目標期間の業務の財源として繰越の承認を受けた額で、それを除いた
490,259,009円については国庫に納付しております。

2 目的積立金の取崩しの明細

(単位：円)

区 分		金 額	摘 要
目的積立金取崩額	前中期目標期間繰越積立金取崩額	4,802,873,091	前年度繰越予算支出額 3,191,227,611円 前渡金、前払費用の費用化相当額 1,414,140,117円 たな卸資産の費用化相当額 17,630,250円 統合準備経費支出額 179,875,113円

(8) 運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

運営費交付金債務の増減の明細

(単位：円)

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	小計	
平成19年度	0	155,625,501,000	148,122,292,107	549,991,828	54,448,079	148,726,732,014	6,898,768,986
合計	0	155,625,501,000	148,122,292,107	549,991,828	54,448,079	148,726,732,014	6,898,768,986

平成19年度交付分

区分	金額	内訳
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	148,122,292,107
	資産見返運営費交付金	549,991,828
	資本剰余金	54,448,079
	計	148,726,732,014
合計	148,726,732,014	

①費用進行基準を採用した業務：運営費交付金を財源としたすべての業務
 ②当該業務に係る損益等
 ㊦) 損益計算書に計上した費用の額：147,829,665,198円
 (業務費：136,762,304,364円、一般管理費：11,067,360,834円)
 ㊧) 支払利息：12,119,470円
 ㊨) リース債務支払額：280,507,439円
 ㊩) 自己収入に係る収益計上額：4,615,001,007円
 (受託収入：2,562,664,566円、開発投融資収入：140,340,440円、寄附金収益：96,675円
 入植地事業収入 10,896,494円、移住投融資収入 96,710,058円、雑益 856,304,248円
 受取利息：263,294,155円、固定資産売却益：1,162,020円、関係会社株式整理益：5,554,898円
 貸倒引当金戻入：677,977,523円)
 ㊪) 固定資産取得額：549,991,828円
 (備蓄物資：127,376,718円、差入保証金：828,188円、建物：114,061,117円、機械装置：5,815,388円
 車両運搬具：225,930,351円、工具器具備品：66,704,981円、積送物品：5,650,316円、建設仮勘定：3,624,769円)
 ㊫) 差入保証金計上額：54,448,079円
 ③運営費交付金振替額の積算根拠
 原則として固定資産売却益を除いた自己収入を優先的に充てることとし、不足分を収益化しております。

運営費交付金債務残高の明細

交付年度	運営費交付金債務残高	残高の発生理由及び収益化等の計画
平成19年度	費用進行基準を採用した業務に係る分	6,898,768,986
	計	6,898,768,986

○運営費交付金債務残高の発生理由は、やむを得ない事由等により翌事業年度に繰り越したものと及び前渡金、前払費用等に計上したものの。
 ○本事業年度に実施すべき業務の未達成による運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額はない。
 ○翌事業年度に繰り越した運営費交付金債務残高については、翌事業年度において収益化する予定である。

(9) 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	184,094	10	2,343	3
職員	(21,596)	(11)	(0)	(0)
	14,828,991	1,335	1,396,525	57
合計	(21,596)	(11)	(0)	(0)
	15,013,085	1,345	1,398,868	60

(注) 1 役員に対する報酬等の支給基準

役員に対する報酬等は、「独立行政法人国際協力機構役員給与規程」及び「独立行政法人国際協力機構役員退職手当規程」に基づき支給しております。

2 職員に対する給与等の支給基準

職員に対する給与の支給は、「独立行政法人国際協力機構職員給与規程」及び「独立行政法人国際協力機構職員退職手当規程」に基づき支給しております。

3 支給人員数

年間平均支給人員数により記載しております。

4 その他

臨時職員に対する給与の支給について、括弧内に外数として記載しております。

(10) 開示すべきセグメント情報

(単位：円)

区 分	運営費交付金事業※1	受託事業※2	自己資金事業※3	法人共通※4	合 計
事業費用					
国・課題別事業計画関係費	4,791,082,617	0	0	0	4,791,082,617
技術協力プロジェクト関係費	79,448,339,798	0	264,427,713	0	79,712,767,511
無償資金協力関係費	3,416,812,405	0	0	0	3,416,812,405
国民参加型協力関係費	25,576,608,390	0	84,000,000	0	25,660,608,390
海外移住関係費	476,289,763	0	0	0	476,289,763
災害援助等協力関係費	522,172,455	0	0	0	522,172,455
人材養成確保関係費	3,153,486,724	0	0	0	3,153,486,724
フォローアップ関係費	1,438,463,295	0	0	0	1,438,463,295
事業評価関係費	600,223,076	0	0	0	600,223,076
事業附帯関係費	8,092,804,085	0	20,000,000	0	8,112,804,085
業務支援関係費	13,843,941,150	0	0	0	13,843,941,150
受託経費	0	2,560,286,883	0	0	2,560,286,883
寄附金事業費	0	0	96,675	0	96,675
一般管理費	11,512,851,303	0	676,302,000	0	12,189,153,303
その他費用	1,385,074,365	0	0	36,439,313	1,421,513,678
計	154,258,149,426	2,560,286,883	1,044,826,388	36,439,313	157,899,702,010
事業収益					
運営費交付金収益	148,122,292,107	0	0	0	148,122,292,107
その他収益	414,999,020	2,562,664,566	637,720,675	1,407,898,918	5,023,283,179
計	148,537,291,127	2,562,664,566	637,720,675	1,407,898,918	153,145,575,286
事業損益(収益－費用)	△ 5,720,858,299	2,377,683	△ 407,105,713	1,371,459,605	△ 4,754,126,724
総資産	7,811,332,799	15,486,288	591,677,395	98,334,086,123	106,752,582,605

(注) 1 事業の種類別の区分及び主な内容

※1 運営費交付金を財源とする活動

※2 海外開発計画調査、有償技術協力事業

※3 自己資金(施設整備資金、寄附金等)を財源とする事業

※4 各事業に配賦不可能な、資産(現金・預金等)や費用・収益

2 損益外減価償却等相当額

運営費交付金事業 (336,285,857)

法人共通 (1,733,634,649)

3 損益外減損損失相当額

運営費交付金事業 (2,685,263)

法人共通 (66,258,712)

4 引当外退職給付増加見積額

運営費交付金事業 (△ 556,090,347)

5 引当外賞与見積額

運営費交付金事業 (△ 16,395,589)

6 前中期目標期間繰越積立金取崩額

運営費交付金事業 (4,622,997,978)

自己資金事業 (179,875,113)

(11) 上記以外の主な資産、負債及び費用の明細

1 現金及び預金

(単位：円)

区 分	金 額	摘 要
現金	1,937,035	
外貨現金	94,391,039	
普通預金	1,388,167,458	
外貨当座預金	1,677,762,580	
定期預金	34,200,000,000	
合 計	37,362,258,112	

2 未払金

(単位：円)


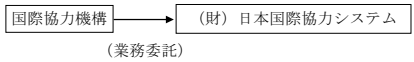
区 分	金 額	相 手 方	発生年月日	摘 要
業務費	18,997,681,999	日本工営(株)他	平成20年3月31日	
一般管理費	1,434,724,756	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)他	平成20年3月31日	
寄附金事業費	12,261	(株)ウェブプロデュース	平成20年3月31日	
受託費	1,067,806,399	中部電力(株)他	平成20年3月31日	
施設整備費	8,036,045	(株)石本建築設計所 他	平成20年3月31日	
合 計	21,508,261,460			

3 業務費及び一般管理費



(単位：円)

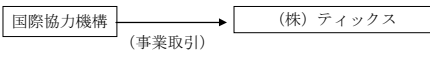
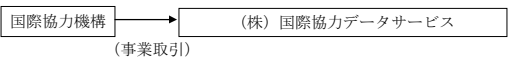
科 目	金 額	
業務費		144,834,553,937
国・課題別事業計画関係費		4,791,082,617
業務委託費	1,020,611,175	
旅費交通費	949,510,187	
専門家等手当	2,349,002,269	
その他経費	471,958,986	
技術協力プロジェクト関係費		79,712,767,511
業務委託費	36,428,874,736	
旅費交通費	13,403,503,397	
専門家等手当	12,321,374,391	
その他経費	17,559,014,987	
無償資金協力関係費		3,416,812,405
業務委託費	2,715,645,260	
旅費交通費	505,824,028	
その他経費	195,343,117	
国民参加型協力関係費		25,660,608,390
業務委託費	5,037,551,034	
旅費交通費	4,084,567,989	
専門家等手当	13,739,801,886	
その他経費	2,798,687,481	
海外移住関係費		476,289,763
業務委託費	225,399,591	
助成金	153,942,105	
その他経費	96,948,067	
災害援助等協力関係費		522,172,455
業務委託費	249,382,191	
機材購送費	159,619,754	
その他経費	113,170,510	
人材養成確保関係費		3,153,486,724
業務委託費	604,511,958	
旅費交通費	207,442,002	
専門家等手当	1,721,373,006	
その他経費	620,159,758	
フォローアップ関係費		1,438,463,295
業務委託費	363,906,649	
機材購送費	507,034,070	
旅費交通費	132,752,786	
その他経費	434,769,790	
事業評価関係費		600,223,076
業務委託費	306,970,374	
旅費交通費	234,420,287	
その他経費	58,832,415	
事業附帯関係費		8,112,804,085
業務委託費	3,981,273,305	
旅費交通費	1,066,562,256	
専門家等手当	1,360,099,417	
保険料	517,863,765	
その他経費	1,187,005,342	
事業支援関係費		13,843,941,150
人件費	12,502,423,462	
賃借料	707,969,980	
その他経費	633,547,708	
受託経費		2,560,286,883
業務委託費	2,162,457,917	
その他経費	397,828,966	
寄附金事業費		96,675
業務委託費	20,000	
その他経費	76,675	
減価償却費	545,518,908	545,518,908
一般管理費		12,189,153,303
一般管理費		12,189,153,303
人件費	3,757,448,480	
業務委託費	1,972,489,705	
専門家等手当	1,206,013,422	
賃借料	2,163,667,854	
その他経費	3,089,533,842	

(1 2) 関連会社及び関連公益法人等の明細

事項	法人種別・名称	
	(関連公益法人)	(関連公益法人)
	財団法人日本国際協力センター	財団法人日本国際協力システム
業務概要	(1) 国際協力事業の実施に関する協力 (2) JICA等の活動に関する知識の内外への普及 (3) 技術協力等に関する懇談会、講演会等の開催 (4) 国際協力の事業に携わる者の福利厚生 (5) その他前項目の目的を達成するために必要な事業	(1) 我が国のODAのうち無償資金協力事業及び技術協力事業並びに借款事業の適正かつ効率的な実施の促進に資するための活動 (2) 国際機関、外国政府及びその他の国際協力に携わる機関が実施する国際協力事業の適正かつ効率的な実施の促進に資するための活動 (3) 上記(1)または(2)の事業に係る完了後のフォローアップ及びフォローアップ活動 (4) 国際協力事業を効果的に実施するための調査、研究 (5) 国際協力事業推進のための啓発・支援活動 (6) その他本財団の目的を達成するために必要な事業
役員氏名	役員数10名 (うち非常勤8名) 理事長 松岡 和久 (元国際協力機構 理事) 理事 早瀬 隆昌 (元国際協力機構 アジア第二部次長) 理事 飯島 正孝 (元国際協力事業団 理事) (非常勤) 理事 中村 順一 (元国際協力事業団 理事) (非常勤)	役員数11名 (うち非常勤10名) 理事長 佐々木 高久 (非常勤) 専務理事 櫻田 幸久 (元国際協力機構 無償資金協力部調査役) 理事 金子 洋三 (元国際協力機構 青年海外協力隊事務局長) (非常勤) 理事 松岡 和久 (元国際協力機構 理事) (非常勤)
関連公益法人等とJICAの取引の関連図		
資産	5,300,385,197円	1,300,206,555円
負債	1,309,674,163円	357,711,270円
正味財産期首残高	3,696,100,972円	983,316,174円
当期正味財産増減額		
一般正味財産増減の部	○収益 ・受取補助金等 0円 ・その他の収益 12,974,980,690円 ○費用 12,680,300,628円	○収益 ・受取補助金等 0円 ・その他の収益 2,916,088,105円 ○費用 2,956,908,994円
指定正味財産増減の部	○収益 0円 ○費用 0円	○収益 0円 ○費用 0円
正味財産期末残高	3,990,711,034円	942,495,285円
当期収入合計額	14,874,895,062円	3,015,199,565円
当期支出合計額	14,983,933,196円	3,023,915,675円
当期収支差額	△109,038,134円	△8,716,110円
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金 822,817,300円	未払金 289,218,735円
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入とJICAの発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	総事業収入12,971,215,197円 (うちJICA取引額 8,304,451,313円 64.0%) 競争契約 (0円 0%) 企画競争・公募 (7,024,024,523円 84.6%) 競争性のない随意契約 (1,270,989,446円 15.3%)	総事業収入2,916,088,105円 (うちJICA取引額 560,188,068円 19.2%) 競争契約 (0円 0%) 企画競争・公募 (74,545,458円 13.3%) 競争性のない随意契約 (460,493,251円 82.2%)

事項	法人種別・名称	
	(関連公益法人) 社団法人青年海外協力協会	(関連公益法人) 社団法人協力隊を育てる会
業務概要	(1)開発途上国における民間技術協力プロジェクトの調査、発掘及び推進に関する支援事業 (2)国又は自治体の行う国際協力事業に関し、これを側面的に支援する事業 (3)開発途上国人材の民間レベルにおける本邦受入と研修に関する事業等	(1)協力隊及び隊員の活動に関する知識を普及し、国民各層の理解を深めること (2)青年層の協力隊参加意欲を昂揚すること (3)協力隊参加に当たっての社会的障害の除去を図ること等
役員氏名	役員数22名（うち非常勤20名） 会長 金子 洋三 （元国際協力機構 青年海外協力隊事務局長） 常務理事 新保 昭治 （元国際協力機構 中国事務所長）（非常勤） 常務理事 駒澤 彰夫 （元国際協力機構 青年海外協力隊事務局調査役）	役員数26名（うち非常勤25名） 会長 足立 房夫 （非常勤） 副会長 青木 盛久 （非常勤） （元国際協力事業団 理事） 常任理事 小宮 英夫 （元国際協力機構 駒ヶ根訓練所長） 理事 大塚 正明 （国際協力機構 青年海外協力隊事務局長 現任）（非常勤） 理事 駒澤 彰夫 （元国際協力機構 青年海外協力隊事務局調査役）（非常勤）
関連公益法人等とJICAの取引の関連図	国際協力機構 → (社) 青年海外協力協会 (業務委託)	国際協力機構 → (社) 協力隊を育てる会 (業務委託)
資産	2,041,526,932円	88,886,511円
負債	410,066,728円	10,017,378円
正味財産期首残高	1,542,314,682円	104,050,961円
当期正味財産増減額		
一般正味財産増減の部 ○収益 ・受取補助金等 ・その他の収益 ○費用	○収益 ・受取補助金等 0円 ・その他の収益 3,003,762,891円 ○費用 2,882,060,662円	○収益 ・受取補助金等 0円 ・その他の収益 176,569,028円 ○費用 201,750,856円
指定正味財産増減の部 ○収益 ・受取補助金等 ・その他の収益 ○費用	○収益 0円 ○費用 0円	○収益 0円 ○費用 0円
正味財産期末残高	1,631,460,204円	78,869,133円
当期収入合計額	2,974,954,061円	176,569,028円
当期支出合計額	2,924,152,544円	201,545,723円
当期収支差額	50,801,517円	△24,976,695円
関連公益法人等の基本財産に対する出 えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担し た会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する 債権・債務の明細	未払金 833,379,599円	未払金 44,003,915円
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入とJICAの発注等に係る金額・ 割合 （競争契約、企画競争・公募及び競争 性のない随意契約の金額・割合）	総事業収入2,969,454,831円 （うちJICA取引額 2,835,511,812円 95.5%） 競争契約 (0円 0%) 企画競争・公募 (1,153,490,360円 40.7%) 競争性のない随意契約 (860,609,238円 30.4%)	総事業収入176,569,028円 （うちJICA取引額 114,634,869円 64.9%） 競争契約 (0円 0%) 企画競争・公募 (0円 0%) 競争性のない随意契約 (114,634,869円 100%)

法人種別・名称	(関連公益法人)	(関連公益法人)
	独立行政法人国際協力機構国際協力共済会	独立行政法人国際協力機構厚生会
業務概要	国際協力機構が海外に派遣する専門家及びその家族並びに青年海外協力隊員等及びその家族の生活の安定と福祉の向上を図るため、以下の事業を行う。 (1) 給付事業 ①業務によらない病気又は負傷に係る療養費等の給付 ②死亡に係る弔慰金の給付 ③障害に係る見舞金の給付 (2) 福祉事業 ①その他前述の目的を達成するために必要な福祉事業	会員相互扶助の精神に基づき、国際協力機構役職員等及びその家族の福祉の向上及び親睦、融和を図ることを目的とし、以下の事業を行う。 (1) 給付に関する事業 (2) 貸付に関する事業 (3) 福利厚生に関する事業 (4) その他厚生会の目的を達成するために必要な事業
役員氏名	役員数10名 (すべて国際協力機構 役職員現任) 会長 金子 節志 (理事) 副会長 大石 千尋 (国際協力人材部長) 運営委員 佐渡島 志郎 (総務部長) 運営委員 佐々木 弘世 (人事部長) 運営委員 山田 和行 (経理部長) 運営委員 大部 一秋 (企画・調整部長) 運営委員 山浦 信幸 (調達部長) 運営委員 岡崎 有二 (社会開発部長) 運営委員 大塚 正明 (青年海外協力隊事務局長) 会計監査役 畝 伊智朗 (経理部 財務グループ長)	機構選定役員数10名 (すべて国際協力機構 役職員現任) 会長 金子 節志 (理事) 副会長 佐々木 弘世 (人事部長) 幹事 井倉 義伸 (人事部 厚生・給与グループ長) 幹事 中村 俊之 (人事部 厚生・給与グループ 厚生チーム長) 幹事 小西 淳文 (総務部 総務グループ長) 幹事 畝 伊智朗 (経理部 財務グループ長) 幹事 永江 勉 (国際協力人材部 派遣支援グループ長) 幹事 松島 正明 (青年海外協力隊事務局 事業管理グループ長) 幹事 半谷 良三 (国際協力総合研修所 管理グループ長) 監査役 田中 俊昭 (経理部 会計グループ長) その他互選役員数9名 (国際協力機構 職員)
関連公益法人等とJICAの取引の関連図		
資産	2,372,892,513円	587,737,400円
負債	74,127,300円	1,533,936円
正味財産期首残高	2,529,308,893円	586,206,152円
当期正味財産増減額		
一般正味財産増減の部 ○収益 ・受取補助金等 ・その他の収益 ○費用	○収益 ・受取補助金等 0円 ・その他の収益 1,287,536,813円 ○費用 1,518,080,493円	○収益 ・受取補助金等 0円 ・その他の収益 127,094,714円 ○費用 127,097,402円
指定正味財産増減の部 ○収益 ・受取補助金等 ・その他の収益 ○費用	○収益 0円 ○費用 0円	○収益 0円 ○費用 0円
正味財産期末残高	2,298,765,213円	586,203,464円
当期収入合計額	1,287,536,813円	127,186,362円
当期支出合計額	1,287,536,813円	127,186,362円
当期収支差額	0円	0円
関連公益法人等の基本財産に対する出 えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担し た会費、負担金等の明細	基本財産に対する拠出： 基金 900,000,000円 (但し、専門家等の掛金及び負担金を含む)	事業費に充てるための負担金： 国際協力機構 負担金 32,815,000円
関連公益法人に対する 債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入とJICAの発注等に係る金額・ 割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争 性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	該当なし

事項	法人種別・名称	(関連会社)	(関連会社)
		株式会社ティックス	株式会社国際協力データサービス
業務概要		(1)通訳・翻訳事業 (2)一般労働者派遣事業	(1)システムコンサルティング (2)Web制作 (3)システム開発 (4)システム運用支援 (5)人材派遣
役員氏名		役員数2名 (うち非常勤1名) 代表取締役 田口 徹 (元国際協力機構 国際協力総合研修所長) 取締役 中井 信也 (元国際協力機構 中東・欧州部主査) (非常勤)	役員数6名 (うち非常勤4名) 代表取締役 福田 省三 (元国際協力機構 中南米部主査) 取締役 隅田 榮亮 (元国際協力機構 理事) (非常勤) 取締役 中垣 長睦 (元国際協力機構 社会開発部調査役) (非常勤) 取締役 田口 徹 (元国際協力機構 国際協力総合研修所長) (非常勤) 監査役 中井 信也 (元国際協力機構 中東・欧州部主査) (非常勤)
関連会社とJICAの取引の関連図			
資産		350,709,722円	658,006,594円
負債		73,428,789円	194,805,515円
資本金		50,000,000円	51,800,000円
剰余金		227,380,933円	411,401,079円
営業収入		419,659,630円	783,643,075円
経常損益		12,594,328円	38,335,659円
当期損益		1,570,675円	37,613,927円
当期末処分利益 (当期末処理損失)		1,570,675円	37,613,927円
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額		該当なし	該当なし
債権・債務の明細		未払金 21,392,892円	未払金 95,672,441円
債務保証の明細		該当なし	該当なし
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)		総売上高440,642,577円 (うちJICA取引額 164,617,115円 37.4%) 競争契約 (0円 0%) 企画競争・公募 (158,827,473円 96.5%) 競争性のない随意契約 (3,850,936円 2.3%)	総売上高783,643,075円 (うちJICA取引額 432,864,659円 55.2%) 競争契約 (0円 0%) 企画競争・公募 (37,509,351円 8.7%) 競争性のない随意契約 (391,704,908円 90.5%)

〔事業報告書〕

独立行政法人国際協力機構 平成19年度事業報告書

1. 国民の皆様へ

平成19事業年度における当機構を巡る動き、課題及び対処方針等について、以下のとおり報告します。

(1) 第2期中期目標・計画期間の開始、独立行政法人整理合理化計画による見直し

平成18年度末に、国際協力機構（以下、「機構」という。）にとって独立行政法人としての最初の中期目標期間（平成15年10月1日～平成19年3月31日）が終了しました。機構は、第1期中期目標及び中期計画の達成に向けて取り組む中で、「JICA改革プラン（第1弾、第2弾）」を打ち出し、中期目標及び中期計画で目標設定した以上に大きく踏み込んだ自己改革を精力的に進めてきました。

この機構の取組に対し、中期目標期間の終了時に行われた外務省独立行政法人評価委員会による総合評価では、改革方針の下で実績が上がっており、「中期目標で定めた目標は、数値目標が設定されている項目を含めすべて達成されたほか、中期目標期間終了を待たずして目標値を達成したものについても、さらに努力を継続したことは高く評価できる」との評価がなされました。

第1期中期目標期間の終了に際して、独立行政法人通則法に基づき、政府による組織・業務全般の見直しが行われましたが、時期を同じくして、行政改革推進法の成立（平成18年6月）、国際協力機構法の改正（平成18年11月）等により、機構と国際協力銀行（海外経済協力部門）が統合し、新JICAとして平成20年10月1日から技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一体的に実施することとなりました。

これらを踏まえて、平成19年4月1日から5年間（～平成24年3月31日）の第2期中期目標及び中期計画が定められ、同計画の下で組織、業務の統合に向けた準備を適確かつ着実に進めることとなりました。

また、平成19年7月に、政府の「経済財政改革の基本方針2007」において、101の全独立行政法人について抜本的な見直しを行い、年内に「独立行政法人整理合理化計画」を策定することが決定しました。機構に関しては、9月から11月にかけて、行政減量・効率化有識者会議、官民競争入札等監理委員会、経済財政諮問会議に設置された独立行政法人の資産債務改革に関するワーキンググループによるヒアリングが行われ、市場化テスト（民間競争）の導入や保有資産の処分、統合に際しての組織面、業務面での一体化などについて議論がなされました。これら各種会議における議論、指摘を踏まえ、12月24日に、横断的な見直し事項及び機構を含む個別法人の組織・業務に関する見直し事項をとりまとめた「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定されました。

同計画の決定を受け、機構は、機構にかかる個別の見直し事項については、第2期中期計画の下でそれぞれ具体的に取り組むものとして整理しました。また、横断的な見直し事項についても、中期計画の達成に向けた取組の一環として着実に実行し、その結果については毎事業年度の業務実績の報告（「随意契約見直し計画」の実施状況等）に含めることにしています。

(2) 統合に向けた準備

これまでも、第1期中期計画において、国際協力銀行との情報の共有や意見交換、人事交流を通じた実施機関相互の連携を密にし、事業の実施に当たって有償資金協力との連携強化に努めることを目標として掲げており、個別案件や研修事業を中心とした実施段階での協働、連携が定着してきたところです。

平成20年10月の統合に向けて、機構内に、統合準備を包括的に担当する統合準備室、各課題・業務に関する知識、経験を有する職員により部局横断的に構成するタスクフォースを設置し、外務省及び国際協力銀行と協議、検討を重ね、組織・業務にかかる制度設計を進めてきました。在外においてもモデル事務所を指定して、国別の事業方針の策定や事業のプログラム化等、具体的な作業を通じて、統合に向けた準備を行ってきました。

一方で、「独立行政法人整理合理化計画」や、財務省による平成19年度予算執行調査において、統合に関連した指摘や検討の方向性が示されており、これらも踏まえ、機構と国際協力銀行の双方の事務所が設置されている国については統合時に事務所を一本化するとともに、円滑かつ効率的な事業実施体制に向けた見直しを行うべく、国際協力銀行との間で具体的な調整を進めてきています。

また、独立行政法人化以降、機構が積極的に取り組んできた内部改革の総仕上げとして、平成18年度に整理した、組織横断的な重要課題と具体的方策についても、統合後の組織・業務の制度設計方針に照らし、統合に向けた準備作業の中で順次実行に移したもののや、統合後の具体的な体制、業務実施手順に即した形で実現を図るよう取組を進めています。新JICA発足に際して、これまでの改革を礎として、真に現場で成果を上げる事業を展開することが重要と考えています。

平成19事業年度は、ODA（政府開発援助）及びその実施体制に関する国民の理解促進の観点から、機構のホームページに「統合に向けて」というサイトを開設し、統合に関連した動き、情報を一括して、随時掲載するようになりました。平成20年3月には、制度設計のポイントや技術協力と資金協力の一体的運用の具体事例などをとりまとめた「新JICA発足に向けた準備状況」を公表しました。

さらに、組織・業務の制度設計を進めると同時に、政府の外交政策や国際的な課題に対して、統合による相乗効果として期待される「技術協力と資金協力の一体的な運用のメリット」を先取りした対応を、国際協力銀行（海外経済協力部門）と連携して進めています。例えば、平成20年1月にスイスで開催されたダボス会議において日本政府が発表した「クールアース・パートナーシップ」等を踏まえ、機構（気候変動対策室、地球環境部）及び国際協力銀行（気候変動対策室）共同で「気候変動に係る取り組みの方向性」をとりまとめ、平成20年4月にホームページで公表したところです。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

① 法人の目的

独立行政法人国際協力機構は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的としております。（独立行政法人国際協力機構法第3条）

② 業務内容

当法人は、独立行政法人国際協力機構法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

① 国際約束に基づく開発途上国への技術協力

- ・ 研修員受入
- ・ 専門家派遣
- ・ 機材供与
- ・ 技術協力センター協力
- ・ 開発調査

② 国際約束に基づく無償資金協力（調査・実施の促進）

③ 開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進

④ 海外移住者・日系人への支援

⑤ 技術協力のための人材の養成及び確保

⑥ 緊急援助のための機材・物資の備蓄・供与

⑦ 国際緊急援助隊の派遣

③ 沿革

昭和49年8月 国際協力事業団として設立

平成15年10月 独立行政法人国際協力機構として設立

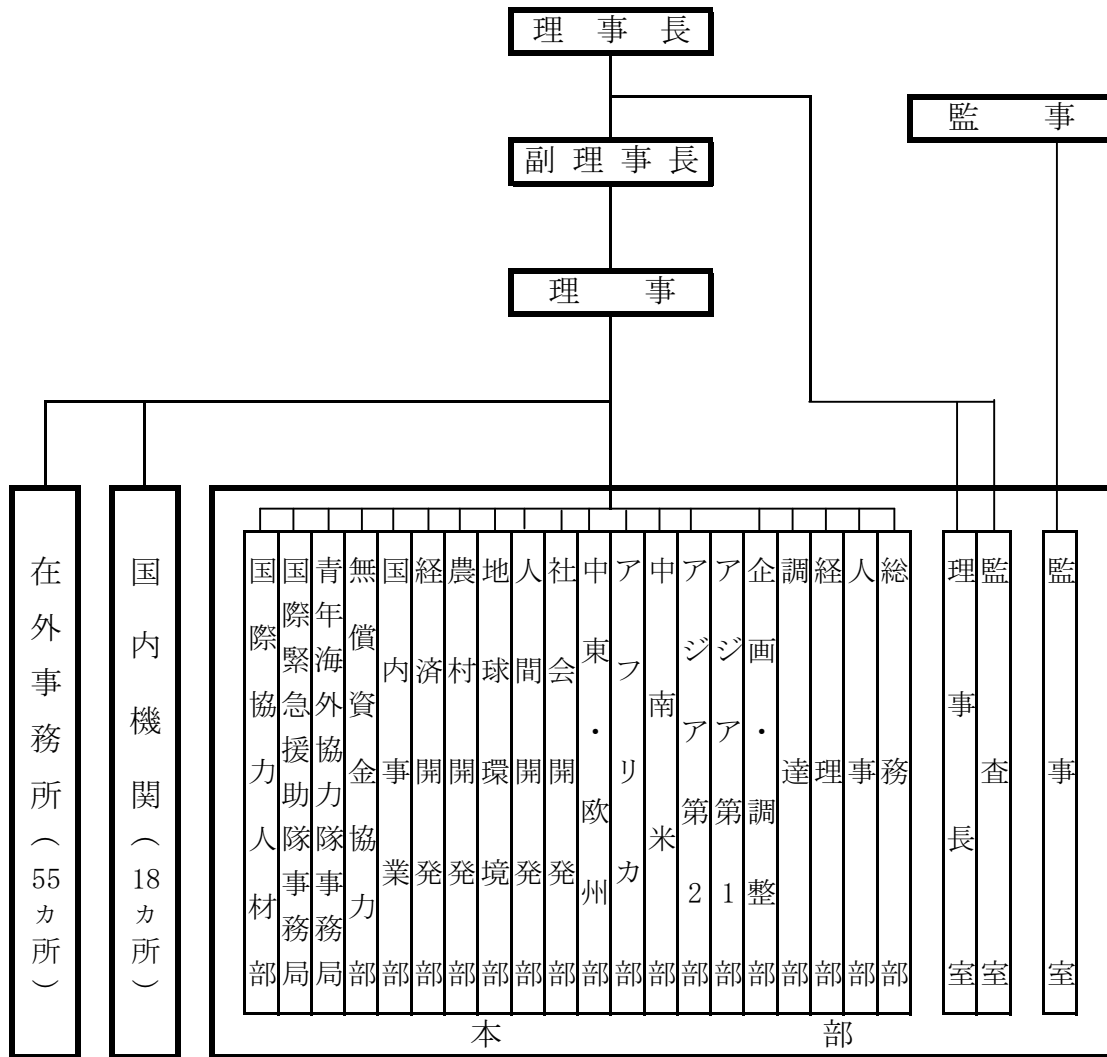
④ 設立根拠法

独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号 改正：平成16年法律第130号）

⑤ 主務大臣（主務省所管課等）

外務大臣（外務省国際協力局政策課）

⑥組織図



(2)本部・支部等の住所

本部：東京都渋谷区代々木2-1-1 新宿マインズタワー
国際協力総合研修所：東京都新宿区市谷本村町10-5
札幌国際センター：北海道札幌市白石区本通16南4-25
帯広国際センター：北海道帯広市西20条南6-1-2
筑波国際センター：茨城県つくば市高野台3-6
東京国際センター：東京都渋谷区西原2-49-5
横浜国際センター：神奈川県横浜市中区新港2-3-1
中部国際センター：愛知県名古屋市名東区亀の井2-73
大阪国際センター：大阪府茨木市西豊川町25-1
兵庫国際センター：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
中国国際センター：広島県東広島市鏡山3-3-1
九州国際センター：福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1
沖縄国際センター：沖縄県浦添市字前田1143-1
二本松青年海外協力隊訓練所：福島県二本松市永田字長坂4-2
駒ヶ根青年海外協力隊訓練所：長野県駒ヶ根市赤穂15
広尾センター：東京都渋谷区広尾4-2-24
東北支部：宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル
北陸支部：石川県金沢市本町1-5-2 リファール(オフィス棟)
四国支部：香川県高松市亀井町5-1 百十四ビル
インド事務所：インド ニュー・デリー
インドネシア事務所：インドネシア ジャカルタ
ウズベキスタン事務所：ウズベキスタン タシケント
カンボジア事務所：カンボジア プノンペン
キルギス共和国事務所：キルギス共和国 ビシュケク
スリランカ事務所：スリランカ コロンボ
タイ事務所：タイ バンコク
中華人民共和国事務所：中華人民共和国 北京
ネパール事務所：ネパール カトマンズ
パキスタン事務所：パキスタン イスラマバード
バングラデシュ事務所：バングラデシュ ダッカ
東ティモール事務所：東ティモール デイリ
フィリピン事務所：フィリピン マニラ
ベトナム事務所：ベトナム ハノイ
マレーシア事務所：マレーシア クアラルンプール
ミャンマー事務所：ミャンマー ヤンゴン
モンゴル事務所：モンゴル ウランバートル
ラオス事務所：ラオス ビエンチャン
アメリカ合衆国事務所：アメリカ合衆国 ワシントン
アルゼンチン事務所：アルゼンチン ブエノスアイレス
エルサルバドル事務所：エルサルバドル サンサルバドル
ドミニカ共和国事務所：ドミニカ共和国 サントドミンゴ

パラグアイ事務所：パラグアイ アスンシオン
ブラジル事務所：ブラジル ブラジリア
ペルー事務所：ペルー リマ
ボリビア事務所：ボリビア ラパス
ホンジュラス事務所：ホンジュラス テグシガルパ
メキシコ事務所：メキシコ メキシコシティ
バルカン事務所：セルビア ベオグラード
欧州事務所：フランス パリ
パプアニューギニア事務所：パプアニューギニア ポートモレスビー
フィジー事務所：フィジー スヴァ
アフガニスタン事務所：アフガニスタン カブール
エジプト事務所：エジプト カイロ
サウジアラビア事務所：サウジアラビア リアド
ヨルダン事務所：ヨルダン アンマン
シリア事務所：シリア ダマスカス
チュニジア事務所：チュニジア チュニス
トルコ事務所：トルコ アンカラ
パレスチナ事務所：パレスチナ ガザ
モロッコ事務所：モロッコ ラバト
ウガンダ事務所：ウガンダ カンパラ
エチオピア事務所：エチオピア アディスアベバ
ガーナ事務所：ガーナ アクラ
ケニア事務所：ケニア ナイロビ
ザンビア事務所：ザンビア ルサカ
セネガル事務所：セネガル ダカール
タンザニア事務所：タンザニア ダレサラム
ナイジェリア事務所：ナイジェリア アブジャ
ニジェール事務所：ニジェール ニアメ
ブルキナファソ事務所：ブルキナファソ ワガドゥグー
マラウイ事務所：マラウイ リロンゲ
南アフリカ共和国事務所：南アフリカ共和国 プレトリア
マダガスカル事務所：マダガスカル アンタナナリボ
モザンビーク事務所：モザンビーク マプト

(3)資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	88,508	0	5,175	83,333
資本金合計	88,508	0	5,175	83,333

(4)役員 of 状況

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	緒方貞子	自 平成19年10月1日 至 平成23年9月30日 (再任)		昭和40年～54年 国際基督教大学非常勤講師・準教授 平成3年～12年 第8代国連難民高等弁務官
副理事長	大島賢三	自 平成19年10月1日 至 平成23年9月30日		昭和42年4月 外務省入省 平成16年11月 国連日本政府代表部大使
理事	黒木雅文	自 平成19年10月1日 至 平成21年9月30日 (再任)	総務部 人事部（労務及び福利厚生を除く。） 企画・調整部 無償資金協力部 国際協力総合研修所	昭和49年4月 外務省入省 平成16年8月 駐インドネシア日本大使館公使
理事	金子節志	自 平成19年10月1日 至 平成21年9月30日 (再任)	人事部のうち労務及び福利厚生 アジア第1部 国内事業部 国際協力人材部	昭和47年6月 海外技術協力事業団入団 平成15年10月 独立行政法人国際協力機構人事部長
理事	上田善久	自 平成19年10月1日 至 平成21年9月30日 (再任)	経理部 調達部 アジア第2部 人間開発部	昭和49年4月 大蔵省入省 平成12年6月 財務省大臣官房審議官 平成13年7月 米州開発銀行理事
理事	松本有幸	自 平成19年10月1日 至 平成21年9月30日 (再任)	中南米部 地球環境部 農村開発部	昭和49年4月 農林省入省 平成16年7月 農林水産省関東農政局長

理事	橋本栄治	自 平成19年10月1日 至 平成21年9月30日	アフリカ部 社会開発部 青年海外協力隊事務局	昭和49年4月 海外技術協力事業団入団 平成15年10月 独立行政法人国際協力機 構理事長室長
理事	永塚誠一	自 平成19年10月1日 至 平成21年9月30日	中東・欧州部 経済開発部 国際緊急援助隊事務局 広尾センター	昭和55年4月 通商産業省入省 平成17年9月 経済産業省通商政策局通 商交渉官
監事	船渡享向	自 平成19年10月1日 至 平成21年9月30日 (再任)		昭和48年4月 会計検査院採用 平成16年12月 会計検査院第5局長
監事	金丸守正	自 平成19年10月1日 至 平成21年9月30日		昭和48年8月 海外技術協力事業団入団 平成17年4月 独立行政法人国際協力機 構人事部長

(5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成19年度末において1,326人（前期末と同じ）であり、平均年齢は40.17歳（前期末40.21歳）となっています。このうち、国等からの出向者は32人、民間からの出向者は10人です。

3. 簡潔に要約された財務諸表

①貸借対照表

http://www.iica.go.jp/about/financial/settle/h19/pdf/2008_01.pdf

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金・預金等	37,362	運営費交付金債務	6,899
その他	4,562	その他	23,250
固定資産		固定資産	
有形固定資産	57,342	資産見返負債	2,036
無形固定資産	14	その他	101
投資その他の資産	7,472	負債合計	32,286
		純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	83,333
		資本剰余金	△ 11,225
		利益剰余金	2,359
		純資産合計	74,467
資産合計	106,753	負債純資産合計	106,753

②損益計算書

http://www.iica.go.jp/about/financial/settle/h19/pdf/2008_01.pdf

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	157,900
業務費	144,835
技術協力プロジェクト関係費	79,713
国民参加型協力関係費	25,661
事業附帯関係費	8,113
事業支援関係費	13,844
その他	17,504
一般管理費	12,189
財務費用	840
その他	36
経常収益 (B)	153,146
運営費交付金収益	148,122
その他	5,023
臨時損失 (C)	9
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (D)	4,803
当期総利益 (B-A-C+D)	39

③キャッシュ・フロー計算書

http://www.jica.go.jp/about/financial/settle/h19/pdf/2008_01.pdf

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	1,316
事業支出	△ 138,767
運営費交付金収入	155,626
その他収入・支出	△ 15,543
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	2,306
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 5,458
IV 資金に係る換算差額 (D)	△ 194
V 資金減少額 (E=A+B+C+D)	△ 2,030
VI 資金期首残高 (F)	5,192
VII 資金期末残高 (G=F+E)	3,162

④行政サービス実施コスト計算書

http://www.jica.go.jp/about/financial/settle/h19/pdf/2008_01.pdf

(単位：百万円)

	金額
I 業務費用	153,301
損益計算書上の費用	157,916
(控除) 自己収入等	△ 4,615
II 損益外減価償却等相当額	2,070
III 損益外減損損失相当額	69
IV 引当外賞与見積額	△ 16
V 引当外退職給付増加見積額	△ 556
VI 機会費用	966
VII 行政サービス実施コスト	155,833

(参考) 財務諸表の科目の説明 (主なもの)

①貸借対照表

現金・預金等 : 現金、預金

有形固定資産 : 土地、建物、機械装置、車両、工具など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産 : 有形固定資産、投資その他の資産以外の長期資産で、商標権など具体的な形態を持たない無形固定資産

投資その他資産 : 長期貸付金、差入保証金など

運営費交付金債務 : 独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

資産見返負債 : 取得した固定資産または、たな卸資産(資本剰余金で整理したものを除く)を整理するもの

政府出資金 : 国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

資本剰余金 : 国から交付された施設費や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金 : 独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

②損益計算書

業務費 : 独立行政法人の業務に要した費用

一般管理費 : 給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費及び、組織運営に必要な経費

財務費用 : 利息の支払等

運営費交付金収益 : 運営費交付金債務を収益化した額

臨時損益 : 固定資産の売却損益等が該当

前中期目標期間繰越積立金取崩額 : 改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中完了しなかった業務の財源に充てることとして承認を受けた額に沿った費用が発生した場合に、その見合い額を整理するもの

③キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：リース債務の返済による支出、国庫納付金の支出等が該当

資金に係る換算差額：外貨建て取引を円換算した場合の差額

④行政サービス実施コスト計算書

業務費用：独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用

損益外減価償却等相当額：償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費等相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

損益外減損損失相当額：独立行政法人が中期計画等で想定した業務を行ったにもかかわらず生じた減損損失相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

引当外賞与見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう賞与引当金見積額を貸借対照表に注記している）

引当外退職給付増加見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している）

機会費用：国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料により賃貸した場合の本来負担すべき金額などが該当

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析（内容・増減理由）

（経常費用）

平成19年度の経常費用は157,900百万円と、前年度比4,312百万円減（2.7%減）となっている。技術協力プロジェクト関係費が前年度比4,585百万円減（5.4%減）となったことが主な要因である。

（経常収益）

平成19年度の経常収益は153,146百万円と、前年度比14,958百万円減（8.9%減）となっている。これは、運営費交付金収益が前年度比13,731百万円減（8.5%減）となったことが主な要因である。

（当期総損益）

上記経常損益の状況に加えて臨時損益として固定資産売却損等16百万円、関係会社株式整理益等7百万円、前中期目標期間繰越積立金取崩額として4,803百万円をそれぞれ計上した結果、平成19年度の当期総利益は39百万円と、前年度比5,754百万円減（99.3%減）となっている。

（資産）

平成19年度末現在の資産合計は106,753百万円と、前年度末比5,895百万円減となっている。これは、国庫納付金の支払5,827百万円が主な要因である。

（負債）

平成19年度末現在の負債合計は32,286百万円と、前年度末比6,708百万円増となっている。これは、運営費交付金債務の増6,899百万円が主な要因である。

（業務活動によるキャッシュ・フロー）

平成19年度の業務活動によるキャッシュ・フローは1,316百万円と、前年度比841百万円減（39.0%減）となっている。これは、国庫納付金の支払額が652百万円増となったことが主な要因である。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

平成19年度の投資活動によるキャッシュ・フローは2,306百万円と、前年度比5,809百万円増となっている。これは、定期預金の払戻による収入が3,200百万円増、譲渡性預金の払戻による収入が3,000百万円増となったことが主な要因である。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

平成19年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△5,458百万円と、前年度比5,206百万円減となっている。これは、国庫納付金の支払額が5,175百万円増となったことが主な要因である。

表 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
経常費用	89,159	171,482	166,834	162,212	157,900
経常収益	89,486	172,202	167,730	168,103	153,146
当期総利益	327	637	855	5,793	(注1) 39
資産	113,277	110,389	113,543	112,648	106,753
負債	25,814	24,955	29,649	25,577	32,286
利益剰余金（又は繰越欠損金）	327	964	1,820	7,613	2,359
業務活動によるキャッシュ・フロー	11,633	△ 250	5,224	2,156	1,316
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 25,881	△ 1,928	△ 1,780	△ 3,503	2,306
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 29	△ 48	△ 169	△ 252	△ 5,458
資金期末残高	5,626	3,504	6,862	5,192	3,162

(注1) 平成18年度は、運営費交付金債務の精算による収益化を行った為。

②セグメント事業損益の経年比較・分析（内容・増減理由）

（区分経理によるセグメント情報）

運営費交付金事業の事業損益は△5,721百万円と、前年度比11,291百万円の減となっている。これは、運営費交付金収益が年度比13,731百万円（8.5%減）となったことが主な要因である。

受託事業の事業損益は、2百万円と、前年度比2百万円の増となっている。これは、野口英世アフリカ賞基金運営受託収入が15百万円増となったことが主な要因である。

自己資金事業の事業損益は、△407百万円と、前年度比54百万円の増となっている。これは、業務支援経費が2,527百万円減となったことが主な要因である。

表 事業損益の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

(単位：百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
運営費交付金事業	189	131	281	5,570	△ 5,721
受託事業	0	0	0	0	2
自己資金事業	△437	△985	△ 836	△462	△ 407
法人共通	575	1,574	1,450	783	1,371
合計	326	720	896	5,891	△4,754

③セグメント総資産の経年比較・分析（内容・増減理由）

（区分経理によるセグメント情報）

運営費交付金事業の総資産は7,811百万円と、前年度比998百万円の増（14.6%増）となっている。これは、前渡金が前年度比1,238百万円増となったことが主な要因である。

受託事業の総資産は15百万円と、前年度比15百万円増となっている。これは、野口英世アフリカ賞基金受託収入にかかる未収入金が前年度比15百万円増となったことが主な要因である。

自己資金事業の総資産は592百万円と、前年度比519百万円増となっている。これは、建設仮勘定が520百万円増となったことが主な要因である。

表 総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）（単位：百万円）

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
運営費交付金事業	8,061	7,166	6,314	6,814	7,811
受託事業	8	5	146	0	15
自己資金事業	12	43	10	73	592
法人共通	105,195	103,174	107,073	105,761	98,334
合計	113,277	110,389	113,543	112,648	106,753

④目的積立金の申請、取崩内容等

前中期目標期間繰越積立金取崩額4,803百万円は、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した経費の支出、並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務に充てるため、平成19年6月29日付けにて主務大臣から承認を受けた7,123百万円のうち4,803百万円について取り崩したものである。

⑤行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析（内容・増減理由）

平成19年度の行政サービス実施コストは155,833百万円と、前年度比2,031百万円減（1.3%減）となっている。これは、業務費用が前年度比3,140百万円減（2.0%減）、引当外退職給付増加見積額が前年度比2,043百万円減（78.6%減）、引当外賞与見積額が前年比16百万円増となったことが主な要因である。

表 行政サービス実施コストの経年比較 (単位：百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
業務経費	84,750	164,257	160,323	156,441	153,301
うち損益計算書上の費用	89,160	171,565	166,875	162,311	157,916
うち自己収入	△ 4,410	△ 7,308	△ 6,553	△ 5,870	△ 4,615
損益外減価償却等相当額	1,373	2,709	2,432	2,107	2,070
損益外減損損失相当額	0	0	0	584	69
引当外賞与見積額	0	0	0	0	△ 16
引当外退職給付増加見積額	△ 2,044	△ 1,330	△ 1,413	△ 2,599	△ 556
機会費用	630	1,133	1,474	1,333	966
行政サービス実施コスト	84,709	166,768	162,815	157,865	155,833

(2)施設等投資の状況（重要なもの）

①当事業年度中に完成した主要施設等

・なし

②当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

・中部国際センター建替工事

③当事業年度中に処分した主要施設等

・職員住宅(横須賀ハイム1002号室)の売却(取得価格10百万円、減価償却累計額1百万円、売却額9百万円、売却損1百万円)

・職員住宅(横須賀ハイム1210号室)の売却(取得価格17百万円、減価償却累計額2百万円、売却額13百万円、売却損4百万円)

・職員住宅(ライオンズマンション大道505号室)の売却(取得価格10百万円、減価償却累計額1百万円、売却額9百万円、売却損1百万円)

・筑波国際センター場外付属農場の除却(取得価格71百万円、減価償却累計額11百万円)

(3) 予算・決算の概況

(単位：百万円)

区分	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		差額理由
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	99,633	99,116	171,440	170,387	168,516	167,971	164,307	164,338	160,889	160,907	
運営費交付金収入	94,291	94,291	162,030	162,030	160,077	160,077	157,516	157,516	155,626	155,626	
受託収入	3,068	2,767	5,204	3,798	4,163	3,129	3,108	2,753	2,990	2,766	注1
開発投融資貸付利息収入	152	152	265	264	220	219	175	175	149	144	
入植地割賦利息収入	3	7	4	14	4	8	4	5	1	11	
移住投融資貸付金利収入	48	22	83	70	75	59	77	75	88	105	
その他収入	1,456	1,602	2,805	3,490	2,881	3,565	2,803	3,353	420	1,214	注2
施設整備資金より受入	615	275	1,050	721	1,097	914	624	461	1,616	1,041	
支出	99,633	89,435	171,755	172,682	168,892	167,412	164,400	164,183	160,889	159,480	
一般管理費	6,048	6,072	11,333	11,511	10,645	10,091	10,249	9,956	11,981	12,289	注3
業務経費	88,424	80,250	151,321	154,144	150,116	150,898	147,669	148,649	144,282	143,590	注4
施設整備費	615	275	1,050	755	1,097	914	624	461	1,616	1,041	注5
受託経費	3,068	1,518	5,204	3,623	4,163	2,983	3,108	2,591	2,990	2,560	注6
寄附金事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	
業務支援経費	1,478	1,320	2,847	2,649	2,871	2,526	2,750	2,527	0	0	注7

注1 相手国政府との協議及び治安悪化による案件実施の遅延等があったため。

注2 予算段階では見積もることのできない過年度経費の戻し入れ等があったため。

注3 前中期目標期間の最終事業年度における積立金の一部を組織及び業務の統合に関連した経費の財源に充当することを主務大臣により承認されたこと等による。

注4 相手国政府との協議及び治安悪化による案件実施の遅延等があったため。

注5 中部国際センター建替工事にかかる施工業者への支払いの一部が20年度にずれ込んだこと等による。

注6 相手国政府との協議及び治安悪化による案件実施の遅延等があったため。

注7 寄附金による支援を行う対象事業の選定に時間を要するため。

(4)経費削減及び効率化目標との関係

当機構においては、当中期目標期間終了年度における一般管理費を、前中期目標期間の最終年度に比べて14.1%以上（各年度前年度比3.0%以上）削減することを目標としている。この目標を達成するため、人件費の削減、事務所借料の削減等の措置を講じているところである。また、業務費については、毎事業年度1.3%以上削減することを目標としている。この目標を達成するため、要員の待遇見直しや調査業務の一層の効率的実施等の措置を講じているところである。

(単位：百万円)

区分	前中期目標期間終了年度		当中期目標期間									
	金額	比率	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
			金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般管理費	12,116	100%	11,737	96.9%	-	-	-	-	-	-	-	-
業務費	145,205	100%	143,101	98.6%	-	-	-	-	-	-	-	-

5. 事業の説明

(1)財源構造

当機構の経常収益は153,146百万円で、その内訳は、運営費交付金収益148,122百万円（収益の96.7%）、受託収入2,563百万円（1.7%）、その他貸倒引当金戻入等2,461百万円（1.6%）となっている。

(2)財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

ア 技術協力事業

本事業は、開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援する事業である。

事業の財源は、事業費については、運営費交付金（平成19年度80,887百万円）、自己収入（平成19年度264百万円）となっている。

事業に要する費用は、技術協力プロジェクト関係費（平成19年度79,713百万円）、フォローアップ関係費（平成19年度1,438百万円）となっている。

イ 無償資金協力事業

本事業は、無償資金協力の事前の調査及び実施の促進を行う事業である。

事業の財源は、事業費については、運営費交付金（平成19年度3,417百万円）となっている。

事業に要する費用は、無償資金協力関係費（平成19年度3,417百万円）となっている。

ウ 国民等の協力活動の促進及び助長に関する事業

本事業は、ボランティアの派遣及び国民参加協力を推進する事業である。

事業の財源は、事業費については、運営費交付金（平成19年度25,577百万円）、自己収入（平成19年度84百万円）となっている。

事業に要する費用は、国民参加型協力関係費（平成19年度25,661百万円）となっている。

エ 海外移住事業

本事業は、移住者に対する援助、指導等を国の内外を通じて実施する事業である。

事業の財源は、事業費については、運営費交付金（平成19年度476百万円）となっている。

事業に要する費用は、海外移住関係費（平成19年度476百万円）となっている。

オ 災害援助等協力事業

本事業は、開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助を行う事業である。

事業の財源は、事業費については、運営費交付金（平成19年度522百万円）となっている。

事業に要する費用は、災害援助等協力関係費（平成19年度522百万円）となっている。

カ 人材養成確保事業

本事業は、わが国の対外技術協力業務の遂行に必要な人員の養成・確保を行う事業である。

事業の財源は、事業費については、運営費交付金（平成19年度3,153百万円）となっている。

事業に要する費用は、人材養成確保関係費（平成19年度3,153百万円）となっている。

キ 附帯業務

本事業は、国・課題別事業計画策定及び事業評価に関する事業である。

事業の財源は、事業費については、運営費交付金（平成19年度13,484百万円）、自己収入（平成19年度20百万円）となっている。

事業に要する費用は、国・課題別事業計画関係費（平成19年度4,791百万円）、事業評価関係費（平成19年度600百万円）、事業附帯関係費（平成19年度8,113百万円）となっている。

ク 事務費

上記ア～キの事業に要する事務費の財源については、運営費交付金（平成19年度25,277百万円）、自己収入（平成19年度756百万円）となっている。

その費用は、事業支援関係費（平成19年度13,844百万円）、一般管理費（平成19年度12,189百万円）となっている。

〔決算報告書〕

平成19年度 決算報告書
(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位：円)

区分	年度計画	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金収入	155,625,501,000	155,625,501,000	0	
受託収入	2,989,625,000	2,765,847,288	△223,777,712	注1
開発投融资貸付利息収入	148,631,000	144,269,134	△4,361,866	
入植地割賦利息収入	557,000	10,917,004	10,360,004	
移住投融资貸付金利息収入	88,123,000	105,278,798	17,155,798	
その他収入	420,313,000	1,214,497,597	794,184,597	注2
うち寄附金収入	20,000,000	96,675	△19,903,325	
雑収入	400,313,000	1,214,400,922	814,087,922	
施設整備資金より受入	1,615,851,000	1,040,984,763	△574,866,237	
計	160,888,601,000	160,907,295,584	18,694,584	
支出				
一般管理費	11,981,138,000	12,288,636,548	△307,498,548	
うち人件費	3,645,118,000	3,757,448,480	△112,330,480	注3
物件費	8,107,648,000	7,979,555,955	128,092,045	
統合準備経費	228,372,000	551,632,113	△323,260,113	注4
業務経費	144,281,987,000	143,589,533,582	692,453,418	注5
うち国・課題別事業計画関係費	4,906,259,000	4,818,843,464	87,415,536	
技術協力プロジェクト関係費	79,751,816,000	80,706,977,843	△955,161,843	
フォローアップ関係費	1,608,413,000	1,435,753,519	172,659,481	
無償資金協力関係費	4,517,626,000	3,864,135,008	653,490,992	
国民参加型協力関係費	26,117,286,000	25,694,299,918	422,986,082	
海外移住関係費	489,702,000	476,289,763	13,412,237	
災害援助等協力関係費	800,000,000	489,029,598	310,970,402	
人材養成確保関係費	3,282,605,000	3,161,366,089	121,238,911	
事業評価関係費	811,488,000	607,998,564	203,489,436	
事業附帯関係費	7,976,060,000	8,404,582,543	△428,522,543	
事業支援関係費	14,020,732,000	13,930,257,273	90,474,727	
施設整備費	1,615,851,000	1,040,984,763	574,866,237	注6
受託経費	2,989,625,000	2,560,286,883	429,338,117	注7
寄附金事業費	20,000,000	96,675	19,903,325	注8
計	160,888,601,000	159,479,538,451	1,409,062,549	

予算額と決算額の差異説明

- 注1 相手国政府との協議および治安悪化による案件実施の遅延等があったため。
注2 予算段階では見積もることのできない過年度経費の戻し入れ等があったため。
注3 早期退職者数が予算段階における見込み数を上回ったため。
注4 前中期目標期間の最終事業年度における積立金の一部を組織および業務の統合に関連した経費の財源に充当することを主務大臣により承認されたこと等による。
注5 相手国政府との協議および治安悪化による案件実施の遅延等があったため。
なお、内訳の差額については、当初予定していた執行配分の見直しを行ったため。
注6 中部センター建替工事にかかる施工業者への支払いの一部が20年度にずれ込んだこと等による。
注7 相手国政府との協議および治安悪化による案件実施の遅延等があったため。
注8 寄附金による支援を行う対象事業の選定に時間を要するため。


独立監査人の監査報告書

平成19年5月16日

独立行政法人 国際協力機構
理事長 緒方貞子 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

清水 至 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

鈴木裕子 

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類(案)及び附属明細書(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)、関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人国際協力機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

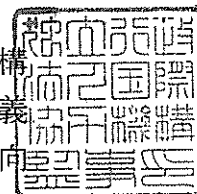
平成 19 年 5 月 29 日

独立行政法人国際協力機構
理事長 緒方 貞子 殿

独立行政法人国際協力機構

監事 庵原 宏義

監事 船渡 享向



平成 18 事業年度国際協力機構決算に関する監事意見書

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 38 条第 2 項の規定により、国際協力機構の平成 18 事業年度（平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで）の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、同機構から必要な説明を聴取するとともに、会計監査人の監査結果を聴取するなど監査しました。

その結果、平成 18 事業年度の財務諸表及び決算報告書は、関係の法律、政令、省令等に従い、前者は同機構の財産及び損益の状況を、後者は同機構の予算執行状況を正しく示しているものと認められます。

以上

〔財務諸表〕

貸借対照表
(平成19年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	44,921,312,999	I 流動負債	23,474,026,140
現金・預金	41,292,092,488	未払金	22,143,307,279
たな卸資産	678,708,337	未払費用	803,840,786
貯蔵品	670,302,061	リース債務	268,862,547
畜類	8,406,276	預り金	254,084,051
前渡金	1,268,479,999	前受収益	19,500
前払費用	145,660,118	仮受金	3,911,977
未収収益	83,690,099		
未収入金	120,987,883	II 固定負債	2,103,415,236
開発投融資短期貸付金	1,215,727,670	資産見返負債	1,874,844,286
貸倒引当金	△ 7,204,968	資産見返運営費交付金	1,802,985,295
移住投融資短期貸付金	98,816,813	資産見返補助金等	71,858,991
貸倒引当金	△ 10,978,548	長期リース債務	228,555,950
短期入植地割賦元金	558,871	長期前受収益	15,000
貸倒引当金	△ 33,253		
仮払金	30,374,836	負債合計	25,577,441,376
立替金	4,432,654		
II 固定資産	67,726,682,295	I 資本金	88,508,041,131
1 有形固定資産	58,786,115,941	政府出資金	88,508,041,131
建物	43,000,915,204	II 資本剰余金	△ 9,050,279,007
減価償却累計額	△ 6,694,367,841	資本剰余金	△ 100,464,109
減損損失累計額	△ 579,051,861	損益外減価償却累計額	△ 8,365,403,932
構築物	1,475,109,919	損益外減損損失累計額	△ 584,410,966
減価償却累計額	△ 484,550,733		
減損損失累計額	△ 461,505	III 利益剰余金	7,612,791,794
機械装置	254,349,998	積立金	1,819,720,740
減価償却累計額	△ 160,257,999	当期未処分利益	5,793,071,054
車両運搬具	1,307,876,583		
減価償却累計額	△ 617,764,680	資本合計	87,070,553,918
工具器具備品	2,638,261,626		
減価償却累計額	△ 1,248,238,372	負債資本合計	112,647,995,294
土地	19,822,499,867		
建設仮勘定	71,795,735		
2 無形固定資産	15,580,318		
商標権	3,942,441		
電話加入権	7,291,850		
電気等供給施設利用権	4,346,027		
3 投資その他の資産	8,924,986,036		
投資有価証券	39,097		
関係会社株式	43,445,102		
開発投融資長期貸付金	5,614,824,779		
貸倒引当金	△ 59,027,815		
移住投融資長期貸付金	4,601,577,783		
貸倒引当金	△ 2,640,247,308		
長期入植地割賦元金	98,643,727		
貸倒引当金	△ 98,364,814		
長期前払費用	22,193,348		
差入保証金	1,341,902,137		
資産合計	112,647,995,294		
合 計	112,647,995,294	合 計	112,647,995,294

損益計算書
(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位：円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用	162,212,119,770	経常収益	168,103,309,989
業務費	152,110,449,651	運営費交付金収益	161,853,657,684
国・課題別事業計画関係費	4,867,945,569	受託収入	2,591,133,342
技術協力プロジェクト関係費	84,297,866,175	開発投融资収入	173,140,784
無償資金協力関係費	4,400,446,604	入植地事業収入	5,080,461
国民参加型協力関係費	25,593,830,863	移住投融资収入	80,052,794
海外移住関係費	527,111,387	施設利用収入	1,988,278,212
災害援助等協力関係費	556,799,724	寄附金収益	1,718,490
人材養成確保関係費	3,107,723,888	貸倒引当金戻入	202,057,580
事業評価関係費	713,557,996	資産見返運営費交付金戻入	357,083,733
事業附帯関係費	8,670,655,374	資産見返補助金等戻入	22,952,330
国内機関関係費	4,080,819,562	財務収益	109,531,989
在外事務所関係費	9,716,747,759	受取利息	109,531,989
業務支援経費	2,527,180,881	雑益	718,622,590
受託経費	2,590,741,043		
減価償却費	459,022,826	臨時利益	714,238
一般管理費	9,943,283,178	固定資産売却益	714,238
財務費用	38,332,678		
支払利息	15,650,423		
外国為替差損	22,682,255		
雑損	120,054,263		
臨時損失	98,833,403		
固定資産除却損	87,540,582		
固定資産売却損	11,292,821		
当期総利益	5,793,071,054		
合 計	168,104,024,227	合 計	168,104,024,227

キャッシュ・フロー計算書

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(単位：円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	事業支出	△ 140,639,376,199
	業務支援費支出	△ 2,004,184,737
	受託経費支出	△ 2,952,736,169
	人件費支出	△ 16,031,700,255
	その他の業務支出	△ 170,128,763
	運営費交付金収入	157,515,689,000
	受託収入	2,897,224,271
	貸付金利息収入	250,497,336
	入植地事業収入	14,071,799
	利息収入	5,087,398
	割賦元金	8,984,401
	施設利用収入	2,470,655,535
	寄附金収入	718,490
	その他の収入	741,050,990
	小計	2,091,781,298
	利息の受取額	80,030,591
	利息の支払額	△ 15,650,423
	業務活動によるキャッシュ・フロー	2,156,161,466
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△ 1,204,635,944
	固定資産の売却による収入	24,739,308
	貸付けによる支出	0
	貸付金の回収による収入	1,941,712,520
	定期預金の預入による支出	△ 2,800,000,000
	譲渡性預金の預入による支出	△ 1,500,000,000
	関係会社の清算に伴う残余財産の分配による中間収入	35,000,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,503,184,116
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 252,162,389
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 252,162,389
IV	資金に係る換算差額	△ 70,232,248
V	資金減少額	△ 1,669,417,287
VI	資金期首残高	6,861,509,775
VII	資金期末残高	5,192,092,488

利益の処分に関する書類

(単位：円)

I 当期未処分利益		5,793,071,054	
当期総利益	5,793,071,054		
II 利益処分額			
積立金	5,793,071,054		
	<u>5,793,071,054</u>	<u>5,793,071,054</u>	

行政サービス実施コスト計算書

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(単位：円)

I 業務費用			
(1) 損益計算書上の費用			
業務費	152,110,449,651		
一般管理費	9,943,283,178		
財務費用	38,332,678		
雑損	120,054,263		
固定資産除却損	87,540,582		
固定資産売却損	11,292,821	162,310,953,173	
(2) (控除) 自己収入等			
受託収入	△ 2,591,133,342		
開発投融资収入	△ 173,140,784		
入植地事業収入	△ 5,080,461		
移住投融资収入	△ 80,052,794		
施設利用収入	△ 1,988,278,212		
寄附金収益	△ 1,718,490		
貸倒引当金戻入	△ 202,057,580		
財務収益	△ 109,531,989		
雑益	△ 718,622,590		
固定資産売却益	△ 714,238	△ 5,870,330,480	
業務費用合計			156,440,622,693
II 損益外減価償却等相当額			
損益外減価償却相当額		2,095,149,834	
損益外固定資産除却相当額		11,990,457	2,107,140,291
III 損益外減損損失相当額			584,410,966
IV 引当外退職給付増加見積額			△ 2,599,493,616
V 機会費用			
政府出資等の機会費用			1,332,638,536
VI 行政サービス実施コスト			157,865,318,870

重要な会計方針

1 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	1～39年
機械装置	1～20年
車両運搬具	1～6年
工具器具備品	1～18年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金および年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

4 引当金等の計上根拠及び計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券（時価のないもの）

総平均法による原価法を採用しております。

6 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による低価法を採用しております。

7 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成19年3月末利回りを参考に1.650%で計算しております。

9 リース取引の処理方法

リース料総額が3百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が3百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

11 会計方針の変更

当事業年度より、固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準(「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準の設定及び独立行政法人会計基準の改訂について」(独立行政法人会計基準研究会、財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 公企業会計小委員会 平成17年6月29日)及び「「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A」(総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会 平成17年8月最終改訂)を適用しております。これにより資本剰余金は584,410,966円減少しております。なお、損益に与える影響はありません。

注記事項

貸借対照表関係

1 運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額

25,847,919,306 円

(1) 退職給付債務及びその内訳

	平成 18 事業年度
(1) 退職給付債務	△38,795,681,499
(2) 年金資産	12,947,762,193
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	△25,847,919,306
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	0
(5) 未認識数理計算上の差異	0
(6) 未認識過去勤務債務(債務の減額)	0
(7) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)+(6)	△25,847,919,306
(8) 前払年金費用	0
(9) 退職給付引当金 (7)-(8)	△25,847,919,306

(2) 退職給付費用の内訳

	平成 18 事業年度
(1) 勤務費用	926,459,000
(2) 利息費用	501,994,000
(3) 期待運用収益	0
(4) 過去勤務債務の費用処理額	0
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	△1,709,255,689
(6) その他(厚生年金基金加入者掛金)	△326,484,231

(3) 退職給付債務などの計算基礎

	平成 18 事業年度
(1) 割引率 退職年金	2.0%
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(3) 数理計算上の差異の処理年数	1
(4) その他(会計基準変更時差異の処理年数)	1

2 固定資産減損関係

(1) 減損を認識した固定資産

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

以下の資産について減損を認識しております。

資産名称	用途	場所	種類	帳簿価額
旧八王子国際センター	研修員宿泊施設	東京都八王子市	土地	522,376,000
			建物	579,051,861
			構築物	461,505
電話加入権	電話加入権	東京都渋谷区	電話加入権	12,189,450

イ 減損の認識に至った経緯

旧八王子国際センターについては、全国内機関を対象とした「総合的あり方調査」の結果を踏まえ、平成16年度において使用しないという決定を行い、平成19年3月をもって閉鎖したため、帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額し、当該減少額を損益外減損損失累計額として資本剰余金の控除項目として計上しております。

電話加入権については、市場価格が著しく下落しており、市場価格の回復の見込みがあると認められないため、帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額し、当該減少額を損益外減損損失累計額として資本剰余金の控除項目として計上しております。

ウ 減損額のうち損益計算書に計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳及び回収可能サービス価額の算出方法の概要

資産名称	種類	減損額	回収可能サービス価額の算出方法
旧八王子国際センター	建物	579,051,861	※1
	構築物	461,505	※1
電話加入権	電話加入権	4,897,600	※2

※1 回収可能サービス価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づいて算出しております。

※2 休止している電話加入権の回収可能サービス価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は相続税評価額に基づいて算出しております。

使用している電話加入権の回収可能サービス価額は、使用価値相当額により測定しており、使用価値相当額はNTTの公定価格に基づいて算出しております。

(2) 減損の兆候が認められた固定資産

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、種類、場所等の概要

以下の資産について減損の兆候があります。

資産名称	用途	場所	種類	帳簿価額
中部国際センター	研修員宿泊施設	愛知県名古屋市	土地	452,715,000
			建物	136,146,419
			構築物	1,921,664

イ 使用しなくなる日

平成20年度(予定)

ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

中部国際センターは、中部圏における研修事業、市民参加協力事業の拠点として整備するため、平成15年度から始まる中期目標期間における「中期計画」に建替えの計画が示されたため、使用しないという決定を行っております。

エ 将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

資産名称	種類	使用しなくなる日における帳簿価額	回収可能サービス価額(見込額)(※)	減損額(見込額)
中部国際センター	土地	452,715,000	452,715,000	0
	建物	119,117,923	119,117,923	0
	構築物	1,519,055	1,519,055	0

※回収可能サービス価額は、使用しなくなる日における帳簿価額を見込んでおります。

キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書における資金は、現金、普通預金、当座預金であります。

(1) 資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成19年3月31日現在)

現金及び預金	41,292,092,488 円
定期預金	△34,600,000,000 円
譲渡性預金	△ 1,500,000,000 円
資金の期末残高	5,192,092,488 円

(2) 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リースによる資産の取得

車両運搬具	10,312,109 円
工具器具備品	96,815,238 円
合 計	107,127,347 円

行政サービス実施コスト計算書関係

公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

引当外退職給付増加見積額のうち35,470,269円は、出向職員(延べ37人)に係る退職給付引当金の当年度増加額を内規に基づき計上しております。

持分法損益等

当機構には特定関連会社がないため、連結財務諸表を作成しておりません。また、関連会社は日伯農業開発協力株式会社のみですが、同社は平成17年10月20日に解散決議を行い、当期末において清算手続中であります。したがって、同社は通常の営業活動を行っておりませんので、持分法を適用した場合の損益等は記載しておりません。なお、直近の財政状態(平成19年3月31日現在)は以下の通りであります。

純資産高	105,748,857 円
機構の持分相当	52,874,429 円
同社株式の帳簿価額	43,445,102 円

重要な債務負担行為

該当事項はありません。

重要な後発事象

該当事項はありません。

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第86 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）及び減損損失の明細

(単位：円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要
						当期償却額	当期償却額	当期損益内	当期損益外		
有形固定資産 (償却費損益内)	建物	382,523,415	73,580,508	0	456,103,923	69,420,041	31,308,244	0	0	386,683,882	
	構築物	12,925,500	647,850	0	13,573,350	1,733,343	1,005,323	0	0	11,840,007	
	機械装置	34,661,564	17,554,167	0	52,215,731	6,798,799	3,704,616	0	0	45,416,932	
	車両運搬具	508,229,965	216,993,956	25,486,390	699,737,531	186,120,043	85,653,914	0	0	513,617,488	
	工具器具備品	1,282,600,750	296,979,581	11,557,645	1,568,022,686	578,124,422	336,921,474	0	0	989,898,264	
	計	2,220,941,194	605,756,062	37,044,035	2,789,653,221	842,196,648	458,593,571	0	0	1,947,456,573	
有形固定資産 (償却費損益外)	建物	42,156,354,655	398,558,094	10,101,468	42,544,811,281	6,624,947,800	1,735,227,856	579,051,861	0	579,051,861	35,340,811,620
	構築物	1,461,536,569	0	0	1,461,536,569	482,817,390	113,948,045	461,505	0	461,505	978,257,674
	機械装置	208,204,937	0	6,070,670	202,134,267	153,459,200	16,518,298	0	0	48,675,067	
	車両運搬具	625,393,803	0	17,254,751	608,139,052	431,644,637	85,805,106	0	0	176,494,415	
	工具器具備品	1,187,257,692	2,522,850	119,541,602	1,070,238,940	670,113,950	142,937,122	0	0	400,124,990	
	計	45,638,747,656	401,080,944	152,968,491	45,886,860,109	8,362,982,977	2,094,436,427	579,513,366	0	579,513,366	36,944,363,766
非償却資産	土地	19,825,543,764	0	3,043,897	19,822,499,867	0	0	0	0	19,822,499,867	
	建設仮勘定	9,817,500	71,795,735	9,817,500	71,795,735	0	0	0	0	71,795,735	
	計	19,835,361,264	71,795,735	12,861,397	19,894,295,602	0	0	0	0	19,894,295,602	
有形固定資産合計	建物	42,538,878,070	472,138,602	10,101,468	43,000,915,204	6,694,367,841	1,766,536,100	579,051,861	0	579,051,861	35,727,495,502
	構築物	1,474,462,069	647,850	0	1,475,109,919	484,550,733	114,953,368	461,505	0	461,505	990,097,681
	機械装置	242,866,501	17,554,167	6,070,670	254,349,998	160,257,999	20,222,914	0	0	94,091,999	
	車両運搬具	1,133,623,768	216,993,956	42,741,141	1,307,876,583	617,764,680	171,459,020	0	0	690,111,903	
	工具器具備品	2,469,858,442	299,502,431	131,099,247	2,638,261,626	1,248,238,372	479,858,596	0	0	1,390,023,254	
	土地	19,825,543,764	0	3,043,897	19,822,499,867	0	0	0	0	19,822,499,867	
	建設仮勘定	9,817,500	71,795,735	9,817,500	71,795,735	0	0	0	0	71,795,735	
	計	67,695,050,114	1,078,632,741	202,873,923	68,570,808,932	9,205,179,625	2,553,029,998	579,513,366	0	579,513,366	58,786,115,941
無形固定資産 (償却費損益内)	商標権	4,292,550	0	0	4,292,550	1,166,786	429,255	0	0	3,125,764	
	計	4,292,550	0	0	4,292,550	1,166,786	429,255	0	0	3,125,764	
無形固定資産 (償却費損益外)	商標権	1,139,550	0	0	1,139,550	322,873	113,955	0	0	816,677	
	電話加入権	12,189,450	0	0	12,189,450	0	0	4,897,600	4,897,600	7,291,850	
	電気等供給施設利用権	6,444,109	0	0	6,444,109	2,098,082	599,452	0	0	4,346,027	
	計	19,773,109	0	0	19,773,109	2,420,955	713,407	4,897,600	0	4,897,600	12,454,554
無形固定資産合計	商標権	5,432,100	0	0	5,432,100	1,489,659	543,210	0	0	3,942,441	
	電話加入権	12,189,450	0	0	12,189,450	0	0	4,897,600	4,897,600	7,291,850	
	電気等供給施設利用権	6,444,109	0	0	6,444,109	2,098,082	599,452	0	0	4,346,027	
	計	24,065,659	0	0	24,065,659	3,587,741	1,142,662	4,897,600	0	4,897,600	15,580,318
投資その他の資産	投資有価証券	36,220	4,096	1,219	39,097	0	0	0	0	39,097	
	関係会社株式	428,445,102	0	385,000,000	43,445,102	0	0	0	0	43,445,102	
	開発投融資長期貸付金	6,945,952,449	0	1,331,127,670	5,614,824,779	0	0	0	0	5,614,824,779	
	貸倒引当金(固定)	△63,282,584	△59,027,815	△63,282,584	△59,027,815	0	0	0	0	△59,027,815	
	移住投融資長期貸付金	5,023,497,110	3,203,923	425,123,250	4,601,577,783	0	0	0	0	4,601,577,783	
	貸倒引当金(固定)	△2,947,910,203	△2,640,247,308	△2,947,910,203	△2,640,247,308	0	0	0	0	△2,640,247,308	
	長期入植地割賦元金	105,518,329	587,287	7,461,889	98,643,727	0	0	0	0	98,643,727	
	貸倒引当金(固定)	△104,719,088	△98,364,814	△104,719,088	△98,364,814	0	0	0	0	△98,364,814	
	長期前払費用	0	22,193,348	0	22,193,348	0	0	0	0	22,193,348	
	差入保証金	1,328,519,106	26,293,552	12,910,521	1,341,902,137	0	0	0	0	1,341,902,137	
	計	10,716,056,441	△2,745,357,731	△954,287,326	8,924,986,036	0	0	0	0	8,924,986,036	

(2) たな卸資産の明細

(単位：円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		
貯蔵品	745,263,789	245,547,144	2,420	320,511,292	0	670,302,061	
切手	1,198,441	1,720,715	2,420	1,861,231	0	1,060,345	
葉書	103,000	134,150	0	133,250	0	103,900	
印紙	46,357	61,783	0	65,620	0	42,520	
ガソリンチケット	7,789,640	19,448,103	0	17,122,419	0	10,115,324	
プリペイドカード	6,292,600	17,494,708	0	18,183,695	0	5,603,613	
回数券	329,386	1,372,441	0	1,182,911	0	518,916	
その他(金券類)	162	1,140,970	0	955,500	0	185,632	
備蓄物資	729,504,203	204,174,274	0	281,006,666	0	652,671,811	
英国(フランクフルト倉庫)	68,913,238	26,961,168	0	16,432,678	0	79,441,728	
シンガポール	131,832,326	61,709,851	0	53,357,286	0	140,184,891	
米国	106,088,502	16,554,769	0	17,314,690	0	105,328,581	
本部(成田倉庫)	382,873,886	91,984,878	0	185,778,432	0	289,080,332	
南アフリカ共和国	39,796,251	6,963,608	0	8,123,580	0	38,636,279	
畜類	9,318,769	0	2,353	0	914,846	8,406,276	
合 計	754,582,558	245,547,144	4,773	320,511,292	914,846	678,708,337	

(3) 有価証券の明細

投資その他の資産として計上された有価証券

(単位：円)

関係会社株式	銘柄	取得価額	純資産に持分割合を乗じた価額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	摘 要	
		日伯農業開発協力㈱	43,445,102	52,874,429	43,445,102	0	
	計	43,445,102	52,874,429	43,445,102	0		
貸借対照表計上額合計				43,445,102			
その他有価証券	種類及び銘柄	取得価額	時 価	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	その他有価証券評価差額	摘 要
	電話債券	32,044	—	39,097	(2,877)	0	
	計	32,044	—	39,097	(2,877)	0	
貸借対照表計上額合計				39,097			

※当期費用に含まれた評価差額はすべて為替差損益であります。

(4) 貸付金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			回収額	その他		
その他の短期貸付金						
開発投融資貸付金	1,480,945,754	1,215,727,670	1,480,945,754	0	1,215,727,670	
移住投融資貸付金	68,565,422	98,051,560	65,361,499	2,438,670	98,816,813	
入植地割賦元金	731,636	557,627	731,636	△ 1,244	558,871	
(小 計)	1,550,242,812	1,314,336,857	1,547,038,889	2,437,426	1,315,103,354	
その他の長期貸付金						
開発投融資貸付金	6,945,952,449	0	115,400,000	1,215,727,670	5,614,824,779	
移住投融資貸付金	5,023,497,110	3,203,923	232,983,282	192,139,968	4,601,577,783	
入植地割賦元金	105,518,329	0	6,904,262	△ 29,660	98,643,727	
(小 計)	12,074,967,888	3,203,923	355,287,544	1,407,837,978	10,315,046,289	
合 計	13,625,210,700	1,317,540,780	1,902,326,433	1,410,275,404	11,630,149,643	

※当期減少その他は長期から短期へ、短期から長期への振替、返済条件緩和措置及び期末為替換算によるものであります。

(5) 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位：円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘 要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
(開発投融資)							
開発投融資短期貸付金	1,480,945,754	△ 265,218,084	1,215,727,670	11,244,329	△ 4,039,361	7,204,968	
一般債権	852,722,670	363,005,000	1,215,727,670	376,070	6,828,898	7,204,968	貸付金の期末残高について以下のような債権保全をしている。 銀行保証 448,327,670円 連帯保証 390,400,000円 ブラジル連邦共和国政府への貸付 377,000,000円
貸倒懸念債権	628,223,084	△ 628,223,084	0	10,868,259	△ 10,868,259	0	
破産更正債権等	0	0	0	0	0	0	
開発投融資長期貸付金	6,945,952,449	△ 1,331,127,670	5,614,824,779	63,282,585	△ 4,254,770	59,027,815	
一般債権	3,365,327,965	2,249,496,814	5,614,824,779	1,337,781	57,690,034	59,027,815	貸付金の期末残高について以下のような債権保全をしている。 銀行保証 1,247,227,295円 連帯保証 1,160,073,000円 担保(国債)提供 3,900,000円 ブラジル連邦共和国政府への貸付 3,203,624,484円
貸倒懸念債権	3,580,624,484	△ 3,580,624,484	0	61,944,804	△ 61,944,804	0	
破産更正債権等	0	0	0	0	0	0	
(開発投融資計)	8,426,898,203	△ 1,596,345,754	6,830,552,449	74,526,914	△ 8,294,131	66,232,783	
(移住投融資)							
移住投融資短期貸付金	68,565,422	30,251,391	98,816,813	9,105,488	1,873,060	10,978,548	
一般債権	68,565,422	30,251,391	98,816,813	9,105,488	1,873,060	10,978,548	
貸倒懸念債権	0	0	0	0	0	0	
破産更正債権等	0	0	0	0	0	0	
移住投融資長期貸付金	5,023,497,110	△ 421,919,327	4,601,577,783	2,947,910,203	△ 307,662,895	2,640,247,308	
一般債権	2,393,435,087	△ 186,965,884	2,206,469,203	317,848,180	△ 72,709,452	245,138,728	
貸倒懸念債権	24,787,322	△ 24,152,062	635,260	24,787,322	△ 24,152,062	635,260	
破産更正債権等	2,605,274,701	△ 210,801,381	2,394,473,320	2,605,274,701	△ 210,801,381	2,394,473,320	
(移住投融資計)	5,092,062,532	△ 391,667,936	4,700,394,596	2,957,015,691	△ 305,789,835	2,651,225,856	
(入植地割賦元金)							
短期入植地割賦元金	731,636	△ 172,765	558,871	46,532	△ 13,279	33,253	
一般債権	731,636	△ 172,765	558,871	46,532	△ 13,279	33,253	
貸倒懸念債権	0	0	0	0	0	0	
破産更正債権等	0	0	0	0	0	0	
長期入植地割賦元金	105,518,329	△ 6,874,602	98,643,727	104,719,088	△ 6,354,274	98,364,814	
一般債権	853,525	△ 556,967	296,558	54,284	△ 36,639	17,645	
貸倒懸念債権	526,918	△ 526,918	0	526,918	△ 526,918	0	
破産更正債権等	104,137,886	△ 5,790,717	98,347,169	104,137,886	△ 5,790,717	98,347,169	
(入植地割賦元金計)	106,249,965	△ 7,047,367	99,202,598	104,765,620	△ 6,367,553	98,398,067	
合 計	13,625,210,700	△ 1,995,061,057	11,630,149,643	3,136,308,225	△ 320,451,519	2,815,856,706	

※貸倒引当金の計上基準については重要な会計方針4に記載しております。

(6) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位：円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金	政府出資金	88,508,041,131	0	0	88,508,041,131	
	計	88,508,041,131	0	0	88,508,041,131	
資本剰余金	資本剰余金					
	運営費交付金	53,476,464	18,717,134	3,490,786	68,702,812	差入保証金設定に伴う増加等
	基準第86特定資産	1,333,500	0	0	1,333,500	
	損益外固定資産除売却差額	△ 22,629,595	△ 55,491,027	△ 962,468	△ 77,158,154	承継資産除売却に伴う増減
	リース契約	△ 79,620,518	△ 13,721,749	0	△ 93,342,267	リース契約終了に伴う増加
	計	△ 47,440,149	△ 50,495,642	2,528,318	△ 100,464,109	
	損益外減価償却累計額	△ 6,386,419,394	△ 2,095,149,834	△ 116,165,296	△ 8,365,403,932	除却に伴う減少
	計	△ 6,386,419,394	△ 2,095,149,834	△ 116,165,296	△ 8,365,403,932	
	損益外減損損失累計額	0	△ 584,410,966	0	△ 584,410,966	固定資産の減損に伴う増加
	計	0	△ 584,410,966	0	△ 584,410,966	
	差 引 計	△ 6,433,859,543	△ 2,730,056,442	△ 113,636,978	△ 9,050,279,007	

(7) 積立金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
通則法第44条第1項積立金	964,278,921	855,441,819	0	1,819,720,740	平成17年度利益処分による増加
合 計	964,278,921	855,441,819	0	1,819,720,740	

(8) 運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

運営費交付金債務の増減の明細

(単位：円)

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	小計	
平成15年度	289,307,624	0	289,307,624	0	0	289,307,624	0
平成16年度	300,306,948	0	300,306,948	0	0	300,306,948	0
平成17年度	4,437,037,233	0	4,437,037,233	0	0	4,437,037,233	0
平成18年度	0	157,515,689,000	156,827,005,879	670,169,928	18,513,193	157,515,689,000	0
合計	5,026,651,805	157,515,689,000	161,853,657,684	670,169,928	18,513,193	162,542,340,805	0

運営費交付金債務の当期振替額の明細

①平成15年度交付分

区分	金額	内訳
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	289,307,624
	資産見返運営費交付金	0
	資本剰余金	0
	計	289,307,624
		①費用進行基準を採用した業務：運営費交付金を財源としたすべての業務 ②当該業務に係る損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：289,307,624円 (業務費：289,307,624円) ③運営費交付金振替額の積算根拠 自己収入がないため、費用の全額に運営費交付金を充当しております。

②平成16年度交付分

区分	金額	内訳
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	300,306,948
	資産見返運営費交付金	0
	資本剰余金	0
	計	300,306,948
		①費用進行基準を採用した業務：運営費交付金を財源としたすべての業務 ②当該業務に係る損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：300,306,948円 (交付金事業費：76,567,326円、業務費：223,739,622円) ③運営費交付金振替額の積算根拠 自己収入がないため、費用の全額に運営費交付金を充当しております。

③平成17年度交付分

区分	金額	内訳
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	4,378,280,261
	資産見返運営費交付金	0
	資本剰余金	0
	計	4,378,280,261
		①費用進行基準を採用した業務：運営費交付金を財源としたすべての業務 ②当該業務に係る損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：4,378,280,261円 (交付金事業費：688,576,621円、業務費：3,689,703,640円) ③運営費交付金振替額の積算根拠 自己収入がないため、費用の全額に運営費交付金を充当しております。
会計基準第80第3項による振替額	58,756,972	○中期目標期間の最終年度であることから、独法会計基準第80第3項の規定に基づき、運営費交付金債務残高の全額を収益化しております。
合計	4,437,037,233	

④平成18年度交付分

区分	金額	内訳
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	151,765,610,060
	資産見返運営費交付金	670,169,928
	資本剰余金	18,513,193
	計	152,454,293,181
		①費用進行基準を採用した業務：運営費交付金を財源としたすべての業務 ②当該業務に係る損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：157,244,251,069円 (業務費：148,043,644,269円、一般管理費：9,042,219,227円、支払利息：15,650,423円 外国為替差損：22,682,255円、雑損：120,054,263円) イ) リース債務支払額：245,998,187円 ロ) 自己収入に係る収益計上額：5,870,330,480円 (受託収入：2,591,133,342円、開発投融資収入：173,140,784円、寄付金収益：1,718,490円 入植地事業収入 5,080,461円、移住投融資収入 80,052,794円、雑益 718,622,590円 施設利用収入：1,988,278,212円、受取利息：109,531,989円、固定資産売却益：714,238円 貸倒引当金戻入：202,057,580円) エ) 固定資産取得額：670,169,928円 (備蓄物資：203,973,328円、差入保証金：623,389円、建物：63,457,258円、構築物：647,850円 機械装置：20,067,568円、車両運搬具：192,215,782円、工具器具備品：189,184,753円) オ) 差入保証金計上額：18,513,193円 ③運営費交付金振替額の積算根拠 原則として固定資産売却益を除いた自己収入を優先的に充てることとし、不足分を収益化しております。
会計基準第80第3項による振替額	5,061,395,819	○中期目標期間の最終年度であることから、独法会計基準第80第3項の規定に基づき、運営費交付金債務残高の全額を収益化しております。
合計	157,515,689,000	

運営費交付金債務残高の明細

該当事項はありません。

(9) 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	185,700	10	0	0
職員	(25,689)	(13)	(0)	(0)
	14,850,453	1,337	1,307,676	63
合計	(25,689)	(13)	(0)	(0)
	15,036,153	1,347	1,307,676	63

① 役員に対する報酬等の支給基準

役員に対する報酬等は、「独立行政法人国際協力機構役員給与規程」及び「独立行政法人国際協力機構役員退職手当規程」に基づき支給しております。

② 職員に対する給与等の支給基準

職員に対する給与の支給は、「独立行政法人国際協力機構職員給与規程」及び「独立行政法人国際協力機構職員退職手当規程」に基づき支給しております。

③ 支給人員数

年間平均支給人員数により記載しております。

④ その他

臨時職員に対する給与の支給について、括弧内に外数として記載しております。

(10) 開示すべきセグメント情報

(単位：円)

区 分	運営費交付金事業※1	受託事業※2	自己資金事業※3	法人共通※4	合 計
事業費用					
国・課題別事業計画関係費	4,867,945,569	0	0	0	4,867,945,569
技術協力プロジェクト関係費	84,292,348,244	0	5,517,931	0	84,297,866,175
無償資金協力関係費	4,400,446,604	0	0	0	4,400,446,604
国民参加型協力関係費	25,593,830,863	0	0	0	25,593,830,863
海外移住事業費	527,111,387	0	0	0	527,111,387
災害援助等協力関係費	556,799,724	0	0	0	556,799,724
人材養成確保関係費	3,107,723,888	0	0	0	3,107,723,888
事業評価関係費	713,557,996	0	0	0	713,557,996
事業附帯関係費	8,670,655,374	0	0	0	8,670,655,374
国内機関関係費	4,080,819,562	0	0	0	4,080,819,562
在外事務所関係費	9,716,747,759	0	0	0	9,716,747,759
業務支援経費	0	0	2,527,180,881	0	2,527,180,881
受託経費	0	2,590,741,043	0	0	2,590,741,043
一般管理費	9,638,549,109	0	304,734,069	0	9,943,283,178
その他費用	497,355,504	0	0	120,054,263	617,409,767
計	156,663,891,583	2,590,741,043	2,837,432,881	120,054,263	162,212,119,770
事業収益					
運営費交付金収益	161,853,657,684	0	0	0	161,853,657,684
その他収益	380,036,063	2,591,133,342	2,375,837,921	902,644,979	6,249,652,305
計	162,233,693,747	2,591,133,342	2,375,837,921	902,644,979	168,103,309,989
事業損益(収益－費用)	5,569,802,164	392,299	△461,594,960	782,590,716	5,891,190,219
総資産	6,813,749,552	83,292	72,909,849	105,761,252,601	112,647,995,294

(注) 1 事業の種類別の区分及び主な内容

※1 運営費交付金を財源とする活動

※2 海外開発計画調査、有償技術協力事業

※3 自己資金(施設整備資金、寄附金等)を財源とする事業

※4 各事業に配賦不可能な、資産(現金・預金等)や費用・収益

2 損益外減価償却等相当額

運営費交付金事業 (1,993,192,246)

法人共通 (113,948,045)

3 損益外減損損失相当額

運営費交付金事業 (5,359,105)

法人共通 (579,051,861)

4 引当外退職給付増加見積額

運営費交付金事業 (2,599,493,616)

(11) 上記以外の主な資産、負債及び費用の明細

1 現金及び預金

(単位：円)

区 分	期末有高	摘 要
現金	1,909,555	
外貨現金	37,601,863	
普通預金	3,712,729,156	
外貨当座預金	1,439,851,914	
定期預金	34,600,000,000	
譲渡性預金	1,500,000,000	
合 計	41,292,092,488	

2 未払金

(単位：円)

区 分	金 額	相 手 方	発生年月日	摘 要
業務費	20,812,136,964	富士通(株)他	平成19年3月30日	
一般管理費	172,356,166	大星ビル管理(株)他	平成19年3月30日	
業務支援経費	88,478,348	(株)エヌ・ティ・ティ・データ 他	平成19年3月30日	
受託費	1,025,278,123	日本工営(株)他	平成19年3月30日	
施設整備費	45,057,678	(株)石本建築設計所 他	平成19年3月30日	
合 計	22,143,307,279			

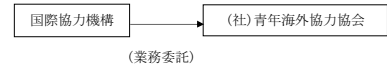
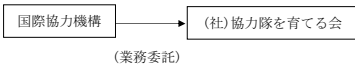
3 業務費及び一般管理費

(単位：円)

科目	金額	
業務費		152,110,449,651
国・課題別事業計画関係費		4,867,945,569
業務委託費	1,169,319,365	
旅費交通費	933,893,474	
専門家等手当	2,334,868,993	
その他経費	429,863,737	
技術協力プロジェクト関係費		84,297,866,175
業務委託費	34,104,226,130	
旅費交通費	15,191,679,978	
専門家等手当	12,904,214,184	
機材購送費	7,310,109,656	
その他経費	14,787,636,227	
無償資金協力関係費		4,400,446,604
業務委託費	3,582,728,813	
旅費交通費	479,006,387	
その他経費	338,711,404	
国民参加型協力関係費		25,593,830,863
業務委託費	3,916,285,856	
旅費交通費	4,128,631,497	
専門家等手当	14,180,066,344	
その他経費	3,368,847,166	
海外移住関係費		527,111,387
業務委託費	256,216,316	
助成金	164,626,300	
その他経費	106,268,771	
災害援助等協力関係費		556,799,724
業務委託費	238,410,439	
旅費交通費	91,423,626	
機材購送費	169,494,137	
その他経費	57,471,522	
人材養成確保関係費		3,107,723,888
業務委託費	408,814,346	
旅費交通費	237,275,963	
専門家等手当	1,702,597,035	
その他経費	759,036,544	
事業評価関係費		713,557,996
業務委託費	373,351,383	
旅費交通費	277,265,147	
その他経費	62,941,466	
事業附帯関係費		8,670,655,374
業務委託費	4,256,397,316	
旅費交通費	994,120,969	
専門家等手当	1,251,491,536	
保険料	494,259,570	
その他経費	1,674,385,983	
国内機関関係費		4,080,819,562
人件費	2,757,665,583	
業務委託費	300,531,820	
賃借料	226,207,867	
光熱水料	298,953,594	
その他経費	497,460,698	
在外事務所関係費		9,716,747,759
人件費	5,927,642,255	
賃借料	997,439,999	
旅費交通費	484,810,392	
専門家等手当	1,450,888,071	
その他経費	855,967,042	
業務支援経費		2,527,180,881
人件費	440,456,877	
業務委託費	1,611,946,191	
光熱水料	212,809,643	
その他経費	261,968,170	
受託経費		2,590,741,043
業務委託費	2,091,778,185	
その他経費	498,962,858	
減価償却費	459,022,826	459,022,826
一般管理費		9,943,283,178
一般管理費		9,943,283,178
人件費	7,110,755,824	
賃借料	1,056,810,937	
その他経費	1,775,716,417	

(1 2) 関連会社及び関連公益法人等の明細

法人の名称	財団法人日本国際協力センター	財団法人日本国際協力システム
所在地	東京都新宿区西新宿6丁目10番1号 日土西新宿ビル	東京都新宿区富久町10番5号 新宿EASTビル
事業内容	①国際協力事業の実施に関する協力 ②独立行政法人国際協力機構等の活動に関する知識の内外への普及 ③技術協力等に関する懇談会、講演会等の開催 ④国際協力の事業に携わる者の福利厚生 ⑤その他前項目の目的を達成するために必要な事業	①わが国のODAのうち無償資金協力事業及び技術協力事業並びに借款事業の適正かつ効率的な実施の促進に資するための活動 ②国際機関、外国政府及びその他の国際協力に携わる機関が実施する国際協力事業の適正かつ効率的な実施の促進に資するための活動 ③上記①または②の事業に係る援助完了後のフォローアップ及びアフター活動 ④国際協力事業を効果的に実施するための調査、研究等 ⑤国際協力事業推進のための啓発活動 ⑥その他本財団の目的を達成するために必要な事業
役員員数	役員 8名 (うち非常勤6名) 職員 156名 (平成19年3月31日現在)	役員 11名 (うち非常勤10名) 職員 126名 (平成19年3月31日現在)
役員氏名	理事長 諏訪 龍 (元国際協力事業団 理事) 専務理事 木下 健 (元国際協力機構 中南米部長) 理事 金子 節志 (国際協力機構 理事 現任) (非常勤) 理事 金丸 守正 (国際協力機構 人事部長 現任) (非常勤) 理事 中村 順一 (元国際協力事業団 理事) (非常勤) 監事 大澤 尚正 (元国際協力事業団 業務監査室長) (非常勤)	理事長 佐々木 高久 (非常勤) 専務理事 櫻田 幸久 (元国際協力機構 無償資金協力部調査役) 理事 諏訪 龍 (元国際協力事業団 理事) (非常勤) 理事 黒木 雅文 (国際協力機構 理事 現任) (非常勤)
基本財産	999,438,927円	387,000,000円
資産	5,268,263,312円	1,685,065,969円
負債	1,572,162,340円	701,749,795円
正味財産	3,696,100,972円	983,316,174円
当期収入合計額	13,701,681,516円	3,095,673,380円
当期支出合計額	12,521,216,610円	2,984,319,013円
当期収支差額	1,180,464,906円	111,354,367円
営業収益	該当なし	該当なし
経常損益	該当なし	該当なし
当期損益	該当なし	該当なし
当期末処分利益	該当なし	該当なし
関連公益法人の基本財産に対する出捐、拠出金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人の運営費、事業費等に充てるため当該事業年度において負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権債務の明細	未払金 1,126,096,921円	未払金 161,460,487円
関連公益法人の総売上高 (A) と J I C A の発注に係る売上高及びその割合 (B)	(A) 12,228,238,985円 (B) 8,632,251,920円、70.6%	(A) 2,993,756,440円 (B) 547,686,241円、18.3%
関連公益法人と J I C A の取り引きの関連図	<p>国際協力機構 → (財)日本国際協力センター (業務委託)</p>	<p>国際協力機構 → (財)日本国際協力システム (業務委託)</p>

法人の名称	社団法人青年海外協力協会	社団法人協力隊を育てる会
所在地	東京都渋谷区広尾4-2-24 国際協力機構広尾センター内	東京都渋谷区広尾4-2-24 国際協力機構広尾センター内
事業内容	①開発途上国における民間技術協力プロジェクトの調査、発掘及び推進に関する支援事業 ②国又は自治体の行う国際協力事業に関し、これを側面的に支援する事業 ③開発途上国人材の民間レベルにおける本邦受入れと研修に関する事業等	①協力隊及び隊員の活動に関する知識を普及し、国民各層の理解を深めること ②青年層の協力隊参加意欲を昂揚すること ③協力隊参加に当たっての社会的障害の除去を図ること等
役員員数	役員 22名（うち非常勤20名） 職員 296名（平成19年3月31日現在）	役員 26名（うち非常勤25名） 職員 18名（平成19年3月31日現在）
役員氏名	会長 金子 洋三（元国際協力機構 青年海外協力隊事務局長） 常務理事 新保 昭治（元国際協力事業団 中国事務所長）（非常勤） 常務理事 駒澤 彰夫（元国際協力機構 青年海外協力隊事務局調査役）	会長 足立 房夫（非常勤） 副会長 青木 盛久（元国際協力事業団 理事）（非常勤） 常任理事 小宮 英夫（元国際協力機構 駒ヶ根訓練所長） 理事 大塚 正明（国際協力機構 青年海外協力隊事務局長 現任）（非常勤） 理事 駒澤 彰夫（元国際協力機構 青年海外協力隊事務局調査役）（非常勤）
基本財産	179,579,230円	25,051,400円
資産	1,971,567,678円	121,740,415円
負債	429,252,996円	17,689,454円
正味財産	1,542,314,682円	104,050,961円
当期収入合計額	899,015,498円	203,086,180円
当期支出合計額	869,184,809円	210,847,383円
当期収支差額	29,830,689円	△7,761,203円
営業収益	1,777,721,700円	該当なし
経常損益	54,036,722円	該当なし
当期損益	23,663,571円	該当なし
当期末処分利益	383,437,542円	該当なし
関連公益法人の基本財産に対する出捐、拠出寄附等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人の運営費、事業費等に充てるため当該事業年度において負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権債務の明細	未払金 181,000,231円	未払金 55,481,905円
関連公益法人の総売上高（A）とJICAの発注に係る売上高及びその割合（B）	(A) 2,625,759,079円 (B) 2,505,176,648円、95.4%	(A) 203,052,807円 (B) 143,269,675円、70.6%
関連公益法人とJICAの取り引きの関連図		

法人の名称	日伯農業開発協力株式会社
所在地	東京都千代田区一番町19番地全国農業共済会館
事業内容	ブラジル・セラード地帯で実施されている日伯農業開発協力事業を推進するために設立された現地法人に対する出資、経営への企画等
役員員数	役員13名（うち非常勤13名）（平成19年3月31日現在）
役員氏名	代表清算人 眞木 秀郎（元国際協力事業団 副総裁）（非常勤） 代表清算人 永井 英（元国際協力事業団 農林水産開発調査部長）（非常勤） 清算人 松本 有幸（国際協力機構 理事 現任）（非常勤） 監査役 斎藤 正次（元国際協力事業団 ブラジル事務所長）（非常勤）
資産	106,757,557円
負債	1,008,700円
純資産	105,748,857円
営業収益	該当なし
経常損益	該当なし
当期損益	該当なし
当期末処分利益	該当なし
JICAが保有する当該会社の株式	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価格 43,445,102円 ・貸借対照表計上額 43,445,102円 ・当事業年度において残余財産分配金385,000,000円を減額しております。 ・根拠法：国際協力機構法附則第3条（3） ・法令の規定： （3） 当分の間、旧法第21条第1項第3号イ又はロの規定による貸付け又は出資の対象となった事業及び前号の規定による貸付けの対象となった事業に必要な調査及び技術の指導を行うこと。
関連会社の総売上高（A）とJICAの発注に係る売上高及びその割合（B）	（A）なし （B）なし
関連会社とJICAの取り引きの関連図	

〔事業報告書〕

事業実績

平成18事業年度における国際協力機構の事業実績は、次のとおりである。

1 技術協力の実施に関する業務

(1) 技術研修員の受入に必要な業務

ア 研修員受入事業

国際約束に基づく開発途上地域からの研修員受入人数は、次のとおりであった。

課題別研修	4,909人	(366人)
国別研修	3,809人	(197人)
長期研修	295人	(208人)
合計	9,013人	(771人)

※()内人数は平成17事業年度からの継続者で内数である。

イ 青年招へい事業

将来の国造りを担うアジア・太平洋諸国等の青年をわが国に招へいし、同世代のわが国青年との相互理解の促進に配慮しつつ効果的な交流業務を行った。

平成18年度は、アセアン諸国から777人、中華人民共和国より236人、モンゴルより15人、中央アジアより97人、コーカサスより29人、南西アジアより158人、大洋州より87人、中南米より51人、中近東より77人、アフリカより139人の計1,666人を招へいした。

※全て当年度予算による実績であり、繰越予算による実績はない。

ウ 研修事業強化に必要な事業

研修事業強化として、オリエンテーション、日本語教育、研修F/U調査団の派遣等を行った。

(2) 技術協力プロジェクトの実施に必要な業務

国際約束に基づく開発途上地域、国際機関等に対する技術協力を行うための専門家を派遣した。また、開発途上地域に設置される社会開発協力分野、人間開発協力分野、農村開発協力分野、地球環境協力分野及び経済開発協力分野における技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行った。

ア 調査団の派遣

本年度における調査団派遣件数は、次のとおりである。

区 分	当年度予算
事前調査	175件
実施協議	9件
運営指導	365件
合計	549件

イ 専門家の派遣

本年度における専門家派遣人数は、次のとおりである。

区 分	当年度予算及び繰越予算
長期(継続)	400人
長期(帰国)	427人
長期(新規)	297人
長期(計)	1,124人
短期	3,548人
合計	4,672人

ウ 機材供与

本年度における機材供与に要する経費として5,259,699千円(うち当年度予算4,491,578千円、繰越予算768,121千円)を支出した。

エ 在外技術研修

開発途上国の自助努力の向上及び研修機会の増大を図るため、在外技術研修を実施した。

本年度における実施件数は、次のとおりである。

区 分	当年度予算/繰越予算
第三国研修	173件/0件
現地国内研修	55件/0件
合計	228件/0件

オ 遠隔技術協力(JICA-Net)

マルチメディア教材作成及びテレビ会議システム等による情報通信技術を活用した遠隔技術協力(JICA-Net)の実施に要する経費として、790,551千円(うち当年度予算762,628千円、繰越予算27,923千円)を支出した。

(3) 開発調査プロジェクトの実施に関する業務

(ア) 開発途上地域における公共的な開発計画等について事前調査、開発推進事業に必要な調査を行った。
本年度における調査実施件数は、次のとおりである。

区 分	当年度予算/繰越予算
事前調査	63件/0件
本格調査	139件/8件

(イ) 経済産業省の委託により、開発途上地域における経済開発に協力するため産業開発上有効な開発計画等についての調査を実施した。

本年度における調査対象は以下のとおりであった。

海外開発計画調査事業 55件

※全て当年度予算による実績であり、繰越予算による実績はない。

(4) フォローアップの実施に必要な業務

国際協力機構の行う技術協力事業及びわが国の無償資金協力事業の終了案件について、援助効果の維持及び発現を促進するための事業を実施した。

本年度におけるフォローアップに要する経費として、1,576,220千円（うち当年度予算1,375,690千円、繰越予算200,530千円）を支出した。

(5) プロジェクト事業強化に必要な業務

調査実施済の開発調査プロジェクトのフォローアップ調査、プロジェクトの研究調査、その他技術協力プロジェクトの運営を支援した。

本年度におけるプロジェクト事業強化に要する経費として、2,528,163千円（全て当年度予算）を支出した。

2 無償資金協力の実施に必要な業務

(1) 事前の調査に必要な業務

技術協力と密接な関連を有する無償資金協力を効果的に実施するために、予備調査、本格調査、簡易機材調査等事前の調査を実施した。

本年度における件数は、次のとおりであった。

区 分	当年度予算
予備調査	49件
本格調査	113件
概略設計調査	8件
事業化調査	11件
簡易機材調査	24件
合計	205件

※全て当年度予算による実績であり、繰越予算による実績はない。

(2) 実施の促進に必要な業務

無償資金協力の実施の促進のために、無償調査員、実施促進調査団等を派遣した。

本年度における件数は、次のとおりであった。

区 分	当年度予算
実施促進調査	18件
無償調査員（長期）	4件
無償調査員（短期）	6件
合計	28件

※全て当年度予算による実績であり、繰越予算による実績はない。

3 国民等の協力活動の促進及び助長に関する業務

(1) ボランティア派遣事業に関する業務

開発途上地域からの要請に基づき、これら地域の住民と一体となって当該地域の社会の発展または復興に協力したいとの奉仕の精神を有するボランティアを派遣するため、ボランティア活動の啓発、訓練/研修及び派遣並びに帰国ボランティアに関する必要な業務を実施した。

本年度におけるボランティアの派遣人数は、次のとおりであった。

区 分	新規	継続	帰国	短期	計
協 力 隊 員	1,273人	1,263人	1,271人	-	3,807人
短 期 隊 員 等	-	-	-	257人	257人
シニア隊員	0人	23人	39人	0人	62人
シニア海外ボランティア(SV)	292人	464人	374人	53人	1,183人
調 整 員	107人	113人	86人	15人	321人
日 系 青 年	18人	28人	54人	-	100人
日 系 シ ニ ア	21人	16人	27人	-	64人
国 連 ボ ラ ン テ ィ ア (UNV)	11人	8人	12人	-	31人
合 計	1,722人	1,915人	1,863人	325人	5,825人

※全て当年度予算による実績であり、繰越予算による実績はない。

(2) 国民参加協力推進に関する業務

国民参加による国際協力を推進するために、次の業務を行った。

本年度においては、2,339,868千円（全て当年度予算）を支出した。

ア 草の根技術協力事業に関する業務

我が国のNGO、大学、地方自治体および公益法人等の参加による開発途上国の地域住民を対象とした技術協力の実施に必要な事業を実施した。

イ 国民参加協力支援事業に関する業務

我が国国民の国際協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進することに資する事業を実施した。

ウ NGO支援事業に関する業務

我が国のNGO等の国際協力活動を促進するための、NGO等の能力向上に資する事業を実施した。

(3) 日系研修員受入事業に関する業務

中南米の開発途上地域における日系人を通じた技術協力のため、日系団体等からの要請により、日系研修員の受入を行った。

4 移住者に対する支援に関する業務

移住者に対する援助及び指導等を国内外を通じ一貫して実施するための業務を行った。

また、ドミニカ共和国においては、政府決定に基づき学生寮の無償譲渡及び日系団体への助成などを実施した。

本年度においては、531,577千円（全て当年度予算）を支出した。

5 災害緊急援助の実施に関する業務

開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行った。

本年度においては、585,002千円（うち当年度予算542,376千円、繰越予算42,626千円）を支出した。

6 人員の養成及び確保に関する業務

わが国の対外技術協力業務の遂行に必要な人員の養成・確保を図るための業務を行った。

本年度においては、3,107,505千円（全て当年度予算）を支出した。

7 各事業に附帯する業務

(1) 国・課題別事業計画策定に関する業務

技術協力事業の効果的、効率的実施を図るため、計画的実施に必要なプロジェクト形成調査、調査研究等を実施した。本年度においては、4,874,221千円（うち当年度予算4,819,338千円、繰越予算54,883千円）を支出した。

本年度における調査団派遣件数等は次のとおりであった。

区 分	当年度予算/繰越予算
プロジェクト形成調査	109件/1件
技術移転国際会議	4件/0件
分野課題ネットワーク	7件/0件
連携協力調査	7件/0件
調査研究	21件/0件
合 計	148件/1件

(2) 事業評価に関する業務

技術協力事業の効果的、効率的実施を図るため、事業評価に必要な調査を実施し、また、評価手法拡充強化に結びつく業務を実施した。

本年度における調査団派遣件数等は次のとおりであった。

区 分	当年度予算/繰越予算
終了時評価調査	56件/0件
在外終了時評価調査	26件/0件
在外事後評価	25件/0件
本邦事後評価	14件/0件
評価手法等拡充強化	5件/0件
合 計	126件/0件

8 その他の必要業務

(1) 開発投融资事業に関する業務

新規の貸付事業は平成14年度をもって終了し、平成15年度以降は既に承諾済みの案件に限り融資を行うこととしているが、平成18年度に貸付申請は出されなかった。

(2) 海外移住投融资事業に関する業務

新規の貸付事業は、平成17年度をもって終了した。

なお、ドミニカ共和国の債権については、政府決定に基づき、ドル建てからペソ建てへの変更などによる回収促進を実施している。

事業概要

1 独立行政法人国際協力機構の概要

(1) 沿革

平成15年10月 独立行政法人国際協力機構設立
(昭和49年8月 国際協力事業団設立)

(2) 設立根拠法 (平成14年法律第136号)

(3) 主務大臣

外務大臣

2 事業内容

独立行政法人国際協力機構は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とし、次の業務を実施している。

(1) 国際約束に基づく開発途上国への技術協力

- ・ 研修員受入
- ・ 専門家派遣
- ・ 機材供与
- ・ 技術協力センター協力
- ・ 開発調査

(2) 国際約束に基づく無償資金協力 (調査・実施の促進)

(3) 開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進

(4) 海外移住者・日系人への支援

(5) 技術協力のための人材の養成及び確保

(6) 緊急援助のための機材・物資の備蓄・供与

(7) 国際緊急援助隊の派遣

3 事務所名及び所在地 (平成19年3月31日現在)

(1) 独立行政法人国際協力機構本部

東京都渋谷区代々木 2-1-1 新宿マインズタワー

(2) 国内機関

機 関 名	所 在 地
国際協力総合研修所	東京都新宿区市谷本村町 10-5
札幌国際センター	北海道札幌市白石区本通 16 南 4-25
帯広国際センター	北海道帯広市西 20 条南 6-1-2
筑波国際センター	茨城県つくば市高野台 3-6

東京国際センター	東京都渋谷区西原 2-49-5
八王子国際センター	東京都八王子市暁町 2-31-2
横浜国際センター	神奈川県横浜市中区新港 2-3-1
中部国際センター	愛知県名古屋市名東区亀の井 2-73
大阪国際センター	大阪府茨木市西豊川町 25-1
兵庫国際センター	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2
中国国際センター	広島県東広島市鏡山 3-3-1
九州国際センター	福岡県北九州市八幡東区平野 2-2-1
沖縄国際センター	沖縄県浦添市字前田 1143-1
二本松青年海外協力隊訓練所	福島県二本松市永田字長坂 4-2
駒ヶ根青年海外協力隊訓練所	長野県駒ヶ根市赤穂 15
広尾センター	東京都渋谷区広尾 4-2-24
東北支部	宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービル
北陸支部	石川県金沢市本町 1-5-2 リファール(オフィス棟)4階
四国支部	香川県高松市亀井町 5-1 百十四ビル

(3) 在外事務所

機関名	所在地
インド事務所	インド ニュー・デリー
インドネシア事務所	インドネシア ジャカルタ
ウズベキスタン事務所	ウズベキスタン タシケント
カンボジア事務所	カンボジア プノンペン
キルギス共和国事務所	キルギス共和国 ビシュケク
スリランカ事務所	スリランカ コロンボ
タイ事務所	タイ バンコク
中華人民共和国事務所	中華人民共和国 北京
ネパール事務所	ネパール カトマンズ
パキスタン事務所	パキスタン イスラマバード
バングラデシュ事務所	バングラデシュ ダッカ
東ティモール事務所	東ティモール デイリ
フィリピン事務所	フィリピン マニラ
ベトナム事務所	ベトナム ハノイ
マレーシア事務所	マレーシア クアラルンプール
ミャンマー事務所	ミャンマー ヤンゴン
モンゴル事務所	モンゴル ウランバートル
ラオス事務所	ラオス ビエンチャン
アメリカ合衆国事務所	アメリカ合衆国 ワシントン
アルゼンチン事務所	アルゼンチン ブエノスアイレス
エルサルバドル事務所	エルサルバドル サンサルバドル
ドミニカ共和国事務所	ドミニカ共和国 サントドミンゴ
パラグアイ事務所	パラグアイ アスンシオン
ブラジル事務所	ブラジル ブラジリア

ペルー事務所	ペルー リマ
ボリビア事務所	ボリビア ラパス
ホンジュラス事務所	ホンジュラス テグシガルパ
メキシコ事務所	メキシコ メキシコシティ
バルカン事務所	セルビア ベオグラード
欧州事務所	フランス パリ
パプアニューギニア事務所	パプアニューギニア ポートモレスビー
フィジー事務所	フィジー スヴァ
アフガニスタン事務所	アフガニスタン カブール
エジプト事務所	エジプト カイロ
サウジアラビア事務所	サウジアラビア リアド
シリア事務所	シリア ダマスカス
チュニジア事務所	チュニジア チュニス
トルコ事務所	トルコ アンカラ
パレスチナ事務所	パレスチナ ガザ
モロッコ事務所	モロッコ ラバト
ヨルダン事務所	ヨルダン アンマン
ウガンダ事務所	ウガンダ カンパラ
エチオピア事務所	エチオピア アディスアベバ
ガーナ事務所	ガーナ アクラ
ケニア事務所	ケニア ナイロビ
ザンビア事務所	ザンビア ルサカ
ジンバブエ事務所	ジンバブエ ハラーレ
セネガル事務所	セネガル ダカール
タンザニア事務所	タンザニア ダレサラム
ナイジェリア事務所	ナイジェリア アブジャ
ニジェール事務所	ニジェール ニアメ
ブルキナファソ事務所	ブルキナファソ ワガドゥグー
マラウイ事務所	マラウイ リロングエ
南アフリカ共和国事務所	南アフリカ共和国 プレトリア
マダガスカル事務所	マダガスカル アンタナナリボ
モザンビーク事務所	モザンビーク マプト

4 資本金等の状況

全額政府出資

・平成 15 年 10 月 1 日	88,508 百万円
・平成 16 年 3 月 31 日	88,508 百万円
・平成 17 年 3 月 31 日	88,508 百万円
・平成 18 年 3 月 31 日	88,508 百万円
・平成 19 年 3 月 31 日 (対前年度比 増減なし)	88,508 百万円

5 役職員数（平成 19 年 3 月末常勤職員数）

役 員 10 名
職 員 1,326 名
計 1,336 名

6 役員の状況（平成 19 年 3 月 31 日付）

役職名	氏 名	就任期間		前歴（○印）及び主要経歴
		始	終	
理事長	おがた さだこ 緒方 貞子	H15. 10. 1	H19. 9. 30	○国連難民高等弁務官 上智大学外国語学部長
副理事長	はたけなか あつし 畠中 篤	H15. 10. 1	H19. 9. 30	○在オーストラリア大使 在南アフリカ大使、外務省経済協力局長
理事	くろき まさふみ 黒木 雅文	H18. 5. 8	H19. 9. 30	○在インドネシア国公使 経済産業省大臣官房審議官（貿易経済協力局担当） 外務省大臣官房審議官兼経済協力局
理事	まつおか かずひさ 松岡 和久	H17. 10. 1	H19. 9. 30	○国際協力事業団アジア第一部長 （平成 15 年 1 月 1 日より国際協力事業団理事） 国際協力事業団派遣事業部長、人事部人事課長
理事	いざわ ただし 伊沢 正	H17. 10. 1	H19. 9. 30	○大臣官房審議官（通商政策局担当） （平成 15 年 10 月 1 日より国際協力機構理事） 在米国公使、資源エネルギー庁石油部計画課長
理事	かねこ たかし 金子 節志	H17. 10. 1	H19. 9. 30	○国際協力機構人事部長 （平成 17 年 4 月 1 日より国際協力機構理事） 国際協力事業団アジア第二部長、研修事業部長
理事	うえだ よしひさ 上田 善久	H17. 10. 1	H19. 9. 30	○米州開発銀行理事 （平成 17 年 6 月 7 日より国際協力機構理事） 財務省大臣官房審議官（国際局担当）、神戸税関長
理事	まつもと ありゆき 松本 有幸	H18. 1. 26	H19. 9. 30	○農林水産省関東農政局長 農林水産省大臣官房総括審議官、林野庁次長
監事	いはら ひろよし 庵原 宏義	H17. 10. 1	H19. 9. 30	○在エチオピア大使 （平成 15 年 10 月 1 日より国際協力機構監事） 国際協力事業団インドネシア事務所長、人事部長
監事	ふなと たかひさ 船渡 享向	H17. 12. 16	H19. 9. 30	○会計検査院第 5 局長 会計検査院第 3 局長、会計検査院事務総長官房審 議官

7 借入金及び国庫補助金等の状況

(1) 借入金の状況

該当なし

(2) 国庫補助金等の状況

(単位：百万円)

名 称	目 的	18年度
政府開発援助 独立行政法人国際協 力機構運営費交付金	独立行政法人国際協力機構の行う技術協力事業、 国民等の協力活動等の実施。	157,516
政府開発援助 海外開発計画 調査委託費	相手国からの要請に基づき、鉱工業分野の公益的 プロジェクトに必要な、調査団を派遣し全体計画の 策定及び具体化のための検討等に係る経費を経済産 業省より受託。	2,752
	合 計	160,268

8 機構が対処すべき課題

(1) 国際協力に対する国民の理解と支持の増進

- ①国民参加の機会の拡大
- ②事業の透明性の向上
- ③情報発信機能の強化

(2) 国別・課題別アプローチの本格実施

- ①総合的アプローチの強化
- ②成果を中心とする事業管理の推進
- ③開発援助のグローバル化への対応
- ④事業の迅速化
- ⑤在外事務所主導の推進

(3) 国際協力の対象領域拡大への対応

- ①新たな開発課題への積極的取り組み
- ②政策・制度支援の拡充

(4) 事業実施基盤の強化

- ①開発課題・分野の専門性の深化
- ②援助人材の確保とノウハウの蓄積
- ③情報通信技術の活用による事業の効率化

〔決算報告書〕

平成18年度 決算報告書
(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(単位：円)

区分	年度計画	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金収入	157,515,689,000	157,515,689,000	0	
受託収入	3,108,065,000	2,753,166,000	△354,899,000	注1
開発投融资貸付利息収入	174,865,000	175,078,622	213,622	
入植地割賦利息収入	3,703,000	5,087,398	1,384,398	
移住投融资貸付金利息収入	77,248,000	75,418,714	△1,829,286	
その他収入	2,803,323,000	3,353,185,770	549,862,770	
うち施設利用収入	2,493,071,000	2,474,573,820	△18,497,180	
寄附金収入	1,000,000	718,490	△281,510	
雑収入	309,252,000	877,893,460	568,641,460	注2
施設整備資金より受入	624,143,000	460,536,329	△163,606,671	
計	164,307,036,000	164,338,161,833	31,125,833	
支出				
一般管理費	10,248,776,000	9,956,209,362	292,566,638	
うち人件費	7,284,776,000	7,110,755,824	174,020,176	注3
物件費	2,964,000,000	2,845,453,538	118,546,462	注4
業務経費	147,669,339,000	148,648,548,479	△979,209,479	注5
うち国・課題別事業計画関係費	4,614,684,000	4,874,221,114	△259,537,114	
技術協力プロジェクト関係費	84,749,297,000	85,835,159,364	△1,085,862,364	
無償資金協力関係費	4,486,506,000	4,400,088,897	86,417,103	
国民参加型協力関係費	24,869,009,000	25,687,469,744	△818,460,744	
海外移住関係費	502,208,000	531,577,247	△29,369,247	
災害援助等協力関係費	852,223,000	585,001,597	267,221,403	
人材養成確保関係費	3,270,127,000	3,107,504,559	162,622,441	
事業評価関係費	910,187,000	713,571,516	196,615,484	
事業附帯関係費	8,167,633,000	8,931,898,562	△764,265,562	
国内機関関係費	3,789,457,000	4,160,917,780	△371,460,780	
在外事務所関係費	11,458,008,000	9,821,138,099	1,636,869,901	注6
施設整備費	624,143,000	460,536,329	163,606,671	注7
受託経費	3,108,065,000	2,590,741,043	517,323,957	注8
業務支援経費	2,749,887,000	2,527,180,881	222,706,119	
うち施設運営費	2,493,071,000	2,450,873,172	42,197,828	
民間協力特別支援費	256,816,000	76,307,709	180,508,291	注9
計	164,400,210,000	164,183,216,094	216,993,906	

予算額と決算額の差異説明

- 注1 相手国等の事情により計画に変更が生じたため。
注2 予算段階では見積もることのできない過年度経費の戻し入れ等があったため。
注3 退職者が少なかったため。
注4 固定経費の見直し等による経費節減を行なったため。
注5 前年度までの運営費交付金債務の執行等による差額。
なお、内訳の差額については、当初予定していた執行配分の見直しを行ったため。
注6 在外事務所機能の見直し等による経費節減を行ったため。
注7 想定以上の入札残が発生したため。
注8 相手国等の事情により計画に変更が生じたため。
注9 事業未実施分があるため。

2. 旧国際協力銀行法定財務諸表（特殊法人等会計処理基準準拠）

下記「2. 旧国際協力銀行法定財務諸表（特殊法人等会計処理基準準拠）」は旧JBIC法、関連政省令及び告示、並びに「特殊法人等会計処理基準（昭和62年（1987年）10月2日財政制度審議会公企業会計小委員会（現；財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会）報告）」に基づいて旧JBICが作成した財務諸表です。

- (注1) 旧JBICの財務諸表は、「特殊法人等会計処理基準」（昭和62年10月2日財政制度審議会公企業会計小委員会）に基づいて作成しております。ただし、同基準は、特殊法人固有の事項に係る会計処理基準を定めたものであり、特に定めのないものについては一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うこと、個別の特殊法人に別途法令等の定めが課せられている場合は、それによる旨規定されております。こうした規定を踏まえ、旧JBICの財務諸表の作成及び個別の会計処理は以下のとおり行っております。
- (注2) 個別の取引につきましては、原則として一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に準拠して会計処理を行っております。
- (注3) 特殊法人に特有の事項については、「特殊法人等会計処理基準」に基づき会計処理を行っております。
- (注4) 廃止前の「国際協力銀行法施行令」（平成11年政令第266号）及び「国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき貸付金利息のうち未収貸付金利息の額、債券発行差金償却の額、債券発行費償却の額及び動産不動産減価償却費の額の算出方法を定める件」（平成11年大蔵省告示第293号）において会計処理方法が定められている事項については、これに基づき会計処理を行っております。
- (注5) なお、旧JBICの財務諸表は、旧JBIC法第40条第1項の規定に基づき、監事の監査を受けているため、監事の意見書を付しております。本説明書において、当意見書の写しは、財務諸表の直前に掲げております。
- (注6) 旧JBICは子会社を有していないことに鑑みて、連結財務諸表は作成しておりません。
- (注7) 旧JBICの2勘定のうち、当機構が承継したのは海外経済協力勘定のみですが、本「2. 旧国際協力銀行法定財務諸表（特殊法人等会計処理基準準拠）」においては、当機構が承継していない旧JBICの国際金融等勘定に関する財務諸表についても掲載しております。

【参考】資金運用・調達の平均残高・利息・利回り

(単位：百万円、%)

	平成 17 年度			平成 18 年度			平成 19 年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定									
うち貸出金	11,543,693	254,711	2.21	11,558,795	248,128	2.15	11,536,261	262,137	2.27
出資金	11,322,458	249,019	2.20	11,345,083	240,921	2.12	11,313,476	232,561	2.06
預け金等	153,564	5,692	3.71	148,222	7,217	4.87	137,348	29,359	21.38
	67,671	0	0.00	65,489	11	0.02	85,436	216	0.25
資金調達勘定									
うち借入金	4,121,315	89,605	2.17	3,875,999	81,138	2.09	3,556,593	68,317	1.92
債券	4,100,671	88,995	2.17	3,869,780	80,958	2.09	3,556,593	68,317	1.92
	20,644	610	2.95	6,219	180	2.90	-	-	-

総資金利鞘、資金運用利回り、資金調達原価

(単位：%)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
総資金利鞘	△0.25	△0.29	△0.18
資金運用利回り	2.22	2.15	2.16
資金調達原価	2.47	2.44	2.33

(注) 資金運用利回り＝資金運用収入／資金運用勘定平均残高
 資金調達原価＝(資金調達費用＋債券費＋経費)／資金調達勘定平均残高

(参考) 資金運用収入＝貸付金利息＋受取配当金＋有価証券利息＋預け金利息＋受入雑利息＋受入手数料＋有価証券益
 資金運用勘定平均残高＝貸付金＋出資金＋有価証券＋預け金（当座預け金を除く）
 資金調達費用＝借入金利息＋債券利息＋支払雑利息
 債券費＝債券発行差金償却＋債券発行費償却＋債券発行諸費
 経費＝事務費＋減価償却費＋支払手数料－債券発行諸費
 資金調達勘定平均残高＝借入金＋債券

貸付金／借入金の残存期間別一覧

平成 19 年度末残存期間別貸付金回収見込み

平成 19 年度末残存期間別財政融資資金借入金
返済見込み

(単位：億円)

(単位：億円)

残存期間	回収見込
1年以内	6,796
2年以内	6,533
3年以内	6,156
4年以内	6,193
5年以内	6,094
6年以内	6,126
7年以内	6,152
8年以内	6,028
9年以内	5,813
10年以内	5,814
11年以内	5,524
12年以内	5,180
13年以内	4,910
14年以内	4,373
15年以内	3,992
16～20年以内	13,334
21～25年以内	6,019
26～30年以内	4,023
31～35年以内	2,011
36～40年以内	202
40年超	-
合計	111,273

残存期間	借入金返済見込
1年以内	3,866
2年以内	4,071
3年以内	3,989
4年以内	3,638
5年以内	3,460
6年以内	3,056
7年以内	2,579
8年以内	2,163
9年以内	1,821
10年以内	1,444
11年以内	1,126
12年以内	871
13年以内	552
14年以内	346
15年以内	85
15年超	-
合計	33,067

(注) 貸付金回収見込の金額は、平成 19 年 3 月末時点において約定返済日を経過して未返済となっている元本及び債務救済方式の見直しに伴い債権放棄が決定した元本を除いています。

貸付金償却額

(単位：百万円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
貸付金償却	146,663	127,476	46,590	17,735

出資金処分損額

(単位：百万円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
出資金処分損	—	1,684	4,624	—

有価証券等の状況（残高）（余資運用にかかる有価証券・預け金）

(単位：百万円)

	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末	平成 19 年度
国債	—	—	—	—
預け金	63,689	18,435	67,966	1,529
外貨預け金	—	—	—	—

2-1. 平成20年度財務諸表
〔財務諸表〕

総括貸借対照表
平成20年9月30日現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
貸 付 金	18,217,101,326,414	借 入 金	6,556,346,196,000
貸 付 金	13,682,810,847,188	財 政 融 資 資 金 借 入 金	6,546,750,196,000
外 貨 貸 付 金	4,534,290,479,226	旧 簡 易 生 命 保 険 資 金 借 入 金	9,596,000,000
出 資 金	145,768,310,394	債 券	2,209,580,700,000
株 式 出 資 金	132,824,405,489	債 券 発 行 差 額	△ 2,808,996,756
出 資 金	151,430,000	未 払 費 用	61,289,597,780
外 貨 株 式 出 資 金	10,057,538,677	未 払 借 入 金 利 息	22,697,202,627
外 貨 出 資 金	2,734,936,228	未 払 債 券 利 息	24,950,671,836
有 価 証 券		未 払 支 払 雑 利 息	13,579,399,506
外 国 債 券	5,403,988,969	そ の 他 未 払 費 用	62,323,811
現 金 預 け 金	248,274,613,936	雑 勘 定	8,177,988,064
現 金	204,600	仮 受 金	2,107,724,955
預 け 金	90,232,916,182	前 受 収 益	6,068,006,611
外 貨 預 け 金	158,041,493,154	債 券 未 払 金	2,256,498
未 収 収 益	128,506,510,747	支 払 承 諾	1,589,622,281,811
未 収 貸 付 金 利 息	113,717,502,640	(負 債 合 計)	10,422,207,766,899
未 収 受 入 雑 利 息	14,789,008,107	国 際 金 融 等 勘 定 資 本 金	1,005,500,000,000
雑 勘 定	286,564,164,203	海 外 経 済 協 力 勘 定 資 本 金	7,456,772,477,516
仮 払 金	907,967,527	国 際 金 融 等 勘 定 準 備 金	809,205,720,744
前 払 金	1,586,849,468	国 際 金 融 等 勘 定 当 年 度 利 益 金	21,143,957,143
前 払 費 用	349,900,158	海 外 経 済 協 力 勘 定 積 立 金	487,797,610,356
概 算 納 付 金	3,503,797,000	海 外 経 済 協 力 勘 定 当 年 度 利 益 金	9,805,856,868
為 替 換 算 調 整	229,305,729,608	(純 資 産 合 計)	9,790,225,622,627
そ の 他 雑 勘 定	50,909,920,442		
動 産 不 動 産	24,988,979,763		
営 業 用 土 地 建 物 動 産	24,818,459,994		
建 設 仮 払 金	170,519,769		
繰 延 勘 定			
債 券 発 行 費	825,716,188		
支 払 承 諾 見 返	1,589,622,281,811		
貸 倒 等 引 当 金	△ 434,622,502,899		
貸 倒 引 当 金	△ 405,410,817,197		
出 資 損 失 引 当 金	△ 29,211,685,702		
資 産 合 計	20,212,433,389,526	負 債 ・ 純 資 産 合 計	20,212,433,389,526

国際金融等勘定貸借対照表

平成20年9月30日現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
貸 付 金	6,948,719,705,820	借 入 金	3,442,084,000,000
貸 付 金	2,414,429,226,594	財 政 融 資 資 金 借 入 金	3,432,488,000,000
外 貨 貸 付 金	4,534,290,479,226	旧 簡 易 生 命 保 険 資 金 借 入 金	9,596,000,000
出 資 金	10,925,548,726	債 券	2,209,580,700,000
株 式 出 資 金	12,500,000	債 券 発 行 差 額	△ 2,808,996,756
外 貨 株 式 出 資 金	9,956,425,000	未 払 費 用	47,990,246,411
外 貨 出 資 金	956,623,726	未 払 借 入 金 利 息	9,397,851,258
有 価 証 券		未 払 債 券 利 息	24,950,671,836
外 国 債 券	5,403,988,969	未 払 支 払 雑 利 息	13,579,399,506
現 金 預 け 金	244,301,136,019	そ の 他 未 払 費 用	62,323,811
現 預 け 金	204,600	雑 勘 定	8,077,521,304
外 貨 預 け 金	86,259,438,265	仮 受 金	1,993,678,305
未 収 収 益	67,762,664,019	前 受 収 益	6,068,006,611
未 収 貸 付 金 利 息	52,973,655,912	債 券 未 払 金	2,256,498
未 収 受 入 雑 利 息	14,789,008,107	未 払 金	13,579,890
雑 勘 定	285,516,027,306	支 払 承 諾	1,589,622,281,811
仮 払 金	480,496,874	(負 債 合 計)	7,294,545,752,770
前 払 金	1,586,849,468	資 本 金	1,005,500,000,000
前 払 費 用	349,900,158	準 備 金	809,205,720,744
概 算 納 付 金	3,503,797,000	当 年 度 利 益 金	21,143,957,143
為 替 換 算 調 整	229,305,729,608	(純 資 産 合 計)	1,835,849,677,887
そ の 他 雑 勘 定	50,289,254,198		
動 産 不 動 産	18,203,763,433		
営 業 用 土 地 建 物 動 産	18,080,096,003		
建 設 仮 払 金	123,667,430		
繰 延 勘 定			
債 券 発 行 費	825,716,188		
支 払 承 諾 見 返	1,589,622,281,811		
貸 倒 等 引 当 金			
貸 倒 引 当 金	△ 40,885,401,634		
資 産 合 計	9,130,395,430,657	負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,130,395,430,657

海外経済協力勘定貸借対照表

平成20年9月30日現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
貸 付 金	11,268,381,620,594	借 入 金	
出 資 金	134,842,761,668	財 政 融 資 資 金 借 入 金	3,114,262,196,000
株 式 出 資 金	132,811,905,489	未 払 費 用	
出 資 金	151,430,000	未 払 借 入 金 利 息	13,299,351,369
外 貨 株 式 出 資 金	101,113,677	雑 勘 定 金	
外 貨 出 資 金	1,778,312,502	仮 受 金	114,046,650
現 金 預 け 金		(負 債 合 計)	3,127,675,594,019
預 け 金	3,973,477,917	資 本 金	7,456,772,477,516
未 収 収 益		積 立 金	487,797,610,356
未 収 貸 付 金 利 息	60,743,846,728	当 年 度 利 益 金	9,805,856,868
雑 勘 定 金	1,061,716,787	(純 資 産 合 計)	7,954,375,944,740
仮 払 金	427,470,653		
未 収 金	13,579,890		
そ の 他 雑 勘 定 金	620,666,244		
動 産 不 動 産	6,785,216,330		
営 業 用 土 地 建 物 動 産	6,738,363,991		
建 設 仮 払 金	46,852,339		
貸 倒 等 引 当 金	△ 393,737,101,265		
貸 倒 引 当 金	△ 364,525,415,563		
出 資 損 失 引 当 金	△ 29,211,685,702		
資 産 合 計	11,082,051,538,759	負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,082,051,538,759

平成20年度 総括損益計算書

平成20年 4月 1日から

平成20年 9月30日まで

(単位:円)

損 失		利 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 費 用	669,291,007,259	経 常 収 益	700,240,821,270
借 入 金 利 息	54,548,407,155	貸 付 金 利 息	225,993,158,942
財政融資資金借入金利息	54,354,436,317	貸 付 金 利 息	140,533,162,689
旧簡易生命保険資金借入金利息	166,052,071	外 貨 貸 付 金 利 息	85,459,996,253
民 間 借 入 金 利 息	1,528,767	保 証 料	2,601,284,499
外 貨 民 間 借 入 金 利 息	26,390,000	有 価 証 券 利 息	
債 券 利 息	31,403,909,944	外 国 債 券 利 息	81,077,136
支 払 雑 利 息	33,210,060,086	受 取 配 当 金	4,337,180,160
事 務 費	15,956,395,027	一 般 会 計 よ り 受 入	6,750,000,000
動 産 不 動 産 減 価 償 却 費	534,779,021	預 け 金 利 息	2,452,404,962
支 払 手 数 料	2,428,862,778	受 入 雑 利 息	9,097,734,413
外 国 為 替 損	6,865,356,214	受 入 手 数 料	706,125,320
貸 付 金 償 却	89,124,473,000	外 国 為 替 益	58,049,275
債 券 発 行 費 償 却	359,857,161	雑 益	1,148,130,161
雑 損	236,403,974	貸 倒 等 引 当 金 戻 入	447,015,676,402
貸 倒 等 引 当 金 繰 入	434,622,502,899	貸 倒 引 当 金 戻 入	418,114,445,998
貸 倒 引 当 金 繰 入	405,410,817,197	出 資 損 失 引 当 金 戻 入	28,901,230,404
出 資 損 失 引 当 金 繰 入	29,211,685,702		
国 際 金 融 等 勘 定 当 年 度 利 益 金	21,143,957,143		
海 外 経 済 協 力 勘 定 当 年 度 利 益 金	9,805,856,868		
合 計	700,240,821,270	合 計	700,240,821,270

- (注) 1 国際金融等勘定当年度利益金 21,143,957,143円のうち、10,571,978,571円は株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)附則第18条第5項及び同法附則第42条の規定による廃止前の国際協力銀行法(平成11年法律第35号。以下「旧国際銀法」という。)第44条第1項及び株式会社日本政策金融公庫法及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成20年政令第297号)第1条の規定による廃止前の国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第7条の規定により国際金融等勘定準備金として積み立て、10,571,978,572円は株式会社日本政策金融公庫法附則第18条第5項及び旧国際銀法第44条第3項の規定により国庫に納付することとする。
- 2 海外経済協力勘定当年度利益金 9,805,856,868円は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成18年法律第100号)附則第2条第6項及び同法附則第11条の規定による改正前の国際協力銀行法第44条第2項の規定により、海外経済協力勘定積立金として積み立てることとする。

平成20年度 国際金融等勘定損益計算書

平成20年 4月 1日から
平成20年 9月30日まで

(単位:円)

損 失		利 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 費 用	161,637,675,000	経 常 収 益	182,781,632,143
借 入 金 利 息	25,623,831,156	貸 付 金 利 息	113,708,572,783
財政融資資金借入金利息	25,431,389,085	貸 付 金 利 息	28,248,576,530
旧簡易生命保険資金借入金利息	166,052,071	外 貨 貸 付 金 利 息	85,459,996,253
外 貨 民 間 借 入 金 利 息	26,390,000	保 証 料	2,601,284,499
債 券 利 息	31,403,909,944	有 価 証 券 利 息	
支 払 雑 利 息	33,210,060,086	外 国 債 券 利 息	81,077,136
事 務 費	9,949,912,587	預 け 金 利 息	2,318,556,919
動 産 不 動 産 減 価 償 却 費	376,989,189	受 入 雑 利 息	9,097,300,894
支 払 手 数 料	777,628,080	受 入 手 数 料	486,704,012
外 国 為 替 損	6,864,222,367	外 国 為 替 益	58,049,275
貸 付 金 償 却	12,073,809,000	雑 益	859,748,367
債 券 発 行 費 償 却	359,857,161	貸 倒 等 引 当 金 戻 入	
雑 損	112,053,796	貸 倒 引 当 金 戻 入	53,570,338,258
貸 倒 等 引 当 金 繰 入			
貸 倒 引 当 金 繰 入	40,885,401,634		
当 年 度 利 益 金	21,143,957,143		
合 計	182,781,632,143	合 計	182,781,632,143

(注) 当年度利益金 21,143,957,143円のうち、10,571,978,571円は株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)附則第18条第5項及び同法附則第42条の規定による廃止前の国際協力銀行法(平成11年法律第35号。以下「旧国際銀法」という。)第44条第1項及び株式会社日本政策金融公庫法及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成20年政令第297号)第1条の規定による廃止前の国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第7条の規定により国際金融等勘定準備金として積み立て、10,571,978,572円は株式会社日本政策金融公庫法附則第18条第5項及び旧国際銀法第44条第3項の規定により国庫に納付することとする。

平成20年度 海外経済協力勘定損益計算書

平成20年 4月 1日から

平成20年 9月30日まで

(単位:円)

損 失		利 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 費 用	507,653,332,259	経 常 収 益	517,459,189,127
借 入 金 利 息	28,924,575,999	貸 付 金 利 息	112,284,586,159
財 政 融 資 資 金 借 入 金 利 息	28,923,047,232	受 取 配 当 金	4,337,180,160
民 間 借 入 金 利 息	1,528,767	一 般 会 計 よ り 受 入	6,750,000,000
事 務 費	6,006,482,440	預 け 金 利 息	133,848,043
動 産 不 動 産 減 価 償 却 費	157,789,832	受 入 雑 利 息	433,519
支 払 手 数 料	1,651,234,698	受 入 手 数 料	219,421,308
外 国 為 替 損	1,133,847	雑 益	288,381,794
貸 付 金 償 却	77,050,664,000	貸 倒 等 引 当 金 戻 入	393,445,338,144
雑 損	124,350,178	貸 倒 引 当 金 戻 入	364,544,107,740
貸 倒 等 引 当 金 繰 入	393,737,101,265	出 資 損 失 引 当 金 戻 入	28,901,230,404
貸 倒 引 当 金 繰 入	364,525,415,563		
出 資 損 失 引 当 金 繰 入	29,211,685,702		
当 年 度 利 益 金	9,805,856,868		
合 計	517,459,189,127	合 計	517,459,189,127

(注) 当年度利益金 9,805,856,868円は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成18年法律第100号)附則第2条第6項及び同法附則第11条の規定による改正前の国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第2項の規定により、海外経済協力勘定積立金として積み立てることとする。

総括財産目録

平成20年9月30日現在

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
貸付金	18,217,101,326,414	3,446 口
貸付金	13,682,810,847,188	2,789 口
貸外貨貸付金	4,534,290,479,226	657 口
出資金	145,768,310,394	20 口
株式出資金	132,824,405,489	12 口
外貨株式出資金	151,430,000	1 口
外貨株式出資金	10,057,538,677	2 口
外貨出資金	2,734,936,228	5 口
有価証券		
外国債	5,403,988,969	1 口
現金預け	248,274,613,936	
現金	204,600	
預け	90,232,916,182	当座預け金 日本銀行外 3 行 60,532,916,182
外貨預け	158,041,493,154	普通預け金 みずほコーポレート銀行 29,700,000,000
		外貨当座預け金 三菱東京UFJ銀行外 2 行 147,441,493,154
		外貨普通預け金 三菱東京UFJ銀行 10,600,000,000
未収収益	128,506,510,747	
未収貸付金利息	113,717,502,640	当年度末における未収貸付金利息
未収受入雑利息	14,789,008,107	当年度末における未収受入雑利息
雑勘定	286,564,164,203	
仮前払金	907,967,527	32 口
前払金	1,586,849,468	外貨建取引に係る前払金
前払費用	349,900,158	
概算納付金	3,503,797,000	国庫への当年度概算納付金
為替換算調整勘定	229,305,729,608	
その他雑勘定	50,909,920,442	153 口
不動産	24,988,979,763	
営業用土地建物	24,818,459,994	土地 34 箇所 12,551,099,637
		$\left[\begin{array}{l} 43,966\text{m}^2 \text{ の } 35\%、 \\ 313,858 \\ 5,519\text{m}^2 \text{ の } \frac{\quad}{552,066} \text{ 及び} \\ 48,718\text{m}^2 \end{array} \right]$
		建物 57 棟 7,833,895,398
		$\left[\begin{array}{l} \text{延 } 846\text{m}^2 \text{ の } 35\%、 \\ \text{延 } 17,334\text{m}^2 \text{ (共有) 及び} \\ \text{延 } 48,400\text{m}^2 \end{array} \right]$
		什器 5,061 点 4,377,696,364
		一括償却資産 55,768,595
建設仮払金	170,519,769	
繰上債	825,716,188	債券の発行費
支払承諾見返金	1,589,622,281,811	債務保証 632 件に対する見返額
貸倒等引当金	△ 434,622,502,899	
貸倒引当金	△ 405,410,817,197	
出資損失引当金	△ 29,211,685,702	
合 計	20,212,433,389,526	

国際金融等勘定財産目録

平成20年9月30日現在

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
貸付金	6,948,719,705,820	1,539 口
貸付金	2,414,429,226,594	882 口
外貨貸付金	4,534,290,479,226	657 口
出資金	10,925,548,726	4 口
株式出資金	12,500,000	1 口
外貨株式出資金	9,956,425,000	1 口
外貨出資金	956,623,726	2 口
有価証券		
外国債	5,403,988,969	1 口
現金預け	244,301,136,019	
現金預け	204,600	
現金預け	86,259,438,265	当座預け金 日本銀行外 3 行 56,559,438,265
外貨預け	158,041,493,154	普通預け金 みずほコーポレート銀行 29,700,000,000 外貨当座預け金 三菱東京UFJ銀行外 2 行 147,441,493,154 外貨普通預け金 三菱東京UFJ銀行 10,600,000,000
未収利益	67,762,664,019	
未収貸付金利息	52,973,655,912	当年度末における未収貸付金利息
未収受入雑利息	14,789,008,107	当年度末における未収受入雑利息
雑勘定	285,516,027,306	
仮払金	480,496,874	
前払金	1,586,849,468	外貨建取引に係る前払金
前払費用	349,900,158	
概算納付金	3,503,797,000	国庫への当年度概算納付金
為替換算調整勘定	229,305,729,608	
その他の雑勘定	50,289,254,198	
不動産	18,203,763,433	
営業用土地建物	18,080,096,003	
建設仮払金	123,667,430	
繰上債		
債券発行費	825,716,188	債券の発行費
支払承諾見返金	1,589,622,281,811	債務保証 632件に対する見返額
貸倒引当金	△ 40,885,401,634	
合 計	9,130,395,430,657	

海外経済協力勘定財産目録

平成20年9月30日現在

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
貸出 付 資 金	11,268,381,620,594	1,907 口
株 式 出 資 金	134,842,761,668	16 口
出 資 金	132,811,905,489	11 口
外 貨 株 式 出 資 金	151,430,000	1 口
外 貨 出 資 金	101,113,677	1 口
現 金 預 け	1,778,312,502	3 口
未 収 貸 付 金 利 息	3,973,477,917	当座預け金 三菱東京UFJ銀行
雑 勘 定 金	60,743,846,728	当年度末における未収貸付金利息
仮 払 収 金	1,061,716,787	
未 収 金	427,470,653	
そ の 他 雑 勘 定 金	13,579,890	
動 産 不 動 産	620,666,244	
営 業 用 土 地 建 物 動 産	6,785,216,330	
建 設 仮 払 金	6,738,363,991	
貸 倒 等 引 当 金	46,852,339	
貸 倒 引 当 金	△ 393,737,101,265	
出 資 損 失 引 当 金	△ 364,525,415,563	
	△ 29,211,685,702	
合 計	11,082,051,538,759	

重要な会計方針等（平成 20 年度）

総括勘定

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産 19,261,783,743 円

3 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建長期金銭債権・債務については、先物為替予約が付されているものについては確定している円貨額を付しており、またノンエクスチェンジ取引に係るものについては基準外国為替相場に基づく円貨額を付している。

4 引当金の計上基準

貸倒等引当金

国際金融等勘定

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 3/1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 3.0/1000、計上額は 20,846,159,117 円である。また、債務救済方式の見直しに伴う債権放棄に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、国際通貨基金及び国際開発協会により平成 14 年度末までに重債務貧困国措置を講じる必要がある旨の決定がされていない重債務貧困国に対する当該措置の対象となる可能性がある債権ごとの当該事業年度末における残高の合計額のうち本年度の計上額として 2,086,472,658 円を計上している。また、公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において合意された債務負担軽減措置にかかる特定貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末対象債権残高にそれぞれの債務国について適用される債務削減率を乗じて計算した額の合計額以内の金額で計上しており、本年度の計上額は 17,952,769,859 円である。

海外経済協力勘定

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、国際協力銀行法第 23 条第 2 項第 1 号に規定する業務に係る貸付金については当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 15/1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 0.1/1000、計上額は 1,126,520,962 円である。また、同法第 23 条第 2 項第 2 号に規定する貸付に係る貸付金については当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 30/1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 30.0/1000、計上額は 95,160,000 円である。また、債務救済方式の見直しに伴う債権放棄に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、国際通貨基金及び国際開発協会により平成 14 年度末までに重債務貧困国措置を講じる必要がある旨の決定がされていない重債務貧困国に対する当該措置の対象となる可能性がある債権ごとの当該事業年度末における残高の合計額以内の額で計上しており、本年度の計上額は 363,303,734,601 円である。また、出資金の損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、同法第 23 条第 2 項第 2 号に規定する出資に係る法人等の前事業年度における未処理損失を当該法人等の資本金で除した割合を当該事業年度末対象出資金残高毎に乗じて計算した額の合

計額以内の額で計上しており、本年度の計上額は29,211,685,702円である。

5 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

債券発行費

国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間内で均等償却しているものを除き、債券の発行後3年以内で均等償却している。

(3) 債券発行差額の償却基準

国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間（5、10又は15年間）内で均等償却している。

(4) 延滞債権額

国際金融等勘定

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高）は、91,351,550,897円となっている。

なお、平成20年度末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において返済繰延べの合意がなされている4,533,085,810円については除外している。

海外経済協力勘定

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高）は、329,361,988,817円となっている。

なお、平成20年度末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において返済繰延べの合意がなされている8,617,032,000円、及び我が国政府の決定により放棄されることが予定されている債権48,008,804,592円については除外している。

(5) 準備金及び積立金の積立額

平成20年度において積み立てた国際金融等勘定準備金の額は28,830,304,560円であり、この額は国際協力銀行法第44条第1項の規定により計算されている。

平成20年度において積み立てた海外経済協力勘定積立金の額は182,333,373,152円であり、この額は国際協力銀行法第44条第2項の規定により計算されている。

(6) 債券の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に係る偶発債務

下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に基づき債務を譲渡している。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しているが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続する。

第11回国際協力銀行債券 50,000,000,000円

6 重要な会計方針の変更

本年度から、会社法（平成17年法律第86号）の施行に伴い改訂された特殊法人等会計処理基準を適用している。

国際金融等勘定

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産 14,627,595,144 円

3 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建長期金銭債権・債務については、先物為替予約が付されているものについては確定している円貨額を付しており、またノンエクスチェンジ取引に係るものについては基準外国為替相場に基づく円貨額を付している。

4 引当金の計上基準

貸倒等引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 3/1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 3.0/1000、計上額は 20,846,159,117 円である。また、債務救済方式の見直しに伴う債権放棄に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、国際通貨基金及び国際開発協会により平成 14 年度末までに重債務貧困国措置を講じる必要がある旨の決定がされていない重債務貧困国に対する当該措置の対象となる可能性がある債権ごとの当該事業年度末における残高の合計額のうち本年度の計上額として 2,086,472,658 円を計上している。また、公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において合意された債務負担軽減措置にかかる特定貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、当該事業年度末対象債権残高にそれぞれの債務国について適用される債務削減率を乗じて計算した額の合計額以内の金額で計上しており、本年度の計上額は 17,952,769,859 円である。

5 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

債券発行費

国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、債券の平均年限に相当する期間内で均等償却しているものを除き、債券の発行後 3 年以内で均等償却している。

(3) 債券発行差額の償却基準

国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、債券の平均年限に相当する期間（5、10 又は 15 年間）内で均等償却している。

(4) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高）は、91,351,550,897 円となっている。

なお、平成 20 年度末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において返済繰延べの合意がなされている 4,533,085,810 円については除外している。

(5) 準備金積立額

平成 20 年度において積み立てた国際金融等勘定準備金の額は 28,830,304,560 円であり、この額は国際協力銀行法第 44 条第 1 項の規定により計算されている。

(6) 債券の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に係る偶発債務

下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に基づき債務を譲渡している。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しているが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続する。

第11回国際協力銀行債券 50,000,000,000円

6 重要な会計方針の変更

本年度から、会社法の施行に伴い改訂された特殊法人等会計処理基準を適用している。

海外経済協力勘定

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、平成10年4月1日以後に取得した建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産 4,634,188,599円

3 引当金の計上基準

貸倒等引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、国際協力銀行法第23条第2項第1号に規定する業務に係る貸付金については当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の15/1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は0.1/1000、計上額は1,126,520,962円である。また、同法第23条第2項第2号に規定する貸付に係る貸付金については当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の30/1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は30.0/1000、計上額は95,160,000円である。また、債務救済方式の見直しに伴う債権放棄に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、国際通貨基金及び国際開発協会により平成14年度末までに重債務貧困国措置を講じる必要がある旨の決定がされていない重債務貧困国に対する当該措置の対象となる可能性がある債権ごとの当該事業年度末における残高の合計額以内の額で計上しており、本年度の計上額は363,303,734,601円である。また、出資金の損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、同法第23条第2項第2号に規定する出資に係る法人等の前事業年度における未処理損失を当該法人等の資本金で除した割合を当該事業年度末対象出資金残高毎に乗じて計算した額の合計額以内の額で計上しており、本年度の計上額は29,211,685,702円である。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額は）、329,361,988,817円となっている。

なお、平成20年度末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において返済繰延べへの合意がなされている8,617,032,000円、及び我が国政府の決定により放棄されることが予定されている債権

48,008,804,592 円 については除外している。

(3) 積立金積立額

平成 20 年度において積み立てた海外経済協力勘定積立金の額は 182,333,373,152 円であり、この額は国際協力銀行法第 44 条第 2 項の規定により計算されている。

5 重要な会計方針の変更

本年度から、会社法の施行に伴い改訂された特殊法人等会計処理基準を適用している。




平成19年度および同下半期財務諸表に対する意見

平成19年度および同下半期財務諸表は、監査の結果、適正なものと認める。

平成20年6月23日

国際協力銀行

監事 成田 頼博 

監事 佐藤 久尚 

〔財務諸表〕

総括貸借対照表

平成20年3月31日現在

国際協力銀行

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
貸 付 金	18,692,942,639,522	借 入 金	6,972,186,838,000
貸 付 金	13,947,333,309,111	財 政 融 資 資 金 借 入 金	6,956,106,838,000
外 貨 貸 付 金	4,745,609,330,411	旧 簡 易 生 命 保 険 資 金 借 入 金	16,080,000,000
出 資 金	135,523,260,676	債 券	2,130,893,601,923
株 式 出 資 金	132,824,405,489	未 払 費 用	72,812,312,529
出 資 金	145,330,000	未 払 借 入 金 利 息	23,890,911,899
外 貨 株 式 出 資 金	101,113,677	未 払 債 券 利 息	24,304,009,623
外 貨 出 資 金	2,452,411,510	未 払 支 払 雑 利 息	24,535,346,157
有 価 証 券		そ の 他 未 払 費 用	82,044,850
外 国 債 券	6,899,860,395	雑 勘 定	29,741,931,700
現 金 預 け 金	325,698,743,408	仮 受 金	1,811,060,344
現 預 け 金	530,000	前 受 収 益	6,395,221,324
外 貨 預 け 金	167,645,328,554	債 券 未 払 金	2,588,570
未 収 収 益	136,694,862,485	為 替 換 算 調 整	21,533,061,462
未 収 貸 付 金 利 息	130,949,918,555	支 払 承 諾	1,617,473,918,864
未 収 受 入 雑 利 息	5,744,943,930	(負 債 合 計)	10,823,108,603,016
雑 勘 定	28,301,227,959	国 際 金 融 等 勘 定 資 本 金	985,500,000,000
仮 払 金	948,203,295	海 外 経 済 協 力 勘 定 資 本 金	7,390,572,477,516
前 払 金	5,886,857,019	国 際 金 融 等 勘 定 準 備 金	780,375,416,184
前 払 費 用	223,077,050	国 際 金 融 等 勘 定 当 年 度 利 益 金	57,660,609,120
概 算 納 付 金	20,661,953,000	海 外 経 済 協 力 勘 定 積 立 金	305,464,237,204
そ の 他 雑 勘 定	581,137,595	海 外 経 済 協 力 勘 定 当 年 度 利 益 金	182,333,373,152
動 産 不 動 産	25,079,187,446	(資 本 合 計)	9,701,906,113,176
営 業 用 土 地 建 物 動 産	25,043,009,878		
建 設 仮 払 金	36,177,568		
繰 延 勘 定	3,416,691,839		
債 券 発 行 差 金	2,603,639,624		
債 券 発 行 費	813,052,215		
支 払 承 諾 見 返	1,617,473,918,864		
貸 倒 等 引 当 金	△ 447,015,676,402		
貸 倒 引 当 金	△ 418,114,445,998		
出 資 損 失 引 当 金	△ 28,901,230,404		
資 産 合 計	20,525,014,716,192	負 債 ・ 資 本 合 計	20,525,014,716,192

国際金融等勘定貸借対照表

平成20年3月31日現在

国際協力銀行
(単位:円)

資 産 の 部			負 債 及 び 資 本 の 部		
科 目	金 額		科 目	金 額	
貸付金	7,305,811,240,427		借入金	3,665,483,000,000	
貸付金	2,560,201,910,016		財政融資資金借入金	3,649,403,000,000	
外貨貸付金	4,745,609,330,411		旧簡易生命保険資金借入金	16,080,000,000	
出資金	920,930,560		債券	2,130,893,601,923	
株式出資金	12,500,000		未払費用	59,223,221,968	
外貨出資金	908,430,560		未払借入金利息	10,301,821,338	
有価証券			未払債券利息	24,304,009,623	
外国債	6,899,860,395		未払支払雑利息	24,535,346,157	
現金預け	324,169,647,499		その他未払費用	82,044,850	
現金	328,600		雑勘定	29,417,229,926	
預け	166,116,434,045		仮受金	1,486,358,570	
外貨預け	158,052,884,854		前受収益	6,395,221,324	
未収収益	74,926,709,230		債券未払金	2,588,570	
未収貸付金利息	69,181,765,300		為替換算調整	21,533,061,462	
未収受入雑利息	5,744,943,930		支払承諾	1,617,473,918,864	
雑勘定	27,579,887,490		(負債合計)	7,502,490,972,681	
仮払金	590,004,384				
前払金	5,886,857,019		資本	985,500,000,000	
前払費用	223,077,050		準備	780,375,416,184	
概算納付金	20,661,953,000		当年度利益	57,660,609,120	
その他雑勘定	217,996,037		(資本合計)	1,823,536,025,304	
動産不動産	18,398,449,939				
営業用土地建物動産	18,376,019,845				
建設仮払金	22,430,094				
繰延勘定	3,416,691,839				
債券発行差金	2,603,639,624				
債券発行費	813,052,215				
支払承諾見返	1,617,473,918,864				
貸倒等引当金					
貸倒引当金	△ 53,570,338,258				
資産合計	9,326,026,997,985		負債・資本合計	9,326,026,997,985	

海外経済協力勘定貸借対照表

平成20年3月31日現在

国際協力銀行
(単位:円)

資 産 の 部			負 債 及 び 資 本 の 部		
科 目	金 額		科 目	金 額	
貸 付 金	11,387,131,399,095		借 入 金		
出 資 金	134,602,330,116		財 政 融 資 資 金 借 入 金	3,306,703,838,000	
株 式 出 資 金	132,811,905,489		未 払 費 用		
出 資 金	145,330,000		未 払 借 入 金 利 息	13,589,090,561	
外 貨 株 式 出 資 金	101,113,677		雑 勘 定		
外 貨 出 資 金	1,543,980,950		仮 受 金	324,701,774	
現 金 預 け 金	1,529,095,909		(負 債 合 計)	3,320,617,630,335	
現 預 け 金	201,400		資 本 金	7,390,572,477,516	
未 収 収 益	1,528,894,509		積 立 金	305,464,237,204	
未 収 貸 付 金 利 息	61,768,153,255		当 年 度 利 益 金	182,333,373,152	
雑 勘 定	721,340,469		(資 本 合 計)	7,878,370,087,872	
仮 払 金	358,198,911				
そ の 他 雑 勘 定	363,141,558				
動 産 不 動 産	6,680,737,507				
営 業 用 土 地 建 物 動 産	6,666,990,033				
建 設 仮 払 金	13,747,474				
貸 倒 等 引 当 金	△ 393,445,338,144				
貸 倒 引 当 金	△ 364,544,107,740				
出 資 損 失 引 当 金	△ 28,901,230,404				
資 産 合 計	11,198,987,718,207		負 債 ・ 資 本 合 計	11,198,987,718,207	

平成19年度 総括損益計算書

平成19年4月 1日から

平成20年3月31日まで

国際協力銀行

(単位:円)

損 失		利 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 費 用	852,649,577,711	経 常 収 益	1,092,643,559,983
借 入 金 利 息	132,614,598,197	貸 付 金 利 息	558,050,278,671
財政融資資金借入金利息	131,242,437,208	貸 付 金 利 息	295,753,066,604
旧簡易生命保険資金借入金利息	1,365,755,443	外 貨 貸 付 金 利 息	262,297,212,067
民間借入金利息	6,058,356	保 証 料	5,232,720,286
外貨民間借入金利息	347,190	有 価 証 券 利 息	
債 券 利 息	68,645,569,549	外 国 債 券 利 息	188,067,031
支 払 雑 利 息	142,731,857,726	受 取 配 当 金	15,051,658,203
事 務 費	26,740,851,862	一 般 会 計 より 受 入	20,000,000,000
動 産 不 動 産 減 価 償 却 費	1,120,459,304	預 け 金 利 息	12,415,112,135
支 払 手 数 料	6,127,826,738	受 入 雑 利 息	9,133,245,395
外 国 為 替 損	7,678,979,842	受 入 手 数 料	1,948,392,903
貸 付 金 償 却	18,467,162,334	外 国 為 替 益	2,230,450,269
債 券 発 行 差 金 償 却	583,623,448	出 資 金 処 分 益	14,307,636,000
債 券 発 行 費 償 却	727,270,882	雑 益	5,040,371,952
雑 損	195,701,427	貸 倒 等 引 当 金 戻 入	449,045,627,138
貸 倒 等 引 当 金 繰 入	447,015,676,402	貸 倒 引 当 金 戻 入	419,734,325,105
貸 倒 引 当 金 繰 入	418,114,445,998	出 資 損 失 引 当 金 戻 入	29,311,302,033
出 資 損 失 引 当 金 繰 入	28,901,230,404		
国際金融等勘定当年度利益金	57,660,609,120		
海外経済協力勘定当年度利益金	182,333,373,152		
合 計	1,092,643,559,983	合 計	1,092,643,559,983

- (注) 1 旧簡易生命保険資金借入金利息には、上半期の簡易生命保険資金借入金利息を含む。
- 2 国際金融等勘定当年度利益金57,660,609,120円のうち、28,830,304,560円は国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第1項及び国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第7条の規定により国際金融等勘定準備金として積み立て、28,830,304,560円は同法第44条第5項の規定により国庫に納付することとする。
- 3 海外経済協力勘定当年度利益金182,333,373,152円は、国際協力銀行法第44条第2項の規定により、海外経済協力勘定積立金として積み立てることとする。

平成19年度 国際金融等勘定損益計算書

平成19年4月 1日から
平成20年3月31日まで

国際協力銀行
(単位:円)

損 失		利 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 費 用	358,454,485,666	経 常 収 益	416,115,094,786
借 入 金 利 息	64,297,483,140	貸 付 金 利 息	326,158,215,688
財政融資資金借入金利息	63,628,391,069	貸 付 金 利 息	63,861,003,621
旧簡易生命保険資金借入金利息	668,744,881	外 貨 貸 付 金 利 息	262,297,212,067
外 貨 民 間 借 入 金 利 息	347,190	保 証 料	5,232,720,286
債 券 利 息	68,645,569,549	有 価 証 券 利 息	
支 払 雑 利 息	142,731,857,726	外 国 債 券 利 息	188,067,031
事 務 費	16,671,404,735	預 け 金 利 息	12,199,031,676
動 産 不 動 産 減 価 償 却 費	776,492,738	受 入 雑 利 息	9,132,281,347
支 払 手 数 料	1,961,625,264	受 入 手 数 料	1,279,276,033
外 国 為 替 損	7,609,723,964	外 国 為 替 益	2,219,471,196
貸 付 金 償 却	731,746,000	雑 益	4,755,710,222
債 券 発 行 差 金 償 却	583,623,448	貸 倒 等 引 当 金 戻 入	
債 券 発 行 費 償 却	727,270,882	貸 倒 引 当 金 戻 入	54,950,321,307
雑 損	147,349,962		
貸 倒 等 引 当 金 繰 入			
貸 倒 引 当 金 繰 入	53,570,338,258		
当 年 度 利 益 金	57,660,609,120		
合 計	416,115,094,786	合 計	416,115,094,786

- (注) 1 旧簡易生命保険資金借入金利息には、上半期の簡易生命保険資金借入金利息を含む。
2 当年度利益金57,660,609,120円のうち、28,830,304,560円は国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第1項及び国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第7条の規定により国際金融等勘定準備金として積み立て、28,830,304,560円は同法第44条第5項の規定により国庫に納付することとする。

平成19年度 海外経済協力勘定損益計算書

平成19年4月 1日から

平成20年3月31日まで

国際協力銀行

(単位:円)

損 失		利 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 費 用	494,195,092,045	経 常 収 益	676,528,465,197
借 入 金 利 息	68,317,115,057	貸 付 金 利 息	231,892,062,983
財政融資資金借入金利息	67,614,046,139	受 取 配 当 金	15,051,658,203
旧簡易生命保険資金借入金利息	697,010,562	一 般 会 計 よ り 受 入	20,000,000,000
民 間 借 入 金 利 息	6,058,356	預 け 金 利 息	216,080,459
事 務 費	10,069,447,127	受 入 雑 利 息	964,048
動 産 不 動 産 減 価 償 却 費	343,966,566	受 入 手 数 料	669,116,870
支 払 手 数 料	4,166,201,474	外 国 為 替 益	10,979,073
外 国 為 替 損	69,255,878	出 資 金 処 分 益	14,307,636,000
貸 付 金 償 却	17,735,416,334	雑 益	284,661,730
雑 損	48,351,465	貸 倒 等 引 当 金 戻 入	394,095,305,831
貸 倒 等 引 当 金 繰 入	393,445,338,144	貸 倒 引 当 金 戻 入	364,784,003,798
貸 倒 引 当 金 繰 入	364,544,107,740	出 資 損 失 引 当 金 戻 入	29,311,302,033
出 資 損 失 引 当 金 繰 入	28,901,230,404		
当 年 度 利 益 金	182,333,373,152		
合 計	676,528,465,197	合 計	676,528,465,197

(注) 1 旧簡易生命保険資金借入金利息には、上半期の簡易生命保険資金借入金利息を含む。

2 当年度利益金182,333,373,152円は、国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第2項の規定により、海外経済協力勘定積立金として積み立てることとする。

総括財産目録

平成20年3月31日現在

国際協力銀行
(単位:円)

科 目	金 額	備 考
貸付金	18,692,942,639,522	3,592 口
貸付金	13,947,333,309,111	2,882 口
外貨貸付金	4,745,609,330,411	710 口
出資金	135,523,260,676	19 口
株式出資金	132,824,405,489	12 口
出資金	145,330,000	1 口
外貨株式出資金	101,113,677	1 口
外貨出資金	2,452,411,510	5 口
有価証券		
外国債	6,899,860,395	1 口
現金預け	325,698,743,408	
現金	530,000	
現金預け	167,645,328,554	当座預け金 日本銀行外 4 行 118,245,328,554
外貨預け	158,052,884,854	普通預け金 三菱東京UFJ銀行外1行 49,400,000,000
		外貨当座預け金 三菱東京UFJ銀行 37,921,438,584
		外貨普通預け金 三菱東京UFJ銀行 11,700,000,000
		外貨定期預け金 みずほコーポレート銀行外 2 行 108,431,446,270
未収収益	136,694,862,485	
未収貸付金利息	130,949,918,555	当年度末における未収貸付金利息
未収受入雑利息	5,744,943,930	当年度末における未収受入雑利息
雑勘定	28,301,227,959	
仮払金	948,203,295	31 口
前払金	5,886,857,019	外貨建取引に係る前払金
前払費用	223,077,050	
概算納付金	20,661,953,000	国庫への上半期及び下半期概算納付金
その他雑勘定	581,137,595	147 口
不動産	25,079,187,446	
営業用土地建物	25,043,009,878	土地 34 箇所 12,551,099,637
		$\left(\begin{array}{l} 43,966\text{m}^2 \text{ の } 35\%、 \\ \quad \quad \quad 313,858 \\ 5,519\text{m}^2 \text{ の } \frac{\quad}{552,066} \text{ 及び} \\ 48,718\text{m}^2 \end{array} \right)$
		建物 58 棟 8,018,378,717
		$\left(\begin{array}{l} \text{延 } 2,244\text{m}^2 \text{ の } 5\%、 \\ \text{延 } 846\text{m}^2 \text{ の } 35\%、 \\ \text{延 } 17,334\text{m}^2 \text{ (共有) 及び} \\ \text{延 } 48,400\text{m}^2 \end{array} \right)$
		什器 5,014 点 4,446,249,498
		一括償却資産 27,282,026
建設仮払金	36,177,568	
繰延勘定	3,416,691,839	
債券発行差金	2,603,639,624	債券の発行差金
債券発行費	813,052,215	債券の発行費
支払承諾見返金	1,617,473,918,864	債務保証 633 件に対する見返額
貸倒等引当金	△ 447,015,676,402	
貸倒引当金	△ 418,114,445,998	
出資損失引当金	△ 28,901,230,404	
合 計	20,525,014,716,192	

国際金融等勘定財産目録

平成20年3月31日現在

国際協力銀行
(単位:円)

科 目	金 額	備 考
貸付金	7,305,811,240,427	1,656 口
貸付金	2,560,201,910,016	946 口
貸付金	4,745,609,330,411	710 口
出資金	920,930,560	3 口
株式出資金	12,500,000	1 口
株式出資金	908,430,560	2 口
有価証券		
外国債	6,899,860,395	1 口
現金預け	324,169,647,499	
現金預け	328,600	
現金預け	166,116,434,045	当座預け金 日本銀行外 4 行 116,716,434,045
外貨預け	158,052,884,854	普通預け金 三菱東京UFJ銀行外 1 行 49,400,000,000 外貨当座預け金 三菱東京UFJ銀行 37,921,438,584 外貨普通預け金 三菱東京UFJ銀行 11,700,000,000 外貨定期預け金 みずほコーポレート銀行外 2 行 108,431,446,270
未収利益	74,926,709,230	
未収貸付金利息	69,181,765,300	当年度末における未収貸付金利息
未収受入雑利息	5,744,943,930	当年度末における未収受入雑利息
雑勘定	27,579,887,490	
仮払金	590,004,384	
前払金	5,886,857,019	外貨建取引に係る前払金
前払費用	223,077,050	
概算納付金	20,661,953,000	国庫への上半期及び下半期概算納付金
その他の雑勘定	217,996,037	
動産不動産	18,398,449,939	
営業用土地建物	18,376,019,845	
建設仮払金	22,430,094	
繰延勘定	3,416,691,839	
債券発行差金	2,603,639,624	債券の発行差金
債券発行費	813,052,215	債券の発行費
支払承諾見返金	1,617,473,918,864	債務保証 633件に対する見返額
貸倒等引当金	△ 53,570,338,258	
合 計	9,326,026,997,985	

海外経済協力勘定財産目録

平成20年3月31日現在

国際協力銀行
(単位:円)

科 目	金 額	備 考
貸 付 金	11,387,131,399,095	1,936 口
出 資 金	134,602,330,116	16 口
株 式 出 資 金	132,811,905,489	11 口
出 資 金	145,330,000	1 口
外 貨 株 式 出 資 金	101,113,677	1 口
外 貨 出 資 金	1,543,980,950	3 口
現 金 預 け	1,529,095,909	
現 預 け	201,400	
未 収 取 金 益	1,528,894,509	当座預け金 三菱東京UFJ銀行外 1 行
未 収 貸 付 金 利 息	61,768,153,255	当年度末における未収貸付金利息
雑 勘 定 金	721,340,469	
仮 払 金	358,198,911	
そ の 他 雑 勘 定 金	363,141,558	
動 産 不 動 産	6,680,737,507	
営 業 用 土 地 建 物 動 産	6,666,990,033	
建 設 仮 払 金	13,747,474	
貸 倒 等 引 当 金	△ 393,445,338,144	
貸 倒 引 当 金	△ 364,544,107,740	
出 資 損 失 引 当 金	△ 28,901,230,404	
合 計	11,198,987,718,207	

重要な会計方針等（平成 19 年度）

総括勘定

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産 19,321,560,602 円

3 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建長期金銭債権・債務については、先物為替予約が付されているものについては確定している円貨額を付しており、またノンエクスチェンジ取引に係るものについては基準外国為替相場に基づく円貨額を付している。

4 引当金の計上基準

貸倒等引当金

国際金融等勘定

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 3/1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 3.0/1000、計上額は 21,917,433,721 円である。また、債務救済方式の見直しに伴う債権放棄に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、国際通貨基金及び国際開発協会により平成 14 年度末までに重債務貧困国措置を講じる必要がある旨の決定がされていない重債務貧困国に対する当該措置の対象となる可能性がある債権ごとの当該事業年度末における残高の合計額のうち本年度の計上額として 2,086,472,658 円、及び国際連合貿易開発会議の貿易開発理事会措置の対象となる債権ごとの当該事業年度末における残高の合計額のうち本年度の計上額として 12,073,809,000 円をそれぞれ計上している。また、公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において合意された債務負担軽減措置にかかる特定貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末対象債権残高にそれぞれの債務国について適用される債務削減率を乗じて計算した額の合計額以内の金額で計上しており、本年度の計上額は 17,492,622,879 円である。

海外経済協力勘定

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、国際協力銀行法第 23 条第 2 項第 1 号に規定する業務に係る貸付金については当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 15/1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 0.1/1000、計上額は 1,138,373,139 円である。また、同法第 23 条第 2 項第 2 号に規定する貸付に係る貸付金については当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 30/1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 30.0/1000、計上額は 102,000,000 円である。また、債務救済方式の見直しに伴う債権放棄に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、国際通貨基金及び国際開発協会により平成 14 年度末までに重債務貧困国措置を講じる必要がある旨の決定がされていない重債務貧困国に対する当該措置の対象となる可能性がある債権ごとの当該事業年度末における残高の合計額以内の額で計上しており、本年度の計上額は 363,303,734,601 円である。また、出資金の損失に備えるため、同項の規定に基づき、財

務大臣が別に定めたところにより、同法第 23 条第 2 項第 2 号に規定する出資に係る法人等の前事業年度における未処理損失を当該法人等の資本金で除した割合を当該事業年度末対象出資金残高毎に乗じて計算した額の合計額以内の額で計上しており、本年度の計上額は 28,901,230,404 円である。

5 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

① 債券発行費

国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間内で均等償却しているものを除き、債券の発行後 3 年以内で均等償却している。

② 債券発行差金

国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間（5、10、11 又は 15 年間）内で均等償却している。

(3) 延滞債権額

国際金融等勘定

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高）は、94,639,526,513 円となっている。

なお、平成 19 年度末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において返済繰延べの合意がなされている 2,446,613,152 円については除外している。

海外経済協力勘定

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高）は、335,342,569,039 円となっている。

なお、平成 19 年度末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において返済繰延べの合意がなされている 185,682,000 円、及び我が国政府の決定により放棄されることが予定されている債権 48,008,804,592 円については除外している。

(4) 準備金及び積立金の積立額

平成 19 年度において積み立てた国際金融等勘定準備金の額は 35,139,342,865 円であり、この額は国際協力銀行法第 44 条第 1 項の規定により計算されている。

平成 19 年度において積み立てた海外経済協力勘定積立金の額は 139,401,808,316 円であり、この額は国際協力銀行法第 44 条第 2 項の規定により計算されている。

(5) 債券の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に係る偶発債務

下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に基づき債務を譲渡している。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しているが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続する。

第 7 回国際協力銀行債券 60,000,000,000 円

第 9 回国際協力銀行債券 50,000,000,000 円

第 11 回国際協力銀行債券 50,000,000,000 円

6 重要な会計方針の変更

動産不動産の減価償却方法については、法人税法の改正に伴い、本年度から、平成19年4月1日以降に取得した動産不動産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法とすることとした。

国際金融等勘定

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、平成10年4月1日以後に取得した建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産 14,631,171,282円

3 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建長期金銭債権・債務については、先物為替予約が付されているものについては確定している円貨額を付しており、またノンエクスチェンジ取引に係るものについては基準外国為替相場に基づく円貨額を付している。

4 引当金の計上基準

貸倒等引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の3/1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は3.0/1000、計上額は21,917,433,721円である。また、債務救済方式の見直しに伴う債権放棄に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、国際通貨基金及び国際開発協会により平成14年度末までに重債務貧困国措置を講じる必要がある旨の決定がされていない重債務貧困国に対する当該措置の対象となる可能性がある債権ごとの当該事業年度末における残高の合計額のうち本年度の計上額として2,086,472,658円、及び国際連合貿易開発会議の貿易開発理事會措置の対象となる債権ごとの当該事業年度末における残高の合計額のうち本年度の計上額として12,073,809,000円をそれぞれ計上している。また、公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において合意された債務負担軽減措置にかかる特定貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、当該事業年度末対象債権残高にそれぞれの債務国について適用される債務削減率を乗じて計算した額の合計額以内の金額で計上しており、本年度の計上額は17,492,622,879円である。

5 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

① 債券発行費

国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、債券の平均年限に相当する期間内で均等償却しているものを除き、債券の発行後3年以内で均等償却している。

② 債券発行差金

国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、債券の平均年限に相当する期間（5、10、11又は15年間）内で均等償却している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高）は、94,639,526,513円となっている。

なお、平成19年度末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において返済繰延べの合意がなされている2,446,613,152円については除外している。

(4) 準備金積立額

平成19年度において積み立てた国際金融等勘定準備金の額は35,139,342,865円であり、この額は国際協力銀行法第44条第1項の規定により計算されている。

(5) 債券の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に係る偶発債務

下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に基づき債務を譲渡している。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しているが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続する。

第7回国際協力銀行債券 60,000,000,000円

第9回国際協力銀行債券 50,000,000,000円

第11回国際協力銀行債券 50,000,000,000円

6 重要な会計方針の変更

動産不動産の減価償却方法については、法人税法の改正に伴い、本年度から、平成19年4月1日以降に取得した動産不動産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法とすることとした。

海外経済協力勘定

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、平成10年4月1日以後に取得した建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産 4,690,389,320円

3 引当金の計上基準

貸倒等引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、国際協力銀行法第23条第2項第1号に規定する業務に係る貸付金については当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の15/1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は0.1/1000、計上額は1,138,373,139円である。また、同法第23条第2項第2号に規定する貸付に係る貸付金については当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の30/1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は30.0/1000、計上額は102,000,000円である。また、債務救済方式の見直しに伴う債権放棄に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、国際通貨基金及び国際開発協会により平成14年度末までに重債務貧困国措置を講じる必要がある旨の決定がされていない重債務貧困国に対する当該措置の対象となる可能性がある債権ごとの当該事業年度末における残高の合計額以内の額で計上しており、本年度の計上額は363,303,734,601円である。また、出資金の損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、同法第23条第2

項第 2 号に規定する出資に係る法人等の前事業年度における未処理損失を当該法人等の資本金で除した割合を当該事業年度末対象出資金残高毎に乗じて計算した額の合計額以内の額で計上しており、本年度の計上額は 28,901,230,404 円である。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高）は、335,342,569,039 円となっている。

なお、平成 19 年度末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において返済繰延べの合意がなされている 185,682,000 円、及び我が国政府の決定により放棄されることが予定されている債権 48,008,804,592 円については除外している。

(3) 積立金積立額

平成 19 年度において積み立てた海外経済協力勘定積立金の額は 139,401,808,316 円であり、この額は国際協力銀行法第 44 条第 2 項の規定により計算されている。

5 重要な会計方針の変更

動産不動産の減価償却方法については、法人税法の改正に伴い、本年度から、平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した動産不動産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法とすることとした。

2-3. 参考情報

以下は旧JBICの監事による財務諸表監査の対象ではありませんが、参考のために記載しております。

(1) 附属明細書(平成20年度)

平成20年度 国際協力銀行 財務諸表附属明細書

東京都千代田区大手町一丁目4番1号
国際協力銀行

1 貸付金の明細

(1) 貸付金残高

① 国際金融等勘定

期別	貸付金		外貨貸付金		対前年同期比指数	当期増減(△)高
	貸付金	貸付金	外貨貸付金	外貨貸付金		
平成20年3月末	2,560,202		4,745,609		93.4	△517,855
平成20年9月末	2,414,429		4,534,290		95.1	△357,092
② 海外経済協力勘定						
期別	貸付金	貸付金	対前年同期比指数	当期増減(△)高		
平成20年3月末	11,387,131		100.1	8,515		
平成20年9月末	11,268,382		99.0	△118,750		

(2) 貸付金の当期間における増減

① 国際金融等勘定

期別	種類	前期末残高	当期増加高	当期減少高	(うち当期償却高)	当期末残高
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	貸付金	2,951,271	108,578	499,647	(732)	2,560,202
	外貨貸付金	4,872,395	925,446	1,052,232	(-)	4,745,609
	計	7,823,666	1,034,024	1,551,879	(732)	7,305,811
平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで	貸付金	2,560,202	86,696	232,469	(12,074)	2,414,429
	外貨貸付金	4,745,609	623,320	834,639	(-)	4,534,290
	計	7,305,811	710,016	1,067,108	(12,074)	6,948,720

② 海外経済協力勘定

期別	種類	前期末残高	当期増加高	当期減少高	(うち当期償却高)	当期末残高
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	貸付金	11,378,616	686,816	678,301	(17,735)	11,387,131
平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで	貸付金	11,387,131	319,547	438,297	(77,051)	11,268,382

(3) 貸付金の金融目的別内訳

2

① 国際金融等勘定 (金額単位: 百万円、口数単位: 一口、構成比率: %)

金融目的	平成 20 年 3 月 末		平成 20 年 9 月 末	
	口数	貸付金残高	口数	貸付金残高
輸出	331	1,118,181	322	1,038,497
輸入	198	617,767	177	639,000
投資	963	3,900,966	884	3,753,746
事業開発等金融	164	1,668,897	156	1,517,476
計	1,656	7,305,811	1,539	6,948,720
		構成比率		構成比率
		15.3		14.9
		8.5		9.2
		53.4		54.0
		22.8		21.8
		100.0		100.0

② 海外経済協力勘定 (金額単位: 百万円、口数単位: 一口、構成比率: %)

金融目的	平成 20 年 3 月 末		平成 20 年 9 月 末	
	口数	貸付金残高	口数	貸付金残高
円借	1,934	11,383,731	1,905	11,265,210
外投	2	3,400	2	3,172
融資				
計	1,936	11,387,131	1,907	11,268,382
		構成比率		構成比率
		100.0		100.0
		0.0		0.0
		100.0		100.0

2. 資金供給業務としての出資金の明細(出資比率が100分の20以上のもの)

(1) 出資金残高

① 国際金融等勘定

期別	出資先	1口あたりの額	持口数	取得価額	当期末残高	当期末出資比率
平成20年3月末	-	-	-	-	-	-
平成20年9月末	-	-	-	-	-	-

(金額単位:百万円、1口あたりの額:ドル、持口数:一口、出資比率:%)

② 海外経済協力勘定

期別	出資先	1株あたりの額	持株数	取得価額	当期末残高	当期末出資比率
平成20年3月末	日本ウジミナス株式会社	100,000	115,504	11,550	11,550	38.4
	日本アサハンアルミニウム株式会社	500	99,985,000	49,993	49,993	50.0
	日本シンガポール石油化学株式会社	500	9,550,800	4,775	4,775	20.0
	日本アマゾンアルミニウム株式会社	500	51,520,000	25,760	25,760	44.9
	日本・カウジアラビアメタノール株式会社	500	1,386,000	693	693	30.0
	カウデイヤ石油化学株式会社	10,000	2,107,500	21,075	21,075	37.1
	カフコジャパン投資株式会社	50,000	46,606	2,330	2,330	46.4
	大連工業団地投資株式会社	50,000	13,000	650	650	40.6
	スマトラパルス株式会社	50,000	114,032	5,702	5,702	42.7
	平成20年9月末	日本ウジミナス株式会社	100,000	115,504	11,550	11,550
日本アサハンアルミニウム株式会社		500	99,985,000	49,993	49,993	50.0
日本シンガポール石油化学株式会社		500	9,550,800	4,775	4,775	20.0
日本アマゾンアルミニウム株式会社		500	51,520,000	25,760	25,760	44.9
日本・カウジアラビアメタノール株式会社		500	1,386,000	693	693	30.0
カウデイヤ石油化学株式会社		10,000	2,107,500	21,075	21,075	37.1
カフコジャパン投資株式会社		50,000	46,606	2,330	2,330	46.4
大連工業団地投資株式会社		50,000	13,000	650	650	40.6
スマトラパルス株式会社		50,000	114,032	5,702	5,702	42.7

(金額単位:百万円、1株あたりの額:円、持株数:一株、出資比率:%)

期別	出資先	1口あたりの額	持口数	取得価額	当期末残高	当期末出資比率
平成20年3月末	国際連合大学信託基金	-	-	-	145	100.0
平成20年9月末	国際連合大学信託基金	-	-	-	151	100.0

(金額単位:百万円、1口あたりの額:円、持口数:一口、出資比率:%)

期別	出資先	1株あたりの額	持株数	取得価額	当期末残高	当期末出資比率
平成20年3月末	タイリカパリーファンド	1	12,500	101	101	23.0
平成20年9月末	タイリカパリーファンド	1	12,500	101	101	25.0

(金額単位:百万円、1株あたりの額:ドル、持株数:一株、出資比率:%)

期別	出資先	1口あたりの額	持口数	取得価額	当期末残高	当期末出資比率
平成20年3月末	メキシコ環境基金	1,000,000	8	728	728	28.6
平成20年9月末	メキシコ環境基金	1,000,000	8	728	728	28.6

(金額単位:百万円、1口あたりの額:インドルピー、持口数:一口、出資比率:%)

期別	出資先	1口あたりの額	持口数	取得価額	当期末残高	当期末出資比率
平成20年3月末	地方企業育成基金	5,000	30,500	472	472	22.7
平成20年9月末	地方企業育成基金	5,000	30,500	472	472	22.7

(金額単位:百万円、1口あたりの額:円、持口数:一口、出資比率:%)

(2) 出資金の当期間における増減

① 国際金融等勘定

期 別	種 類	前期末残高	当期増加高	当期減少高	(5) 当期償却高	(金額単位: 百万円) 当期末残高
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	外貨出資金	-	-	-	(-)	-
平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで	外貨出資金	-	-	-	(-)	-

② 海外経済協力勘定

期 別	種 類	前期末残高	当期増加高	当期減少高	(5) 当期償却高	(金額単位: 百万円) 当期末残高
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	株式出資金	126,788	-	4,260	(-)	122,528
	出資金	113	32	-	(-)	145
	外貨株式出資金	278	-	177	(-)	101
	外貨出資金	1,578	-	379	(-)	1,199
	計	128,757	32	4,816	(-)	123,974
平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで	株式出資金	122,528	-	-	(-)	122,528
	出資金	145	6	-	(-)	151
	外貨株式出資金	101	-	-	(-)	101
	外貨出資金	1,199	-	-	(-)	1,199
	計	123,974	6	-	(-)	123,980

3 支払承諾及び支払承諾見返(国際金融等勘定)

期 別	前 期 末 残 高		当期増加高	当期減少高	当 期 末 残 高	
	口 数	金 額			口 数	金 額
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	590	1,492,439	389,037	264,002	633	1,617,474
平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで	633	1,617,474	158,412	186,263	632	1,589,622

4 営業用土地建物動産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

区 分	前期末残高	当期取得高	当期処分高	当期償却高	当期末残高	減価償却累計額
土 地	12,551	-	-	-	12,551	-
建 物	8,018	85	127	143	7,834	7,954
什 器	4,446	425	120	374	4,378	11,060
一括償却資産	27	46	0	17	56	247
計	25,043	557	246	535	24,818	19,262

5 長期借入金の明細

(1) 国際金融等勘定 (金額単位:百万円)

期別	種別	種類	前期末残高	当期増加高	当期減少高	当期末残高
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	財政融資 旧簡易生命保険	資金借入金	4,342,505	345,600	1,038,702	3,649,403
		資金借入金	37,518	-	21,438	16,080
		計	4,380,023	345,600	1,060,140	3,665,483
平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで	財政融資 旧簡易生命保険	資金借入金	3,649,403	256,700	473,615	3,432,488
		資金借入金	16,080	-	6,484	9,596
		計	3,665,483	256,700	480,099	3,442,084

(2) 海外経済協力勘定 (金額単位:百万円)

期別	種別	種類	前期末残高	当期増加高	当期減少高	当期末残高
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	財政融資 旧簡易生命保険	資金借入金	3,687,708	101,600	482,604	3,306,704
		資金借入金	27,095	-	27,095	-
		計	3,714,803	101,600	509,699	3,306,704
平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで	財政融資	資金借入金	3,306,704	24,500	216,942	3,114,262

6 債券の明細

(1) 国際金融等勘定

期別	銘柄	発行年月日	前年度末残高	当期増加高		当期減少高		当期末残高
				発行	換算レート差	償還	換算レート差	
	政府保証付債券第37次債	H8.5.15	34,243,902,439	0	0	34,243,902,439	0	0
	政府保証付債券第40次債	H9.6.5	40,770,101,923	0	0	0	0	40,770,101,923
	政府保証付債券第42次債	H9.12.10	67,688,747,468	0	1,157,072,606	68,845,820,074	0	0
	政府保証付債券第1次債	H11.11.4	117,000,000,000	0	0	0	0	117,000,000,000
	政府保証付債券第4次債	H15.3.5	58,981,683,852	0	0	58,981,683,852	0	0
	政府保証付債券第5次債	H15.7.29	66,227,850,000	0	0	0	0	66,227,850,000
	政府保証付債券第6次債	H15.12.2	68,731,650,000	0	0	0	0	68,731,650,000
	政府保証付債券第7次債	H16.6.10	106,704,000,000	0	0	0	0	106,704,000,000
	政府保証付債券第8次債	H16.12.13	58,500,000,000	0	0	0	0	58,500,000,000
	政府保証付債券第9次債	H17.3.10	87,750,000,000	0	0	0	0	87,750,000,000
	政府保証付債券第10次債	H17.6.22	87,750,000,000	0	0	0	0	87,750,000,000
	政府保証付債券第11次債	H17.9.7	9,369,000,000	0	1,791,000,000	0	0	11,160,000,000
	政府保証付債券第12次債	H17.11.25	117,000,000,000	0	0	0	0	117,000,000,000
	政府保証付債券第13次債	H18.3.23	76,050,000,000	0	0	0	0	76,050,000,000
	政府保証付債券第14次債	H19.3.22	87,750,000,000	0	0	0	0	87,750,000,000
	政府保証付債券第15次債	H19.11.26	0	119,000,000,000	0	0	2,000,000,000	117,000,000,000
	政府保証付債券第16次債	H20.3.25	0	58,500,000,000	0	0	0	58,500,000,000
	財投機関債第2回債	H13.10.30	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第4回債	H14.4.23	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第6回債	H14.9.26	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第8回債	H15.5.29	60,000,000,000	0	0	0	0	60,000,000,000
	財投機関債第10回債	H16.2.6	70,000,000,000	0	0	0	0	70,000,000,000
	財投機関債第12回債	H16.5.12	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第13回債	H16.5.28	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第14回債	H16.9.8	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第15回債	H16.9.8	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第16回債	H16.9.8	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第17回債	H17.5.13	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第18回債	H17.5.13	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第19回債	H17.5.13	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第20回債	H17.10.21	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第21回債	H17.10.21	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第22回債	H18.3.14	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第23回債	H18.3.14	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第24回債	H18.5.11	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第25回債	H18.5.11	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第26回債	H19.5.28	0	50,000,000,000	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第27回債	H19.5.28	0	50,000,000,000	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第28回債	H19.11.2	0	50,000,000,000	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第29回債	H19.11.2	0	50,000,000,000	0	0	0	50,000,000,000
	計		1,914,516,935,682	377,500,000,000	2,948,072,606	162,071,406,365	2,000,000,000	2,130,893,601,923

(金額単位:円)

期別	銘柄	発行年月日	前年度末残高	当期増加高		当期減少高		当期末残高
				発行	換算レト差等	償還	換算レト差	
	政府保証付債券第40次債	H9.6.5	40,770,101,923	0	0	40,770,101,923	0	0
	政府保証付債券第1次債	H11.11.4	117,000,000,000	0	0	0	11,000,000,000	106,000,000,000
	政府保証付債券第5次債	H15.7.29	66,227,850,000	0	0	60,001,300,000	6,226,550,000	0
	政府保証付債券第6次債	H15.12.2	68,731,650,000	0	0	0	6,461,950,000	62,269,700,000
	政府保証付債券第7次債	H16.6.10	106,704,000,000	0	0	0	10,032,000,000	96,672,000,000
	政府保証付債券第8次債	H16.12.13	58,500,000,000	0	0	0	5,500,000,000	53,000,000,000
	政府保証付債券第9次債	H17.3.10	87,750,000,000	0	0	0	8,250,000,000	79,500,000,000
	政府保証付債券第10次債	H17.6.22	87,750,000,000	0	0	0	8,250,000,000	79,500,000,000
	政府保証付債券第11次債	H17.9.7	11,160,000,000	0	0	0	921,000,000	10,239,000,000
	政府保証付債券第12次債	H17.11.25	117,000,000,000	0	0	0	11,000,000,000	106,000,000,000
	政府保証付債券第13次債	H18.3.23	76,050,000,000	0	0	0	7,150,000,000	68,900,000,000
	政府保証付債券第14次債	H19.3.22	87,750,000,000	0	0	0	8,250,000,000	79,500,000,000
	政府保証付債券第15次債	H19.11.26	117,000,000,000	0	0	0	11,000,000,000	106,000,000,000
	政府保証付債券第16次債	H20.3.25	58,500,000,000	0	0	0	5,500,000,000	53,000,000,000
	政府保証付債券第17次債	H20.6.18	0	175,500,000,000	0	0	16,500,000,000	159,000,000,000
	財投機関債第2回債	H13.10.30	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第4回債	H14.4.23	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第6回債	H14.9.26	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第8回債	H15.5.29	60,000,000,000	0	0	0	0	60,000,000,000
	財投機関債第9回債	H16.2.6	0	50,000,000,000	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第10回債	H16.2.6	70,000,000,000	0	0	0	0	70,000,000,000
	財投機関債第12回債	H16.5.12	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第13回債	H16.5.28	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第14回債	H16.9.8	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第15回債	H16.9.8	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第16回債	H16.9.8	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第17回債	H17.5.13	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第18回債	H17.5.13	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第19回債	H17.5.13	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第20回債	H17.10.21	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第21回債	H17.10.21	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第22回債	H18.3.14	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第23回債	H18.3.14	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第24回債	H18.5.11	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第25回債	H18.5.11	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第26回債	H19.5.28	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第27回債	H19.5.28	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第28回債	H19.11.2	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第29回債	H19.11.2	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第30回債	H20.5.29	0	50,000,000,000	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第31回債	H20.6.27	0	20,000,000,000	0	0	0	20,000,000,000
	計		2,130,893,601,923	245,500,000,000	50,000,000,000	100,771,401,923	116,041,500,000	2,209,580,700,000

(注) 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡している。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しているが、同債券の債権者に対する本行の債券償還義務は債券償還時まで存続する。

銘柄	
第11回国際協力銀行債券	譲渡金額 50,000,000,000

期別	銘柄	発行年月日	前期末残高	当期増加高		当期減少高		(金額単位:円) 当期末残高
				発行	償還	償還	発行	
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	-	-	-	-	-	-	-	-
平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで	-	計	-	-	-	-	-	-
	-	計	-	-	-	-	-	-

7 政府出資

(1) 産業投資特別会計からの出資額		(金額単位:百万円)	
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高
国際金融等勘定資本金	985,500	1,005,500	20,000
			国際協力銀行法第5条に基づく産業投資特別会計からの出資金
(2) 一般会計からの出資額		(金額単位:百万円)	
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高
海外経済協力勘定資本金	7,390,572	7,456,772	66,200
			国際協力銀行法第5条に基づく一般会計からの出資金

8 貸倒等引当金、準備金及び積立金

(1) 国際金融等勘定		(金額単位:百万円)	
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高
貸倒引当金	21,917	20,846	△1,071
特定海外債権引当勘定	31,653	20,039	△11,614
準備金	780,375	809,206	28,830
			国際協力銀行法第44条に基づく準備金
(2) 海外経済協力勘定		(金額単位:百万円)	
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高
貸倒引当金	1,240	1,222	△19
特定海外債権引当勘定	363,304	363,304	-
出資損失引当金	28,901	29,212	310
積立金	305,464	487,798	182,333
			国際協力銀行法第44条に基づく積立金

9 その他主な資産及び負債の明細

(1) 有価証券

①国際金融等勘定 (金額単位:百万円)						
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘要	摘要	摘要
外国債券	6,900	5,404	△ 1,496			
国債	-	-	-			
計	6,900	5,404	△ 1,496			

②海外経済協力勘定 (金額単位:百万円)						
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘要	摘要	摘要
国債	-	-	-			

(2) 現金及び預金

①国際金融等勘定 (金額単位:百万円)						
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘要	摘要	摘要
現金	0	0	△ 0			
預け金	166,116	86,259	△ 79,857			
外貨預け金	158,053	158,041	△ 11			
計	324,170	244,301	△ 79,869			

②海外経済協力勘定 (金額単位:百万円)						
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘要	摘要	摘要
現金	0	-	△ 0			
預け金	1,529	3,973	2,445			
計	1,529	3,973	2,444			

(3) 未収金

③未収金 (金額単位:百万円)						
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘要	摘要	摘要
未収金	-	-	-			

(4)未収収益

①国際金融等勘定 (金額単位:百万円)					
区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘	要
未収貸付金利息	69,182	52,974	△ 16,208		
未収受入雑利息	5,745	14,789	9,044		
計	74,927	67,763	△ 7,164		
②海外経済協力勘定 (金額単位:百万円)					
区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘	要
未収貸付金利息	61,768	60,744	△ 1,024		

(5)雑勘定(資産)

①国際金融等勘定 (金額単位:百万円)					
区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘	要
仮払金	948	908	△ 40		
前払金	5,887	1,587	△ 4,300		
前払費用	223	350	127		
概算納付金	20,662	3,504	△ 17,158		
為替換算調整	-	229,306	229,306		
その他雑勘定	581	50,910	50,329		
計	28,301	286,564	258,263		

(6)不動産不動産

①国際金融等勘定 (金額単位:百万円)					
区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘	要
営業用土地建物不動産	25,043	24,818	△ 225		
建設仮払金	36	171	134		
計	25,079	24,989	△ 90		

(7)繰延勘定

①国際金融等勘定 (金額単位:百万円)					
区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘	要
債券発行差金	2,604	-	△ 2,604		
債券発行費	813	826	13		
計	3,417	826	△ 2,591		
②海外経済協力勘定 (金額単位:百万円)					
区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘	要
債券発行差金	-	-	-		

(8) 受取手形 / 売掛金

(金額単位:百万円)					
区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘	要
受取手形	-	-	-		
売掛金	-	-	-		

(9) 短期借入金

(金額単位:百万円)					
区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘	要
短期借入金	-	-	-		

(10) 未払費用

(金額単位:百万円)					
①国際金融等勘定					
区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘	要
未払借入金利息	10,302	9,398	△ 904		
(未払財政融資資金借入金利息)	10,300	9,397	△ 903		
(未払旧簡易生命保険資金借入金利息)	2	1	△ 1		
未払債券利息	24,304	24,951	647		
未払支払雑利息	24,535	13,579	△ 10,956		
その他未払費用	82	62	△ 20		
計	59,223	47,990	△ 11,233		

②海外経済協力勘定

(金額単位:百万円)					
区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘	要
未払借入金利息	13,589	13,299	△ 290		
(未払財政融資資金借入金利息)	13,589	13,299	△ 290		
(未払旧簡易生命保険資金借入金利息)	-	-	-		
未払債券利息	-	-	-		
その他未払費用	-	-	-		
計	13,589	13,299	△ 290		

(11) 雑勘定(負債)

		(金額単位:百万円)		
区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘 要
仮受金	1,811	2,108	297	
前受収益	6,395	6,068	△ 327	
債券未払金	3	2	△ 0	
為替換算調整 未払金	21,533	-	△ 21,533	
計	29,742	8,178	△ 21,564	

(12) 支払手形/買掛金

		(金額単位:百万円)		
区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘 要
支払手形	-	-	-	
買掛金	-	-	-	

10 主な費用及び収益
別紙参照11 国際協力銀行法施行規則第2条第5号において規定される子会社及び関連会社、並びに同条第6号へにおいて規定される関連公益法人等
該当なし

別紙

1 国際金融等勘定
 (1) 収益(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで) (単位:百万円)

科 目	金 額	明 細
経 常	182,782	
貸 付 金 利 収 入	113,709	
貸 付 金 付 利	28,249	
外 貨 貸 付 金 利	85,460	貸付金の利息
保 有 価 値 証 券 利 収 入	2,601	外貨貸付金にかかる保証料
外 国 債 券 利 収 入	81	外国債券の利息
預 け 金 利 収 入	2,319	預け金の利息
受 入 雑 手 数 料	9,097	スワップ契約に基づき受入れた利息相当部分等
受 入 雑 手 数 料	487	バンクローン等の承諾済未貸付額にかかる約定手数料
外 国 債 券 利 収 入	58	外貨建債権額および外貨建債務額の評価による利益金等
外 国 債 券 利 収 入	860	労働保険料被保険者負担金等
貸 付 金 引 当 金 戻 入	53,570	貸倒等引当金の組戻益
貸 付 金 引 当 金 戻 入	21,917	
特 定 海 外 債 権 引 当 勘 定 戻 入	31,653	
計	182,782	

国庫補助金等 : 該当なし

(2)費用(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	明 細
経借 常 用	161,638	
入 金 費 利 用 息	25,624	
財 融 資 金 借 入 金 利 息	25,431	財政融資資金借入金の利息
旧 簡 易 生 命 保 険 資 金 借 入 金 利 息	166	旧簡易生命保険資金借入金の利息
外 貨 民 間 借 入 金 利 息	26	外貨民間借入金の利息
債 券 の 利 息	31,404	債券の利息
支 払 雑 務 利 息 費	33,210	内訳は以下の通りである。
	9,950	役員給 60
		職員給 1,399
		諸手当・福利費その他 1,897
		旅費 591
		業務諸費 5,655
		交際費 0
		債権保全費 18
		税金 206
		債券発行諸費 125
動 産 不 動 産 減 価 償 却 費	377	営業用建物および什器にかかる減価償却額
支 払 国 付 手 為 金 行 債 償 料	778	
外 貨 債 権 置 換 債 償 損	6,864	外貨建債権および外貨建債務額の評価による損失金等
債 券 発 行 費	12,074	
債 券 発 行 費 の 償 却	360	
倒 等 引 当 金 繰 上 入 損	112	債券発行費の償却金
倒 引 当 金 繰 上 入	40,885	営業用土地建物動産の帳簿価額と処分価額との差額等
貸 倒 外 債 権 引 当 勘 定 繰 上 入	20,846	国際協力銀行法施行令第8条第4項による当年度貸倒等引当金繰上入
特 定 年 度 利 益	20,039	
当 計	21,144	
	182,782	

関連公益法人への出捐 : 該当なし

2 海外経済協力勘定

(1) 収益(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	明細
経常	517,459	
貸付金	112,285	貸付金の利息
受取配当	4,337	出資にかかるとる配当金
一般預受	6,750	預け金の利息
受取入金	134	
受取入金	0	
受取入金	219	貸付手数料
雑貸	288	労働保険料被保険者負担金等
貸倒等引当	393,445	貸倒等引当金の組戻益
貸倒引当	1,240	
貸倒外債権引当	363,304	
特定海外債権引当		
出資損失引当	28,901	
計	517,459	

国庫補助金等の明細 (単位:百万円)

補助金等の名称	金額	国の会計区分	損益計算書上の科目名
国際協力銀行交付金	6,750	一般会計	一般会計より受入

(2)費用(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで) (単位:百万円)

科 目	金 額	明 細
経借 常 入 金 費 利 用 借 入 金 利 息 財 融 資 借 入 金 利 民 間 借 入 金 利 事 務 費	507,653 28,925 28,923 2 6,006	財政融資資金借入金の利息 民間借入金の利息 内訳は以下の通りである。 役員給 37 職員給 857 諸手当・福利費その他 1,162 旅費 358 業務諸費 3,466 交際費 0 税金 126 営業用建物および什器にかかる減価償却額
動 産 不 動 産 減 価 償 却 費 支 払 手 為 金	158 1,651	
外 債 国 付 金	1	
貸 倒 等 引 当 金 繰 入 特 定 倒 外 債 権 引 当 金 繰 入 出 資 損 失 引 当 金 繰 入 年 度 利 益	77,051 124 393,737 1,222 363,304 29,212 9,806	営業用土地建物動産の帳簿価額と処分価額との差額等 国際協力銀行法施行令第8条第4項による当年度貸倒等引当金繰入額
当 計	517,459	

関連公益法人への出捐 : 該当なし

平成19年度 国際協力銀行 財務諸表附属明細書

東京都千代田区大手町一丁目4番1号
国際協力銀行

1 貸付金の明細

(1) 貸付金残高

① 国際金融等勘定

期別	貸付金		外貨貸付金		金計	対前年同期比指数	当期増減(△)高
	貸付金	貸付金	外貨貸付金	外貨貸付金			
平成19年3月末	2,951,271		4,872,395		7,823,666	99.0	△76,891
平成20年3月末	2,560,202		4,745,609		7,305,811	93.4	△517,855
② 海外経済協力勘定							
期別	貸付金	貸付金	対前年同期比指数	当期増減(△)高	(金額単位:百万円)		
平成19年3月末	11,378,616		99.6	△50,297			
平成20年3月末	11,387,131		100.1	8,515			

(2) 貸付金の当期間における増減

① 国際金融等勘定

期別	種別	前期末残高	当期増加	当期減少高	(うち当期償却高)	当期末残高
平成18年4月1日から	貸付金	3,304,605	124,751	478,085	(732)	2,951,271
平成19年3月31日まで	外貨貸付金	4,595,952	1,098,509	822,067	(-)	4,872,395
	計	7,900,557	1,223,261	1,300,152	(732)	7,823,666
平成19年4月1日から	貸付金	2,951,271	108,578	499,647	(732)	2,560,202
平成20年3月31日まで	外貨貸付金	4,872,395	925,446	1,052,232	(-)	4,745,609
	計	7,823,666	1,034,024	1,551,879	(732)	7,305,811

② 海外経済協力勘定

期別	種別	前期末残高	当期増加	当期減少高	(うち当期償却高)	当期末残高
平成18年4月1日から	貸付金	11,428,913	615,370	665,668	(46,590)	11,378,616
平成19年4月1日から	貸付金	11,378,616	686,816	678,301	(17,735)	11,387,131

(3)貸付金の金融目的別内訳

2

①国際金融等勘定 (金額単位:百万円、口数単位:一口、構成比率:%)

金融目的	平成19年3月末		平成20年3月末	
	口数	貸付金残高	口数	貸付金残高
輸出	361	1,226,884	331	1,118,181
輸入	232	682,687	198	617,767
投資	1,074	3,956,453	963	3,900,966
事業開発等金融	178	1,957,642	164	1,668,897
計	1,845	7,823,666	1,656	7,305,811
		構成比率		構成比率
		15.7		15.3
		8.7		8.5
		50.6		53.4
		25.0		22.8
		100.0		100.0

②海外経済協力勘定 (金額単位:百万円、口数単位:一口、構成比率:%)

金融目的	平成19年3月末		平成20年3月末	
	口数	貸付金残高	口数	貸付金残高
円借	1,919	11,374,832	1,934	11,383,731
外投	2	3,784	2	3,400
融資				
計	1,921	11,378,616	1,936	11,387,131
		構成比率		構成比率
		100.0		100.0
		0.0		0.0
		100.0		100.0

2 資金供給業務としての出資金の明細(出資比率が100分の20以上のもの)

(1) 出資金残高

① 国際金融等勘定

期別	出資先	1口あたりの額	持口数	取得価額	当期末残高	当期末出資比率
平成19年3月末	-	-	-	-	-	-
平成20年3月末	-	-	-	-	-	-

(金額単位:百万円、1口あたりの額:ドル、持口数:一口、出資比率:%)

② 海外経済協力勘定

期別	出資先	1株あたりの額	持口数	取得価額	当期末残高	当期末出資比率
平成19年3月末	日本ウヰジミナス株式会社	100,000	115,504	11,550	11,550	38.4
	日本アサハハンアルミニウム株式会社	500	99,985,000	49,993	49,993	50.0
	日本シンガポール石油化学株式会社	500	4,775	4,775	4,775	20.0
	日本アマゾンアルミニウム株式会社	500	25,760	25,760	25,760	44.9
	日本・サウジアラビアメタノール株式会社	500	693	693	693	30.0
	サウデイ石油化学株式会社	10,000	25,335	25,335	25,335	44.6
	カフココジャパン投資株式会社	50,000	2,330	2,330	2,330	46.4
	大連工業団地投資株式会社	50,000	650	650	650	40.6
	スマトラパルプ株式会社	50,000	114,032	5,702	5,702	42.7
	日本ウヰジミナス株式会社	100,000	115,504	11,550	11,550	38.4
平成20年3月末	日本アサハハンアルミニウム株式会社	500	99,985,000	49,993	49,993	50.0
	日本シンガポール石油化学株式会社	500	4,775	4,775	4,775	20.0
	日本アマゾンアルミニウム株式会社	500	25,760	25,760	25,760	44.9
	日本・サウジアラビアメタノール株式会社	500	693	693	693	30.0
	サウデイ石油化学株式会社	10,000	21,075	21,075	21,075	37.1
	カフココジャパン投資株式会社	50,000	2,330	2,330	2,330	46.4
	大連工業団地投資株式会社	50,000	650	650	650	40.6
	スマトラパルプ株式会社	50,000	114,032	5,702	5,702	42.7

(金額単位:百万円、1口あたりの額:ドル、持口数:一口、出資比率:%)

期別	出資先	1口あたりの額	持口数	取得価額	当期末残高	当期末出資比率
平成19年3月末	国際連合大学信託基金	-	-	-	-	-
平成20年3月末	国際連合大学信託基金	-	-	-	-	-

(金額単位:百万円、1口あたりの額:ドル、持口数:一口、出資比率:%)

期別	出資先	1株あたりの額	持口数	取得価額	当期末残高	当期末出資比率
平成19年3月末	タイリカパリアファンド	1	278	278	278	25.0
平成20年3月末	タイリカパリアファンド	1	101	101	101	25.0

(金額単位:百万円、1口あたりの額:ドル、持口数:一口、出資比率:%)

期別	出資先	1口あたりの額	持口数	取得価額	当期末残高	当期末出資比率
平成19年3月末	メキシコ環境基金	1,000,000	8	805	805	28.3
平成20年3月末	メキシコ環境基金	1,000,000	8	728	728	28.6

(金額単位:百万円、1口あたりの額:インドルピー、持口数:一口、出資比率:%)

期別	出資先	1口あたりの額	持口数	取得価額	当期末残高	当期末出資比率
平成19年3月末	地方企業育成基金	5,000	773	773	773	22.7
平成20年3月末	地方企業育成基金	5,000	472	472	472	22.7

(金額単位:百万円、1口あたりの額:インドルピー、持口数:一口、出資比率:%)

(2) 出資金の当期間における増減

4

① 国際金融等勘定 (金額単位: 百万円)

期別	種類	前期末残高	当期増加高	当期減少高	(5) うち当期償却高	当期末残高
平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	外貨出資金	-	-	-	(-)	-
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	外貨出資金	-	-	-	(-)	-

② 海外経済協力勘定 (金額単位: 百万円)

期別	種類	前期末残高	当期増加高	当期減少高	(5) うち当期償却高	当期末残高
平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	株式出資金	138,538	-	11,750	(4,624)	126,788
	出資金	94	19	-	(-)	113
	外貨株式出資金	391	-	113	(-)	278
	外貨出資金	1,578	-	-	(-)	1,578
	計	140,601	19	11,863	(4,624)	128,757
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	株式出資金	126,788	-	4,260	(-)	122,528
	出資金	113	32	-	(-)	145
	外貨株式出資金	278	-	177	(-)	101
	外貨出資金	1,578	-	379	(-)	1,199
	計	128,757	32	4,816	(-)	123,974

3 支払承諾及び支払承諾見返(国際金融等勘定)

(金額単位: 百万円、口数単位: 一口)

期別	前期末残高		当期増加高	当期減少高	当期末残高	
	口数	金額			口数	金額
平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	715	1,055,083	598,334	160,978	590	1,492,439
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	590	1,492,439	389,037	264,002	633	1,617,474

4 営業用土地建物動産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

(金額単位: 百万円)

区分	前期末残高	当期取得高	当期処分高	当期償却高	当期末残高	減価償却累計額
土地	12,551	-	-	-	12,551	-
建物	8,239	193	111	302	8,018	7,868
什器	4,756	547	63	794	4,446	11,199
一括償却資産	28	24	0	24	27	254
計	25,574	764	174	1,120	25,043	19,322

5 長期借入金の明細

(1) 国際金融等勘定

(金額単位:百万円)

期別	種別	種別	前期未残高	当期増加高	当期減少高	当期未残高
平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	財政資金 簡易生命保険資金	借入金	4,844,321	367,500	869,316	4,342,505
		借入金	62,248	-	24,730	37,518
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	財政資金 旧簡易生命保険資金	借入金	4,906,569	367,500	894,046	4,380,023
		借入金	4,342,505	345,600	1,038,702	3,649,403
		計	37,518	-	21,438	16,080
		計	4,380,023	345,600	1,060,140	3,665,483

(2) 海外経済協力勘定

(金額単位:百万円)

期別	種別	種別	前期未残高	当期増加高	当期減少高	当期未残高
平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	財政資金 簡易生命保険資金	借入金	3,978,612	334,600	625,504	3,687,708
		借入金	41,608	-	14,513	27,095
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	財政資金 旧簡易生命保険資金	借入金	4,020,220	334,600	640,017	3,714,803
		借入金	3,687,708	101,600	482,604	3,306,704
		計	27,095	-	27,095	-
		計	3,714,803	101,600	509,699	3,306,704

6 債券の明細
(1) 国際金融等勘定

期別	銘柄	発行年月日	前年度末残高	当期増加高		償還	当期減少高	換算レート差	当期末残高
				発行	換算レート差				
	政府保証付債券第37次債	H8.5.15	33,073,170,731	0	1,170,731,708	0	0	0	34,243,902,439
	政府保証付債券第39次債	H9.2.5	76,546,200,000	0	2,709,600,000	79,255,800,000	0	0	0
	政府保証付債券第40次債	H9.6.5	39,376,252,284	0	1,393,849,639	0	0	0	40,770,101,923
	政府保証付債券第42次債	H9.12.10	65,374,602,255	0	2,314,145,213	0	0	0	67,688,747,468
	政府保証付債券第1次債	H11.11.4	113,000,000,000	0	4,000,000,000	0	0	0	117,000,000,000
	政府保証付債券第3次債	H13.12.4	113,000,000,000	0	3,000,000,000	116,000,000,000	0	0	0
	政府保証付債券第4次債	H15.3.5	56,965,216,028	0	2,016,467,824	0	0	0	58,981,683,852
	政府保証付債券第5次債	H15.7.29	63,963,650,000	0	2,264,200,000	0	0	0	66,227,850,000
	政府保証付債券第6次債	H15.12.2	66,381,850,000	0	2,349,800,000	0	0	0	68,731,650,000
	政府保証付債券第7次債	H16.6.10	103,056,000,000	0	3,648,000,000	0	0	0	106,704,000,000
	政府保証付債券第8次債	H16.12.13	56,500,000,000	0	2,000,000,000	0	0	0	58,500,000,000
	政府保証付債券第9次債	H17.3.10	84,750,000,000	0	3,000,000,000	0	0	0	87,750,000,000
	政府保証付債券第10次債	H17.6.22	84,750,000,000	0	3,000,000,000	0	0	0	87,750,000,000
	政府保証付債券第11次債	H17.9.7	8,235,000,000	0	1,134,000,000	0	0	0	9,369,000,000
	政府保証付債券第12次債	H17.11.25	113,000,000,000	0	4,000,000,000	0	0	0	117,000,000,000
	政府保証付債券第13次債	H18.3.23	73,450,000,000	0	2,600,000,000	0	0	0	76,050,000,000
	政府保証付債券第14次債	H19.3.22	0	87,750,000,000	0	0	0	0	87,750,000,000
	財投機関債第1回債	H13.10.30	50,000,000,000	0	0	50,000,000,000	0	0	0
	財投機関債第2回債	H13.10.30	50,000,000,000	0	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第3回債	H14.4.23	50,000,000,000	0	0	50,000,000,000	0	0	0
	財投機関債第4回債	H14.4.23	50,000,000,000	0	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第6回債	H14.9.26	50,000,000,000	0	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第8回債	H15.5.29	60,000,000,000	0	0	0	0	0	60,000,000,000
	財投機関債第10回債	H16.2.6	70,000,000,000	0	0	0	0	0	70,000,000,000
	財投機関債第12回債	H16.5.12	50,000,000,000	0	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第13回債	H16.5.28	20,000,000,000	0	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第14回債	H16.9.8	50,000,000,000	0	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第15回債	H16.9.8	50,000,000,000	0	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第16回債	H16.9.8	20,000,000,000	0	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第17回債	H17.5.13	50,000,000,000	0	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第18回債	H17.5.13	50,000,000,000	0	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第19回債	H17.5.13	20,000,000,000	0	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第20回債	H17.10.21	50,000,000,000	0	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第21回債	H17.10.21	50,000,000,000	0	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第22回債	H18.3.14	20,000,000,000	0	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第23回債	H18.3.14	20,000,000,000	0	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第24回債	H18.5.11	0	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第25回債	H18.5.11	0	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	計		1,981,421,941,298	187,750,000,000	40,600,794,384	295,255,800,000	0	0	1,914,516,935,682

期別	銘柄	発行年月日	前年度未残高	当期増加高		当期減少高		当期末残高
				発行	換算レート差	償還	換算レート差	
	政府保証付債券第37次債	H8.5.15	34,243,902,439	0	0	34,243,902,439	0	0
	政府保証付債券第40次債	H9.6.5	40,770,101,923	0	0	0	0	40,770,101,923
	政府保証付債券第42次債	H9.12.10	67,688,747,468	0	1,157,072,606	68,845,820,074	0	0
	政府保証付債券第1次債	H11.11.4	117,000,000,000	0	0	0	0	117,000,000,000
	政府保証付債券第4次債	H15.3.5	58,981,683,852	0	0	58,981,683,852	0	0
	政府保証付債券第5次債	H15.7.29	66,227,850,000	0	0	0	0	66,227,850,000
	政府保証付債券第6次債	H15.12.2	68,731,650,000	0	0	0	0	68,731,650,000
	政府保証付債券第7次債	H16.6.10	106,704,000,000	0	0	0	0	106,704,000,000
	政府保証付債券第8次債	H16.12.13	58,500,000,000	0	0	0	0	58,500,000,000
	政府保証付債券第9次債	H17.3.10	87,750,000,000	0	0	0	0	87,750,000,000
	政府保証付債券第10次債	H17.6.22	87,750,000,000	0	0	0	0	87,750,000,000
	政府保証付債券第11次債	H17.9.7	9,369,000,000	0	1,791,000,000	0	0	11,160,000,000
	政府保証付債券第12次債	H17.11.25	117,000,000,000	0	0	0	0	117,000,000,000
	政府保証付債券第13次債	H18.3.23	76,050,000,000	0	0	0	0	76,050,000,000
	政府保証付債券第14次債	H19.3.22	87,750,000,000	0	0	0	0	87,750,000,000
	政府保証付債券第15次債	H19.11.26	0	119,000,000,000	0	0	2,000,000,000	117,000,000,000
	政府保証付債券第16次債	H20.3.25	0	58,500,000,000	0	0	0	58,500,000,000
平成19年4月1日から	財投機関債第2回債	H13.10.30	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
平成20年3月31日まで	財投機関債第4回債	H14.4.23	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第6回債	H14.9.26	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第8回債	H15.5.29	60,000,000,000	0	0	0	0	60,000,000,000
	財投機関債第10回債	H16.2.6	70,000,000,000	0	0	0	0	70,000,000,000
	財投機関債第12回債	H16.5.12	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第13回債	H16.5.28	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第14回債	H16.9.8	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第15回債	H16.9.8	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第16回債	H16.9.8	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第17回債	H17.5.13	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第18回債	H17.5.13	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第19回債	H17.5.13	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第20回債	H17.10.21	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第21回債	H17.10.21	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第22回債	H18.3.14	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第23回債	H18.3.14	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第24回債	H18.5.11	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第25回債	H18.5.11	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第26回債	H19.5.28	0	50,000,000,000	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第27回債	H19.5.28	0	50,000,000,000	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第28回債	H19.11.2	0	50,000,000,000	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第29回債	H19.11.2	0	50,000,000,000	0	0	0	50,000,000,000
	計		1,914,516,935,682	377,500,000,000	2,948,072,606	162,071,406,365	2,000,000,000	2,130,893,601,923

(注) 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡している。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しているが、同債券の債権者に対する本行の債券償還義務は債券償還時まで存続する。

(金額単位:円)	
銘柄	譲渡金額
第7回国際協力銀行債券	60,000,000,000
第9回国際協力銀行債券	50,000,000,000
第11回国際協力銀行債券	50,000,000,000

期別	銘柄	発行年月日	前期末残高	当期増加高		当期減少高		当期末残高
				発行	償還			
平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	政府保証付債券第9次債	H8.11.14	10,000,000,000	0	10,000,000,000	0	0	0
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	-	-	10,000,000,000	0	10,000,000,000	0	0	0
	計		-	-	-	-	-	-
	計		-	-	-	-	-	-

7 政府出資

(金額単位:百万円)				
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘 要
国際金融等助定資本金	985,500	985,500	-	国際協力銀行法第5条に基づく産業投資特別会計からの出資金

(2)一般会計からの出資額

(金額単位:百万円)				
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘 要
海外経済協力助定資本金	7,231,508	7,390,572	159,064	国際協力銀行法第5条に基づく一般会計からの出資金

8 貸倒等引当金、準備金及び積立金

(1)国際金融等助定

(金額単位:百万円)				
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘 要
貸倒引当金	23,471	21,917	△1,554	平成11年大蔵省告示第293号に基づく引当金
特定海外債権引当助定	31,479	31,653	174	同上
準備金	745,236	780,375	35,139	国際協力銀行法第44条に基づく準備金

(2)海外経済協力助定

(金額単位:百万円)				
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘 要
貸倒引当金	1,251	1,240	△11	平成11年大蔵省告示第293号に基づく引当金
特定海外債権引当助定	363,533	363,304	△229	同上
出資損失引当金	29,311	28,901	△410	同上
積立金	166,062	305,464	139,402	国際協力銀行法第44条に基づく積立金

9 その他主な資産及び負債の明細

(1) 有価証券

(金額単位:百万円)						
区	分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘	要
	外国債券	8,622	6,900	△ 1,722		
	国債	-	-	-		
	計	8,622	6,900	△ 1,722		

(金額単位:百万円)						
区	分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘	要
	国債	-	-	-		

(2) 現金及び預金

(金額単位:百万円)						
区	分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘	要
	現金	0	0	-		
	預け金	31,975	166,116	134,141		
	外貨預け金	226,258	158,053	△ 68,205		
	計	258,234	324,170	65,936		

(金額単位:百万円)						
区	分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘	要
	現金	0	0	-		
	預け金	67,966	1,529	△ 66,437		
	計	67,966	1,529	△ 66,437		

(3) 未収金

(金額単位:百万円)						
区	分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘	要
	未収金	-	-	-		

(4) 未収収益
① 国際金融等勘定 (金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘要
未収貸付金利息	73,415	69,182	△ 4,233	
未収受入雑利息	6,178	5,745	△ 433	
計	79,593	74,927	△ 4,666	

② 海外経済協力勘定 (金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘要
未収貸付金利息	65,683	61,768	△ 3,915	

(5) 雑勘定(資産) (金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘要
仮払金	796	948	152	
前払金	6,772	5,887	△ 885	
前払費用	33	223	190	
概算納付金	20,120	20,662	542	
為替換算調整	10,583	-	△ 10,583	
その他雑勘定	532	581	49	
計	38,836	28,301	△ 10,535	

(6) 不動産不動産 (金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘要
営業用土地建物不動産	25,574	25,043	△ 531	
建設仮払金	74	36	△ 37	
計	25,647	25,079	△ 568	

(7) 繰延勘定
① 国際金融等勘定 (金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘要
債券発行差金	2,245	2,604	359	
債券発行費	818	813	△ 5	
計	3,062	3,417	354	

② 海外経済協力勘定 (金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘要
債券発行差金	-	-	-	

(8) 受取手形／売掛金

(金額単位:百万円)					
区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘	要
受取手形	-	-	-		
売掛金	-	-	-		

(9) 短期借入金

(金額単位:百万円)					
区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘	要
短期借入金	-	-	-		

(10) 未払費用

(金額単位:百万円)					
①国際金融等勘定					
区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘	要
未払借入金利息	14,852	10,302	△4,550		
(未払財政融資資金借入金利息)	14,848	10,300	△4,548		
(未払旧簡易生命保険資金借入金利息)	4	2	△2		
未払債券利息	25,494	24,304	△1,190		
未払支払雑利息	30,167	24,535	△5,632		
その他未払費用	90	82	△8		
計	70,604	59,223	△11,381		

②海外経済協力勘定

(金額単位:百万円)					
区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘	要
未払借入金利息	13,633	13,589	△44		
(未払財政融資資金借入金利息)	13,630	13,589	△41		
(未払旧簡易生命保険資金借入金利息)	3	-	△3		
未払債券利息	-	-	-		
その他未払費用	-	-	-		
計	13,633	13,589	△44		

(11) 雑勘定(負債)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘 要
仮受金	2,181	1,811	△370	
前受収益	7,844	6,395	△1,448	
債券未払金	38	3	△35	
為替換算調整 未払金	-	21,533	21,533	
計	10,063	29,742	19,679	

(金額単位:百万円)

(12) 支払手形/買掛金

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)高	摘 要
支払手形	-	-	-	
買掛金	-	-	-	

(金額単位:百万円)

10 主な費用及び収益
別紙参照11 国際協力銀行法施行規則第2条第5号において規定される子会社及び関連会社、並びに同条第6号へにおいて規定される関連公益法人等
該当なし

別紙

1 国際金融等勘定

(1) 収益(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	明 細
常 利 收 益	416,115	
付 金 金 利 息	326,158	
貸 付 金 利 息	63,861	貸付金の利息
外 貨 貸 付 金 利 息	262,297	外貨貸付金の利息
保 有 価 証 債 券 利 息	5,233	債務保証にかかる保証料
預 受 外 国 債 券 利 息	188	外国債券の利息
受 入 外 国 債 金 利 息	12,199	預け金の利息
受 入 外 国 債 金 利 息	9,132	スワップ契約に基づき受入れた利息相当部分等
受 入 外 国 債 金 利 息	1,279	バンクローン等の承諾済未貸付額にかかる約定手数料
受 入 外 国 債 金 利 息	2,219	外貨建債権額および外貨建債務額の評価による利益金等
受 入 外 国 債 金 利 息	4,756	労働保険料被保険者負担金等
受 入 外 国 債 金 利 息	54,950	貸倒等引当金の組戻益
受 入 外 国 債 金 利 息	23,471	
受 入 外 国 債 金 利 息	31,479	
計	416,115	

国庫補助金等 : 該当なし

(単位:百万円)

(2)費用(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

科目	金額	明細
経借		
常		
入	358,454	
費	64,297	
金	63,628	
資	669	
融	0	
財	68,646	財政融資資金借入金の利息
政	142,732	旧簡易生命保険資金借入金の利息
易	16,671	外貨民間借入金の利息
生		債券の利息
命		内訳は以下の通りである。
保		役員給 123
険		職員給 2,811
資		諸手当・福利費その他 3,677
金		旅費 1,361
借		業務諸費 8,244
入		交際費 0
金		債権保全費 34
利		税金 219
息		債券発行諸費 202
息		営業用建物および什器にかかる減価償却額
息		外貨建債権額および外貨建債務額の評価による損失金等
費		債券発行差金の償却金
		債券発行費の償却金
		営業用土地建物動産の帳簿価額と処分価額との差額等
		国際協力銀行法施行令第8条第4項による当年度貸倒等引当金繰入額
支		
事		
利	776	
金	1,962	
借	7,610	
入	732	
金	584	
利	727	
息	147	
息	53,570	
費	21,917	
	31,653	
	57,661	
	416,115	
当		
年		
度		
利		
引		
当		
勘		
定		
線		
入		
金		
計		

関連公益法人への出捐 : 該当なし

2 海外経済協力勘定

(1) 収益(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	明細
経常	676,528	
貸受一般	231,892	貸付金の利息
貸受一般	15,052	出資にかかる配当金
貸受一般	20,000	預け金の利息
貸受一般	216	貸付手数料
貸受一般	1	
貸受一般	669	
貸受一般	11	
貸受一般	14,308	
貸受一般	285	労働保険料被保険者負担金等
貸受一般	394,095	貸倒等引当金の組戻益
貸受一般	1,251	
貸受一般	363,533	
貸受一般	29,311	
貸受一般	676,528	

国庫補助金等の明細

(単位:百万円)

補助金等の名称	金額	国の会計区分	損益計算書上の科目名
国際協力銀行交付金	20,000	一般会計	一般会計より受入

(単位:百万円)

(2)費用(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

科目	金額	明細
経借	494,195	
常	68,317	
入	67,614	
金	697	
費	6	
利	10,069	
息		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		
金		
入		
金		
利		
息		
費		

3. 旧国際協力銀行財務諸表（民間会計基準準拠）

1. 財務諸表の作成方法について

旧 JBIC の財務諸表（民間の会計基準に準拠して作成した財務諸表）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」といいます。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）に準拠しております。ただし、第 9 期事業年度（自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 20 年 3 月 31 日）は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、第 10 期事業年度（自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 20 年 9 月 30 日）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 監査証明について

旧 JBIC は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、第 9 期事業年度（自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 20 年 3 月 31 日）の財務諸表については、新日本監査法人による監査を受け、また、第 10 期事業年度（自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 20 年 9 月 30 日）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、その監査報告書は、財務諸表の直前に掲げております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成 20 年 7 月 1 日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

3. 連結財務諸表について

旧 JBIC は、子会社を有していないため連結財務諸表は作成しておりません。

4. 当機構が承継しない勘定に係る財務諸表の記載について

旧 JBIC の 2 勘定のうち、当機構が承継したのは海外経済協力勘定のみですが、本「3. 旧国際協力銀行財務諸表（民間会計基準準拠）」においては、当機構が承継していない旧 JBIC の国際金融等勘定、及び海外経済協力勘定と国際金融等勘定とを合算した旧 JBIC の総括財務諸表についても掲載しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月22日


独立行政法人 国際協力機構

理事長 緒方貞子 殿

新日本有限責任監査法人


指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高尾 幸治 


指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

菅原 和信 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

茂木 哲也 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「財務諸表等（民間会計基準）」に揚げられている国際協力銀行の平成20年4月1日から平成20年9月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際協力銀行の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、国際協力銀行は、平成20年10月1日をもって解散し、国際協力銀行の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務に、海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構の有償資金協力業務にそれぞれ承継された。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第9期末 (平成20年3月31日)		第10期末 (平成20年9月30日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
現 金 預 け 金 現 預 け 金	307,253 ⁹ 307,244	1.53	247,064 ⁸ 247,056	1.23
有 価 証 券 株 の 他 の 証 券	104,491 102,934 1,557	0.52	114,302 102,934 11,367	0.57
貸 出 金 証 書 貸 付 ※1,2,3,4,5,6,7,9	17,625,525 17,625,525	87.70	17,731,612 17,731,612	88.53
そ の 他 資 産 前 払 費 用 未 収 取 益 金 融 派 生 商 品 概 算 国 庫 納 付 金 そ の 他 の 資 産 ※13	698,058 590 121,827 553,945 20,661 1,033	3.47	573,641 480 109,788 458,049 3,503 1,819	2.86
有 形 固 定 資 産 ※11 建 物 土 地 リ ー ス 資 産 建 設 仮 勘 定 資 産 そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	24,537 10,925 12,551 — 36 1,024	0.12	24,527 10,588 12,551 80 170 1,137	0.12
無 形 固 定 資 産 ソ フ ト ウ ェ ア 資 産 リ ー ス 資 産 そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	4,260 3,075 — 1,185	0.02	4,990 4,650 3 337	0.03
債 券 繰 延 資 産 債 券 発 行 費	1,145 1,145	0.00	1,267 1,267	0.01
支 払 承 諾 見 返	1,536,922	7.65	1,577,509	7.88
貸 倒 引 当 金	△ 203,835	△ 1.01	△ 245,805	△ 1.23
資 産 の 部 合 計	20,098,361	100.00	20,029,111	100.00

(負債及び純資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第9期末 (平成20年3月31日)		第10期末 (平成20年9月30日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
債 券 発 行 金 ※10	2,053,373 2,053,373	10.22	2,212,393 2,212,393	11.05
借 入 金	6,972,186 6,972,186	34.69	6,556,346 6,556,346	32.73
そ の 他 負 債 未 払 費 用 前 受 取 益 金 融 派 生 商 品 リ ー ス 債 務 そ の 他 の 負 債	58,860 46,777 6,367 1,885 — 1,829	0.28	58,477 48,943 6,051 1,286 87 2,108	0.29
賞 与 引 当 金	1,035	0.00	1,025	0.00
退 職 給 付 引 当 金	17,215	0.09	17,139	0.09
支 払 承 諾	1,536,922	7.65	1,577,509	7.88
負 債 の 部 合 計	10,637,593	52.93	10,422,890	52.04
株 主 資 本 資 本 金 国 際 金 融 等 勘 定 資 本 金 海 外 経 済 協 力 勘 定 資 本 金 利 益 剰 余 金 ※12 そ の 他 利 益 剰 余 金 国 際 金 融 等 勘 定 準 備 金 海 外 経 済 協 力 勘 定 積 立 金 繰 越 利 益 剰 余 金	9,428,552 8,376,072 985,500 7,390,572 1,052,480 1,052,480 780,375 305,464 △ 33,359	46.91	9,551,985 8,462,272 1,005,500 7,456,772 1,089,712 1,089,712 809,205 487,797 △ 207,290	47.69
評 価 ・ 換 算 差 額 等 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	32,215 32,215	0.16	54,235 54,235	0.27
純 資 産 の 部 合 計	9,460,768	47.07	9,606,220	47.96
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	20,098,361	100.00	20,029,111	100.00

②【損益計算書】

(金額単位:百万円)

科目	期別		第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
			金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
	経常収益		614,015	100.00	240,733	100.00
資金運用収益		587,965		236,891		
貸出金利息		561,114		230,262		
有価証券利息配当金		15,014		4,264		
預け金利息		11,836		2,365		
役員取引等収益		11,267		3,548		
その他の役員収益		11,267		3,548		
その他の業務収益		113		165		
金融派生商品収益		113		165		
その他の経常収益		14,670		127		
株式等売却益		14,307		-		
その他の経常収益		362		127		
経常費用		384,492	62.62	178,574	74.18	
資金調達費用		342,088		117,788		
債券利息		63,463		33,844		
借入金利息		132,614		54,548		
金利スワップ支払利息		146,010		29,395		
役員取引等費用		6,013		2,430		
その他の役員費用		6,013		2,430		
その他の業務費用		9,160		1,144		
外国為替売却損		8,324		756		
債券発行費償却		641		255		
その他の業務費用		194		132		
営業経費用		26,948		15,239		
その他の経常費用		282		41,971		
貸倒引当金繰入額		-		41,970		
株式等償却		282		-		
その他の経常費用		-		1		
経常利益		229,522	37.38	62,159	25.82	
特別利益		45,238	7.37	8,710	3.62	
固定資産処分益		18		18		
貸倒引当金戻入益		23,289		-		
償却債権取立益		1,930		1,941		
政府交付金収入※1		20,000		6,750		
特別損失		166	0.03	4,807	2.00	
固定資産処分損		166		232		
債務履行引受契約関連損※2		-		4,575		
当期純利益		274,594	44.72	66,062	27.44	

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(金額単位:百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金			利益剰余金				株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
	国際金融 等勘定 資本金	海外経済 協力勘定 資本金	資本金 合計	その他利益剰余金			利益剰余 金合計				
				国際金融 等勘定 準備金	海外経済 協力勘定 積立金	繰越利益 剰余金					
平成19年3月31日残高	985,500	7,231,508	8,217,008	745,236	166,062	△ 98,273	813,025	9,030,033	△ 1,122	△ 1,122	9,028,911
事業年度中の変動額											
国際金融等勘定 資本金増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海外経済協力 勘定資本金増減	-	159,064	159,064	-	-	-	-	159,064	-	-	159,064
国際金融等勘定 準備金繰入	-	-	-	35,139	-	△ 35,139	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 国庫納付	-	-	-	-	-	△ 35,139	△ 35,139	△ 35,139	-	-	△ 35,139
海外経済協力 勘定積立金繰入	-	-	-	-	139,401	△ 139,401	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	274,594	274,594	274,594	-	-	274,594
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	-	-	-	-	-	-	-	-	33,338	33,338	33,338
事業年度中の変動額合計	-	159,064	159,064	35,139	139,401	64,914	239,455	398,519	33,338	33,338	431,857
平成20年3月31日残高	985,500	7,390,572	8,376,072	780,375	305,464	△ 33,359	1,052,480	9,428,552	32,215	32,215	9,460,768

(注) 当行は国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第5項の規定に基づき、国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第8条の規定に基づき計算された国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、国庫への納付については利益金の処分として、会計処理しております。また、国際金融等勘定準備金繰入額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき繰入を行うものであります。また、国際協力銀行法第44条第2項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入を行っております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(金額単位:百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金			利益剰余金				株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
	国際金融 等勘定 資本金	海外経済 協力勘定 資本金	資本金 合計	その他利益剰余金			利益剰余 金合計				
				国際金融 等勘定 準備金	海外経済 協力勘定 積立金	繰越利益 剰余金					
平成20年3月31日残高	985,500	7,390,572	8,376,072	780,375	305,464	△ 33,359	1,052,480	9,428,552	32,215	32,215	9,460,768
事業年度中の変動額											
国際金融等勘定 資本金増減	20,000	-	20,000	-	-	-	-	20,000	-	-	20,000
海外経済協力 勘定資本金増減	-	66,200	66,200	-	-	-	-	66,200	-	-	66,200
国際金融等勘定 準備金繰入	-	-	-	28,830	-	△ 28,830	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 国庫納付	-	-	-	-	-	△ 28,830	△ 28,830	△ 28,830	-	-	△ 28,830
海外経済協力 勘定積立金繰入	-	-	-	-	182,333	△ 182,333	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	66,062	66,062	66,062	-	-	66,062
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	-	-	-	-	-	-	-	-	22,019	22,019	22,019
事業年度中の変動額合計	20,000	66,200	86,200	28,830	182,333	△ 173,931	37,232	123,432	22,019	22,019	145,451
平成20年9月30日残高	1,005,500	7,456,772	8,462,272	809,205	487,797	△ 207,290	1,089,712	9,551,985	54,235	54,235	9,606,220

(注) 当行は国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第5項の規定に基づき、国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第8条の規定に基づき計算された国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、国庫への納付については利益金の処分として、会計処理しております。また、国際金融等勘定準備金繰入額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき繰入を行うものであります。また、国際協力銀行法第44条第2項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入を行っております。

④【キャッシュ・フロー計算書】

(金額単位:百万円)

科 目	期 別	
	第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	274,594	66,062
減価償却費	2,062	1,129
貸倒引当金の増減(△)額	△ 29,124	41,970
賞与引当金の増減(△)額	7	△ 9
退職給付引当金の増減(△)額	1,035	△ 75
資金運用収益	△ 587,965	△ 236,891
資金調達費用	342,088	117,788
有価証券関連損益(△)	△ 14,155	73
為替差損益(△)	310	653
有形固定資産処分損益(△)	148	213
貸出金の純増(△)減	1,203,323	△ 106,086
債券の純増減(△)	77,719	159,475
借入金の純増減(△)	△ 1,122,639	△ 415,840
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	34,880	2,859
資金運用による収入	604,355	248,704
資金調達による支出	△ 350,242	△ 116,067
その他	△ 563,685	116,952
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 127,285	△ 119,089
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 220	△ 10,802
有価証券の売却等による収入	19,701	14
有形固定資産の取得による支出	△ 673	△ 631
無形固定資産の取得による支出	△ 1,786	△ 1,365
有形固定資産の売却による収入	25	16
無形固定資産の売却による収入	—	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,047	△ 12,767
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
政府出資の受入れによる収入	159,064	86,200
国庫納付の支払額	△ 35,681	△ 11,672
財務活動によるキャッシュ・フロー	123,382	74,527
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 1	0
V. 現金及び現金同等物の増減額	13,143	△ 57,329
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	98,692	111,835
VII. 現金及び現金同等物の期末残高 ※1	111,835	54,506

【重要な会計方針】

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「その他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法により行っております。	同 左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：38年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：38年～50年 その他：2年～20年</p> <hr/> <hr/>
	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>同 左</p>
	<hr/>	<p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
4. 繰延資産の処理方法	<p>債券発行費は、債券の償還期限までの期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日以前に発行した債券に係る債券発行費は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第19号 平成18年8月11日）の経過措置に基づき3年間の均等償却を行っております。</p>	同 左
5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,642百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,442百万円であります。</p>

	第9期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第10期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。	(2) 賞与引当金 同 左
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。 また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。	(3) 退職給付引当金 同 左
7. リース取引の 処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の 方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ ①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段----金利スワップ ヘッジ対象----貸出金、借入金、債券 ③ヘッジ方針 金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。 ④ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等と比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワッ	(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>ブ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	
9. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>	同 左
10. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	同 左

【会計方針の変更】

<p>第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <hr/>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は80百万円、「無形固定資産」中のリース資産は3百万円、「その他負債」中のリース債務は87百万円増加しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

【重要な後発事象】

<p>第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<hr/>	<p>国際協力銀行は、平成20年10月1日をもって解散し、国際協力銀行の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務に、海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構の有償資金協力業務にそれぞれ継承されております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第 9 期末 (平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日)
<p>※ 1. 貸出金のうち、破綻先債権額は国際金融等勘定 35,877 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>※ 2. 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 109,805 百万円及び海外経済協力勘定 73,367 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※ 3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は国際金融等勘定、海外経済協力勘定ともに該当する債権はありません。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 42,820 百万円及び海外経済協力勘定 139,647 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定 188,504 百万円及び海外経済協力勘定 213,015 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※ 6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延</p>	<p>※ 1. 貸出金のうち、破綻先債権額は国際金融等勘定 35,877 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>※ 2. 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 109,166 百万円及び海外経済協力勘定 73,367 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※ 3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は国際金融等勘定、海外経済協力勘定ともに該当する債権はありません。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 107,940 百万円及び海外経済協力勘定 668,789 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定 252,985 百万円及び海外経済協力勘定 742,156 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※ 6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延</p>

第 9 期末 (平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日)
<p>ベ (リスケジュール) が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援 (国際協調の枠組みの下での国際収支支援) が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は IMF (国際通貨基金) との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 19 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定 334,826 百万円、海外経済協力勘定 1,228,905 百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、国際金融等勘定 8,806 百万円 (うち繰延べ対象元本残高は 5,220 百万円)、海外経済協力勘定 139,647 百万円 (うち繰延べ対象元本残高は 63,663 百万円) となっております。</p> <p>※ 7. 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予 (モラトリアム) を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議 (パリクラブ) で合意しております。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成 20 年 3 月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成 20 年 3 月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、国際金融等勘定 4,922 百万円、海外経済協力勘定 96,645 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記 1. から 5. に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8. 担保に供している資産はありません。</p> <p>※ 9. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承</p>	<p>ベ (リスケジュール) が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援 (国際協調の枠組みの下での国際収支支援) が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は IMF (国際通貨基金) との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 20 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定 329,555 百万円、海外経済協力勘定 1,222,583 百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、国際金融等勘定 74,571 百万円 (うち繰延べ対象元本残高は 71,149 百万円)、海外経済協力勘定 668,789 百万円 (うち繰延べ対象元本残高は 528,995 百万円) となっております。</p> <p>※ 7. 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予 (モラトリアム) を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議 (パリクラブ) で合意しております。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成 20 年 9 月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成 20 年 9 月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、国際金融等勘定 3,700 百万円、海外経済協力勘定 72,484 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記 1. から 5. に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8. 同 左</p> <p>※ 9. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承</p>

第 9 期末 (平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日)												
<p>諸額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 5,086,649 百万円であります。</p> <p>※ 1 0. 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">銘 柄</th> <th style="text-align: center;">譲渡金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 7 回国際協力銀行債券</td> <td style="text-align: right;">60,000</td> </tr> <tr> <td>第 9 回国際協力銀行債券</td> <td style="text-align: right;">50,000</td> </tr> <tr> <td>第 11 回国際協力銀行債券</td> <td style="text-align: right;">50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 1. 有形固定資産の減価償却累計額 19,129 百万円</p> <p>※ 1 2. 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第 44 条により、国際金融等勘定については準備金を、海外経済協力勘定については積立金を積み立てております。</p> <p>※ 1 3. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、当事業年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として 20,661 百万円を資産計上しております。</p>	銘 柄	譲渡金額(百万円)	第 7 回国際協力銀行債券	60,000	第 9 回国際協力銀行債券	50,000	第 11 回国際協力銀行債券	50,000	<p>諸額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 5,207,682 百万円であります。</p> <p>※ 1 0. 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">銘 柄</th> <th style="text-align: center;">譲渡金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 11 回国際協力銀行債券</td> <td style="text-align: right;">50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 1. 有形固定資産の減価償却累計額 19,052 百万円</p> <p>※ 1 2. 同 左</p> <p>※ 1 3. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、当事業年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として 3,503 百万円を資産計上しております。</p>	銘 柄	譲渡金額(百万円)	第 11 回国際協力銀行債券	50,000
銘 柄	譲渡金額(百万円)												
第 7 回国際協力銀行債券	60,000												
第 9 回国際協力銀行債券	50,000												
第 11 回国際協力銀行債券	50,000												
銘 柄	譲渡金額(百万円)												
第 11 回国際協力銀行債券	50,000												

(損益計算書関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
<p>※1. 当行は第4期に平成14年12月10日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、当事業年度に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より20,000百万円の交付金が交付されており、これを政府交付金収入(特別利益)として計上しております。</p>	<p>※1. 当行は第4期に平成14年12月10日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、当事業年度に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より6,750百万円の交付金が交付されており、これを政府交付金収入(特別利益)として計上しております。</p> <p>※2. 第9回国際協力銀行債券を対象としたデット・アサンプション契約に関連して発生した損失であります。</p>

(キャッシュ・フロー計算書関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)												
<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成 20 年 3 月 31 日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">307,253 百万円</td> </tr> <tr> <td>当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金・定期性預け金</td> <td style="text-align: right;">△195,418 百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;"><u>111,835 百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	307,253 百万円	当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金・定期性預け金	△195,418 百万円	現金及び現金同等物	<u>111,835 百万円</u>	<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成 20 年 9 月 30 日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">247,064 百万円</td> </tr> <tr> <td>当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金</td> <td style="text-align: right;">△192,558 百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;"><u>54,506 百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	247,064 百万円	当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金	△192,558 百万円	現金及び現金同等物	<u>54,506 百万円</u>
現金預け金勘定	307,253 百万円												
当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金・定期性預け金	△195,418 百万円												
現金及び現金同等物	<u>111,835 百万円</u>												
現金預け金勘定	247,064 百万円												
当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金	△192,558 百万円												
現金及び現金同等物	<u>54,506 百万円</u>												

(リース取引関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
—————	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 動産であります。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 ② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 600 百万円 その他 832 百万円 合計 1,433 百万円 減価償却累計額相当額 動産 333 百万円 その他 516 百万円 合計 850 百万円 期末残高相当額 動産 267 百万円 その他 316 百万円 合計 583 百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1 年内 207 百万円 1 年超 383 百万円 合計 590 百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 344 百万円 減価償却費相当額 329 百万円 支払利息相当額 12 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 713 百万円 無形固定資産 951 百万円 合計 1,665 百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 352 百万円 無形固定資産 552 百万円 合計 905 百万円 期末残高相当額 有形固定資産 361 百万円 無形固定資産 398 百万円 合計 760 百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1 年内 194 百万円 1 年超 565 百万円 合計 760 百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 176 百万円 減価償却費相当額 167 百万円 支払利息相当額 5 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金等を含めて記載しております。

I. 前事業年度

1. 売買目的有価証券 (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
該当ありません。
5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(金額単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	18,567	14,307	-

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (平成20年3月31日現在)

(金額単位：百万円)

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	104,491
非上場国内株式 (店頭売買株式を除く)	102,934
非上場外国株式	0
その他の非上場国内証券	222
その他の非上場外国証券	1,334

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
9. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)
該当ありません。

II. 当事業年度

1. 売買目的有価証券（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
該当ありません。
5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
該当ありません。
6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

（金額単位：百万円）

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	114,302
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	102,934
非上場外国株式	9,767
その他の非上場国内証券	226
その他の非上場外国証券	1,374

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
9. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

（金銭の信託関係）

- I. 前事業年度（平成20年3月31日現在）
該当ありません。

- II. 当事業年度（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

- I. 前事業年度（平成20年3月31日現在）
該当ありません。

- II. 当事業年度（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

I. 前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. 取引の状況に関する事項

(1) 金融派生商品取引等に対する基本的取組み方針

当行が行う金融派生商品取引等は、業務に伴う為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しております。

(2) 取引内容

当行は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っております。

(3) 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

①信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産などにより、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクであります。

②市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値(取引の時価)が金利・為替などの変動により増減することによって損失を被るリスクであります。

(4) 上記リスクに対する当行の対応について

①信用リスク

取引相手先毎の金融派生商品取引等の時価および信用リスク額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しております。

②市場リスク

当行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクはヘッジ対象取引(資金調達取引や貸付取引)の市場リスクと原則として相殺されております。

金融派生商品等信用リスク額(平成20年3月31日現在)

(金額単位:億円)

	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
金利スワップ	24,138	730
通貨スワップ	36,129	7,845
先物外国為替予約	12	0
その他金融派生商品取引	-	-
ネットティングによる信用リスク削減効果		△ 1,240
合計	60,280	7,335

(注) 信用リスク額は国際統一基準によって算定したものであります。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成20年3月31日現在)

(金額単位：百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(5) 商品関連取引
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引
該当ありません。

II. 当事業年度（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

1. 取引の状況に関する事項

（1）金融派生商品取引等に対する基本的取組み方針

当行が行う金融派生商品取引等は、業務に伴う為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しております。

（2）取引内容

当行は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っております。

（3）金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

①信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産などにより、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクであります。

②市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値（取引の時価）が金利・為替などの変動により増減することによって損失を被るリスクであります。

（4）上記リスクに対する当行の対応について

①信用リスク

取引相手先毎の金融派生商品取引等の時価および信用リスク額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しております。

②市場リスク

当行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクはヘッジ対象取引（資金調達取引や貸付取引）の市場リスクと原則として相殺されております。

金融派生商品等信用リスク額（平成20年9月30日現在）

（金額単位：億円）

	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
金利スワップ	26,666	684
通貨スワップ	37,221	6,211
先物外国為替予約	14	0
その他金融派生商品取引	-	-
ネットティングによる信用リスク削減効果		△ 922
合 計	63,903	5,973

（注）信用リスク額は国際統一基準によって算定したものであります。

2. 取引の時価等に関する事項

（1）金利関連取引（平成20年9月30日現在）

（金額単位：百万円）

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
店 頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

（注）ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成20年9月30日現在)

(金額単位：百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(5) 商品関連取引
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引
該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
退職給付債務 (A)	△ 23,876	△ 24,164
年金資産 (B)	6,661	7,025
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△ 17,215	△ 17,139
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	—	—
未認識数理計算上の差異 (E)	—	—
未認識過去勤務債務 (F)	—	—
貸借対照表計上額純額 (G)=(C)+(D)+(E)+(F)	△ 17,215	△ 17,139
前払年金費用 (H)	—	—
退職給付引当金 (G)-(H)	△ 17,215	△ 17,139

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
勤務費用	852	426
利息費用	466	238
期待運用収益	△ 108	△ 49
過去勤務債務の費用処理額	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	1,003	—
会計基準変更時差異の費用処理額	—	—
その他 (臨時に支払った割増退職金等)	—	—
退職給付費用	2,214	614

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
(1) 割引率	2.0%	2.0%
(2) 期待運用収益率	1.5%	1.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	—	—
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括償却	発生年度に一括償却
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	—	—

(関連当事者との取引)

- I. 前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
関連当事者との取引において記載すべき重要なものはありません。
- II. 当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
関連当事者との取引において記載すべき重要なものはありません。

⑤ 【附属明細表】

第10期(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 有形固定資産等明細表

(金額単位:百万円)

資産の種類		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引期末残 高	摘要
有形 固定 資産	建物	—	—	—	25,802	15,213	366	10,588	
	土地	—	—	—	12,551	—	—	12,551	
	リース資産	—	—	—	81	1	1	80	
	建設仮勘定	—	—	—	170	—	—	170	
	その他の有形固 定資産	—	—	—	4,974	3,836	123	1,137	
	計	—	—	—	43,580	19,052	491	24,527	
無形 固定 資産	ソフトウェア	—	—	—	8,550	3,900	637	4,650	
	リース資産	—	—	—	3	0	0	3	
	その他の無形固 定資産	—	—	—	402	64	0	337	
	計	—	—	—	8,956	3,965	638	4,990	
繰 延 資 産	債券発行費	2,290	377	485	2,181	914	255	1,267	

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2. 債券明細表

銘柄	発行年月日	前期末残高	当期末残高	利率	担保	償還期限	摘要
政府保証付 日本輸出入銀行 第40次債券	平成9年6月	百万円 48,230 (EUR304,898千)	百万円 - -	% 5.750	一般担保	平成20年6月	
政府保証付 国際協力銀行 第1、6～17次債券	平成11年11月～ 平成20年6月	975,428 (USD 6,892,104千) (EUR 1,750,000千) (THB 3,000,000千)	1,062,662 (USD 8,386,091千) (EUR 1,250,000千) (THB 3,000,000千)	3.375～ 7.000	一般担保	平成21年11月～ 平成28年3月	
国際協力銀行債券 第2、4、6、8～10、 12～31回債券	平成13年10月～ 平成20年6月	1,029,715 (JPY 1,029,715百万)	1,149,730 (JPY 1,149,730百万) [99,997]	0.540～ 2.090	一般担保	平成20年12月～ 平成37年12月	
合計	-	2,053,373	2,212,393	-	-	-	

- (注) 1. 「前期末残高」および「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。
 2. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
 3. 決算日後5年以内における償還予定額は以下の通りであります。

(金額単位:百万円)

1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
99,997	317,782	253,423	227,603	439,300

4. 債券の信託型デット・アサンプション(債務履行引受契約)に係る偶発債務

下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しています。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去していますが、同債券の債権者に対する債券償還義務は債券償還時まで存続します。

銘柄	譲渡金額(百万円)
第11回国際協力銀行債券	50,000

3. 借入金等明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
借入金	6,972,186	6,556,346	1.54	-	
財政融資資金借入金	6,956,106	6,546,750	1.54	平成20年12月～	
旧簡易生命保険資金借入金	16,080	9,596	2.08	平成45年5月	
1年以内に返済予定のリース債務	-	22	-	-	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	64	-	平成24年6月～ 平成24年8月	

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
2. 借入金の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(金額単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	1,463,008	699,121	807,171	830,468	550,003

4. 引当金明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金						
一般貸倒引当金	52,330	90,243	-	52,330	90,243	
個別貸倒引当金	140,610	3	-	-	140,613	
うち非居住者向け債権	140,610	3	-	-	140,613	
特定海外債権引当勘定	10,894	14,948	-	10,894	14,948	
賞与引当金	1,035	1,025	1,035	-	1,025	
計	204,870	106,220	1,035	63,224	246,830	

- (注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。
一般貸倒引当金……………洗替による取崩額
特定海外債権引当勘定……………洗替による取崩額

(2) 主な資産及び負債の内容

第10期末（平成20年9月30日現在）の主な資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

①資産の部

預 け 金 日本銀行への預け金 54,497 百万円及び他の銀行への預け金 192,558 百万円であります。

未 収 収 益 未収貸付金利息 108,191 百万円その他であります。

その他の資産 仮払金 209 百万円その他であります。

②負債の部

未 払 費 用 未払借入金利息 22,697 百万円、未払債券利息 25,788 百万円その他であります。

その他の負債 仮受金 2,105 百万円その他であります。

(3) その他

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月22日

独立行政法人 国際協力機構

理事長 緒方貞子 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高尾 幸治



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

菅原 和信



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

茂木 哲也



当監査法人は、「財務諸表等(民間会計基準)」に掲げられている国際協力銀行における国際金融等勘定の平成20年4月1日から平成20年9月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、国際金融等勘定貸借対照表、国際金融等勘定損益計算書、国際金融等勘定株主資本等変動計算書、国際金融等勘定キャッシュ・フロー計算書及び国際金融等勘定附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際協力銀行における国際金融等勘定の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、国際協力銀行は、平成20年10月1日をもって解散し、国際協力銀行の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務に承継された。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

〔財務諸表等〕

【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【国際金融等勘定貸借対照表】

(資産の部) (金額単位:百万円)

期 別 科 目	第9期末 (平成20年3月31日)		第10期末 (平成20年9月30日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
現 金 預 け 金	305,395	3.37	242,997	2.68
現 預 け 金	5		3	
有 価 証 券	305,389		242,993	
株 式	790	0.01	10,707	0.12
そ の 他 の 証 券	12		12	
貸 出 金 ※1,2,3,4,5,6,7,9	777		10,694	
証 書 貸 付	6,662,680	73.62	6,810,466	75.23
そ の 他 資 産	639,161	7.06	515,226	5.69
前 払 費 用	221		139	
未 収 取 得 益	64,113		53,245	
金 融 派 生 商 品	553,945		458,049	
概 算 国 庫 納 付 金 ※13	20,661		3,503	
そ の 他 の 資 産	219		288	
有 形 固 定 資 産 ※11	18,041	0.20	17,872	0.20
建 物	7,770		7,650	
土 地	9,556		9,334	
一 般 資 産	-		49	
建 設 仮 勘 定 資 産	22		123	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	692		713	
無 形 固 定 資 産	2,642	0.03	3,094	0.03
ソ フ ト ウ ェ ア 資 産	1,907		2,883	
一 般 資 産	-		1	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	735		209	
債 券 繰 延 資 産	1,145	0.01	1,267	0.01
債 券 発 行 費	1,145		1,267	
支 払 承 諾 見 返	1,536,922	16.98	1,577,509	17.43
貸 倒 引 当 金	△ 116,226	△ 1.28	△ 126,312	△ 1.40
資 産 の 部 合 計	9,050,552	100.00	9,052,828	100.00

(負債及び純資産の部)

期 別 科 目	第9期末 (平成20年3月31日)		第10期末 (平成20年9月30日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
債 券 繰 延 資 産 ※10	2,053,373	22.69	2,212,393	24.44
債 券 発 行 高	2,053,373		2,212,393	
借 入 金	3,665,483	40.50	3,442,084	38.02
借 入 金	3,665,483		3,442,084	
そ の 他 負 債	42,797	0.47	44,992	0.49
未 払 費 用	33,039		35,472	
前 受 取 得 益	6,367		6,051	
金 融 派 生 商 品 債 務	1,885		1,286	
一 般 債 務	-		54	
そ の 他 の 負 債	1,504		2,127	
賞 与 引 当 金	641	0.01	635	0.01
退 職 給 付 引 当 金	10,673	0.12	10,626	0.12
支 払 承 諾	1,536,922	16.98	1,577,509	17.43
負 債 の 部 合 計	7,309,891	80.77	7,288,241	80.51
株 主 資 本	1,708,446	18.88	1,710,351	18.89
国 際 金 融 等 勘 定 資 本 金	985,500		1,005,500	
利 益 剰 余 金 ※12	722,946		704,851	
そ の 他 利 益 剰 余 金	722,946		704,851	
国 際 金 融 等 勘 定 準 備 金	780,375		809,205	
繰 越 利 益 剰 余 金	△ 57,429		△ 104,353	
評 価 ・ 換 算 差 額 等	32,215	0.35	54,235	0.60
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	32,215		54,235	
純 資 産 の 部 合 計	1,740,661	19.23	1,764,586	19.49
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	9,050,552	100.00	9,052,828	100.00

②【国際金融等勘定損益計算書】

(金額単位:百万円)

科目	期別		第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
経常収益	351,719	100.00	123,854	100.00		
資金運用収益	340,867		120,386			
貸出金利息	329,238		118,156			
預け金利息	11,629		2,230			
役員取引等収益	10,597		3,224			
その他の役員収益	10,597		3,224			
その他の業務収益	113		165			
外国為替売買益	-		-			
金融派生商品収益	113		165			
その他経常収益	140		78			
その他経常収益	140		78			
経常費用	301,338	85.68	110,358	89.10		
資金調達費用	273,771		88,863			
債券利息	63,463		33,844			
借入金利息	64,297		25,623			
金利スワップ支払利息	146,010		29,395			
役員取引等費用	1,838		781			
その他の役員費用	1,838		781			
その他の業務費用	8,939		1,122			
外国為替売買損	8,103		734			
債券発行費償却	641		255			
金融派生商品費用	-		-			
その他の業務費用	194		132			
営業経常費用	16,789		9,502			
その他経常費用	-		10,087			
貸倒引当金繰入額	-		10,086			
その他経常費用	-		1			
経常利益	50,380	14.32	13,496	10.90		
特別利益	13,673	3.89	1,942	1.57		
固定資産処分益	8		8			
貸倒引当金戻入益	11,749		-			
償却債権取立益	1,915		1,934			
特別損失	118	0.03	4,703	3.80		
固定資産処分損	118		128			
債務履行引受契約関連損※1	-		4,575			
当期純利益	63,935	18.18	10,735	8.67		

③【国際金融等勘定株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(金額単位:百万円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
	国際金融 等勘定 資本金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計				
		国際金融 等勘定 準備金	繰越利益 剰余金					
平成19年3月31日残高	985,500	745,236	△ 51,086	694,149	1,679,649	△ 1,122	△ 1,122	1,678,527
事業年度中の変動額								
国際金融等勘定 資本金増減	-	-	-	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 準備金繰入	-	35,139	△ 35,139	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 国庫納付	-	-	△ 35,139	△ 35,139	△ 35,139	-	-	△ 35,139
当期純利益	-	-	63,935	63,935	63,935	-	-	63,935
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	-	-	-	-	-	33,338	33,338	33,338
事業年度中の変動額合計	-	35,139	△ 6,343	28,796	28,796	33,338	33,338	62,134
平成20年3月31日残高	985,500	780,375	△ 57,429	722,946	1,708,446	32,215	32,215	1,740,661

(注) 当行は国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第5項の規定に基づき、国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第8条の規定に基づき計算された国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、国庫への納付については利益金の処分として、会計処理しております。また、国際金融等勘定準備金繰入額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき繰入を行うものであります。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(金額単位:百万円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
	国際金融 等勘定 資本金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計				
		国際金融 等勘定 準備金	繰越利益 剰余金					
平成20年3月31日残高	985,500	780,375	△ 57,429	722,946	1,708,446	32,215	32,215	1,740,661
事業年度中の変動額								
国際金融等勘定 資本金増減	20,000	-	-	-	20,000	-	-	20,000
国際金融等勘定 準備金繰入	-	28,830	△ 28,830	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 国庫納付	-	-	△ 28,830	△ 28,830	△ 28,830	-	-	△ 28,830
当期純利益	-	-	10,735	10,735	10,735	-	-	10,735
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	-	-	-	-	-	22,019	22,019	22,019
事業年度中の変動額合計	20,000	28,830	△ 46,924	△ 18,094	1,905	22,019	22,019	23,925
平成20年9月30日残高	1,005,500	809,205	△ 104,353	704,851	1,710,351	54,235	54,235	1,764,586

(注) 当行は国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第5項の規定に基づき、国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第8条の規定に基づき計算された国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、国庫への納付については利益金の処分として、会計処理しております。また、国際金融等勘定準備金繰入額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき繰入を行うものであります。

④【国際金融等勘定キャッシュ・フロー計算書】

(金額単位:百万円)

期 別	第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
科 目		
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	63,935	10,735
減価償却費	1,356	741
貸倒引当金の増減(△)額	△ 13,835	10,086
賞与引当金の増減(△)額	4	△ 6
退職給付引当金の増減(△)額	642	△ 47
資金運用収益	△ 340,867	△ 120,386
資金調達費用	273,771	88,863
有価証券関連損益(△)	△ 13	1
為替差損益(△)	133	628
有形固定資産処分損益(△)	110	120
貸出金の純増(△)減	1,225,825	△ 147,785
債券の純増減(△)	77,719	159,475
借入金の純増減(△)	△ 714,540	△ 223,399
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	35,466	5,648
資金運用による収入	353,333	131,004
資金調達による支出	△ 281,881	△ 86,853
その他	△ 563,731	117,734
営業活動によるキャッシュ・フロー	117,430	△ 53,438
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 187	△ 10,546
有価証券の売却等による収入	82	-
有形固定資産の取得による支出	△ 417	△ 375
無形固定資産の取得による支出	△ 1,107	△ 846
有形固定資産の売却による収入	12	128
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,618	△ 11,639
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
政府出資の受入れによる収入	-	20,000
国庫納付の支払額	△ 35,681	△ 11,672
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 35,681	8,327
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 0	0
V. 現金及び現金同等物の増減額	80,129	△ 56,749
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	31,122	111,251
VII. 現金及び現金同等物の期末残高 ※1	111,251	54,501

【重要な会計方針】

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 勘定の区分及び会計処理の方法	当行の勘定は、国際協力銀行法（平成11年法律第35号）第41条により、国際金融等業務と海外経済協力業務のそれぞれの業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理することとされており、国際金融等勘定と海外経済協力勘定の2つに区分経理しております。区分経理においては、それぞれの業務に直結する取引についてはそれぞれの勘定に、共通経費等については一定の配分率にてそれぞれの勘定に按分し、計上しております。	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「その他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法により行っております。	同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：38年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：38年～50年 その他：2年～20年</p> <hr/> <hr/>
	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>同 左</p>

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
		(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 繰延資産の処理方法	債券発行費は、債券の償還期限までの期間にわたり定額法により償却しております。 なお、平成18年3月31日以前に発行した債券に係る債券発行費は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号 平成18年8月11日)の経過措置に基づき3年間の均等償却を行っております。	同 左
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左
7. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担	(1) 貸倒引当金 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。	同 左
11. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同 左

【会計方針の変更】

<p>第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は49百万円、「無形固定資産」中のリース資産は1百万円、「その他負債」中のリース債務は54百万円増加しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

【重要な後発事象】

<p>第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
	<p>国際協力銀行は、平成20年10月1日をもって解散し、国際協力銀行の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務に継承されております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

<p style="text-align: center;">第 9 期末 (平成 20 年 3 月 31 日)</p>	<p style="text-align: center;">第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日)</p>
<p>※ 1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 35,877 百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>※ 2. 貸出金のうち、延滞債権額は 109,805 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※ 3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 42,820 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 188,504 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※ 6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は IMF(国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 19 年度末時点で、</p>	<p>※ 1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 35,877 百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>※ 2. 貸出金のうち、延滞債権額は 109,166 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※ 3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 107,940 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 252,985 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※ 6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は IMF(国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 20 年度末時点で、</p>

第 9 期末 (平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日)
<p>パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、334,826 百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、8,806 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 5,220 百万円）となっております。</p> <p>※ 7. 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しております。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成 20 年 3 月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成 20 年 3 月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、4,922 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記 1. から 5. に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8. 担保に供している資産はありません。</p> <p>※ 9. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内かつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 1,282,848 百万円であります。</p> <p>※ 10. 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p>	<p>パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、329,555 百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、74,571 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 71,149 百万円）となっております。</p> <p>※ 7. 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しております。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成 20 年 9 月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成 20 年 9 月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、3,700 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記 1. から 5. に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8. 同 左</p> <p>※ 9. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内かつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 1,431,627 百万円であります。</p> <p>※ 10. 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p>

第9期末 (平成20年3月31日)		第10期末 (平成20年9月30日)	
銘柄	譲渡金額(百万円)	銘柄	譲渡金額(百万円)
第7回国際協力銀行債券	60,000	第11回国際協力銀行債券	50,000
第9回国際協力銀行債券	50,000		
第11回国際協力銀行債券	50,000		
<p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 14,491百万円</p> <p>※12. 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第44条により、国際金融等勘定については準備金を積み立てております。</p> <p>※13. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第44条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、当事業年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として20,661百万円を資産計上しております。</p>		<p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 14,459百万円</p> <p>※12. 同左</p> <p>※13. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第44条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、当事業年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として3,503百万円を資産計上しております。</p>	

(損益計算書関係)

第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
_____	※1. 第9回国際協力銀行債券を対象としたデット・アサンプション契約に関連して発生した損失であります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成20年3月31日現在 現金預け金勘定 305,395 百万円 当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金・定期性預け金 <u>△194,143 百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>111,251 百万円</u>	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成20年9月30日現在 現金預け金勘定 242,997 百万円 当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金 <u>△188,495 百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>54,501 百万円</u>

(リース取引関係)

第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)																																																												
_____	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア) 有形固定資産 動産であります。</p> <p>(イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>																																																												
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">動産</td> <td style="text-align: right;">372 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">516 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">888 百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">動産</td> <td style="text-align: right;">206 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">320 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">527 百万円</td> </tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">動産</td> <td style="text-align: right;">165 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">195 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">361 百万円</td> </tr> </table> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1 年内</td> <td style="text-align: right;">128 百万円</td> </tr> <tr> <td>1 年超</td> <td style="text-align: right;">237 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">366 百万円</td> </tr> </table> <p>・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">213 百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">204 百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">7 百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	動産	372 百万円	その他	516 百万円	合計	888 百万円	動産	206 百万円	その他	320 百万円	合計	527 百万円	動産	165 百万円	その他	195 百万円	合計	361 百万円	1 年内	128 百万円	1 年超	237 百万円	合計	366 百万円	支払リース料	213 百万円	減価償却費相当額	204 百万円	支払利息相当額	7 百万円	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">442 百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">589 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,032 百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">218 百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">342 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">561 百万円</td> </tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">224 百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">247 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">471 百万円</td> </tr> </table> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1 年内</td> <td style="text-align: right;">120 百万円</td> </tr> <tr> <td>1 年超</td> <td style="text-align: right;">350 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">471 百万円</td> </tr> </table> <p>・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">109 百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">103 百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">3 百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	有形固定資産	442 百万円	無形固定資産	589 百万円	合計	1,032 百万円	有形固定資産	218 百万円	無形固定資産	342 百万円	合計	561 百万円	有形固定資産	224 百万円	無形固定資産	247 百万円	合計	471 百万円	1 年内	120 百万円	1 年超	350 百万円	合計	471 百万円	支払リース料	109 百万円	減価償却費相当額	103 百万円	支払利息相当額	3 百万円
動産	372 百万円																																																												
その他	516 百万円																																																												
合計	888 百万円																																																												
動産	206 百万円																																																												
その他	320 百万円																																																												
合計	527 百万円																																																												
動産	165 百万円																																																												
その他	195 百万円																																																												
合計	361 百万円																																																												
1 年内	128 百万円																																																												
1 年超	237 百万円																																																												
合計	366 百万円																																																												
支払リース料	213 百万円																																																												
減価償却費相当額	204 百万円																																																												
支払利息相当額	7 百万円																																																												
有形固定資産	442 百万円																																																												
無形固定資産	589 百万円																																																												
合計	1,032 百万円																																																												
有形固定資産	218 百万円																																																												
無形固定資産	342 百万円																																																												
合計	561 百万円																																																												
有形固定資産	224 百万円																																																												
無形固定資産	247 百万円																																																												
合計	471 百万円																																																												
1 年内	120 百万円																																																												
1 年超	350 百万円																																																												
合計	471 百万円																																																												
支払リース料	109 百万円																																																												
減価償却費相当額	103 百万円																																																												
支払利息相当額	3 百万円																																																												

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金等を含めて記載しております。

I. 前事業年度

1. 売買目的有価証券 (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
該当ありません。
5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
該当ありません。
6. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (平成20年3月31日現在)

(金額単位：百万円)

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	790
非上場国内株式 (店頭売買株式を除く)	12
非上場外国株式	-
その他の非上場国内証券	222
その他の非上場外国証券	554

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
9. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)
該当ありません。

II. 当事業年度

1. 売買目的有価証券（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
該当ありません。
5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
該当ありません。
6. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

(金額単位：百万円)

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	10,707
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	12
非上場外国株式	9,767
その他の非上場国内証券	226
その他の非上場外国証券	701

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
9. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

(金銭の信託関係)

- I. 前事業年度（平成20年3月31日現在）
該当ありません。
- II. 当事業年度（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

- I. 前事業年度（平成20年3月31日現在）
該当ありません。
- II. 当事業年度（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

I. 前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. 取引の状況に関する事項

(1) 金融派生商品取引等に対する基本的取組み方針

当行が行う金融派生商品取引等は、業務に伴う為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しております。

(2) 取引内容

当行は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っております。

(3) 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

①信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産などにより、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクであります。

②市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値(取引の時価)が金利・為替などの変動により増減することによって損失を被るリスクであります。

(4) 上記リスクに対する当行の対応について

①信用リスク

取引相手先毎の金融派生商品取引等の時価および信用リスク額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しております。

②市場リスク

当行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクはヘッジ対象取引(資金調達取引や貸付取引)の市場リスクと原則として相殺されております。

金融派生商品等信用リスク額(平成20年3月31日現在)

(金額単位:億円)

	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
金利スワップ	24,138	730
通貨スワップ	36,129	7,845
先物外国為替予約	12	0
その他金融派生商品取引	-	-
ネットティングによる信用リスク削減効果		△ 1,240
合計	60,280	7,335

(注) 信用リスク額は国際統一基準によって算定したものであります。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成20年3月31日現在)

(金額単位：百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(5) 商品関連取引
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引
該当ありません。

II. 当事業年度（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

1. 取引の状況に関する事項

(1) 金融派生商品取引等に対する基本的取組み方針

当行が行う金融派生商品取引等は、業務に伴う為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しております。

(2) 取引内容

当行は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っております。

(3) 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

①信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産などにより、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクであります。

②市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値（取引の時価）が金利・為替などの変動により増減することによって損失を被るリスクであります。

(4) 上記リスクに対する当行の対応について

①信用リスク

取引相手先毎の金融派生商品取引等の時価および信用リスク額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しております。

②市場リスク

当行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクはヘッジ対象取引（資金調達取引や貸付取引）の市場リスクと原則として相殺されております。

金融派生商品等信用リスク額（平成20年9月30日現在）

（金額単位：億円）

	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
金利スワップ	26,666	684
通貨スワップ	37,221	6,211
先物外国為替予約	14	0
その他金融派生商品取引	-	-
ネットイングによる信用リスク削減効果		△ 922
合計	63,903	5,973

（注）信用リスク額は国際統一基準によって算定したものであります。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成20年9月30日現在）

（金額単位：百万円）

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

（注）ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成20年9月30日現在)

(金額単位：百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(5) 商品関連取引
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引
該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
退職給付債務 (A)	△ 14,803	△ 14,982
年金資産 (B)	4,130	4,355
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△ 10,673	△ 10,626
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	—	—
未認識数理計算上の差異 (E)	—	—
未認識過去勤務債務 (F)	—	—
貸借対照表計上額純額 (G) = (C) + (D) + (E) + (F)	△ 10,673	△ 10,626
前払年金費用 (H)	—	—
退職給付引当金 (G) - (H)	△ 10,673	△ 10,626

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
勤務費用	528	264
利息費用	289	147
期待運用収益	△ 67	△ 30
過去勤務債務の費用処理額	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	622	—
会計基準変更時差異の費用処理額	—	—
その他 (臨時に支払った割増退職金等)	—	—
退職給付費用	1,373	380

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
(1) 割引率	2.0%	2.0%
(2) 期待運用収益率	1.5%	1.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	—	—
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括償却	発生年度に一括償却
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	—	—

(関連当事者との取引)

I. 前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

関連当事者との取引において記載すべき重要なものではありません。

II. 当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

関連当事者との取引において記載すべき重要なものではありません。

⑤【附属明細表】

第10期(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 有形固定資産等明細表

(金額単位:百万円)

資産の種類		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額 又は償却累計額	当期償却額	差引期末残高	摘要
有形固定資産	建物	—	—	—	19,102	11,452	265	7,650	
	土地	—	—	—	9,334	—	—	9,334	
	リース資産	—	—	—	50	1	1	49	
	建設仮勘定	—	—	—	123	—	—	123	
	その他の有形固定資産	—	—	—	3,719	3,005	78	713	
	計	—	—	—	32,331	14,459	345	17,872	
無形固定資産	ソフトウェア	—	—	—	5,301	2,418	395	2,883	
	リース資産	—	—	—	2	0	0	1	
	その他の無形固定資産	—	—	—	274	64	0	209	
	計	—	—	—	5,578	2,483	396	3,094	
繰延資産	債券発行費	2,290	377	485	2,181	914	255	1,267	

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2. 債券明細表

銘柄	発行年月日	前期末残高	当期末残高	利率	担保	償還期限	摘要
政府保証付 日本輸出入銀行 第40次債券	平成9年6月	百万円 48,230 (EUR304,898千)	百万円 - -	% 5.750	一般担保	平成20年6月	
政府保証付 国際協力銀行 第1、6～17次債券	平成11年11月～ 平成20年6月	975,428 (USD 6,892,104千) (EUR 1,750,000千) (THB 3,000,000千)	1,062,662 (USD 8,386,091千) (EUR 1,250,000千) (THB 3,000,000千)	3.375～ 7.000	一般担保	平成21年11月～ 平成28年3月	
国際協力銀行債券 第2、4、6、8～10、 12～31回債券	平成13年10月～ 平成20年6月	1,029,715 (JPY 1,029,715百万)	1,149,730 (JPY 1,149,730百万) [99,997]	0.540～ 2.090	一般担保	平成20年12月～ 平成37年12月	
合計	-	2,053,373	2,212,393	-	-	-	

- (注) 1. 「前期末残高」および「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。
 2. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
 3. 決算日後5年以内における償還予定額は以下の通りであります。

(金額単位:百万円)

1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
99,997	317,782	253,423	227,603	439,300

4. 債券の信託型デット・アサンプション(債務履行引受契約)に係る偶発債務

下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しています。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去していますが、同債券の債権者に対する債券償還義務は債券償還時まで存続します。

銘柄	譲渡金額(百万円)
第11回国際協力銀行債券	50,000

3. 借入金等明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
借入金	3,665,483	3,442,084	1.39	-	
財政融資資金借入金	3,649,403	3,432,488	1.39	平成20年12月～	
旧簡易生命保険資金借入金	16,080	9,596	2.07	平成30年6月	
1年以内に返済予定のリース債務	-	13	-	-	
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	-	40	-	平成24年6月～ 平成24年8月	

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
2. 借入金の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(金額単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	1,066,204	296,996	427,834	482,756	222,037

4. 引当金明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金						
一般貸倒引当金	15,041	21,070	-	15,041	21,070	
個別貸倒引当金	90,290	3	-	-	90,293	
うち非居住者向け債権	90,290	3	-	-	90,293	
特定海外債権引当勘定	10,894	14,948	-	10,894	14,948	
賞与引当金	641	635	641	-	635	
計	116,867	36,658	641	25,935	126,948	

- (注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。
一般貸倒引当金……………洗替による取崩額
特定海外債権引当勘定……………洗替による取崩額

(2) 主な資産及び負債の内容

第10期末（平成20年9月30日現在）の主な資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

①資産の部

預 け 金	日本銀行への預け金 54,497 百万円及び他の銀行への預け金 188,495 百万円であります。
未 収 収 益	未収貸付金利息 51,911 百万円その他であります。
その他の資産	未収金 0 百万円その他であります。

②負債の部

未 払 費 用	未払借入金利息 9,397 百万円、未払債券利息 25,788 百万円その他であります。
その他の負債	仮受金 1,991 百万円その他であります。

(3) その他

該当事項なし

独立監査人の監査報告書

平成20年12月22日


独立行政法人 国際協力機構

理事長 緒方貞子 殿

新日本有限責任監査法人


指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高尾 幸治 


指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

菅原 和信 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

茂木 哲也 

当監査法人は、「財務諸表等(民間会計基準)」に揚げられている国際協力銀行における海外経済協力勘定の平成20年4月1日から平成20年9月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、海外経済協力勘定貸借対照表、海外経済協力勘定損益計算書、海外経済協力勘定株主資本等変動計算書、海外経済協力勘定キャッシュ・フロー計算書及び海外経済協力勘定附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際協力銀行における海外経済協力勘定の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、国際協力銀行は、平成20年10月1日をもって解散し、国際協力銀行の海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構の有償資金協力業務に承継された。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

〔財務諸表等〕

【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【海外経済協力勘定貸借対照表】

(資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第9期末 (平成20年3月31日)		第10期末 (平成20年9月30日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
現 金 預 け 金	1,858	0.02	4,067	0.04
現 預 け 金	3		4	
	1,855		4,063	
有 価 証 券	103,701	0.94	103,594	0.94
株 式	102,921		102,921	
そ の 他 の 証 券	779		673	
貸 出 金 ※1,2,3,4,5,6,7,9	10,962,845	99.23	10,921,146	99.50
証 書 貸 付	10,962,845		10,921,146	
そ の 他 資 産	58,897	0.53	58,548	0.53
前 払 費 用	369		340	
未 収 収 入	57,714		56,543	
そ の 他 の 資 産	813		1,664	
有 形 固 定 資 産 ※10	6,496	0.06	6,655	0.06
建 物	3,155		2,938	
土 地	2,994		3,216	
リ ー ス 資 産	-		30	
建 設 仮 勘 定 資 産	13		46	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	332		423	
無 形 固 定 資 産	1,618	0.01	1,895	0.02
ソ フ ト ウ ェ ア	1,168		1,767	
リ ー ス 資 産	-		1	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	449		127	
貸 倒 引 当 金	△ 87,609	△ 0.79	△ 119,492	△ 1.09
資 産 の 部 合 計	11,047,808	100.00	10,976,416	100.00

(負債及び純資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第9期末 (平成20年3月31日)		第10期末 (平成20年9月30日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
借 用 金	3,306,703	29.93	3,114,262	28.37
借 入 金	3,306,703		3,114,262	
そ の 他 負 債	14,062	0.13	13,617	0.13
未 払 費 用	13,738		13,470	
リ ー ス 債 務	-		33	
そ の 他 の 負 債	324		114	
賞 与 引 当 金	393	0.00	389	0.00
退 職 給 付 引 当 金	6,541	0.06	6,512	0.06
負 債 の 部 合 計	3,327,701	30.12	3,134,782	28.56
株 主 資 本	7,720,106	69.88	7,841,633	71.44
海外経済協力勘定資本金	7,390,572		7,456,772	
利 益 剰 余 金 ※11	329,534		384,861	
そ の 他 利 益 剰 余 金	329,534		384,861	
海外経済協力勘定積立金	305,464		487,797	
繰 越 利 益 剰 余 金	24,069		△ 102,936	
評 価 ・ 換 算 差 額 等	-	-	-	-
純 資 産 の 部 合 計	7,720,106	69.88	7,841,633	71.44
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	11,047,808	100.00	10,976,416	100.00

②【海外経済協力勘定損益計算書】

(金額単位:百万円)

科目	期別		第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
経常収益	262,296	100.00	116,879	100.00		
資金運用収益	247,097		116,505			
貸出金利	231,875		112,105			
有価証券利息配当	15,014		4,264			
預け金利息	207		135			
役員取引等収益	669		324			
その他の役員収益	669		324			
その他の業務収益	-		-			
外国為替売買益	-		-			
その他の経常収益	14,530		49			
株式等売却益	14,307		-			
その他の経常収益	222		49			
経常費用	83,154	31.70	68,216	58.36		
資金調達費用	68,317		28,924			
借入金利息	68,317		28,924			
役員取引等費用	4,174		1,649			
その他の役員費用	4,174		1,649			
その他の業務費用	220		22			
外国為替売買損	220		22			
営業経費用	10,159		5,736			
その他の経常費用	282		31,883			
貸倒引当金繰入額	-		31,883			
株式等償却	282		-			
経常利益	179,141	68.30	48,662	41.64		
特別利益	31,565	12.03	6,788	5.81		
固定資産処分益	10		30			
貸倒引当金戻入益	11,539		-			
償却債権取立益	15		7			
政府交付金収入 ※1	20,000		6,750			
特別損失	48	0.02	124	0.11		
固定資産処分	48		124			
当期純利益	210,658	80.31	55,326	47.34		

③【海外経済協力勘定株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(金額単位:百万円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	評価・換算 差額等 合計	
	海外経済 協力勘定 資本金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計			
		海外経済 協力勘定 積立金	繰越利益 剰余金				
平成19年3月31日残高	7,231,508	166,062	△ 47,187	118,875	7,350,383	-	7,350,383
事業年度中の変動額							
海外経済協力 勘定資本金増減	159,064	-	-	-	159,064	-	159,064
海外経済協力 勘定積立金繰入	-	139,401	△ 139,401	-	-	-	-
当期純利益	-	-	210,658	210,658	210,658	-	210,658
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	159,064	139,401	71,257	210,658	369,722	-	369,722
平成20年3月31日残高	7,390,572	305,464	24,069	329,534	7,720,106	-	7,720,106

(注) 当行は、国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第2項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入を行っております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(金額単位:百万円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	評価・換算 差額等 合計	
	海外経済 協力勘定 資本金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計			
		海外経済 協力勘定 積立金	繰越利益 剰余金				
平成20年3月31日残高	7,390,572	305,464	24,069	329,534	7,720,106	-	7,720,106
事業年度中の変動額							
海外経済協力 勘定資本金増減	66,200	-	-	-	66,200	-	66,200
海外経済協力 勘定積立金繰入	-	182,333	△ 182,333	-	-	-	-
当期純利益	-	-	55,326	55,326	55,326	-	55,326
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	66,200	182,333	△ 127,006	55,326	121,526	-	121,526
平成20年9月30日残高	7,456,772	487,797	△ 102,936	384,861	7,841,633	-	7,841,633

(注) 当行は、国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第2項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入を行っております。

④【海外経済協力勘定キャッシュ・フロー計算書】

(金額単位:百万円)

科 目	期 別	
	第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	210,658	55,326
減価償却費	705	388
貸倒引当金の増減(△)額	△ 15,288	31,883
賞与引当金の増減(△)額	2	△ 3
退職給付引当金の増減(△)額	393	△ 28
資金運用収益	△ 247,097	△ 116,505
資金調達費用	68,317	28,924
有価証券関連損益(△)	△ 14,142	72
為替差損益(△)	177	25
有形固定資産処分損益(△)	37	93
貸出金の純増(△)減	△ 22,502	41,699
借入金の純増減(△)	△ 408,099	△ 192,441
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△ 585	△ 2,788
資金運用による収入	251,022	117,699
資金調達による支出	△ 68,361	△ 29,214
その他	45	△ 782
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 244,715	△ 65,651
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 32	△ 256
有価証券の売却等による収入	19,619	14
有形固定資産の取得による支出	△ 255	△ 449
無形固定資産の取得による支出	△ 678	△ 518
有形固定資産の売却による収入	13	81
無形固定資産の売却による収入	—	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,666	△ 1,128
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
政府出資の受入れによる収入	159,064	66,200
財務活動によるキャッシュ・フロー	159,064	66,200
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
V. 現金及び現金同等物の増減額	△ 66,985	△ 579
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	67,569	583
VII. 現金及び現金同等物の期末残高 ※1	583	4

【重要な会計方針】

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 勘定の区分及び会計処理の方法	<p>当行の勘定は、国際協力銀行法（平成11年法律第35号）第41条により、国際金融等業務と海外経済協力業務のそれぞれの業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理することとされており、国際金融等勘定と海外経済協力勘定の2つに区分経理しております。区分経理においては、それぞれの業務に直結する取引についてはそれぞれの勘定に、共通経費等については一定の配分率にてそれぞれの勘定に按分し、計上しております。</p>	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「その他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法により行っております。</p>	同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引はありません。</p>	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 動産：2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 その他：2年～20年</p> <hr/> <hr/>
	<p>(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同 左</p>

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
		(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価格については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(1) 貸倒引当金 同 左
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。	(2) 賞与引当金 同 左
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を	(3) 退職給付引当金 同 左

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。 また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。	
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。	同 左
9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。	同 左

【会計方針の変更】

<p>第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)</p>	<p>第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)</p>
<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <hr/>	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16 号同前)が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は 30 百万円、「無形固定資産」中のリース資産は 1 百万円、「その他負債」中のリース債務は 33 百万円増加しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

【重要な後発事象】

<p>第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)</p>	<p>第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)</p>
<hr/>	<p>国際協力銀行は、平成 20 年 10 月 1 日をもって解散し、国際協力銀行の海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構の有償資金協力業務に承継されております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第 9 期末 (平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日)
<p>※ 1. 貸出金のうち、破綻先債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>※ 2. 貸出金のうち、延滞債権額は 73,367 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※ 3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 139,647 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 213,015 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※ 6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は IMF (国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国</p>	<p>※ 1. 同 左</p> <p>※ 2. 貸出金のうち、延滞債権額は 73,367 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※ 3. 同 左</p> <p>※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 668,789 百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 742,156 百万円あります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※ 6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は IMF (国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国</p>

第 9 期末 (平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日)
<p>政府等に対する債権のうち、平成 19 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、1,228,905 百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、139,647 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 63,663 百万円）となっております。</p> <p>※ 7. 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しております。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成 20 年 3 月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成 20 年 3 月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は 96,645 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記 1. から 5. に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8. 担保に供している資産はありません。</p> <p>※ 9. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 3,803,800 百万円であります。</p> <p>※ 10. 有形固定資産の減価償却累計額 4,637 百万円</p> <p>※ 11. 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第 44 条により、海外経済協力勘定については積立金を積み立てております。</p>	<p>政府等に対する債権のうち、平成 20 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、1,222,583 百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、668,789 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 528,995 百万円）となっております。</p> <p>※ 7. 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しております。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成 20 年 9 月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成 20 年 9 月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は 72,484 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記 1. から 5. に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8. 同 左</p> <p>※ 9. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 3,776,054 百万円であります。</p> <p>※ 10. 有形固定資産の減価償却累計額 4,593 百万円</p> <p>※ 11. 利益剰余金について 同 左</p>

(損益計算書関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
<p>※ 1. 当行は第 4 期に平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、当事業年度に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より 20,000 百万円の交付金が交付されており、これを政府交付金収入(特別利益)として計上しております。</p>	<p>※ 1. 当行は第 4 期に平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、当事業年度に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より 6,750 百万円の交付金が交付されており、これを政府交付金収入(特別利益)として計上しております。</p>

(キャッシュ・フロー計算書関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)												
<p>※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成 20 年 3 月 31 日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">1,858 百万円</td> </tr> <tr> <td>当座預け金(日銀を除く)</td> <td style="text-align: right;">△1,275 百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;"><u>583 百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	1,858 百万円	当座預け金(日銀を除く)	△1,275 百万円	現金及び現金同等物	<u>583 百万円</u>	<p>※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成 20 年 9 月 30 日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">4,067 百万円</td> </tr> <tr> <td>当座預け金(日銀を除く)</td> <td style="text-align: right;">△4,063 百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;"><u>4 百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	4,067 百万円	当座預け金(日銀を除く)	△4,063 百万円	現金及び現金同等物	<u>4 百万円</u>
現金預け金勘定	1,858 百万円												
当座預け金(日銀を除く)	△1,275 百万円												
現金及び現金同等物	<u>583 百万円</u>												
現金預け金勘定	4,067 百万円												
当座預け金(日銀を除く)	△4,063 百万円												
現金及び現金同等物	<u>4 百万円</u>												

(リース取引関係)

第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
_____	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 動産であります。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 ② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」 に記載のとおりであります。
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 228 百万円 その他 316 百万円 <u>合計 544 百万円</u> 減価償却累計額相当額 動産 126 百万円 その他 196 百万円 <u>合計 323 百万円</u> 期末残高相当額 動産 101 百万円 その他 120 百万円 <u>合計 221 百万円</u> ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 78 百万円 1年超 145 百万円 <u>合計 224 百万円</u> ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 130 百万円 減価償却費相当額 125 百万円 支払利息相当額 4 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 271 百万円 無形固定資産 361 百万円 <u>合計 632 百万円</u> 減価償却累計額相当額 有形固定資産 133 百万円 無形固定資産 210 百万円 <u>合計 343 百万円</u> 期末残高相当額 有形固定資産 137 百万円 無形固定資産 151 百万円 <u>合計 288 百万円</u> ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 74 百万円 1年超 214 百万円 <u>合計 289 百万円</u> ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 66 百万円 減価償却費相当額 63 百万円 支払利息相当額 2 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金等を含めて記載しております。

I. 前事業年度

1. 売買目的有価証券 (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
該当ありません。
5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(金額単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	18,567	14,307	-

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (平成20年3月31日現在)

(金額単位：百万円)

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	103,701
非上場国内株式 (店頭売買株式を除く)	102,921
非上場外国株式	0
その他の非上場国内証券	-
その他の非上場外国証券	779

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
9. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)
該当ありません。

II. 当事業年度

1. 売買目的有価証券（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
該当ありません。
5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
該当ありません。
6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

（金額単位：百万円）

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	103,594
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	102,921
非上場外国株式	0
その他の非上場国内証券	-
その他の非上場外国証券	673

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
9. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

（金銭の信託関係）

- I. 前事業年度（平成20年3月31日現在）
該当ありません。
- II. 当事業年度（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

- I. 前事業年度（平成20年3月31日現在）
該当ありません。
- II. 当事業年度（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

（デリバティブ取引関係）

- I. 前事業年度（平成20年3月31日現在）
該当ありません。
- II. 当事業年度（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
退職給付債務 (A)	△ 9,073	△ 9,182
年金資産 (B)	2,531	2,669
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△ 6,541	△ 6,512
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	—	—
未認識数理計算上の差異 (E)	—	—
未認識過去勤務債務 (F)	—	—
貸借対照表計上額純額 (G) = (C) + (D) + (E) + (F)	△ 6,541	△ 6,512
前払年金費用 (H)	—	—
退職給付引当金 (G) - (H)	△ 6,541	△ 6,512

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
勤務費用	324	161
利息費用	177	90
期待運用収益	△ 41	△ 18
過去勤務債務の費用処理額	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	381	—
会計基準変更時差異の費用処理額	—	—
その他 (臨時に支払った割増退職金等)	—	—
退職給付費用	841	233

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
(1) 割引率	2.0%	2.0%
(2) 期待運用収益率	1.5%	1.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	—	—
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括償却	発生年度に一括償却
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	—	—

(関連当事者との取引)

I. 前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

関連当事者との取引において記載すべき重要なものはありません。

II. 当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

関連当事者との取引において記載すべき重要なものはありません。

⑤【附属明細表】

第10期(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 有形固定資産等明細表

(金額単位:百万円)

資産の種類		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引期末残 高	摘要
有形 固定 資産	建物	—	—	—	6,699	3,761	100	2,938	
	土地	—	—	—	3,216	—	—	3,216	
	リース資産	—	—	—	31	0	0	30	
	建設仮勘定	—	—	—	46	—	—	46	
	その他の有形固 定資産	—	—	—	1,254	830	45	423	
	計	—	—	—	11,248	4,593	145	6,655	
無形 固定 資産	ソフトウェア	—	—	—	3,249	1,482	242	1,767	
	リース資産	—	—	—	1	0	0	1	
	その他の無形固 定資産	—	—	—	127	—	—	127	
	計	—	—	—	3,377	1,482	242	1,895	

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2. 借入金等明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
借入金	3,306,703	3,114,262	1.7	-	
財政融資資金借入金	3,306,703	3,114,262	1.7	平成21年11月～ 平成45年5月	
1年以内に返済予定のリース債務	-	8	-	-	
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	-	24	-	平成24年6月～ 平成24年8月	

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
2. 借入金の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(金額単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	396,804	402,125	379,337	347,712	327,966

3. 引当金明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金						
一般貸倒引当金	37,289	69,172	-	37,289	69,172	
個別貸倒引当金	50,319	-	-	-	50,319	
うち非居住者向け債権	50,319	-	-	-	50,319	
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	
賞与引当金	393	389	393	-	389	
計	88,002	69,562	393	37,289	119,882	

- (注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。
一般貸倒引当金……………洗替による取崩額

(2) 主な資産及び負債の内容

第10期末（平成20年9月30日現在）の主な資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

①資産の部

預 け 金	日本銀行への預け金 0 円及び他の銀行への預け金 4,063 百万円であります。
未 収 取 益	未収貸付金利息 56,280 百万円その他であります。
そ の 他 の 資 産	仮払金 208 百万円その他であります。

②負債の部

未 払 費 用	未払借入金利息 13,299 百万円その他であります。
そ の 他 の 負 債	仮受金 114 百万円であります。

(3) その他

該当事項なし。

第6 発行者の参考情報

1. 発行者の参考情報

当機構では、当機構の現況を理解していただくために、業務内容、財務状況等について下記のとおり開示しています。

資料の種類	公表場所・方法
財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、財産目録)	・官報にて公告 ・本部（新宿）に備置
附属明細書	・本部（新宿）に備置
決算報告書	・本部（新宿）に備置
監事の意見書 (財務諸表及び決算報告書にかかるもの)	・本部（新宿）に備置
業務報告書 (業務内容、業務実績、組織概要、財務内容等を掲載)	・本部（新宿）に備置
国際協力機構年報（和文・英文・西文・仏文） 国際協力銀行年次報告書（和文・英文）	・各事務所に備置（西文・仏文は各言語圏事務所にのみ備置）
「新 JICA 誕生」 「新 JICA の概要」	・インターネット上に掲載
ホームページ (上記の資料に加え、国際協力機構関連法令、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報、調査レポート等を掲載。)	・インターネット上に開設 (アドレス http://www.jica.go.jp/)

各事務所とは本部・国内機関・在外の各事務所です。

本部（新宿）住所： 〒151-8558
東京都渋谷区代々木 2-1-1 新宿マインズタワー 6階から13階

本部（竹橋）住所： 〒100-0004
東京都千代田区大手町 1-4-1

本部（JICA 研究所）住所： 〒162-8433
東京都新宿区市谷本村町 10-5

2. 独立行政法人国際協力機構中期目標

独立行政法人国際協力機構中期目標

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

はじめに

グローバル化の中で国際社会において経済格差の拡大と貧困の深刻化が進んでおり、環境等地球規模の問題も依然として深刻である。また、冷戦終了後、紛争、特に地域・民族紛争が頻発しており、紛争予防、緊急人道支援、平和の定着と国造りのための努力の重要性は、従来にも増して高まっている。特に平成13年9月11日のテロ以降、欧米諸国が相次いで政府開発援助（以下「ODA」という。）の供与額の増額方針を表明するなど、開発問題に対する国際的関心が高まりつつある。

また、国際社会においては、開発問題への取組において開発目標の共有と新たな開発戦略の構築が進展している。特に、ミレニアム開発目標は、貧困削減、基礎教育、男女平等、保健医療、環境保全等に関して、国際社会が共通して取り組むべき課題と具体的な達成目標を設定している。さらに、平和構築支援については一層の強化が求められており、これらは我が国が主導する人間の安全保障の観点からも重要な課題である。同時に、開発途上国の貿易、投資及び人の交流を活性化し、持続的成長を支援することも重要である。加えて、開発戦略については、援助国・国際機関等が、特に貧困に直接焦点を当てて援助の協調を図る動きも世界的に活発化しつつある。

我が国としても、開発途上国の安定と発展への貢献を通じ、我が国の安全と繁栄を確保するとともに、地球規模課題の解決に積極的に取り組み、世界の平和と繁栄の実現に向けて、「平和協力国家」として責任ある役割を果たす必要がある。

また、我が国ODAの重点を、我が国との経済的社会的結びつきの強いアジア地域に置くことも求められている。さらに、平成20年5月に開催された第4回アフリカ開発会議で、我が国は、アフリカ向け援助を2012年までに倍増することを表明し、平成20年7月の北海道洞爺湖サミットでは、ミレニアム開発目標の達成に向け、新たな決意表明を行った。我が国は、クールアース・パートナーシップ等を含むこれらの国際公約を着実に達成するとともに、さらなる戦略的重点化を図り、質の高い援助を実施していく必要がある。

他方、我が国の経済・財政の健全な発展が強く求められている現状の下、ODAの意義・役割とその成果及び経済社会への影響に関する国民の支持・理解を得る必要が高まってお

り、ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性の確保が一層求められている。また、国際社会の援助需要に迅速かつ効果的に対応していくという観点からも、我が国のODAを通じた協力を国際的に競争力のあるものとするよう、不断の努力が求められている。

こうした我が国のODAを巡る状況において、ODAを含む海外経済協力の司令塔機能の強化のために平成18年4月に設置された内閣総理大臣を議長とする海外経済協力会議では、我が国のODAを含む海外経済協力に関する重要事項が機動的かつ実質的に審議されてきている。外務省は、引き続きODAの企画立案の調整の中核を担い、外務大臣の下に国際協力企画立案本部を設置し、企画立案機能強化を図っている。

機構は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法を一元的に実施する我が国のODAの実施機関として、統合効果が最大限発揮されるとともに、国際競争力のある援助が展開できるよう、政府の方針に則り、関係行政機関と連携しつつ、一層質の高い業務の実施に努めなければならない。また機構は、海外経済協力会議で審議される重要事項、政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助計画及び年度毎の国際協力重点方針等の政府の政策を踏まえ、3つの援助手法間の連携による相乗効果の発現を図るとともに、国別・地域別及び課題別アプローチのさらなる強化に努め、政府の案件採択に資するよう具体的な案件形成のために重要な役割を果たさなければならない。加えて機構は、事業の透明性を一層高め、事業の合理化を進めるとともに、一貫した事業の評価を行っていかなければならない。

さらに機構は、ODAへの幅広い国民参加が一層求められている状況を踏まえ、NGOをはじめ、地方自治体、大学、経済界等幅広い国民層からの主体的な国際協力への参加を促進するとともに、国民の理解を深めるために広報・情報公開や開発教育を充実させていく必要がある。また機構は、国際協力に参画する人材の育成・確保に努めていかなければならない。

加えて機構は、政府が行う政策の企画・立案に資するよう、主務大臣に事業実績に基づき適宜報告するものとする。

以上の認識を踏まえ、機構は、我が国のODAの実施機関として、本中期目標に従い、独立行政法人化の趣旨を十分踏まえて、効率的かつ効果的な業務を行うものとする。

1. 中期目標の期間

中期目標の期間は平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

機構は、業務の運営に際しては、以下の各事項に関し具体的措置を講ずることにより、効率化を図る。

(1) 組織運営における機動性の向上

機構は、開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に

対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。また機構は、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者や民間セクターとも連携を図り、開発途上地域のニーズを的確に把握する。

また、統合効果を最大限に発揮する観点から、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるような体制の定着を図る。

併せて機構は、政策上の要請に的確かつ機動的に対応すべく、予算の執行管理機能の一層の強化を図る。

さらに機構は、限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、海外拠点について国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化等のため必要な見直し、また、国内拠点について設置目的と果たすべき機能や利用状況等を第三者の参加を得て検証し、その検証に基づき必要な見直しを促進する。

(2) 業務運営全体の効率化

(イ) 機構は、業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理の改善を行う。

(ロ) 機構は、随意契約等における委託等について、国における見直しの取組（「公共調達
の適正化について」（平成18年8月25日付事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。））
等を踏まえ、関連公益法人等との契約のあり方などにつき国の取組に準じた不断の見直し
を行い、一般競争入札をはじめ競争性のある契約の範囲拡大を図るとともに、契約の妥当
性について、第三者の参加を得て検証を行う。併せて機構は、委託先での執行状況をチェ
ックするシステムを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規
程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。

(ハ) 機構は、中期目標期間中、事業の質の維持・向上を図りつつ、事業コストの縮減及
び事業内容の見直しを行い、運営費交付金を充当する業務経費（重点施策の実施等の事由
による政策的に必要とされる経費、特別業務費、受託事業及びその他の外部資金によるも
のとして整理される経費を除く。）について、毎事業年度1.3%程度の効率化に努める。

また機構は、中期目標期間中、運営費交付金を充当する一般管理費（特殊要因又は受託
事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。）について、中期目標
期間の最終年度において平成18年度比年率3%程度の効率化に努める。

また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18
年法律第47号）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（平成18年度から5年間で5%
以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(ニ) 機構は、効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないよう、モニタリング手法の確立に努める。

(ホ) 機構は、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日付各府省情報化総括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、主要な業務・システムに係る監査並びに刷新可能性調査を実施するとともに、平成21年度末までに、最適化計画を策定する。策定した最適化計画は速やかに公表し、実施する。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 統合効果の発揮

国際競争力の高い援助を実施するため、機構は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一体的に運用し、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応する。援助事業のプログラム化を進め、3つの援助手法の相乗効果を最大限に発揮させるよう取り組む。

(2) 事業に関する横断的事項

(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力を促進し、我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため機構は、海外経済協力会議で審議される重要事項、政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助計画、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国別・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上国側の開発政策及び援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力、有償資金協力、無償資金協力等につき、これらの援助手法の特色を十分に活かしつつ、効果的に業務を実施する。その際機構は、開発途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努めるとともに、他の援助実施機関との連携を密にし、さらには、日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）等の政府開発援助以外の公的資金（OOF）の実施機関との連携を図る。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へ適切なサポートを行う。

(ロ) 機構は、独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。

(ハ) 機構は、機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」（平成15年法律第

59号)に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応する。また機構は、国際協力の理解と参加を促進するために、機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等も含め情報提供と広報活動の充実を図る。

(二) 機構は、事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインに則り、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。

(ホ) 男女共同参画の視点は重要であり、機構は、事業実施に当たり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。

(へ) 機構は、客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を行うとともに、外部評価を適切に実施する。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。さらに、各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価手法の開発に取り組む。

(3) 各事業毎の目標

(イ) 技術協力(法第13条第1項第1号)

(i) 技術協力業務は、開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的及び迅速に実施するものとする。また、機構は、想定される投入要素の内容及び概算経費の精度の向上を図りつつ、案件の実施に当たり、投入要素の組み合わせ・量・時期等を適切に決定するとともに、案件の実施中に行う評価の結果を踏まえて当該案件の内容について適切に見直しを行うものとする。

(ii) 機構は、研修員受入について、各研修コースについて開発途上国の需要にかなっているか、効果的なものとなっているかを、第三者の参加を得て客観的に検証し、その結果を研修コース及びプログラムの改廃に的確に反映できるようなシステムを確立する。

また機構は、海外、国内別に研修の実施基準を策定し、効果的かつ効率的な取組を促進する。

加えて機構は、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。

青年研修事業については、事業の有する開発教育効果にも配慮しつつ、交流性の強いプログラムを廃止し、技術研修へ絞り込むことにより、従来以上に専門的知見の習得を重視した事業内容とする。

(iii) 機構は、相手国からの要請内容を適切に踏まえつつ、案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。

(ロ) 有償資金協力（法第13条第1項第2号）

(i) 有償資金協力業務は、開発途上地域等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上国の自助努力による経済発展、経済的自立を支援するものであり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施するものとする。

(ii) 機構は、開発効果の持続性の確保と増大のために、借入国における開発政策・制度が適切に策定・運営され、事業の形成・運営・維持管理体制等が適切に整備されるよう、我が国および機構の持つ知見等を活用しつつ、知的協力を推進する。

(ハ) 無償資金協力（法第13条第1項第3号）

(i) 無償資金協力業務については、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を適正かつ効果的・効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについてはその案件が適正かつ効果的・効率的に実施されるよう、その促進に努める。

(ii) 機構は、無償資金協力事業の競争性と透明性の一層の確保に留意し、入札への参加拡大を図り、入札参加業者のインセンティブを高める観点からも、制度改善に資する取組を行う。

(iii) 機構は、積算審査の強化等の取組を実施し、総合的なコストの縮減を図る。

(ニ) 国民等の協力活動（法第13条第1項第4号）

(i) 本号に基づくボランティア関連業務については、機構は、国民の発意が出来る限り反映されるよう留意しつつ、開発途上地域の発展に寄与するよう、協力の質的向上に努める。このため機構は、引き続き適格な人材の確保に努めるとともに、派遣者への適切なサポートを行う。また、事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。

(ii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、NGO等との連携を推進し、機構は、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力をを行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きのさらなる迅速化に心がけるものとする。

(iii) 機構は、開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支

援を充実させる。

(ホ) 海外移住（法第13条第1項第5号）

機構は、本事業を推進するに当たっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をも併せもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、重点化を図る。その際、政府が、事業の目的とその達成状況等を検証し、必要性を判断し、役割を終えたと判断されるものについては廃止する。

(ヘ) 災害援助等協力（法第13条第1項第6号及び第2項）

機構は、開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効果的かつ効率的な実施を図る。

(i) 国際緊急援助隊派遣の実施に当たっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。

(ii) 緊急援助物資供与の実施に当たっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また、援助物資供与後、被供与国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に反映させる。

(ト) 人材養成確保（法第13条第1項第7号）

国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため機構は、専門家の公募、登録、確保及び養成のための研修等の業務を援助ニーズを踏まえて適確に行い、援助人材の養成及び確保に努める。

(チ) 調査及び研究（法第13条第1項第8号）

開発途上国及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、戦略的、効果的な事業を実施するために必要な調査及び研究を行う。また機構は、それらの成果に基づき対外発信の充実に努める。

(リ) 受託業務（法第13条第3項）

機構は、外務大臣が適当と認める場合、開発途上地域と我が国内外の国際協力に携わる幅広いリソースとの連携に係る一手段として、本邦又は外国において、政府等若しくは国

際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行う。

4. 財務内容の改善に関する事項

(1) 機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

(2) 機構は、保有資産の売却等により、土地・建物の効率的な活用を促進するよう見直しを行うとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的な執行により適切な財務内容の実現を図る。

(3) 機構は、国際協力に対する国民の参画意識の醸成等の観点から、広く国民各層から寄附金を受け入れる活動を積極的に展開するとともに、内閣府の委託により行われる「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金の適正な管理・運用に努める。

(4) 機構は、融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、移住融資債務者に対する為替変動の影響等による債務負担の軽減に関する方策を検討する。

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設・設備

機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、費用対効果や事業全体の収支などを総合的に勘案し、施設・設備に関する計画を定める。

(2) 人事

機構は効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。また機構は、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。

(3) 監査の充実

外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。

3. 独立行政法人国際協力機構中期計画

独立行政法人国際協力機構中期計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条第1項の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の平成19年度から始まる期間における中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のように定める。

中期計画を実施するに当たっては、中期目標に示された我が国の開発援助を巡る諸状況を踏まえ、機構に課せられた使命を達成するため、関係行政機関と連携しつつ、あらゆる努力を行う。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）組織運営における機動性の向上

開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。また、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者や民間セクターとも連携を図り、開発途上地域のニーズを的確に把握する。

また、統合効果を最大限に発揮する観点から、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるような体制の定着を図る。

併せて、政策上の要請に的確かつ機動的に対応すべく、予算の執行管理機能の一層の強化を図る。

さらに、限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、海外拠点について国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化等のため必要な見直し、また、国内拠点について設置目的と果たすべき機能や利用状況等を第三者の参加を得て検証し、その検証に基づき必要な見直しを行う。具体的には、

- 現地ODAタスクフォース等、現地における政府開発援助（以下「ODA」という。）実施のための連携体制に積極的に参加する。
- 人員の在外への配置や現地職員の活用等により適正な人員体制の整備を進めるとともに、事業実施において在外主導體制の定着を図る。
- 部局間の連携を強化するとともに、業務運営に係る決裁プロセスを合理化し業務効率の促進を図る。
- 既存の各システムを有効活用して予算執行の予測性を高め、予算の執行管理・調整機能の一層の強化を図る。
- EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発途上

国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。

- 国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。

(2) 業務運営全体の効率化

(イ) 業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理の改善を行う。具体的には、

- 専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの効率化を図る。
- コンサルタント契約の手続きの合理化を図る。
- 内部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。

(ロ) 随意契約等における委託等について、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、関連公益法人等との契約のあり方などにつき国の取組に準じた不断の見直しを行い、一般競争入札をはじめ競争性のある契約の範囲拡大を図るとともに、契約の妥当性について、第三者の参加を得て検証を行う。併せて、委託先での執行状況をチェックするシステムを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。具体的には、

- 関連公益法人等との契約における見直しを行い、一般競争入札、プロポーザル方式契約等競争性のある契約の拡大を進める。
- 契約の妥当性について第三者の参加を得て検証を行うとともに、契約の情報を積極的に開示し、透明性の確保を図る。また、委託先での適正な執行を確保するため、定期的な報告・確認等のチェック手続きを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。

(ハ) 中期目標期間中、事業の質の維持・向上を図りつつ、事業コストの縮減及び事業内容の見直しを行い、運営費交付金を充当する業務経費（重点施策の実施等の事由による政策的に必要とされる経費、特別業務費、受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。）について、要員の待遇見直しや調査業務の一層の効率の実施等の取組によって、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成する。

また、中期目標期間中、運営費交付金を充当する一般管理費（特殊要因又は受託事業

及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。)について、人件費、事務所借料等の経費の削減によって、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%以上の効率化を達成する。

また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(平成18年度から5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成18年度から5年間に於いて5%以上の削減を行い、その際、役職員の給与について必要な見直し等を進める。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(ニ) 効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないよう、モニタリング手法の確立に努める。

(ホ) 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日付各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえ、主要な業務・システムに係る監査並びに刷新可能性調査を実施するとともに、平成21年度末までに、最適化計画を策定する。策定した最適化計画は速やかに公表し、実施する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 統合効果の発揮

国際競争力の高い援助を実施するため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一体的に運用し、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応する。援助事業のプログラム化を進め、3つの援助手法の相乗効果を最大限に発揮させるよう取り組む。そのため、

- 国別・地域別アプローチを強化し、開発途上地域等の開発政策に則し、3つの援助手法を一体的に活用した効果的な事業を実施する上で、優良な協力プログラムの形成を支援する。
- 技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法に係る調査業務を「協力準備調査」として集約し、案件形成の迅速化とともに3手法間の連携による援助効果の向上を図る。

(2) 事業に関する横断的事項

(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力を促進し、我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため、海外経済協力会議で審議される

重要事項、政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助計画、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国別・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上国側の開発政策及び援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力、有償資金協力、無償資金協力等につき、これらの援助手法の特色を十分に活かしつつ、効果的に業務を実施する。その際、開発途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努めるとともに、他の援助実施機関との連携を密にし、さらには、日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）等の政府開発援助以外の公的資金（OOF）の実施機関との連携を図る。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へ適切なサポートを行う。具体的には、

- 政府の案件採択に資するよう、政府の援助方針等の政策を踏まえ、優良な案件の形成を積極的に支援する。
- 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の中で共有し、効果的な活用を推進する。
- 従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、貧困、災害、感染症、気候変動等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。
- 地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップを強化し、その知見や技術を事業に活用するとともに、我が国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、他の援助国や国際援助機関との連携・協調を図る。
- 日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）との適切な連携・協力を確保する。
- 事業の質の向上の観点から、JICA事業経験者等現地又は第三国のリソースを的確に把握し積極的な活用を図る。

(ロ) 独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。

(ハ) 機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図る。

(ニ) 事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境影響及び住民移転等の社会的影

響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインに則り、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。

なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境に及ぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。

(ホ) 男女共同参画の視点は重要であり、事業実施に当たり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。

(ヘ) 客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を行うとともに、外部評価を適切に実施する。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。さらに、各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価手法の開発に取り組む。具体的には、

- 目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前から事後にいたる一貫した効率的な評価を実施する。
- 評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、外部有識者・機関等による評価を適切に実施する。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による評価件数を全評価件数の50%以上とする。
- 評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。
- フィードバック機能を強化し、評価から得られた教訓の事業への活用を図る。
- 各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価について、実効性のある評価手法の確立に資するよう、調査研究を行い、その開発に取り組む。

(3) 各事業毎の目標

(イ) 技術協力（法第13条第1項第1号）

(i) 技術協力業務は、開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的及び迅速に実施する。また、想定される投入要素の内容及び概算経費の精度の向上を図りつつ、案件の実施に当たり、投入要素の組み合わせ・量・時期等を適切に決定するとともに、案件の実施中に行う評価の結果を踏まえて当該案件の内容について適切に見直しを行う。そのために、

- 総合的能力開発を重視した事業を実施し、その知見の蓄積に努める。
- 開発途上国支援における南南協力の意義と有効性に留意し、南南協力支援事業の効果的な実施を図る。
- 候補案件に想定される概算経費の標準的な算出方法を導入する。
- 案件実施に当たり、事業内容と積算内容の精緻化を図るとともに、実施中は、目標達成に向け、評価結果を踏まえ、進捗状況や外部状況の変化に応じて投入要素を機動的に見直すなど、事業マネジメントについて一層の向上を図る。

(ii) 研修員受入について、各研修コースについて開発途上国の需要にかなっているか、効果的なものとなっているかを、第三者の参加を得て客観的に検証し、その結果を研修コース及びプログラムの改廃に的確に反映できるようなシステムを確立する。

また、海外、国内別に研修の実施基準を策定し、効果的かつ効率的な取組を促進する。

加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。

青年研修事業については、事業の有する開発教育効果にも配慮しつつ、交流性の強いプログラムを廃止し、技術研修へ絞り込むことにより、従来以上に専門的知見の習得を重視した事業内容とする。具体的には、

- 第三者の参加も得て事業の成果をより客観的に検証するため、事前から事後の事業評価のシステムを改善するとともに、課題毎に事業方針を定め、評価結果と併せて研修案件の改廃と新設に反映させるシステムを確立する。
- 海外、国内で実施することが妥当な研修案件の基準を策定するとともに、特に国内で実施する研修については、研修員個人の育成にとどまらず組織開発や制度改善を重視する。
- 日本の知識や経験が開発途上国の問題解決により効果的に活かされるよう、大学との連携などにより研修内容の付加価値を高め、研修の方法を改善するとともに、研修案件終了後のフォローアップ活動を充実させる。
- 青年研修事業について、開発途上国の援助課題に合致した技術協力を絞り込むこと

により、研修効果を高める。

(iii) 相手国からの要請内容を適切に踏まえつつ、案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。このため専門家については、

- 民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、人選基準を踏まえ、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。また、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。
- 人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の着実な実施と反映を図る。またコンサルタントについては、
- コンサルタント選定における評価方法の見直し等を行い、競争性を一層高める。
- 緊急な選定手続きが必要と認められる案件については、引き続き迅速な選定を行う。

(ロ) 有償資金協力（法第13条第1項第2号）

(i) 有償資金協力業務は、開発途上地域等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上国の自助努力による経済発展、経済的自立を支援するものであり、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施する。

- 円借款事業の適正かつ迅速な形成に努める。
- 我が国の政策的な優先度と開発途上国のニーズを踏まえた円借款事業を促進する。
- 円借款を通じて、開発途上国における経済活動の活性化による自立的な経済成長を支援する。

(ii) 開発効果の持続性の確保と増大のために、借入国における開発政策・制度が適切に策定・運営され、事業の形成・運営・維持管理体制等が適切に整備されるよう、我が国及び機構の持つ知見等を活用しつつ、知的協力を推進する。

- 円借款借入国との緊密な政策対話やマクロ経済調査等により、借入国の債務持続可能性等を把握し、事業実施能力の向上を図る。
- 円借款事業の開発効果を高めるための調査・研修等を今後とも推進する。
- 地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップにより、円借款事業を通じた開発効果の向上に努める。

(ハ) 無償資金協力（法第13条第1項第3号）

(i) 無償資金協力業務については、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、条約その他の国際約束に基づき、案件を適正かつ効果的・効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するも

のについてはその案件が適正かつ効果的・効率的に実施されるよう、その促進に努める。

- (ii) 無償資金協力事業の競争性と透明性の一層の向上を図るとともに、工期設定の柔軟化、天災や大幅な物価変動といった予め想定できない事態に対する対応の最適化等、制度の改善に係る検討を進め、入札への参加拡大を図る。
- (iii) 積算審査の強化等の取組を実施し、総合的なコストの縮減を図る。

(二) 国民等の協力活動（法第13条第1項第4号）

- (i) 本号に基づくボランティア関連業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう留意しつつ、開発途上地域の発展に寄与するよう、協力の質的向上に努める。このため、引き続き適格な人材の確保に努めるとともに、派遣者への適切なサポートを行う。また、事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。そのために、
 - プログラム化の中での他事業との連携促進及び他機関との協調等に対応する。
 - ボランティア人材を取り巻く参加環境や社会環境の変化にも対応しつつ、協力の質的向上に資するボランティア事業基盤の拡充につながる、募集・選考や訓練・研修方法の改善を通じた適格なボランティア人材の確保、特に社会還元にもつながる現職参加制度の拡充、現地活動の支援強化等に取り組む。
 - 帰国ボランティアについては、社会還元のための環境整備を促進すべく、進路対策支援をはじめ、ボランティアの経験を活かす場の拡充に努める。

- (ii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、NGO等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行う。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きのさらなる迅速化に心がける。具体的には、
 - 幅広い国民の参加が得られるよう、草の根技術協力事業の実施等により、NGO等との連携を推進する。また、そのためにNGO人材育成プログラムを推進する。
 - 草の根技術協力事業については、幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努めるとともに、手続きの簡素化・迅速化を図り、事務合理化を行う。
 - 草の根技術協力事業については、国民の主体的な発意が尊重され、かつ、現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。
 - 地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供す

る。このために、国内と海外できめ細やかな支援を行うとともに、市民参加協力支援事業を実施する。

- 国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国际協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。その際、市民参加協力の全国拠点として広尾センター（JICA地球ひろば）を中心に国際協力に関わる市民団体の情報発信等の活動を支援する。

(iii) 開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。具体的には、

- 講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取組など教育現場との連携を実施する。
- 開発教育において重要な役割を担う教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを実施するとともに、そのフォローアップに努める。

(ホ) 海外移住（法第13条第1項第5号）

本事業を推進するに当たっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をも併せもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意する。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、重点化を図る。その中で、国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修事業については、機構で実施する必要性に関する検証結果を踏まえて抜本的に見直す。また、移住者への影響にも十分配慮しつつ、調査統計事業及び営農普及事業について中期目標期間中に段階的に廃止する。

(ヘ) 災害援助等協力（法第13条第1項第6号及び第2項）

開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。

- (i) 国際緊急援助隊派遣の実施に当たっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図る。
- (ii) 緊急援助物資供与の実施に当たっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また、援助物資供与後、被供与国の物資活用状況

等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に反映させる。また、N G Oとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。

(ト) 人材養成確保 (法第13条第1項第7号)

国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、専門家の公募、登録、確保及び養成のための研修等の業務を援助ニーズを踏まえて適確に行い、援助人材の養成及び確保に努める。そのため、

- 国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供及び相談業務、人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。
- 援助ニーズに対応した、能力強化研修等の適切な実施に取り組み、援助人材の能力開発・強化に努める。
- 人材育成をさらに幅広く行うため、インターンシップ制度、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。

(チ) 調査及び研究 (法第13条第1項第8号)

開発途上国及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、戦略的、効果的な事業を実施するために必要な調査及び研究を行う。また、それらの成果に基づき対外発信の充実に努める。

(リ) 受託業務 (法第13条第3項)

外務大臣が適当と認める場合、開発途上地域と我が国内外の国際協力に携わる幅広いリソースとの連携に係る一手段として、本邦又は外国において、政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行う。

3. 予算 (人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画 (本項において有償資金協力勘定を除く。)

(1) 予算 (人件費の見積を含む。) 別表1

運営費交付金を充当して行う業務については、「1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

(2) 収支計画 別表2

保有資産の売却等により、土地・建物の効率的な活用を促進するよう見直しを行うとと

もに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

(3) 資金計画 別表3

融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、適切な軽減措置を講じる。また、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、償還計画の見直しを行う。

国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層から寄附金を受け入れる活動を積極的に行うとともに、内閣府の委託により行われる「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金の適正な管理・運用を行う。

4. 短期借入金の限度額

一般勘定 670 億円

有償資金協力勘定 1,500 億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

ボリビア国農牧技術センター建物、パラグアイ国農業総合試験場土地・建物、タイ国事務所土地・建物、東京国際センター八王子別館の土地・建物、中部国際センター土地・建物、職員住宅、保養所の処分を計画

6. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務、施設・設備の整備、並びに改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。

平成19年度から平成23年度の施設・設備の整備に関する計画（単位：百万円）

施設・設備の内容

財源

予定額

中部国際センター建替え	施設整備資金	2,049
本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備資金	7,245
計	施設整備資金	9,293

(注記) 金額(「3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(本項において有償資金協力勘定を除く。)」にて記載のもの)については見込みである。単位未満四捨五入の関係上、合計が一致しない。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがありうる。

(2) 人事に関する計画

(イ) 方針

効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。具体的には、

- 的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲をさらに引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。
- 業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。特に、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担う体制において、各援助手法の習熟に資する職員研修を推進する。

(ロ) 人員に係る指標

期末の常勤職員数 1,664人

中期目標期間中の人件費総額見込み(「3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(本項において有償資金協力勘定を除く。)」にて記載のもの)

64,326百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項(法第31条第1項及び法附則第4条第1項)

(イ) 前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行

ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務（有償資金協力業務を除く。）の財源に充てることとする。

(ロ) 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成15年政令第409号）附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

(4) その他中期目標を達成するために必要な事項

(イ) 監査の充実

外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。

(ロ) 各年度の業績評価

各年度の業績に関し、外部有識者を含めた法人自身による評価を行い、業務運営に反映させる。

国際協力機構 中期計画（第2期）

予算

別表 1

中期目標期間：平成19年度～平成23年度

（単位：百万円）

収入	運営費交付金	755,938
	事業収入	2,979
	受託収入	14,948
	寄附金収入	140
	施設整備資金より受入	9,293
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	1,520
	計	784,818
支出	一般管理費	57,438
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	55,342
	業務経費	702,998
	（うち特別業務費を除いた業務経費）	698,998
	受託経費	14,948
	寄附金事業費	140
	施設整備費	9,293
	計	784,818

〔注1〕 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

〔注2〕 無償資金協力の計画は閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画、資金計画は記載していない。

〔人件費の見積〕

期間中、64,326百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び、退職者給与に相当する範囲の費用である。

〔運営費交付金の算定方法〕 ルール方式を採用

〔運営費交付金の算定ルール〕 別紙のとおり

収支計画

別表 2

中期目標期間：平成19年度～平成23年度

(単位：百万円)

区別		
費用の部		774,373
	経常費用	774,373
	一般管理費	51,113
	(うち特殊要因を除いた一般管理費)	49,017
	業務経費	702,998
	(うち特別業務費を除いた業務経費)	698,519
	受託経費	14,948
	寄附金事業費	140
	減価償却費	5,174
	財務費用	0
	支払利息	0
	臨時損失	0
収益の部		772,853
	経常収益	772,853
	運営費交付金収益	749,613
	事業収入	2,979
	受託収入	14,948
	寄附金収入	140
	資産見返運営費交付金戻入	5,087
	資産見返補助金等戻入	87
	財務収益	0
	受取利息	0
	臨時収益	0
	純利益(▲純損失)	▲ 1,520
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,520
	目的積立金取崩額	0
	総利益(▲総損失)	0

[注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

資金計画

別表 3

中期目標期間：平成19年度～平成23年度

(単位：百万円)

区別		
資金支出		805,622
	業務活動による支出	769,199
	一般管理費	51,113
	(うち特殊要因を除いた一般管理費)	49,017
	業務経費	702,998
	(うち特別業務費を除いた業務経費)	698,519
	受託経費	14,948
	寄附金事業費	140
	投資活動による支出	15,743
	固定資産の取得による支出	15,619
	新規貸付による支出	124
	財務活動による支出	0
	短期借入金の返済による支出	0
	国庫納付金による支払額	5,240
	次期中期目標の期間への繰越金	15,441
資金収入		805,622
	業務活動による収入	774,005
	運営費交付金による収入	755,938
	事業収入	2,979
	受託収入	14,948
	寄附金収入	140
	投資活動による収入	9,691
	固定資産の売却による収入	2,902
	貸付金の回収による収入	6,790
	財務活動による収入	0
	短期借入による収入	0
	前中期目標期間よりの繰越金	21,926

[注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(別紙)

〔運営費交付金の算定ルール〕

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = B(y) + C(y) + D(y) + E(y) - F(y)$$

A(y) : 運営費交付金

B(y) : 一般管理費

C(y) : 基礎的業務費

D(y) : 特別業務費

E(y) : 特殊要因

F(y) : 事業収入

○一般管理費

各事業年度の一般管理費B(y)は以下の式により決定する。

$B(y) = \text{直前の事業年度における一般管理費 } B(y-1) \times \text{一般管理費の効率化係数 } \alpha \times \text{一般管理費の調整係数 } \sigma 1$

- ・一般管理費の効率化係数 α

各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

- ・一般管理費の調整係数 $\sigma 1$

法令改正等に伴う業務の改変等の要素を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○基礎的業務費

各事業年度の基礎的業務費C(y)は以下の式により決定する。

$C(y) = \text{直前の事業年度における基礎的業務費 } C(y-1) \times \text{基礎的業務費の効率化係数 } \beta \times \text{基礎的業務費の調整係数 } \sigma 2 \times \text{基礎的業務費の調整係数 } \sigma 3$

- ・基礎的業務費の効率化係数 β

各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

- ・基礎的業務費の調整係数 $\sigma 2$

政策的要素に伴う事業量の増減を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

- ・基礎的業務費の調整係数 $\sigma 3$

専門家派遣地域の分布変動等を勘案して措置する単価補正として、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○特別業務費 $D(y)$

機構の判断のみで決定あるいは実施することが困難な国家的な政策課題に対応するために必要とされる業務経費であり、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

○特殊要因 $E(y)$

現時点で予測不可能な事由により時限的に生じる管理的経費であり、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

○事業収入 $F(y)$

・事業収入 $F(y) = \text{当該事業年度に回収する利息収入} + F(y-1) \times \delta$

$F(y-1)$: 直前の事業年度における雑収入。

δ : 収入係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

上記の算定式に基づき、一定の仮定の下に中期計画の予算を試算。

α : 一般管理費の効率化係数 (0.97 と仮定)

β : 基礎的業務費の効率化係数 (0.987 と仮定)

$\sigma 1$: 一般管理費の調整係数 (1.00 と仮定)

$\sigma 2$: 基礎的業務費の調整係数 (1.00 と仮定)

$\sigma 3$: 基礎的業務費の調整係数 (1.00 と仮定)

δ : 収入係数 (1.03 と仮定)

以 上